特許協力条約（PCT）に基づく
国際出願の手続

令和６年度

特許庁

目　次

受理官庁【手続編】

第１章　特許協力条約に基づく国際出願の概要 …… 3

第１節　特許協力条約に基づく国際出願 …… 3
１．保護の対象 …… 3
２．国際出願の出願人 …… 3
３．国際出願の提出先 …… 3
４．国際出願の効果 …… 4
５．言語 …… 4

第２節　国際出願後の流れ …… 4
１．国際出願受理後の受理官庁からの送付 …… 4
２．国際調査機関 …… 5
３．条約第１９条の規定に基づく補正（請求の範囲の補正） …… 6
４．国際公開 …… 6
５．国際予備審査 …… 7
６．国際事務局による指定官庁への送達 …… 8

第３節　指定官庁への手続 …… 9
１．指定官庁又は選択官庁に対する手続 …… 9

第２章　受理官庁としての日本国特許庁に対する国際出願の手続の一般原則 …… 11

第１節　受理官庁としての日本国特許庁への国際出願 …… 11
１．出願人適格 …… 11
２．言語 …… 11
３．提出方法及び提出先 …… 11
４．国際調査機関 …… 12
５．国際予備審査機関 …… 12
６．手続に関する特則 …… 12

第２節　国際出願に必要な書類 …… 13
１．国際出願を構成する書類 …… 13
２．その他の書面（必要とされる場合） …… 13

第３節　国際出願書類等の作成上の一般原則 …… 14
１．書面による手続 …… 14
２．書面の用語 …… 14
３．様式上の要件 …… 15
４．記載してはならない表現や記載等 …… 16
５．国際出願番号の表示 …… 17

第４節　受理官庁としての国際事務局への手続 …… 17
１．国際出願の国際事務局への提出方法 …… 17
２．国際出願の言語 …… 18
３．国際事務局への手数料 …… 18
４．管轄国際調査機関及び管轄国際予備審査機関 …… 18

第３章　願書等の作成要領 …… 19

第１節　願書の作成、手続形態について …… 19
１．紙書類出願 …… 19
２．電子出願 …… 19

第２節　願書の作成要領 …… 25
１．様式 …… 25
２．一般原則 …… 25
３．願書の各欄の記載要領 …… 25

第３節　明細書の作成要領 …… 33
１．様式 …… 33
２．記載事項 …… 33
３．記載要領 …… 33
４．見出し …… 34
５．寄託された生物材料への言及 …… 34
６．頁の番号 …… 35
７．行の番号 …… 35

第４節　請求の範囲の作成要領 …… 35
１．様式 …… 35
２．記載事項 …… 35
３．記載要領 …… 35
４．頁の番号 …… 36
５．行の番号 …… 36

第５節　要約書の作成要領 …… 37
１．様式 …… 37
２．記載事項 …… 37
３．記載要領 …… 37
４．引用符号 …… 37
５．記載禁止事項 …… 38
６．要約書の最終的内容 …… 38
７．頁の番号 …… 38

第６節　図面の作成要領 …… 38
１．様式 …… 38
２．記載要領 …… 38
３．頁の番号 …… 39
４．図面代用写真 …… 40

第７節　願書等の作成要領補足情報 …… 42
１．塩基配列（ヌクレオチド）又はアミノ酸配列の磁気ディスクの提出 …… 42
２．電子出願の料金表メンテナンスについて …… 42

【コラム】
生物材料の寄託についての言及 …… 34
図面代用写真の取扱い …… 41

第４章　国際出願の手数料 …… 43

第１節　国際出願に必要な手数料 …… 43
１．受理官庁が徴収する国際出願に必要な手数料 …… 43
２．出願人が日本国（国の機関）である場合 …… 44
３．手数料（送付手数料、調査手数料、国際出願手数料）の納付方法 …… 44
４．願書に添付する手数料計算用紙（PCT/RO/101 の附属書）の作成方法とその目的 …… 46
５．所定の期間内に手数料の納付がない場合、又は不足している場合 …… 46

第２節　その他の国際出願に関する手数料 …… 48

第３節　国際出願関係手続の手数料の納付方法 …… 50

第４節　手数料の払戻し …… 51
１．国際出願手数料 …… 51
２．調査手数料 …… 51
３．予備審査手数料 …… 51
４．取扱手数料 …… 52

第５節　過誤納による手数料の返還 …… 52
１．過誤納返還請求手続先 …… 52
２．日本国特許庁への返還請求 …… 52

第５章　国際出願の後に行う手続 …… 53
１．書面による提出 …… 53
２．インターネット出願ソフトの「国際出願」タブから提出 …… 53
３．インターネット出願ソフトの「特殊申請」タブから提出（電子特殊申請） …… 53
４．インターネット出願ソフトの利用について …… 54

第１節　出願手続の補完 …… 54
１．補完命令 …… 54
２．補完の期間 …… 55
３．補完の方法 …… 55
４．補完がされた場合 …… 55
５．補完がされなかった場合 …… 55

第２節　引用による要素の欠落補充 …… 56
１．補充命令 …… 56
２．補充の期間 …… 56

３．補充の方法……56
４．補充がされた場合 ……57
５．補充がされなかった場合 ……57

第３節　欠落部分の補充 ……57
１．補充命令……57
２．補充の期間……58
３．補充の方法……58
４．補充がされた場合 ……58
５．欠落部分の補充を無視する（取り下げる）ことの請求……59
６．補充がされなかった場合 ……59

第４節　適当な明細書等の補充 ……60
１．補充命令……60
２．補充の期間……60
３．補充の方法……60
４．補充がされた場合 ……61
５．適当な明細書等の補充を無視する（取り下げる）ことの請求 ……62
６．補充がされなかった場合 ……62

第５節　出願手続の補正 ……62
１．補正命令……62
２．補正の期間……63
３．補正の方法……63
４．補正がされた場合 ……63
５．補正がされなかった場合 ……63

第６節　優先権主張に関する手続 ……63
１．優先権書類の提出 ……64
２．デジタルアクセスサービス（DAS）を利用した優先権書類の取得請求……64
３．優先権書類の送付請求 ……66
４．優先権の主張の追加又は補正 ……68
５．優先権の主張の取下げ ……69
６．国内優先権におけるみなし取下げの回避……71
７．国内優先権の主張の取下げ ……71

第７節　優先権の回復 ……72
１．優先権の回復請求 ……72
２．優先権の回復請求期間 ……72
３．優先権の回復請求の方法 ……72
４．回復請求に対する受理官庁による決定、通知……72
５．受理官庁による優先権の回復の効果……73

第８節　国際出願、指定国の指定の取下げ ……73
１．国際出願の取下げ ……73
２．指定国の指定の取下げ ……75

第９節　明らかな誤りの訂正請求 ……76
１．権限のある機関、訂正の対象 ……76

２．訂正の請求の対象外 …… 77
３．訂正請求の方法 …… 77
４．許可の条件 …… 77
５．訂正できる期間 …… 77
６．訂正の許可又は拒否の通知 …… 77
７．訂正が許可された場合の効力日 …… 77
８．訂正拒否の公表 …… 78

第１０節　書類の不備の補足の手続 …… 78
１．補足の対象 …… 78
２．指定期間 …… 78
３．補足の方法 …… 78
４．補足がされた場合 …… 79
５．補足がされなかった場合 …… 79

第１１節　国際出願後の名義変更等の手続 …… 79
１．手続の要請先 …… 79
２．手続のできる期間 …… 79
３．出願人又は発明者の名義の変更 …… 79
４．出願人、発明者、代理人の氏名又は名称の変更 …… 80
５．出願人、発明者、代理人のあて名の変更 …… 80
６．出願人の国籍の変更 …… 80
７．出願人の住所（国名）の変更 …… 80
８．書類記号の変更 …… 80
９．国際事務局による通知 …… 81

第１２節　代理人の選任、解任及び辞任 …… 81
１．代理人の選任 …… 81
２．選任の方法 …… 82
３．手続のできる期間 …… 82
４．包括委任状による選任 …… 82
５．復代理人の選任 …… 83
６．代理人による手続又は代理人に対する手続の効果 …… 84
７．新たな代理人の選任による先の代理人の選任の撤回の効果 …… 84
８．代理人の解任及び辞任 …… 84

第１３節　共通の代表者の選任、解任及び辞任 …… 85
１．共通の代表者 …… 85
２．選任の方法 …… 85
３．共通の代表者による手続又は共通の代表者に対する手続の効果 …… 85
４．新たな共通の代表者の選任による先の共通の代表者の選任の撤回の効果 …… 85
５．共通の代表者の解任及び辞任 …… 86

第１４節　謄本、証明書等の請求手続 …… 86
１．国際出願に係る書類、手続補完書、手続補正書等の認証謄本の請求 …… 86
２．国際出願に関する書類の謄本の請求 …… 86
３．国際出願の書類の証明の請求 …… 87
４．文献の写しの請求 …… 87
５．認証の請求 …… 88

【コラム】
国際事務局への記録の一括変更手続について ……81

第６章　国際調査機関に対する手続 ……89
（主として国際調査機関としての日本国特許庁に対する手続）

第１節　発明の単一性の欠如 ……89
１．追加手数料の納付命令 ……89
２．納付の期間 ……89
３．追加手数料の額 ……89
４．納付の方法 ……89
５．納付された場合 ……91
６．納付されない場合 ……91

第２節　追加手数料異議の申立て ……91
１．異議の申立て ……91
２．申立ての期間 ……92
３．申立ての方法（日本国特許庁の場合） ……92
４．異議申立手数料（日本国特許庁は適用しません） ……92
５．異議申立ての決定（日本国特許庁の場合） ……92

第３節　国際調査機関からの提出命令に対する配列表の提出 ……93

第４節　明らかな誤りの訂正請求 ……93

第５節　書類の不備の補足の手続 ……93

第６節　国際調査報告 ……93
１．国際調査報告の作成 ……93
２．国際調査報告の記載事項 ……94
３．国際調査報告の記載禁止事項 ……94
４．国際調査報告の不作成 ……94

第７節　国際調査機関の見解書 ……94
１．国際調査機関の見解書の作成 ……94
２．国際予備審査との関係 ……95
３．国際調査機関の見解書に対する出願人のコメント ……95
４．特許性に関する国際予備報告（特許協力条約第一章） ……95

第８節　国際調査報告等の送付、送達 ……95
１．出願人、国際事務局への送付 ……95
２．指定国への送達 ……95

第９節　要約に関する意見書の提出 ……96
１．国際調査機関による要約の作成 ……96
２．意見書の提出 ……96

３．要約の修正……96

第１０節　文献の写しの請求 ……96

第１１節　調査手数料の一部払戻し ……97
１．日本国特許庁 ……97
２．欧州特許庁、インド特許庁及びシンガポール知的所有権庁 ……97

第７章　国際事務局に対する手続 ……99

第１節　手続の方法……99
１．手続の形式……99
２．手続の方法……99
３．各種お問合せ先 ……103

第２節　国際事務局に対する主な手続 ……105
１．条約第１９条の規定に基づく補正 ……105
２．国際調査機関の見解書に対するコメント ……107
３．国際予備審査請求又は選択の取下げ ……108
４．早期の国際公開の請求 ……108
５．訂正拒否の公表の要請 ……109
６．翻訳文の写しの提供 ……109
７．優先権書類の写しの請求 ……109
８．国際出願に関する書類の謄本の請求 ……110
９．特別の手数料の支払い方法 ……110
１０．国際出願に関する書類の送付請求 ……110

【コラム】
国際事務局からの通知の送付について ……104
国際公開予定日の確認方法……111
国際事務局から送付される各種通知について ……112

第８章　国際予備審査機関に対する手続……115
（主として国際予備審査機関としての日本国特許庁に対する手続）

第１節　国際予備審査の請求 ……115
１．請求の時期……115
２．国際予備審査の請求をすることができない場合……115
３．請求に必要な書類 ……115
４．請求に必要な手数料 ……116
５．国際予備審査機関による送付、通知 ……116
６．国際事務局による通知 ……116
７．公報への掲載 ……116

第２節　管轄国際予備審査機関 ……116
１．日本語による国際出願 ……116
２．英語による国際出願 ……116

第３節　国際予備審査請求に係る手続書類の提出形態について……117
１．日本国特許庁への手続 ……117
２．管轄国際予備審査機関への手続 ……117

第４節　国際予備審査請求書の作成要領 ……118
１．様式……118
２．各欄の作成要領 ……118

第５節　国際予備審査の請求に係る手数料 ……121
１．国際予備審査請求に必要な手数料 ……121
２．手数料の納付方法 ……122
３．納付期間……125

第６節　国際予備審査の開始及びそのための期間 ……125
１．条約第３４条の補正の記述がある場合 ……126
２．条約第１９条の補正を考慮する希望がある場合……126
３．国際調査と同時に開始する場合 ……126

第７節　国際予備審査の請求後に行う手続 ……126
１．手続の補完……126
２．手続の補正……127
３．国際予備審査の開始の延期の請求 ……128
４．発明の単一性の欠如 ……128
５．答弁書の提出 ……130
６．条約第３４条の規定に基づく補正 ……131
７．条約第１９条の規定に基づく補正書の写しの提出……132
８．明らかな誤りの訂正請求 ……132
９．謄本の請求……132
１０．文献の写しの請求 ……132
１１．国際予備審査請求又は選択の取下げ ……132

第８節　国際予備報告（特許性に関する国際予備報告（特許協力条約第二章））……133
１．国際予備報告の作成期間 ……133
２．国際予備報告の内容 ……133
３．国際予備報告を作成しない場合 ……134

第９節　国際予備報告の送付、送達 ……134
１．出願人、国際事務局への送付 ……134
２．選択国への送達 ……135
３．報告の附属書類 ……135
４．附属書類の翻訳文 ……135

第９章　中小企業、スタートアップ企業及び大学等を対象とした軽減・支援措置 …137

１．軽減・支援措置の対象者・措置内容 ……137
２．軽減・支援措置申請手続 ……138
３．軽減・支援措置申請を行った場合の調査手数料の一部払戻しについて ……139

受理官庁【様式編】

１．国際出願に必要な書類 ……143

［願書中の主な記載例］ ……145
１－１　国際出願に必要な書類
（１）願書（紙書類出願） ……149
（２）願書（インターネット出願） ……166
１－２　英語による国際出願に必要な書類
（１）英語願書（紙書類出願） ……179
（２）英語願書（インターネット出願） ……193
【コラム】
英語による出願人（法人）名の表記について ……147

２．国際出願の中間手続……203

a. 国際出願後の中間手続書類の提出形態について ……205
b. インターネット出願ソフトの利用について ……205
c. オンライン手続可能な書類の作成時の共通注意事項（書面手続の場合を含む） ……206

２－１　手数料納付書（法施様２７） ……209
２－２　手数料補正書（法施様２９） ……214
２－３　手続補完書（法施様１２） ……219
２－４　手続補充書（法施様１２） ……221
（１）優先権主張の基礎出願の写し提出書（法施様１１の３） ……225
２－５　欠落部分の補充の取下書（法施様１５の３） ……227
２－６　手続補正書（法施様１５）
（１）命令に基づく補正 ……229
（２）自発の補正 ……232
委任状記載例 ……233
２－７　意見書（法施様１１の７） ……236
２－８　優先権の主張の追加申請書（法施様１３の３） ……238
２－９　上申書……240
２－１０　優先権書類提出書（法施様１１の３） ……242
２－１１　優先権書類送付請求書（法施様１１の５） ……244
（１）優先権証明願（ＰＣＴ） ……246
２－１２　明らかな誤りの訂正請求書（法施様２６） ……248
２－１３　氏名（名称）変更届（法施様３） ……250
２－１４　あて名変更届（法施様４） ……253
２－１５　書類記号変更届 ……257
２－１６　国籍変更届（法施様５の３）、住所変更届（法施様５の５） ……259
２－１７　名義変更届（出願人手続用：代理人が選任されていない場合）（法施様６） ……262
名義変更届（代理人手続用）（法施様６） ……265
２－１８　文献の写しの請求書（法施様２０の３） ……269

２－１９（１）国際出願の書類の謄本の請求書……273
２－１９（２）国際出願の書類の謄本の請求書……277
２－１９（３）国際出願の書類の証明の請求書……281
２－２０　代理人選任届（法施様１）……285
代理人選任証記載例（法施様１）……287
２－２１　代理人解任届（法施様２）……291
２－２２　復代理人選任届（法施様２の３）……293
２－２３　復代理人解任届（法施様２の５）……295
２－２４　包括委任状提出書（法施様２の７）……297
代理人選任証記載例（法施様２の７）……298
２－２５　包括代理人解任届（法施様２の９）……301
２－２６　国際出願（指定国の指定､優先権の主張）取下書（法施様１７）……303
２－２７（１）既納手数料返還請求書……305
２－２７（２）既納手数料返還請求書（指定立替納付）……307
２－２８　手続補足書（日本語出願手続用）（特例施様３２の２）……308
手続補足書（英語出願手続用）（特例施様３２の２）……309
２－２９　優先権の回復請求書（法施様１５の２の２）……310
２－３０　優先権の回復理由書（法施様１５の２の４）……312
２－３１　先の調査の結果の写しの送付請求願……314
【コラム】
PCT 国際出願関連手続における押印の見直しについて……208

３．国際調査機関に対する手続……317

３－１　手数料追加納付書（国際調査に係る追加納付）（法施様１８）……319
３－２　陳述書（法施様１９）……323
３－３（１）調査手数料一部返還請求書……325
３－３（２）調査手数料一部返還請求書（指定立替納付）……326
３－４　第５０条の３第６項の規定による命令に基づく配列表の提出書（法施様１５）……327

４．国際事務局に対する手続……331

４－１（１）条約第１９条の規定に基づく補正の書簡文例……333
４－１（２）請求の範囲の差替え頁……335
４－１（３）条約第１９条（１）に基づく説明書……336
４－２　早期の国際公開請求の書簡文例……337
４－３　DAS による優先権書類取得請求の書簡文例……340

５．国際予備審査機関に対する手続……343

５－１（１）国際予備審査請求書（紙書類申請）……345
５－１（２）国際予備審査請求書（インターネット申請）……350
５－２　英語国際予備審査請求書……354
５－３　答弁書（法施様２３）……359
５－４　手続補正書（法第１１条の規定による補正）（法施様１５）……362
５－５　国際予備審査開始延期請求書（法施様２１の３）……370

５－６　国際予備審査開始請求書 ……372
５－７　期間延長請求書 ……374
５－８　手数料追加納付書（国際予備審査に係る追加納付）（法施様２２） ……376

６．中小企業、スタートアップ企業及び大学等を対象とした軽減・支援措置…381

６－１　手数料軽減申請書（調査手数料等） ……383

＜資料＞
国際出願関係手数料表 ……387
ＰＣＴ国際出願関係書類の提出先、各種お問合せ先 ……388

用語等の説明

このテキストにおいて用いる主な用語については次のとおりです。

ＰＣＴ、条約、条 ……	特許協力条約
規則、規 ……	特許協力条約に基づく規則
細則、細 ……	特許協力条約に基づく規則実施細則
国際出願法、法 ……	特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律
令 ……	特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行令
法施 ……	特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則
法施様式、法施様 ……	特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則様式
特 ……	特許法
特施 ……	特許法施行規則
特施様 ……	特許法施行規則様式
実 ……	実用新案法
実施行令 ……	実用新案法施行令
実施 ……	実用新案法施行規則
実施様 ……	実用新案法施行規則様式
特例 ……	工業所有権に関する手続等の特例に関する法律
特例令 ……	工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行令
特例施 ……	工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則
明・請・要・図 ……	明細書、請求の範囲、要約、図面

受理官庁
【手続編】

第１章　特許協力条約に基づく国際出願の概要

第1節　特許協力条約に基づく国際出願

１．保護の対象

（１）締約国における発明の保護のための出願は、「特許協力条約に基づく国際出願（以下、国際出願）」として出願することができます。（条３(1)）

国際出願は、国際出願日に条約に拘束される全ての「特許協力条約の締約国（以下、締約国）」を指定したものとみなされる（みなし全指定）と同時に全ての種類の保護を求める国際出願として取り扱われます。（規４．９(a)）

（２）発明の保護のための出願には、特許以外に、発明者証、実用証、実用新案、追加特許、追加発明者証及び追加実用証が含まれます。（条２(i)）

日本国については、国内段階に移行する際に、特許又は実用新案を対象とすることができます。（特１８４の３(1)、実４８の３(1)）

（３）いずれかの指定国において国際出願が追加特許、追加証、追加発明者証、若しくは追加実用証を求める出願として取り扱われること、又は、いずれかの指定国において先の出願の継続出願又は一部継続出願として取り扱われることを希望する場合は、国際出願の願書の追記欄等にその旨及び原出願等を記載します。（規４．１１(a)(i)(ii)）

２．国際出願の出願人

（１）国際出願をすることができる者は、締約国の居住者及び国民です。（条９(1)）

締約国において現実かつ真正の工業上又は商業上の営業所を有する場合には、当該締約国において住所を有するものとみなされます。（規１８．１(b)(i)）

締約国の国内法令に従って設立された法人は、当該締約国の国民とみなされます。（規１８．１(b)(ii)）

（２）条約の締約国ではないが「工業所有権の保護に関するパリ条約（以下、パリ条約）」の締約国である国の居住者及び国民は、総会の決定により国際出願をすることができます。（条９(2)）

（３）出願人が二人以上いる場合、出願人のうち少なくとも一人が条約第９条の規定に基づき国際出願をする資格を有するときは、国際出願をすることができます。（規１８．３）

３．国際出願の提出先

締約国の国民及び居住者が出願人として国際出願を提出できる官庁を受理官庁といい、少なくとも出願人のうち一人が日本国民または居住者であれば、日本国特許庁に出願することができます。また、出願人の選択により、出願人がどの締約国の国民または居住者であるかに関係

なく、受理官庁としての世界知的所有権機関（WIPO）（以下、国際事務局とする）に出願することもできます。（規１９．１(a)、同１９．２）

４．国際出願の効果

国際出願の受理日（到達主義）が国際出願日として認定された国際出願は、各指定国における正規の国内出願としての効果を有し、国際出願日は、各指定国における実際の出願日とみなされます。（条１１(3)、法４(1)）

また、国際出願日が認定された国際出願は、パリ条約にいう正規の国内出願とされ、優先権を生じさせるものと認められます。（パリ条約４Ａ(2)、条１１(4)）

５．言語

（１）出願の言語

① 国際出願の言語として認められる言語は、受理官庁により定められています。（規１２．１(a)）

受理官庁としての日本国特許庁が受理する国際出願の言語は以下の二つです。

ａ 日本語（法３）

ｂ 英語（法施１２）

② 国際事務局を受理官庁に指定する場合は、いかなる言語でも国際出願を提出できます。

（２）通信の言語

① 出願人から受理官庁にあてる書簡の言語は、当該国際出願の言語と同一の言語を使用します。（細１０４(a)）

② 国際事務局にあてる書簡の言語は、国際出願の言語が英語又はフランス語である場合には国際出願の言語を使用します。国際出願の言語が英語又はフランス語のいずれでもない場合には、国際事務局にあてる書簡の言語は英語又はフランス語のいずれかを使用します。（規９２．２(d)、細１０４(b)）

③ ePCTを利用した出願人から国際事務局への通信は英語、フランス語又は国際公開の言語を使用します。（細１０４(c)）

④ 出願人が国際調査機関又は国際予備審査機関に提出する書簡又は文書は、国際出願の言語と同一の言語を使用します。（規９２．２(a)）

第2節 国際出願後の流れ

１．国際出願受理後の受理官庁からの送付

（１）各機関への送付

受理官庁は、受理した国際出願に国際出願日を認定した後、

① 受理官庁用写し（home copy）を作成して保持します。（条１２(1)、規２１．１(a)）

② 記録原本（record copy）を、優先日から１３月以内に国際事務局に到達するように送付します。（規２２．１(a)）

③ 国際出願の翻訳文が求められており、当該翻訳文の言語で国際公開される場合には、翻

訳文を記録原本とともに、又は記録原本が既に国際事務局に送付されているときには、翻訳文の受領後速やかに国際事務局に送付します。（規２２．１(h)）

④　調査用写し（search copy）を作成し、管轄国際調査機関に対して調査手数料が支払われている場合は、遅くとも国際事務局に記録原本を送付する日と同じ日に国際調査機関に送付し、調査手数料が支払われていない場合は、調査手数料が支払われた後に速やかに送付します。（規２１．１(a)、同２３．１(a)）

⑤　国際出願の翻訳文が提出された場合には、翻訳文の写し及び願書の写しを調査手数料が支払われた後に速やかに管轄国際調査機関に送付します。（規２３．１(b)）

⑥　電子形式による配列リストは、受理官庁が国際調査機関に送付します。（規２３．１(c)）

（２）記録原本が未到達の場合

①　国際事務局は、国際出願番号及び国際出願日の通知（規則２０．２(c)）の写しを受理しているにもかかわらず、優先日から１４月以内に記録原本を受け取っていない場合には、その旨を出願人及び受理官庁に通知します。（規２２．１(c)）

②　前述①の通知の日から３月以内に記録原本を国際事務局が受理しなかった場合には、国際出願は取り下げられたものとみなされます。（条１２(3)、規２２．３）

③　出願人は、優先日から１４月を経過した後は受理官庁に対して国際出願の写しを提出し、出願時における国際出願と同一であることの認証を請求し、その認証された謄本を国際事務局に送付することができます。国際事務局が記録原本を受理するまでの間は、その謄本が記録原本とみなされます。（規２２．１(d)(f)）

２．国際調査機関

（１）　国際調査機関（International Searching Authority:ISA）

①　国際調査機関は、オーストリア、オーストラリア、ブラジル、カナダ、チリ、中国、ユーラシア特許庁、エジプト、欧州特許庁、スペイン、フィンランド、イスラエル、インド、日本、韓国、フィリピン、ロシア、スウェーデン、シンガポール、トルコ、ウクライナ、米国、北欧特許庁、ヴィシェグラード特許機構、の２４機関です。

（2023年7月1日現在）

②　受理官庁は、国際調査を管轄することになる１又は２以上の国際調査機関を特定します。（条１６(2)）

③　日本国特許庁が受理した国際出願の管轄国際調査機関は、日本語出願については日本国特許庁、英語出願については日本国特許庁、欧州特許庁、インド特許庁又はシンガポール知的所有権庁のいずれかを選択することができます。

（２）国際調査報告（International Search Report:ISR）

①　国際出願は国際調査の対象とされ、関連のある先行技術を発見することを目的とし、明細書及び図面に妥当な考慮を払った上で、請求の範囲に基づいて行われます。

（条１５(1)(2)(3)、規３３．３）

②　国際調査は、国際調査機関によって行われます。（条１６(1)）

国際調査報告は、調査用写しの受領から３月又は優先日から９月の期間のうちいずれか遅く満了する期間内に作成され、出願人及び国際事務局に送付されます。

（条１８(1)(2)、規４２．１）

（３）国際調査報告の不作成

国際調査機関は、国際出願について次のいずれかの事由がある場合には、その旨を宣言し、

国際調査報告を作成しない旨を出願人及び国際事務局に通知します。

（条１７(2)(a)、規３９．１）

①　国際調査を要しないものであると認め、かつ、調査を行わないと決定した場合。

（条１７(2)(a)(i)）

②　明細書等が調査を行うことができる程度に所定の要件を満たしていないと認めた場合。

（条１７(2)(a)(ii)）

なお、一部の請求の範囲について①②の事由があるときは、当該請求の範囲について国際調査報告にその旨を記載し、他の請求の範囲について国際調査報告を作成します。

（条１７(2)(b)）

国際出願が発明の単一性の要件を満たしていない場合、国際調査機関は出願人に対し追加手数料の支払いを求め、国際調査報告は、請求の範囲に最初に記載されている発明に係る部分及び追加手数料が支払われているときは、その発明の部分について作成します。追加手数料が支払われていないときは、その発明の部分については国際調査を行わなかった旨が国際調査報告に表示されます。（条１７(3)(a)、規４３．７）

（４）発明の名称及び要約の決定

発明の名称及び要約の記載がない場合で、受理官庁が出願人に対して補充をすることを求めた旨の通知を国際調査機関が受領していないとき、又は規則に従って作成されていないと国際調査機関が認めた場合には、国際調査機関が作成します。　（規３７．２、同３８．２）

出願人は、国際調査報告の発送の日から１月以内に国際調査機関に対して、提案された要約の修正又は国際調査機関が要約を作成した場合には、提案された要約の修正若しくは意見、又はその両方を述べることができます。（規３８．３）

（５）国際調査見解書(Written Opinion of the ISA:WOSA)

国際出願については、肯定的、否定的のいずれにかかわらず国際調査報告と同時に国際調査見解書が作成されます。この見解書は、国際予備審査請求があった場合には国際予備審査機関による見解書とみなされます。また、国際予備審査請求がされない場合には、国際事務局は見解書と同一内容の「特許性に関する国際予備報告（特許協力条約第一章）」を発行し、優先日から３０月を経過した後に送達要求のあった各指定官庁に送達されます。

３．条約第１９条の規定に基づく補正（請求の範囲の補正）

出願人は、国際調査報告を受け取った後、国際調査報告の送付の日から２月又は優先日から１６月のいずれか遅く満了する期間内に、国際事務局に補正をする書簡を提出することにより、請求の範囲について１回に限り補正をすることができます。

（条１９、規４６．１）［様式４－１］

４．国際公開(International Publication)

（１）国際公開の時期

国際出願の国際公開は、優先日から１８月が経過した後速やかに国際事務局が行います。

（条２１(1)(2)(a)）

（２）早期の国際公開

出願人は、優先日から１８月が経過する前に、国際事務局に対して国際公開を行うよう請求することができます。（条２１(2)(b)）［様式４－２］

（３）国際公開の形式、入手方法、及び内容

国際公開の形式は、電子形式です。

国際公開の公開日以降に、WIPOウェブサイトの国際出願検索（PATENTSCOPE: https://patentscope2.wipo.int/search/ja/structuredSearch.jsf）の機能を使うことで入手することができます。

国際公開には、国際出願の内容とともに国際調査報告又は国際調査報告を作成しない旨の宣言、明白な誤記の訂正請求、理由及び意見（ただし、国際公開の準備が完了する前に国際事務局が受理した場合）、優先権に関する情報、寄託した微生物材料に関する表示、規則４．１７に規定する申立の表示、国際調査報告書の送付後に条約第１９条に基づく請求の範囲を補正したときは、その補正後の請求の範囲・補正の説明書が掲載されます。

（条２１(3)(4)、規４８．１、同４８．２(a)(f)）

（４）国際公開の言語

①　公開言語による国際出願

国際出願が国際公開の言語（アラビア語、英語、スペイン語、中国語、ドイツ語、日本語、韓国語、ポルトガル語、フランス語又はロシア語）でされた場合には、国際公開は、国際出願がされた言語で行われます。（規４８．３(a)）

②　公開言語以外による国際出願

国際公開の言語以外でされた国際出願は、国際公開の言語による翻訳文が提出された場合には、当該翻訳文の言語で国際公開が行われます。（規４８．３(b)）

③　英語以外の言語による国際公開

国際出願の国際公開が英語以外の言語で行われる場合には、国際調査報告、国際調査報告を作成しない旨の宣言、発明の名称、要約及び要約に添付する図に係る文言については当該国際出願の言語及び英語の双方で国際公開が行われます。

英語の翻訳文については、規則１２．３に基づき出願人が翻訳文を提出しない場合は、国際事務局の責任において作成した翻訳文をもって国際公開を行います。（規４８．３(c)）

（５）国際公開の効果

国際公開の指定国における効果は、原則として、その国が国内で未審査の出願を国内公開したときにその指定国の国内法令が定める効果と同一です。（条２９(1)、特１８４の１０）

５．国際予備審査(International Preliminary Examination)

（１）目的

国際予備審査は、請求の範囲に記載されている発明の新規性、進歩性、産業上の利用可能性について、予備的なかつ拘束力のない見解を示すことを目的とします。（条３３(1)）

（２）国際予備審査の請求

国際予備審査を請求する場合は、出願人は国際予備審査の請求書を国際予備審査機関に直接提出します。（条３１(1)、(6)(a)）

国際予備審査の請求は、出願人の任意による手続であり、国際出願とは別個に行います。

この請求書は、所定の言語及び形式で作成し、所定の事項を記載して提出します。

（条３１(3)）[様式５－１]

（３）国際予備審査の請求をする資格を有する出願人

出願人又は複数の出願人がある場合には、そのうちの少なくとも一人の出願人が特許協力条約第二章（国際予備審査）の規定に拘束される締約国の居住者又は国民であり、かつ、同規定に拘束される締約国の受理官庁又はその締約国のために行動する受理官庁に国際出願をしたときは、その出願人は国際予備審査機関に対して国際予備審査の請求をすることができます。（条３１(2)(a)、規５４．２）

（４）国際予備審査の請求のできる期間

国際調査報告又は国際調査報告を作成しない旨の宣言及び見解書の送付の日から３月又は優先日から２２月のうちいずれか遅く満了する期間までに国際予備審査の請求をしなければなりません。（規５４の２．１(a)）

なお、前述の期間を経過してなされた国際予備審査の請求は、提出されなかったものとみなされ、国際予備審査機関は、その旨を宣言することになります。（規５４の２．１(b)）

（５）条約第３４条に基づく補正

国際予備審査の請求をした出願人は、国際予備審査の請求書の提出の時又は国際予備報告が作成されるまでの間に、請求の範囲、明細書、図面について補正することができます。（条３４(2)(b)、規６６．１(b)）

また、国際予備審査機関は見解書の送付又は出願人の請求により、補正をする機会を与えることができます。（規６６．２(c)、同６６．４(b)）

補正の効果は、選択国についてのみ及びます。

（６）国際予備審査機関(International Preliminary Examining Authority:IPEA)

受理官庁は、国際予備審査の請求につき、国際予備審査を管轄することとなる１又は２以上の国際予備審査機関を特定します。（条３２(2)）

（７）国の選択

国際予備審査の請求書の提出は、指定された国であって特許協力条約第二章（国際予備審査）の規定に拘束される全締約国の選択を構成します。（規５３．７）

（８）国際予備報告（特許性に関する国際予備報告）(International Preliminary Report on Patentability : IPRP)

① 国際予備審査は、国際予備審査機関が行い、所定の期間内に国際予備報告を作成し、附属書類（条約第１９条、第３４条による補正書の書簡と差し替え用紙及び国際予備審査機関により許可された明らかな誤りの訂正の書簡と差し替え用紙）とともに出願人及び国際事務局に送付されます。（条３２(1)、同３５(1)、同３６(1)、規７０．１６）

② 国際予備報告は、選択国が要求した場合、国際事務局の責任において英語に翻訳され、附属書とともに各選択官庁に送達されます。また、出願人に国際予備報告の翻訳文の写しが送付され、出願人はその翻訳文の誤りについて意見書を各関係選択官庁及び国際事務局に送付することができます。（条３６(2)、規７２．２、同７２．３）

６．国際事務局による指定官庁への送達

条約第２０条に規定する指定官庁への送達は、指定官庁の請求により国際事務局が行います。ただし、条約第２３条(2)の規定に基づく明示の請求が適用される場合を除き、その国際出願

の公開前に送達することはできません。

国際事務局は、優先日から２８月の経過後ただちに出願人に対し、条約第２０条に規定する送達が行われた指定官庁及びその送達の日又は条約第２０条の送達を請求しなかった指定官庁について通知を送付します。（条２０(1)(2)、規４７．１）

第3節　指定官庁への手続

１．指定官庁又は選択官庁に対する手続

（１）翻訳文等の提出

①　国内移行における翻訳文提出期限は、優先日から３０月ですが、いくつかの加盟国については、国内法令が整うまでの間、翻訳文提出期限は優先日から２０月（優先日から１９月を経過する前に国際予備審査の請求を行った場合にのみ優先日から３０月という経過措置のある国がありますので、特に注意が必要です。）を経過する時までに、各指定（選択）官庁に対し国際出願の写し（条約第２０条の指定官庁への送達が既になされている場合を除いて）及び所定の翻訳文を提出し、該当する場合には国内手数料を支払わなければなりません。（条２２(1)、同３９(1)(a)）

②　前述①の手続を期間内にしなかった場合には、国際出願は当該締約国の国内出願の取下げの効果と同一の効果をもって消滅します。（条２４(1)、同３９(2)）

③　指定（選択）官庁においては、前述①の翻訳文等の提出期間の満了前は国際出願の処理又は審査は行われません。（条２３(1)、同４０(1)）

④　前述③にかかわらず出願人の明示の請求（出願審査の請求）により、指定（選択）官庁は、国際出願の処理又は審査をいつでも行うことができます。（条２３(2)、同４０(2)）

※　日本への移行については、指定官庁へお問い合わせください。

（２）指定官庁による検査

①　出願人は、国際出願が次の各項によるときは、各項で定める場合に基づく通知の日から２月以内に国際事務局に対して指定官庁に当該出願に関する書類を送付するよう請求し、出願人が特定した各指定官庁に前述期間と同じ期間内に所定の翻訳文及び必要な手数料の支払を条件として、受理官庁又は国際事務局の拒否、宣言又は認定が正当であるかどうかの申し立てをすることができます。（条２５、規５１．１）

a　受理官庁が国際出願日を認めることを拒否した場合（規２０．４(i)）

b　受理官庁が国際出願は取り下げられたものとみなす旨を宣言した場合又はいずれかの国の指定は取り下げられたものとみなす旨を宣言した場合（規２９．１(ii)）

c　国際事務局が所定の期間内に国際出願の記録原本を受理していないと認定した場合（規２４．２(c)）

②　指定官庁がその拒否、宣言又は認定が受理官庁又は国際事務局の過失の結果であると認めた場合には、当該国際出願は、当該指定官庁に関する限りこのような拒否、宣言又は認定がなかったものとして取り扱われます。（条２５(2)(a)）

第２章　受理官庁としての日本国特許庁に対する国際出願の手続の一般原則

第1節　受理官庁としての日本国特許庁への国際出願

１．出願人適格

受理官庁としての日本国特許庁に国際出願をする資格を有する者
（条９、規１８、同１９、法２）

（１）日本国民又は日本国内に住所若しくは居所（法人にあっては営業所）を有する外国人（以下、「日本国民等」）（法２）

（２）日本国民等と共同して出願する場合の日本国民等以外の者（法２）

２．言語

受理官庁としての日本国特許庁に国際出願をする場合の言語
日本語又は英語（規１２．１(a)、法３（１）、法施１２）

ただし、国際出願後に行うその他の手続（中間手続）は、国際出願の言語と同一の言語を用います。（細１０４(a)）

３．提出方法及び提出先

（１）郵送又は窓口
住所：〒１００－８９１５　東京都千代田区霞が関三丁目４番３号
特許庁　国際出願室　受理官庁
窓口受付時間：平日９時～１７時

（２）電子出願ソフト
電子出願ソフトのダウンロードは下記のウェブサイトから行ってください。
電子出願ソフトサポートサイト
http://www.pcinfo.jpo.go.jp/site/
受付時間：２４時間　３６５日

（３）FAX（国際出願のみ）（規９２．４(a)、法施１１の２(1)）
FAX番号：０３－３５０１－６８０３
※　国際出願専用のFAX番号のため、国際出願書類以外の書類は送信しないでください。
※　受理官庁としての日本国特許庁においては、FAXにより提出できる書類は国際出願のみと国際事務局に対し通知しています。
（「PCT出願人の手引（PCT Applicant's Guide）」附属書B１参照）

受付時間：２４時間　３６５日

FAXで国際出願を希望される場合は、以下の手続の流れとなります。

① FAXによる国際出願書類の提出をより確実に行うためには、可能な限り開庁日の１７時半までに送信されることを推奨します。そのような場合には、送信前に国際出願室受理官庁の下記の問合せ先に電話連絡をお願いします。また送信完了後には電話で受信状況の確認を行うことができます（閉庁日及び夜間は、確認できません）。

特許庁国際出願室 受理官庁 電話（03)3592-1308（直通）又は、
(03)3581-1101（特許庁代表）内線2643

② FAXを送信してください。

③ FAXを送信後、FAXを利用して提出した国際出願書類に記載された事項の全部又は一部が明瞭でない場合、又は国際出願書類の一部が到達しなかった場合には、受理官庁はその国際出願書類のその部分については提出されなかったものとみなし、その旨が出願人に通知されます。（規９２．４(c)、法施１１の２(2)）

④ 特許庁長官は必要があると認める場合、相当の期間を指定して国際出願書類の原本を提出するよう求めます。その場合、国際出願書類の原本を手続補正書に添付して、速やかに国際出願室受理官庁に提出してください。

（規９２．４(f)、法施１１の２(3)、様式２－６（１））

指定された期間内に国際出願書類の原本が提出されなかった場合、当該国際出願は取り下げられたものとみなされます。（規９２．４(g)(i)、法施１１の２(4)）

利用上の注意

※ FAXによる手続については、国際出願書類の最終頁が受信された時間の属する日が受付日となります。当該書類の一部が２４時を過ぎて受信された場合には、後日その旨を出願人に通知します。

※ 回線が混雑している場合等においては、FAXによる国際出願を受信できない場合があります。

４．国際調査機関

受理官庁としての日本国特許庁に国際出願をする場合に選択できる国際調査機関

（１）日本国特許庁

（２）欧州特許庁、インド特許庁又はシンガポール知的所有権庁　※出願言語が英語の場合のみ

５．国際予備審査機関

国際予備審査請求を行う際に選択できる国際予備審査機関については、「第８章　第２節　管轄国際予備審査機関」を参照してください。

６．手続に関する特則

（１）未成年者、成年被後見人

出願人が未成年者又は成年被後見人である場合には、法定代理人によらなければ手続をすることができません。（法１９(1)で準用する特７(1)）

また、その法定代理人が手続する場合において、後見監督人があるときは、その同意を得

なければなりません。　（法１９(1)で準用する特７(3)）

（２）被保佐人
被保佐人が手続する場合には、保佐人の同意を得なければなりません。
（法１９(1)で準用する特７(2)）

（３）任意代理人
出願人が任意代理人を選任する場合には、弁理士、弁理士法人、弁護士、又は弁護士法人を選任しなければなりません。　（条４９、法１６(3)）

（４）共通の代表者
二人以上の出願人がいる場合において、すべての出願人を代理する代理人がいないときは、国際出願をする資格を有する出願人の一人を共通の代表者として他の出願人が選任することができます。　（規９０．２(a)）
共通の代理人又は共通の代表者の選任をしていない場合には、受理官庁に国際出願をする資格を有する出願人のうち、願書の最初に記載されている出願人をすべての出願人の共通の代表者とみなします。　（規９０．２(b)）

第2節　国際出願に必要な書類

１．国際出願を構成する書類

国際出願をする者は、所定の言語（日本語又は英語）で作成した、願書、明細書、請求の範囲、図面（必要な場合）及び要約書を各１部提出しなければなりません。　（法３(1)、法施１４）

２．その他の書面（必要とされる場合）

（１）法定代理人であることを証明する書面　（法施５）

（２）後見監督人、保佐人の同意を必要とする場合に、同意を証明する書面　（法施７）

（３）特許庁長官が、出願人が行った手続について必要があると認めた場合　（法施８）
① 国籍を証明する書面
② 法人であることを証明する書面
③ 住所又は居所（法人にあっては営業所）を証明する書面

※ 受理官庁、国際調査機関、国際予備審査機関としての日本国特許庁への国際出願の手続に際しては、代理人又は共通の代表者が手続する場合であっても委任状を提出する必要はありません。ただし、以下の場合には、別個の委任状又は包括委任状の写しを提出する必要があることに注意してください。
a 国際出願の取下げ、指定国の指定の取下げ、優先権主張の取下げ
（規９０．４(e)、同９０．５(d)、法施５(1)）
b 上申書による国内優先権主張の取下げ
c 国際予備審査の請求をする者が予備審査請求書において新たな代理人を選任する場合
（法施５(1)）

d　出願人が新たに代理人を選任する場合　（法施５(2)）
なお、特許庁長官が必要と認める場合は、代理権又は代表者である旨を証明する書面を求めることがあります。　（法施５(3)）

（注）b の手続については、委任状又は包括委任状等の写しに、特許法第４１条第１項の規定による優先権の主張及びその取下げに関して明記されている必要があります。

第3節　国際出願書類等の作成上の一般原則

１．書面による手続

（１）国際出願の手続は、書面により行い、書面は１件ごとに作成します。　（法施２(1)、(2)）

（２）書面には、提出者の氏名又は名称及びあて名を記載し、かつ署名をします。
（規２．３、同４．１(d)、同４．５(a)、同９２．１(a)、法施２(3)）

特許協力条約（PCT）に基づく国際出願の願書や中間手続書類を提出する際は、出願人、代理人又は共通の代表者による「署名」又は「押印」での手続が可能です。また、手続書類に証明書（委任状、譲渡証書等）の添付が必要となる場合、当該証明書についても、「署名」又は「押印」で手続することが可能です。
※　国際段階の手続のみが対象となります。
※　署名手続にかかる詳細は、以下の特許庁ウェブサイト（「PCT国際出願関連書類への署名方法及び署名する場合の留意点」）を参照してください。
https://www.jpo.go.jp/system/patent/pct/tetuzuki/pct-shomehoho.html

２．書面の用語

（１）書面は、国際出願の言語と同一のもの（日本語又は英語）によって記載します。
（規９２．２(a)、法施３(1)）
（２）用語及び記号は、国際出願全体を通じて統一したものを用います。　（規１０．２）

（３）計量単位は、メートル法により記載します。　（規１０．１(a)）

（４）技術用語は、当該技術分野において一般的に採用されているものを用います。
（規１０．１(e)）
（５）日本語により記載した場合
①　氏名又は名称及びあて名
それらの音訳又は英語による翻訳はローマ字を用いて併記します。
（規４．１６(a)、法施様１備考１２）
②　国名
特許庁長官が指定する国の名称により日本語及び英語で記載します。
（規４．１６(b)、法施様１備考１５）

（６）委任状、国籍証明書その他の書面であって、当該国際出願の言語以外の言語により作成されたものについては、当該国際出願の言語によるその翻訳文を添付します。

（規９２．２(a)、法施３(2)）

３．様式上の要件

（１）用紙は、日本産業規格A列４番（横２１㎝、縦２９．７㎝）の大きさのものを使用します。

（規１１．５、法施様１備考１）

（２）用紙は、縦長に、片面のみを使用します。　（規１１．２(c)(d)、法施様１備考１）

ただし、図面、表及び数式又は化学式については、用紙を横長（図等の上端が用紙の左側になるようにする）にして使用することもできます。

（規１１．１０(d)、同１１．１３(j)、法施様１０備考１６）

（３）余白

① 明細書、請求の範囲、要約を記載する用紙及び届出書についての余白は、次の範囲内とします。　（規１１．６(a)(b)、法施様１備考３）

上端　２．０㎝以上、４．０㎝以下
左端　２．５㎝以上、４．０㎝以下
右端　２．０㎝以上、３．０㎝以下
下端　２．０㎝以上、３．０㎝以下

② 図面を記載する用紙については、使用面は、縦２６．２㎝、横１７㎝を超えないものとし、余白は次のとおりとします。　（規１１．６(c)、法施様１０備考１）

上端　２．５㎝以上
左端　２．５㎝以上
右端　１．５㎝以上
下端　１．０㎝以上

③ 余白は、左隅の上端から１．５㎝以内に出願人の書類記号を記載する場合、及び用紙の左側余白に行の番号を付与する場合を除いて、完全な空白とします。

（規１１．６(e)(f)、同１１．８(b)、法施様１備考３、同１０備考１）

（４）タイプ印書

① 書面は、タイプ印書又は印刷により作成します。　（規１１．９(a)、法施様１備考４）

なお、パソコンにより作成を行いプリンターで印刷されたものも認められます。

② 写真、静電的方法、写真オフセット及びマイクロフィルムによって、直接に任意の部数の複製をすることができるように作成します。　（規１１．２(a)、法施様１備考４）

③ 日本語は１０ポイントから１２ポイントまでの大きさの文字で記載します。ローマ字は大文字の大きさが縦０．２８㎝以上、ただし、願書の文言には、大文字の大きさが０．２１㎝以上のローマ字が使用できます。　（規１１．９(d)(e)、法施様３備考２）

④ 文字は、暗色の退色性のない色を用いて記載します。（規１１．９(d)、法施様１備考７）

⑤ 行の間隔は、少なくとも５㎜以上、ローマ字を用いるときは１．５文字の幅をとります。

（規１１．９(c)、法施様３備考１）

（５）図、式及び表を用いる記載　（規１１．１０）

① 願書、明細書、請求の範囲及び要約には、図を記載することはできません。

② 明細書、請求の範囲及び要約には、化学式又は数式を記載することができます。

③　明細書及び要約には、表を使用することができます。請求の範囲には、表を使用することが望ましい事項についてのみ、表を使用することができます。

（６）別個の用紙
願書、明細書、請求の範囲、要約、及び図面は、それぞれ別の用紙で作成します。
（規１１．４(a)、法施１４）

（７）書類の順序
国際出願は、願書、明細書、請求の範囲、要約、及び図面の順序とします。
（細２０７(a)）

（８）頁の番号付け
①　頁の番号付けは、アラビア数字により１から始まる連続番号を、用紙の上端又は下端（余白を除く）の中央に付します。（規１１．７、法施様１備考５）
願書を除く書類の頁番号は上下を統一します。
②　連続番号は、「願書」、「明細書・請求の範囲・要約」、「図面」について、それぞれ別個の連続番号からなる番号列を用いて付します。（細２０７(b)）
③　図面の頁の番号は、斜線で区分された２つのアラビア数字からなるものとし、左側は頁の順番とし、右側はそれぞれの用紙の合計数とします。（例：１／３、２／３、３／３）
（細２０７(b)、法施様１０備考１５）

（９）用紙は、可撓（とう）性のある、丈夫な、白色の、滑らかな、光沢のない、耐久性のあるものを使用します。（規１１．３、法施様１備考１）

（１０）用紙には、しわ及び裂け目があってはならず、また、折ってはいけません。
（規１１．２(b)、法施様１備考２）

（１１）各用紙の提出方法
各用紙は、容易に分離し又は綴じ直すことができるように、例えばクリップ等により、留めて提出します。（規１１．４(b)、法施様１備考２１）

４．記載してはならない表現や記載等

（１）善良の風俗に反する表現又は図面（規９．１(i)、法施４(1)）

（２）公の秩序に反する表現又は図面（規９．１(ii)、法施４(2)）

（３）出願人以外の特定の者の生産物、方法又は出願若しくは特許の利点若しくは有効性を誹謗（ひぼう）する記述（規９．１(iii)、法施４(3)）

（４）国際出願に記載した事項と関連性のない記述又は不必要な記述（規９．１(iv)、法施４(4)）

（５）不要な文字、記号、枠線、罫線等の記載（規９．１(iv)、法施様１備考１）

（６）原則として抹消、訂正、重ね書き及び行間挿入（規１１．１２、法施様１備考２０）

（７）所定の事項以外の記載（規４．１９(a)）
（例えば「提出日」「発明の数」「持分の表示」等）

５．国際出願番号の表示

国際出願の後にその国際出願に関して提出する書類には、国際出願番号を表示します。

ただし、国際出願番号の通知を受ける前においては、提出する書類の国際出願の表示の欄はその国際出願の提出日を日月年の順に『dd.mm.20XX提出の国際出願』のように記載するとともに、「願書に記載した書類記号」を併記します。

（法施１１、法施様１備考８、同１の２備考３(英語)）

第4節　受理官庁としての国際事務局への手続

特許協力条約の締約国の居住者又は国民は、その国内官庁又はその締約国のために行動する国内官庁に出願するかわりに、受理官庁としての国際事務局（RO/IB）に、直接、国際出願をすることができます。（規１９．１(a)(iii)、同１９．２(ii)）

※　受理官庁としての国際事務局への手続に関しては、以下のウェブサイトを参照してください。https://www.wipo.int/pct/ja/filing/filing.html

１．国際出願の国際事務局への提出方法

（１）郵送

郵送により提出するときのあて先は次のとおりです。

International Bureau of WIPO
PCT Receiving Office Section
34, chemin des Colombettes
1211 Geneva 20
Switzerland

（２）インターネット

受理官庁としての国際事務局へは、ePCTを利用した電子出願が利用可能です。

詳細については、以下WIPO受理官庁に、お問い合わせください。

※　なお、受理官庁としての日本国特許庁は、ePCTによる出願の受入を行っていません。

（３）FAXを利用する方法

国際事務局はFAXサービスを廃止しました。国際事務局からのFAXによる書類の送信は停止され、また国際事務局に対してFAXによる手続は行えません。

＜参考＞　WIPO受理官庁の連絡先

電話　：（41-22) 338 92 22（WIPO受理官庁専用）
　　(41-22) 338 91 11（WIPO代表）
Email：ro.ib@wipo.int　　（WIPO受理官庁専用）

２．国際出願の言語

受理官庁としての国際事務局に対しては、いかなる言語によって作成された国際出願も提出することができます。

ただし、国際調査を行う国際調査機関により認められていない言語によりする場合には、出願人は、受理官庁が国際出願を受理した日から１月以内に、当該受理官庁に翻訳文を提出しなければなりません。（規１２．３）

なお、願書は国際公開の言語で提出する必要があります。（規１２．１(c)）

３．国際事務局への手数料

（１）国際事務局への手数料は、スイスフラン(CHF)若しくはユーロ(EUR)又は米ドル(USD)で支払うことができます。支払う金額は、以下のWIPOウェブサイトのPCT Fee Tablesを参照してください。　https://www.wipo.int/pct/ja/fees/index.html

（２）手数料の納付方法、支払いの詳細及び最新の情報については、以下のWIPOウェブサイトを参照してください。　https://www.wipo.int/pct/ja/fees/index.html#_methods

４．管轄国際調査機関及び管轄国際予備審査機関

管轄機関は、出願人が居住者もしくは国民である締約国の国内官庁又はその締約国のために行動する国内官庁に国際出願をした場合と同じです。（規３５．３(a)、同５９．１(b)）

これにより、異なる国の２人以上の出願人がいる場合は管轄機関の選択の幅が広がることになり、その選択は出願人に委ねられます。（規３５．３(b)）

国際調査機関の選択は、願書に記載します。（規４．１(b)(iv)、同４．１４の２）

国際予備審査機関の選択は、国際予備審査請求書に記載します。

第３章　願書等の作成要領

第1節　願書の作成、手続形態について

国際出願は主に、願書、明細書、請求の範囲、要約書、及び図面（必要な場合）から構成されます。

書類の作成は大きく分けると、書誌情報を記載した「願書」の作成と、発明の内容を記載した「明細書、請求の範囲、要約書、図面（以下、明・請・要・図）」の作成に分かれます。

日本国へ提出することができる国際出願の手続形態は以下の２種類です。

（規８９の２．１、法施２、特例３(1)、特例施１０⑤）

１．紙書類出願

全ての書類を紙書類により提出する方法です。

願書は規定の様式に印字するか、特許庁ウェブサイトに掲載しているPDF形式の様式を利用して作成します。明・請・要・図はワープロ又はタイプ印書等で作成します。

いずれの書類についても、手書きは認められません。

２．電子出願

特許庁が無料で提供するソフトウェア「インターネット出願ソフト」を利用し、インターネット回線を通じて提出する方法です。

この出願形態においては、印鑑に相当する電子証明書（ICカード形式又はファイル形式）を用いた電子署名が必要です。

最初に、書類を作成する際のデータ形式として定められているHTMLデータ形式で明・請・要・図を作成します。

次に、インターネット出願ソフトを用いて願書を作成し、先に作成した明・請・要・図を添付します。この際に、HTMLデータ形式の明・請・要・図は、XMLデータ形式に変換されます。

最後に、PDFデータに変換した表示により書類の内容を確認し、特許庁に送信します。

※　送信前に、必ずPDFデータにより出願書類全体を最終確認してください。
※　必要に応じて、PDFデータを印刷し、控えとして利用することができます。
※　送信済みの願書は、「受理済フォルダ」に保存されます。
※　インターネット出願ソフトの詳細は、以下のウェブサイトを参照してください。
http://www.pcinfo.jpo.go.jp/site/3_inet/2_manual/index.html
「インターネット出願ソフト　全機能版　操作マニュアル」－「6　Ⅵ．国際出願編」

（参考１）インターネット出願ソフトによる出願のイメージ

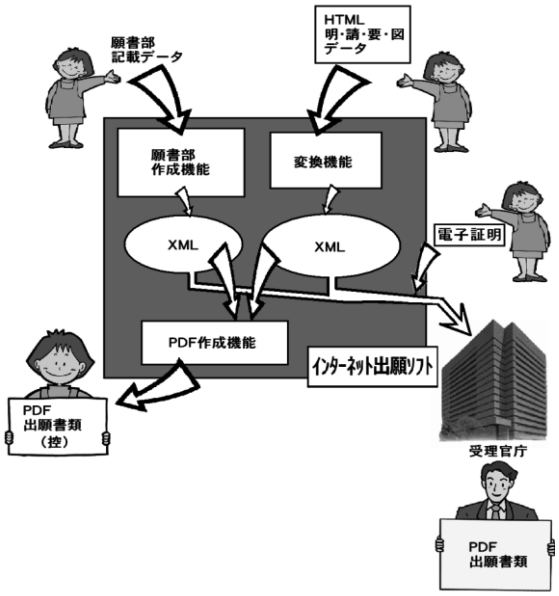

（参考２）明・請・要・図の各例

（１）紙書類出願の明・請・要・図

1

明　細　書

発明の名称　　ハンドスキャナ

技術分野

本発明は、走査位置の観測確認が容易なハンドスキャナに関するものである。

背景技術

イメージ入力装置の中で、ハンドスキャナは、入力情報の記載された媒体の形状や媒体上の入力情報の位置を問わず、必要な情報のみを入力できる利点があるので、ＰＯＳ用のＯＣＲの入力部として実用に供されている

（２）電子出願の際に用意するHTMLデータの明・請・要・図

【書類名】明細書
【発明の名称】ハンドスキャナ
【技術分野】
【0001】
本発明は、走査位置の観測確認が容易なハンドスキャナに関するものである。
【背景技術】
【0002】
イメージ入力装置の中で、ハンドスキャナは、入力情報の記載された媒体の形状や媒体上の入力情報の位置を問わず、必要な情報のみを入力できる利点があるので、POS用のOCRの入力部として実用に共されている。
実用のハンドスキャナOCRは、OCR－Bフォントサイズ1など、比較的小寸法の文字のみを入力して確認するものである。文字の上下方向の観測視野は、手のゆらぎを考慮して文字の高さの2倍以上に余裕をもたせてあったが、入力情報の周囲に十分な背景白部のある孤立文字列を扱うため、左右方向は被写体と接続する部分の幅を極力狭くして走査位置が見えやすくするのみで実用上十分であった。
【0003】
しかし、文書の部分イメージ入力などに供するときには、比較的広い視野と高い走査解像度を実現し且つ手送り移動の振れを生じにくくするため、書面との接触面積を十分に確保する必要がある。図1は、文書の部分入力に適用するハンドスキャナの外観例と書面との位置関係を示したものであり、1はハンドスキャナハウジング、2は入

Wordや一太郎等のワープロソフトを使用して明・請・要・図のデータを作成し、HTML形式で保存します。

（３）HTMLデータを変換して作成されるXMLデータの明・請・要・図

JPOXMLDOC01-appb.xml

```
<?xml version="1.0" encoding="Shift_JIS"?>
<!DOCTYPE application-body PUBLIC "-//WIPO//DTD APPLICATION BODY
1.1//EN" "application-body.dtd" []>
<application-body country="JP" dtd-version="1.1" lang="ja"
status="n">
<description>
<invention-title>ハンドスキャナ</invention-title>
<technical-field>
<p num="0001">
  本発明は、走査位置の観測確認が容易なハンドスキャナに関するものである。
</p>
</technical-field>
<background-art>
<p num="0002">
  イメージ入力装置の中で、ハンドスキャナは、入力情報の記載された媒体の形状や媒体上の入力情報の位置を問わず、必要な情報のみを入力できる利点があるので、ＰＯＳ用のＯＣＲの入力部として実用に共されている。<br />
  実用のハンドスキャナＯＣＲは、ＯＣＲ－Ｂフォントサイズ１など、比較的小寸法の文字のみを入力して確認するものである。文字の上下方向の観測
```

XMLデータ形式は、特許庁（受理官庁）へ送信するためのデータ形式で、実際にインターネット回線を経由して送信されるデータ形式となります。

（4）XMLデータから変換されたPDFデータの明・請・要・図

1

明　細　書

発明の名称 ： ハンドスキャナ

技術分野

[0001]　本発明は、走査位置の観測確認が容易なハンドスキャナに関するものである。

背景技術

[0002]　イメージ入力装置の中で、ハンドスキャナは、入力情報の記載された媒体の形状や媒体上の入力情報の位置を問わず、必要な情報のみを入力できる利点があるので、ＰＯＳ用のＯＣＲの入力部として実用に共されている。

　実用のハンドスキャナＯＣＲは、ＯＣＲ－Ｂフォントサイズ１など、比較的小寸法の文字のみを入力して確認するものである。文字の上下方向の観測視野は、手のゆらぎを考慮して文字の高さの２倍以上に余裕をもたせてあったが、入力情報の周囲に十分な背景白部のある孤立文字列を扱うため、左右方向は被写体と接続する部分の幅を極力狭くして走査位置が見えやすくするのみで実用上十分であった。

インターネット回線を通して送信されるXMLデータが変換され、PDFデータで表示されます。

国際事務局の基準に沿って変換されるため、手続者、受理官庁及び国際事務局で、それぞれが同一イメージのPDFデータを「見る」ことが可能になります。受理官庁、国際調査機関及び国際事務局は、提出された出願書類の内容およびイメージについて、当該PDFデータをベースに取り扱います。

したがって、出願人は、送信前に当該PDFデータを確認することが重要です。また、控えとして当該PDFデータを出力することも可能です。

（参考３）インターネット出願ソフトの国際出願願書の「編集画面」

インターネット出願ソフトによる願書作成は「編集画面」で行います。願書への入力内容は、画面左側の「編集ボタン」で分類されています。

（１）「編集画面」のイメージ

各編集画面を入力するには、画面左側の赤黄緑のシグナルがついている「編集ボタン」をクリックします。

「編集ボタン」を選択した上で、「チェックボタン」をクリックすることにより、エラー、警告等の詳細を確認することができます。

「プレビュー」機能を用いて、最終的に編集されるPDFデータをあらかじめ確認することができます。

（２）各編集画面の概要

願書 Request	国際調査機関、発明の名称、先の調査の利用請求（任意）等を入力します。
指定国 States	規則４．９(a)に基づき、取得しうるあらゆる種類の保護、並びに該当する場合には広域及び国内特許の双方に関して、国際出願日に拘束される全てのPCT締約国を指定する出願となりますが、ここでは規則４．９(b)に基づき、DE・JP・KRに限り指定国から除外することができます。
氏名(名称) Names	出願人、発明者に関する詳細や、代理人、共通の代表者、通知のあて名等を入力します。
優先権 Priority	先の出願に基づく優先権を主張する場合、該当する先の出願に関する詳細を入力します。受理官庁に対して、優先権書類を作成し国際事務局へ送付することを請求する、又は国際事務局に対して、優先権書類をDASを利用して取得することを請求する、いずれかを選択することができます。
生物 Biology	寄託した微生物又はその他の生物材料の詳細を入力することにより、提出書類の一部としての寄託された微生物又はその他の生物材料に関する表示（PCT/RO/134）を作成することができます。
申立て Declarations	出願人の選択により、規則４．１７に基づき、一又は複数の指定国で適用される国内法令のために、一又は複数の申立てを願書の一部として提出することができます。
内訳 Contents	明・請・要・図、配列表の電子データを添付します。包括委任状の写し、手数料軽減申請書等もここで添付します。
手数料 Fees	PCT出願手数料が自動的に計算され、手数料一覧に表示されます。
支払い Payment	出願人又は代理人が選択した手数料の支払方法を入力します。
注釈 Annotate	国際出願に関する全てのチェック結果を確認することができます。また、言及欄で国際出願に関する追加の記載を行うことができます。

第2節　願書の作成要領

第１節において紹介した２種類の手続形態のうち、紙書類出願をベースとして願書等の作成要領を説明します。手続形態の別によってイメージや表記が異なる点については必要に応じて解説します。

１．様式

願書は、以下のいずれかの方法により印刷又はコンピューター印字した様式を用いて作成します。（規３．１、同３．４、細１０２(h)、法施１６）

（１）紙書類出願の場合

以下の２通りの作成方法があります。

①　様式（PCT/RO/101）に必要事項をタイプ等で印書して作成する方法

［様式１－１（１）、１－２（１）］

編集可能なPDFフォーマットの様式を以下の特許庁ウェブサイトから入手できます。

https://www.jpo.go.jp/system/patent/pct/tetuzuki/pct_paper.html

※　規則改正等に伴い、随時様式の更新が行われます。最新の様式を使用してください。

②　法律、規則及び実施細則で定められた要件を満たすコンピューター印字で表示した様式をユーザー自身が作成し使用する方法（細１０２(h)）

（２）電子出願の場合

「インターネット出願ソフト」を利用して作成します。［様式１－１（２）、１－２（２）］

※　紙書類としての願書を提出する必要はありません。送信前にソフトウェアを用いて最終的に編集されるPDFデータの願書を十分確認してください。

２．一般原則

書面の用語、用紙等の基本的な要件については、「第２章　第３節　国際出願書類等の作成上の一般原則」を参照してください。

３．願書の各欄の記載要領（条４、規４、法３(2)、法施１５）

（１）国際出願が条約に従って処理されることの申立て

願書の冒頭に「出願人は、この国際出願が特許協力条約に従って処理されることを請求する。」旨の申立てを記載します。（規４．２）

願書様式には、書類タイトル「願書」の下にあらかじめ記載されています。電子出願の場合は、自動的に入力されます。

（２）出願人又は代理人の書類記号

願書の第１頁上部右側「出願人又は代理人の書類記号」の欄に、２５文字を超えない範囲において、ローマ字、アラビア数字又はハイフンにより構成される書類記号を記入することができます。（細１０９）

記載は任意ですが、国際出願番号が付与されるまでの間、国際出願の管理を容易にすることができるため、極力記載することをお勧めします。

なお、日本国特許庁は１２文字を超える書類記号には対応しておりません。このため、１２文字を超える書類記号を記載しても、日本国特許庁から出願人等に対して送付される通知書等に記載される書類記号には、先頭から１２文字のみしか表示されません。

インターネット出願ソフトを用いて願書を提出する場合は、願書作成画面を起動する際に書類記号の入力が必要ですが、書類記号は１２文字までしか入力できません。また、同一のパソコン上の同一のソフトウェア内では、同一の書類記号を重複して使用することはできません。

（３）発明の名称　**第Ⅰ欄**

電子出願の場合は「願書」の編集画面で入力します。

発明の名称は、簡潔（英語に翻訳した場合に２語以上７語以内であることが望ましい）かつ的確なものとします。（規４．３）

なお、明細書の冒頭に表示されている発明の名称と同一でなければなりません。（規５．１(a)）

（４）出願人　**第Ⅱ欄**

電子出願の場合は「氏名(名称)」の編集画面で入力します。

①　氏名（名称）及びあて名の記載

a　自然人の氏名については、姓、名の順に記載し、資格及び学位は記載してはなりません。（ミドルネームがある場合は、姓、名、ミドルネームの順に記載します。）

法人の名称については、(株)のように省略することなく登記簿に登記されている正式名称を記載します。（規４．４(a)(b)、法施様１備考９）

b　あて名は、「日本国○○県○○郡○○村大字○○字○○　○番地○号」のように詳しく記載するとともに、郵便番号を国名の前に記載します。（規４．４(c)、法施様１備考１０）

c　日本語による国際出願の場合は、日本語の氏名（名称）、あて名に加えて、これらの音訳又は英語への翻訳を、ローマ字を用いて併記します。自然人の姓及び法人の名称については、大文字で記載するのが望ましいとされています。（法人名称は、正式名称を用います。）（規４．１６(a)、法施様１備考１２）

②　出願人が発明者でもある場合は、「□　この欄に記載した者は、発明者でもある。」の□内にレ印を付し、「出願人及び発明者」として記載します。「発明者」として、別途の記載はしません。（規４．６(b)）

③　出願人の電話番号、ファクシミリ番号がある場合には、これらを記載することが望ましいとされています。（規４．４(c)）

④　電子メールアドレスを利用して当該国際出願に関する通知の送付を希望する者は、「電子メールアドレス」欄に電子メールアドレスを記載してください。電子メールアドレスを記載した場合、国際事務局が当該電子メールアドレスを利用して、本出願に関する全ての通知を電子形式のみで送付することを承認したことになります。

※　日本国特許庁から発送される各種通知については、電子メールによる送付のサービスは行っていません。

※　出願人、及び、代理人又は共通の代表者の両方について電子メールによる通知の希望がある場合、国際事務局からの電子メールによる通知は筆頭に記載の代理人又は共通の代表者のみに行われます。（「PCT NEWSLETTER　２０１０年４月号」）

⑤　「国籍」は、出願人がその国民である国の国名を記載します。（規４．５(b)）

「住所」は、出願人が居住している国の国名を記載します。　（規４．５(c)）

「国籍」及び「住所」における国名は、特許庁長官が指定する国の名称を日本語及び英語により記載します。

国名を英語で表示する場合はWIPO標準ST.3（工業所有権を発行又は登録する国、その他の統一体及び国際機関を示す推奨標準２文字コード）に記載されている名称又は２文字のコードにより表示します。　（細１１５）

⑥　指定国については、「□　すべての指定国」「□　追記欄に記載した指定国」のいずれか一つの□内にレ印を付します。

「□　追記欄に記載した指定国」にレ印を付すことで、異なる指定国について異なる出願人を記載することができます。その記載については追記欄を使用して、各指定国又は指定国群ごとに出願人を記載します。　（規４．５(d)）

電子出願の場合は「氏名(名称)」の編集画面で出願人ごとに「特定の指定国のみ」を選択することにより指定国を選定することができます。

⑦　紙書類出願において複数の出願人がいる場合は、２人目以降は「第Ⅲ欄　その他の出願人又は発明者」の欄に記載します。その場合は願書第１頁第Ⅲ欄の「□　その他の出願人又は発明者が続葉に記載されている。」の□内にレ印を付します。

⑧　出願人登録番号の欄には出願人の識別番号９桁を記載します。

（５）その他の出願人又は発明者　**第Ⅲ欄**

電子出願の場合は「氏名(名称)」の編集画面で入力します。

①　「第Ⅱ欄　出願人」の欄に記載した出願人以外の出願人（発明者）について、氏名（名称）、あて名等を記載します。

②　この欄に記載した者が、「□　出願人のみである。」「□　出願人及び発明者である。」「□　発明者のみである。」のいずれであるかを□内にレ印を付して示します。

「□　発明者のみである。」の□内にレ印を付した場合には、国籍及び住所の国名の記載は必要ありません。　（規４．６(a)）

③　紙書類出願において、記載すべき出願人又は発明者の全てを該当する欄に記載しきれないときは、「□　その他の出願人又は発明者が続葉に記載されている。」の□内にレ印を付し、同用紙を複写することにより、「第Ⅲ欄の続き　その他の出願人又は発明者」の用紙を作成します。

④　指定国の国内法令の要件が同一でない場合には、異なる指定国について異なる発明者を記載することができます。この場合は追記欄を使用します。　（規４．６(c)）

なお、受理官庁としての日本国特許庁に国際出願をする資格を有する出願人１名の「氏名（名称）」「あて名」「国籍」及び「住所」の記載があれば、その他の出願人の「あて名」「国籍」及び「住所」の記載を省略することができます。　（規２６．２の２(b)）

（６）代理人又は共通の代表者、通知のあて名　**第Ⅳ欄**

電子出願の場合は「氏名(名称)」の編集画面で入力します。

①　代理人又は共通の代表者を選任した場合には、「□　代理人」「□　共通の代表者」のいずれかの□内にレ印を付します。　（規４．７、同４．８）

②　代理人又は共通の代表者の氏名（名称）、あて名を記載します。　（規４．７、同４．８）

③　代理人又は共通の代表者の電話番号、ファクシミリ番号がある場合には、これらを記載することが望ましいとされています。　（規４．４(c)）

④　代理人登録番号の欄には実際に手続をする代理人の識別番号９桁を記載します。

⑤　電子メールアドレスを利用して当該国際出願に関する通知の送付を希望する者は、「電

子メールアドレス」欄に電子メールアドレスを記載します。

詳細は「第３章　第２節　３．（４）出願人　④」を参照してください。

⑥　代理人又は共通の代表者の選任は、願書に出願人が署名するか、又は別個の委任状に署名することにより行います。（規９０．４）

事前に包括委任状を関係機関に寄託（提出）することにより代理人を選任した場合は、その包括委任状の写しを願書に添付することができます。

（規９０．５(a)(b)、法施６の３、法施６の４）

なお、受理官庁としての日本国特許庁に国際出願をする場合は、委任状等の提出は不要です。（規９０．４(d)）

⑦　代理人又は共通の代表者が選任されておらず、特に通知が送付されるための「あて名」を示す場合には、「□　通知のためのあて名」の□内にレ印を付し、この欄に記載することができます。（規４．４(d)）

※　このあて名は、願書の「第Ⅱ欄　出願人」の欄に記載されているあて名と異なっていなければなりません。例えば、出願人名を「〇〇株式会社」とした場合、「〇〇株式会社知的財産部」のように出願人欄と異なるあて名を記載します。

（７）国の指定　**第Ⅴ欄**

電子出願の場合は「指定国」の編集画面で入力します。

国際出願は、国際出願日に条約に拘束される全ての締約国を指定するものとみなされます（みなし全指定）。（規則４．９(a)(i)）

※　全ての締約国を指定した国際出願は、以下の広域特許の求めも含まれます。PCT経由で広域特許による保護を取得することができる締約国については、以下のWIPOウェブサイトを参照してください。

https://www.wipo.int/pct/en/texts/reg_des.html

ARIPO特許（AP）、ユーラシア特許（EA）、ヨーロッパ特許（EP）、OAPI特許（OA）

（2024年7月1日現在）

ドイツ、日本、韓国の３ヶ国については、出願の際、この欄のチェックボックスにチェックをすることでその指定を除外することができます。ただし、この指定の除外は、国際出願がそれらの国における先の国内出願を基礎とする優先権を主張する結果、それらの国の国内法令に基づいて当該先の国内出願の効果が消滅する（先の出願がみなし取下げとなる）のを避けることを目的とする場合に限ります。したがって、これら３ヶ国の指定を除外する場合には、除外する国の国内出願を基礎とする優先権の主張を伴う必要があります。

（規則４．９(b)）

※　願書における指定の除外は、出願後に補正することはできません。出願後に、除外した指定国を追加することもできません。

※　出願時に指定の除外をしなかった場合であっても、優先日から１年４月以内に指定国の指定の取下げを行うことにより同様の効果を得ることができます。詳細は、「第５章　第８節　２．指定国の指定の取下げ」を参照してください。

※　願書において指定の除外をした国は出願時から指定されていないものとして扱われます。代理人が手続する場合であっても、この願書における指定国の指定の除外については、委任状等は必要ありません。

保護の種類とその取扱い

国際出願は、指定国が認める保護の種類（例えば、日本国であれば「特許」又は「実用新案」）を願書提出時には特定する必要はありません。国際出願願書は指定国が認めるあらゆる種類の保護を求める願書として扱われ、最終的に、どの種類の保護を受けたいかは国内移行時に各指定国の国内官庁に対して明示することになります。（規則４．９(a)(ⅱ)）

各指定国の国内官庁が認める保護の種類の詳細については、WIPOウェブサイト「Types of Protection Available via the PCT in PCT Contracting States」（https://www.wipo.int/pct/en/texts/typesprotection.html）、又は「PCT出願人の手引（PCT Applicant's Guide)」附属書B　一般情報を参照してください。

（８）優先権主張及び優先権書類　**第Ⅵ欄**

電子出願の場合は「優先権」の編集画面で入力します。

①　優先権の主張をする場合には、先の出願の表示を次のとおり記載します。（規４．１０）

a　優先権の基礎となる先の出願が国内出願であるときは、先の出願をした日付、先の出願番号及び先の出願がされた国名を所定の箇所に記載します。

b　優先権の基礎となる先の出願が国際出願であるときは、国際出願日、国際出願番号及び出願がされた受理官庁名を所定の箇所に記載します。

c　優先権の基礎となる先の出願が広域出願であるときは、先の出願をした日付、先の出願番号及び適用される広域特許の取決めに基づき広域特許を付与する権限を有する国内当局又は政府間当局の名称を記載します。

②　紙書類出願において、優先権を主張する先の出願が４件以上あり追記欄に記載する場合は、「□　他の優先権主張（先の出願）が追記欄に記載されている。」の□内にレ印を付します。

③　日付は、西暦により、日、月、年の順にアラビア数字で表示し、かつ、日及び月の数字の後にピリオドを付します。（細１１０）

④　第Ⅵ欄において主張する優先権の基礎となる先の出願を受理した当局が認証した謄本（優先権書類）を所定の期限までに提出する方法は複数ありますが、出願時に以下の２通りの方法を選択することができます。

a　受理官庁に対して、優先権書類を作成し国際事務局に送付することを請求する方法

「□　受理官庁に対して、上記の先の出願（受理官庁と同じ官庁に対して出願されたものに限る。）のうち、以下のものについては、優先権書類を作成し国際事務局に送付することを請求する。」の□内にレ点を付し、係る優先権（「□　すべて」「□　優先権(1)」～「□　その他は追記欄参照」）にレ点を付します。

b　国際事務局に対して、優先権書類をDAS（デジタルアクセスサービス）を利用して取得することを請求する方法

「□　国際事務局に対して、上記の先の出願のうち、以下のものについては、該当する場合には以下に記載したアクセスコードを利用し、優先権書類に記載されている事項に係る情報（国際事務局が規則１７．１(bの２)の電子図書館（以下「電子図書館」という。）から取得できるものに限る。）を電子図書館から取得することを請求する。」の□内にレ点を付し、係る優先権（「□　優先権(1)」～「□　その他は追記欄参照」）にレ点を付し、あらかじめ入手したアクセスコードを記載します。

なお、出願時点でアクセスコードを入手できていない場合については、上記２箇所の□内にレ点を入れずに出願し、アクセスコード入手後に追って国際事務局に対して通知をする必要があります。詳細は、「第５章　第６節　優先権主張に関する手続　２．デ

ジタルアクセスサービス（DAS）を利用した優先権書類の取得請求」を参照してください。

※　前述以外の方法による場合は、ａとｂに記載のいずれのチェックボックスにもレ点を入れずに出願し、所定の期限までに所定の方法により優先権書類を提出します。詳細は、「第５章　第６節　優先権主張に関する手続」を参照してください。

⑤　第Ｖ欄において指定国の除外をしている場合には、その国の国内出願を基礎とする優先権主張の記載が必要です。（規４．９(b)）

（９）国際調査機関　**第Ⅶ欄**

電子出願の場合は「願書」の編集画面で入力します。

①　日本国受理官庁に日本語で出願する場合は日本国特許庁、英語で出願する場合は日本国特許庁、欧州特許庁、インド特許庁又はシンガポール知的所有権庁を国際調査機関として選択することができます。（規３５．２）

※　インド特許庁又はシンガポール知的所有権庁を国際調査機関とする国際出願をオンラインで提出する場合、管轄国際調査機関の選択方法や料金表の修正方法等について注意すべき点があります。詳細は日本国受理官庁までお問合せください。

②　日本語以外の国際出願を日本国民等と日本国民等以外の者が共同で国際事務局へ提出する場合には、当該出願人のために行動する受理官庁を管轄する国際調査機関を選択することができます。（規３５．３）

③　出願人は国際調査機関に対し、国際調査を行うにあたり、関連する発明について先の国際出願の国際調査又は条約第１５条(5)(a)に規定する国際型調査又は国内調査があるときには、その結果を考慮することを希望することができます。その場合には、「第Ⅶ欄の続き　先の調査及び先の分類の結果の利用」欄の「項目１．規則４．１２に基づく出願人による請求」の項目１．１「□　第Ⅶ欄において選択した国際調査機関に対し、以下の先の調査の結果を考慮することを請求する」の□内にレ点を付し、出願日、出願番号及び国名を記入します。（規４．１２、法施１５⑥）

ａ　国際調査機関が日本国特許庁の場合

先の調査が国内出願にかかる審査である場合は、前述のとおり、第Ⅶ欄への記載（出願日、出願番号及び国名）が必要です。記載された先の出願の審査結果が、本国際出願の調査に利用可能と審査官が判断すれば、その旨の通知が送付され、調査手数料の一部返還請求が可能となります（以下④参照）。

先の調査が国際出願にかかる日本国特許庁による国際調査である場合は、第Ⅶ欄への記載は不要です。「第Ⅵ欄　優先権主張及び優先権書類」に記載されている国際出願にかかる日本国特許庁による国際調査が、本国際出願の調査に利用可能と審査官が判断すれば、その旨の通知が送付され、調査手数料の一部返還請求が可能となります（以下④参照）。

ｂ　国際調査機関が日本国特許庁以外の場合

前述の第Ⅶ欄への記載（出願日、出願番号及び国名）に加え、当該先の調査の結果の写しを願書に添付しなければなりません。ただし、当該先の調査を行った官庁が受理官庁と同一である場合は、受理官庁に対し当該先の調査の結果の写しを作成し、国際調査機関に送付するよう請求することができます。

（規１２の２．１(a)(b)、法施２１の２(2)(3)）

受理官庁に対して、先の調査の結果の写しの送付請求をする場合は、「□　受理官庁に対し、先の調査の結果の写しを国際調査機関へ送付することの請求」欄の□にレ点を付し、事件ごとに作成した「先の調査の結果の写しの送付請求願」を国際出願と共に提出

します。

電子出願の場合は、国際出願を送信後３日以内に届くように「手続補足書」に「先の調査の結果の写しの送付請求願」を添付して提出します。　［様式２－３１］

なお、先の調査の結果の送付請求は願書においてのみ行うことが可能であり、受理官庁は先の調査の結果の写しを作成し、国際調査機関に送付するにあたり、手数料の支払いを条件とすることができます。　（規１２の２．１(b)、法施８２表②）

④　日本国特許庁が国際調査機関である国際出願について、国際調査報告を作成するために先の国内出願の審査結果又は日本国特許庁が作成した先の国際出願の国際調査報告の相当部分を利用することができる場合は、調査手数料のうち一定額を出願人の請求により返還します。　（規１６．３、同４１．１、法施５０(1)(2)）

（注）返還手続の詳細については、「第６章　第１１節　調査手数料の一部払戻し」を参照してください。

国際調査機関が日本以外の官庁である場合における調査手数料の払戻しの要件等については、「PCT出願人の手引（PCT Applicant's Guide）」（以下URL）における各官庁の「国際調査機関」の欄（附属書D）を参照してください。

https://www.wipo.int/pct/ja/guide/index.html

（１０）申立て欄　**第Ⅷ欄**

電子出願の場合は「申立て」の編集画面で入力します。

①　出願人の選択により、一又は複数の指定国で適用される国内法令のために、以下の一ないし複数の申立てを願書の一部として提出することができます。　（規４．１７）

i　発明者の特定に関する申立て

ii　出願し及び特許を与えられる国際出願日における出願人の資格に関する申立て

iii　先の出願の優先権を主張する国際出願日における出願人の資格に関する申立て

iv　発明者である旨の申立て（米国を指定国とする場合）

v　不利にならない開示又は新規性喪失の例外に関する申立て

②　願書に申立てを含める場合は、実施細則第211号から第215号に規定する標準文言に従って記載します。電子出願の場合は、必要事項を入力することにより、標準文言による申立てが自動的に入力されます。

③　出願人が規則４．１７(i)から(iv)までに基づき、必要な標準的文言を含んだ申立てを提出した場合、国内段階に移行した後に指定官庁は当該申立ての真実性について合理的な疑義がない限り、関連する事項について更なる書類又は証拠を要求することはできません。　（規５１の２．２）

ただし、「不利にならない開示又は新規性喪失の例外に関する申立て」は、その内容が実体審査に関係するため、指定官庁が証拠を要求する権限は制限されていません。（指定国日本においては、新規性喪失の例外に関する申立てにかかる証明書を提出する必要があります。）

④　優先日から１６月以内であれば、申立てを補充、追加することができます。該当する申立てのページを差し替え用紙として、これに申立てを補充、追加する旨を説明した書簡を添えて国際事務局へ提出します。　（規２６の３．１、細２１６）

なお、申立ての趣旨は前述のように指定官庁の要求を先取りするものであるため、受理官庁では原則として申立ての方式審査を行いません。ただし、申立てが実施細則で定める標準文言で作成されていないなどの不備がある場合には、受理官庁又は国際事務局において、その不備を訂正するように補充を求めることができます。　（規２６の３．２）

⑤　全ての申立てにおいて、「氏名」及び「あて名」を日本語で記載する場合は、ローマ字

表記を併記します。

⑥　「出願し及び特許を与えられる国際出願日における出願人の資格に関する申立て」及び「先の出願の優先権を主張する国際出願日における出願人の資格に関する申立て」は、国際出願日における出願人の地位、資格を申立てるものです。したがって、国際出願後の譲渡等を申立てとして、後に追加することはできません。

⑦　願書に発明者の署名があるか否かにかかわらず、発明者である旨の申立てには常に発明者自身の署名が必要です。（細２１４）

※　申立てに誤記等があり訂正する場合は、国際事務局への直接手続が必要です。

※　国内移行を想定している指定国における申立ての効果については、「PCT出願人の手引（PCT Applicant's Guide）」（以下URL）における各官庁の「国内段階」の欄を参照してください。

https://www.wipo.int/pct/ja/guide/index.html

また、最新情報について現地代理人に確認したうえで利用することをお勧めします。

※　申立ての詳細については、以下の特許庁ウェブサイトを参照してください。

https://www.jpo.go.jp/system/patent/pct/tetuzuki/tt1303-044_qanda.html

（１１）照合欄　**第Ⅸ欄**

①　願書、明細書、請求の範囲、要約書及び図面の各枚数とそれらの合計枚数を記載します。（規３．３(a)(i)）

図面については、願書に添付する場合は枚数を記載し、添付しない場合は「０」と記載します。手数料計算用紙、委任状等は合計枚数に含めません。

電子出願の場合は、「内訳」の編集画面で添付した明・請・要・図に基づき、自動的に各書類の枚数が計算されます。

②　塩基配列（ヌクレオチド）又はアミノ酸の配列を提出する場合は、WIPO標準ST.26XMLファイル形式での提出になりますので、物理媒体の種類と数を記載します。

③　国際出願に図面がある場合には、国際公開の際に要約書とともに掲載する図面（原則として１つの図）をその図番号で示すことができます。（規３．３(a)(iii)）

④　本国際出願の言語を記載します。

⑤　特許印紙を貼付した書面、委任状、包括委任状の写し、優先権書類、生物材料に関する受託証の写し・寄託された微生物又はその他の生物材料に関する書面（PCT/RO/134）（P. 34コラム参照）を添付する場合には、該当する箇所の□内にレ印を付します。（規３．３(a)(ii)）

（１２）出願人、代理人又は共通の代表者の署名　**第Ⅹ欄**

出願人が代理人又は代表者を選任した場合には、その代理人又は代表者を記名し、署名します。代理人又は代表者が選任されない場合には、少なくとも一人の出願人を記名し、署名します。（規２６．２の２(a)）

電子出願の場合は、送信ファイル作成時に、インターネット出願ソフト起動時に選択した者の電子証明書を用いて自動的に電子署名されることにより、署名と同等の効果が得られます。願書のPDFデータには、「（PKCS7　デジタル署名）」という表示がされます。

代理人が複数いる場合であっても、国内手続と異なり意思確認のための手続補足書の提出は不要です。また、テキスト署名は任意です。

第3節　明細書の作成要領

１．様式

明細書は、特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則様式第８（英語出願は同第８の２）により作成します。英語出願において、明細書の英語表示は「DESCRIPTION」です。「SPECIFICATION」ではありません。また、国際出願では、【　】を使用しない、項目立てが異なる等様式が異なるため、国内出願の様式をそのまま使用することはできません。

（条３(4)(ii)、規５．１、法３(3)、法施１７(2)）

［様式１－１（１）、１－１（２）、１－２（１）、１－２（２）］

２．記載事項

明細書は、その発明の属する技術の分野における専門家がその実施をすることができる程度に、明確かつ十分にその発明の説明を記載しなければなりません。　（条５、法施１７(1)）

明細書には、化学式又は数式を記載することができ、表も使用することができます。

（規１１．１０(b)(c)、法施様８備考５・６）

表及び化学式又は数式を縦長に用いられる用紙に十分に配置することができない場合には、横にして用紙の長辺と平行に配置することができます。用紙を横長にして用いる場合には、当該用紙は、表又は式の上端が用紙の左側になるようにして提示します。

（規１１．１０(d)、法施様８備考１１）

３．記載要領

明細書は、国際出願の他の要素（願書・請求の範囲・要約書・図面）とは別個の用紙を用いて作成します。　（規１１．４(a)、法施１４）

電子出願の場合は、明・請・要・図の順に１つのHTMLデータを作成します。作成時には、電子出願ソフトサポートサイトにおいて提供されている「ひな型」を用いることをお勧めします。明・請・要・図のデータは、ソフトウェアがPDFデータに変換する際に、書類ごとに切り分けられます。送信前に、必ず、PDFデータにより体裁や内容を確認してください。

明細書には、願書に記載されている発明の名称を冒頭に記載するとともに、次に掲げる事項を原則としてその定めるところにより記載します。

（規５．１、法施様８備考７、同８の２備考１(英語)）

① その発明の関連する技術分野を明示します。

② その発明の理解、調査及び審査に有用であると思われる従来の技術を明示するとともに、なるべく当該技術に関する文献を引用します。

③ その発明が解決しようとする技術的課題及びその解決方法を理解することができるように、請求の範囲に記載されている発明を開示するとともに、その発明が従来の技術との関連において有する、有利な効果を記載します。

④ 図面があるときは、図についての簡単な説明を記載します。

⑤ 請求の範囲に記載されている発明の実施をするための形態のうち、少なくとも出願人が最良であると考えるものを記載します。その記載は、そうすることが適当である場合には実施例を用いて、図面があるときはその図面を引用して行います。

⑥ 必要があるときは、その発明の産業上の利用方法、生産方法又は使用方法を明示します。

⑦　国際出願が塩基配列（ヌクレオチド）又はアミノ酸の配列の開示を含む場合には、WIPO標準ST.26XMLファイル形式で提出します。　（規５．２(a)(b)、細２０８）

４．見出し

前項の各事項の前には、原則として各々「発明の名称」、「技術分野」、「背景技術」、「発明の開示」又は「発明の概要」、「図面の簡単な説明」、「発明を実施するための最良の形態」又は「発明を実施するための形態」及び「産業上の利用可能性」の見出しを付します。

（法施様８備考８、同８の２備考２(英語)）

５．寄託された生物材料への言及

規則１３の２に規定する寄託された生物材料への言及を行う場合には、次に掲げる事項を記載します。　（規１３の２．３(a)、法施様８備考９）

①　寄託機関の名称及びあて名
②　寄託日
③　受託番号
④　規則１３の２．３(a)(iv)に規定する追加事項

※　①から④までに掲げる事項の記載を特定の指定国のみのために行うときは、当該指定国の国名及び当該指定国のみのために行う旨を記載することができます。

（規１３の２．５(b)）

※　詳細は、「PCT出願人の手引（PCT Applicant's Guide)」（以下URL）における該当国の「生物材料の寄託」欄（附属書L）を参照してください。
https://www.wipo.int/pct/ja/guide/index.html

【コラム】生物材料の寄託についての言及

「生物材料の寄託についての言及」を行う場合は、明細書中に以下の事項を記載します。

①　寄託機関の名称及びあて名
②　寄託日
③　受託番号（寄託申請後、受託番号が交付されていない場合は、「寄託日」「受託番号」に代えて「受領日」「受領番号」）
④　指定国によっては国ごとに定めている追加事項

明細書中への前述の事項に関する記載に加えて、同様の内容を記載した様式(PCT/RO/134)を願書に添付することもでき、国際事務局ではこれを推奨しています。（電子出願の場合は、「生物」の編集画面に必要事項を入力することにより、PCT/RO/134 が自動的に作成され、願書に添付されます。）

出願後に PCT/RO/134 を提出することも可能です。その場合は、優先日から１６月以内に国際事務局に提出します。

なお、指定国によっては「出願時の明細書」に生物材料の寄託に関する所定の記述が揃っていない場合は考慮しないとしている例もあるため、「生物材料の寄託についての言及」を行おうとする場合は、事前に「PCT出願人の手引（PCT Applicant's Guide）」の「生物材料の寄託」欄（附属書L）において各指定国の対応等を確認してください。

６．頁の番号

アラビア数字により１から始まる連続番号を、用紙（余白部分を除く）の上端又は下端の中央に記載します。（規１１．７(a)(b)、法施様８備考１１）

電子出願の場合は自動的に付与されます。

７．行の番号

明細書の各用紙には、５行目ごとに番号を付けることが極めて望ましいとされています。行の番号は、用紙の左側の余白右半分に記載します。（規１１．８(a)(b)、法施様８備考１）

電子出願の場合は行番号の付与がシステム上できませんので、段落番号を付与します。

第4節　請求の範囲の作成要領

１．様式

請求の範囲（「特許請求の範囲」ではありません。）は、特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則様式第９（英語出願は同第９の２）により作成します。英語出願において、請求の範囲の英語表示は「CLAIMS」です。また、国際出願では、【　】を使用しない等様式が異なるため、国内出願の様式をそのまま使用することはできません。

（条３(4)(ii)、法施１８(2)）［様式１－１（１）、１－１（２）、１－２（１）、１－２（２）］

２．記載事項

（１）請求の範囲には、保護が求められている事項を発明の技術的特徴により明確かつ簡潔に記載しなければなりません。（条６、法施１８(1)）

（２）請求の範囲は、明細書により十分に裏付けされていなければなりません。（条６、法施１８(1)）

（３）請求の範囲には、化学式又は数式を記載することができます。表を使用することが望ましい事項についてのみ、表を使用することができます。（規１１．１０(b)(c)、法施様９備考１１）

表及び化学式又は数式を縦長に用いられる用紙に十分に配置することができない場合には、横にして用紙の長辺と平行に配置することができます。用紙を横長にして用いる場合には、当該用紙は、表又は式の上端が用紙の左側になるようにして提示します。（規１１．１０(d)、法施様９備考１１）

３．記載要領

（１）請求の範囲の数

請求の範囲の数は、請求の範囲に記載される発明の性質を考慮して妥当な数とします。請

求の範囲の数が２以上の場合には、請求の範囲には、アラビア数字により連続番号を付します。（規６．１(a)(b)、法施様９備考２、３）

（２）従属請求の範囲

①　１又は２以上の他の請求の範囲すべての技術的特徴を含む請求の範囲(従属請求の範囲)の記載は、他の請求の範囲を引用するとともに追加の技術的特徴を記載します。

（規６．４(a)、法施様９備考４）

②　同一の請求の範囲を引用する従属請求の範囲は、原則として引用に係る請求の範囲に続けて記載します。（法施様９備考１０）

（３）多数従属請求の範囲

①　２以上の他の請求の範囲を引用する従属請求の範囲（多数従属請求の範囲）は、原則として引用しようとする請求の範囲を択一的に引用して記載します。

（規６．４(a)、法施様９備考５）

②　多数従属請求の範囲においては、原則として他の多数従属請求の範囲を引用して記載してはなりません。（規６．４(a)、法施様９備考６）

③　①又は②の原則によらない記載が指定国の国内法令の要件を満たしている場合、①又は②の原則によらないことは当該指定国においていかなる影響も及ぼすことはありません。

（規６．４(a)、法施様９備考７）

（４）明細書又は図面の引用の禁止

請求の範囲における発明の技術的特徴の記載は、原則として明細書又は図面を引用して記載してはならず、特に「明細書の・・・・・の箇所に記載したように」又は「図面の・・・・・の図に示したように」のような記載をしてはなりません。　（規６．２(a)、法施様９備考８）

（５）図面の引用符号の記載

請求の範囲に記載されている発明の技術的特徴であって図面に記載されているものは、その図面の引用符号をかっこを付して引用することが望ましいとされています。

（規６．２(b)、法施様９備考９）

４．頁の番号

アラビア数字により明細書の最後の用紙に付した番号の次の番号から始まる連続番号を明細書に合わせて用紙（余白部分を除く）の上端又は下端の中央に記載します。

（規１１．７(a)(b)、法施様９備考１）

電子出願の場合は自動的に付与されます。

５．行の番号

請求の範囲の各用紙には、５行目ごとに番号を付けることが極めて望ましいとされています。行の番号は、用紙の左側余白の右半分に記載します。　（規１１．８(a)(b)、法施様９備考１１）

電子出願の場合は行番号の付与がシステム上できませんので、請求項の番号を付与します。

第5節　要約書の作成要領

要約は、技術情報としてのみ用いるものとし、他の目的のため、特に、求められている保護の範囲を解釈するために考慮に入れてはなりません。（条３(3)）

１．様式

要約書は、特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則様式第１１（英語出願は同第１１の２）により作成します。英語出願において、要約書の英語表示は「ABSTRACT」です。「ABSTRACT OF THE DISCLOSURE」ではありません。また、国際出願では、【　】を使用しない等様式が異なるため、国内出願の様式をそのまま使用することはできません。

（条３(4)(ii)、規８、法施２０(2)）

［様式１－１（１）、１－１（２）、１－２（１）、１－２（２）］

２．記載事項

要約書には、明細書、請求の範囲及び図面に記載されている発明の概要を記載しなければなりません。（規８．１(a)(i)、法施２０(1)）

要約書には、化学式又は数式を記載することができ、表も使用することができます。

（規１１．１０(b)(c)、法施様１１備考６）

表及び化学式又は数式を縦長に用いられる用紙に十分に配置することができない場合には、横にして用紙の長辺と平行に配置することができます。用紙を横長にして用いる場合には、当該用紙は、表又は式の上端が用紙の左側になるようにして提示します。

（規１１．１０(d)、法施様１１備考６）

３．記載要領

（１）要約書には、その要約書に係る国際出願を先行技術として調査する必要性の有無を判断するための選別手段として利用することができるように、以下の事項を明瞭に記載します。

①　請求の範囲に記載されている発明の属する技術分野
②　その発明が解決しようとする技術的課題
③　その解決方法の要点
④　その発明の主な用途

（規８．１(a)(i)、同８．３、法施様１１備考２）

（２）要約書は、可能な限り簡潔に記載します。英語に翻訳した場合、５０語以上１５０語以内であることが望ましいとされています。

（規８．１(b)、法施様１１備考３、同１１の２備考１(英語)）

４．引用符号

主要な技術的特徴であって図面に記載されているものを要約書に記載するときは、かっこ付きの引用符号を付します。（規８．１(d)、法施様１１備考４）

５．記載禁止事項

要約書には、請求の範囲に記載されている発明の不確実な効果又は用途について記載してはなりません。（規８．１(c)、法施様１１備考５）

６．要約書の最終的内容

要約の内容は、出願人が提出した要約書により国際調査機関が認定しますが、要約書の提出がない場合又は規則に従って要約書が作成されていない場合は、国際調査機関が要約書を作成します。（規３８．２、法施４７(1)）

７．頁の番号

アラビア数字により請求の範囲の最後の用紙に付した番号の次の番号から始まる連続番号を明細書に合わせて用紙（余白部分を除く）の上端又は下端の中央に記載します。

（規１１．７(a)(b)、法施様１１備考１）

電子出願の場合は自動的に付与されます。

第6節　図面の作成要領

１．様式

（１）図面は、特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則様式第１０（英語出願は同１０の２）により作成します。国際出願では、【　】を使用しない等様式が異なるため、国内出願の様式をそのまま使用することはできません。

（条３(4)(ii)、規１１．１３、法施１９）

［様式１－１（１）、１－１（２）、１－２（１）、１－２（２）］

（２）工程図及び図表は、図面とします。（規７．１）

２．記載要領

（１）図面中の語句

図面には、①その理解に欠くことができない「水」「蒸気」「開」「閉」「ABの切断面」等の単語又は語句、②電気回路、ブロックダイヤグラム及び工程図表の場合における理解のために不可欠な表示のための短い語句を除くほか、文言を記載してはなりません。

（規１１．１１(a)、法施様１０備考２、同１０の２備考１（英語））

（２）図面に関する特別の要件

① 図面は、耐久性のある、黒色の、十分に濃厚な濃墨等を用いて、太さの均一な、かつ、明瞭な線で着色することなく作成します。（規１１．１３(a)、法施様１０備考３）

② 切断面には、平行斜線を引きます。この場合において、引用符号及び引出線の明瞭な読み取りが妨げられてはなりません。（規１１．１３(b)、法施様１０備考４）

③　図の大きさ及び作図の明瞭性は、３分の２の線縮尺による写真複製をした場合にすべての細部を容易に識別することができるようなものとします。

（規１１．１３(c)、法施様１０備考５）

④　例外的に図面の尺度を示すときは、図式を用いて表示します。

（規１１．１３(d)、法施様１０備考６）

⑤　図面に記載するすべての数字、文字及び引出線は、簡潔かつ明瞭なものとします。この場合において、数字又は文字とともに、かっこ、円又は引用符を用いてはなりません。

（規１１．１３(e)、法施様１０備考７）

⑥　図面中のすべての線は、原則として製図用具を用いて引きます。

（規１１．１３(f)、法施様１０備考８）

⑦　図の各要素は、その理解のために欠くことができない場合を除き、図中の他の要素のそれぞれに対して妥当な比率のものとします。　（規１１．１３(g)、法施様１０備考９）

⑧　数字及び文字の大きさは、縦０．３２ｃｍ以上とします。

（規１１．１３(h)、法施様１０備考１０）

⑨　図の配置

ａ　同一の用紙に２以上の図を記載することができます。　（規１１．１３(i)）

ｂ　２以上の用紙を用いて単一の図を描くときは、その２以上の図を合わせることにより単一の完全な図を構成できるように配置します。

（規１１．１３(i)、法施様１０備考１１）

ｃ　個々の図は、不必要な間隔を置くことなく、望ましくは図の上下を正しく、相互に十分に離して１又は２以上の用紙に配置します。　（規１１．１３(j)）

ｄ　図の上下を正しく配置することができない場合には、図の上端が用紙の左側になるように図を横にして配置します。　（規１１．１３(j)、法施様１０備考１６）

⑩　２以上の図があるときは、図毎に用紙の番号とは無関係にアラビア数字により連続した番号を付します。　（規１１．１３(k)、法施様１０備考１２）

国際出願は外国出願の一形態ですので、日本国でしか通用しない(イ)(ロ)(ハ)、(一)(二)(三)等は使用できません。

⑪　引用符号

ａ　図面には、明細書に用いない引用符号を記載してはなりません。

（規１１．１３(l)、法施様１０備考１３）

ｂ　同一の部分は、引用符号を用いて示す場合には、当該国際出願の全体を通じて同一の符号によって示します。　（規１１．１３(m)）

ｃ　図面に多数の引用符号を用いるときは、なるべくすべての引用符号ごとにその対応する部分を示す別紙を添付します。　（規１１．１３(n)、法施様１０備考１４）

⑫　用紙の使用することができる面又は使用した面の周囲には、枠線を記載してはなりません。　（規１１．６(c)、法施様１０備考１６）

３．頁の番号

図面の各用紙の番号は、斜線で区分された２つのアラビア数字から構成します。左側には用紙の番号を、右側には用紙の合計数を明細書に合わせて用紙（余白部分を除く）の上端又は下端の中央に記載します。（例：１／３、２／３、３／３）

（規１１．７(a)(b)、細２０７(b)(iii)、法施様１０備考１５）

電子出願の場合は自動的に付与されます。

４．図面代用写真

図面に代えて写真を使用することについては、特許協力条約等において規定はありません。しかし、例えば結晶構造、金属微細構造、織物、粒構造のような形態を図で描くことは技術的に困難であり、むしろ、写真で表した方が適切であることが少なくありません。

このように写真で表すことが、その出願の発明を容易に理解し、適切である場合には、図面に代えて写真を用いることが適当であると考えられます。この場合、次の条件に従います。

（１）Ａ４の用紙を用いて写真を貼付します。

写真を貼付した用紙の余白は、上端及び左端を２．５ｃｍ、右端１．５ｃｍ、下端１ｃｍ以上です。

（２）オリジナルを３部（記録原本用、受理官庁用、調査機関用）提出します。

※　写真と図面が混在する場合は、写真を含む頁のみオリジナルを３部提出します。

（３）写真の縮尺表示が必要である場合には、その表示を直接写真に表示することなく、写真を貼付した用紙に記載します。

（４）電子出願では、図面代用写真をカラーで送信できません。白黒で送信されます。

【コラム】図面代用写真の取扱い

国際出願の記録原本は、全て国際事務局に送付され、その記録原本を元に国際公開の原稿が作成されます。このときに、図面代用写真はモノクロ化されます。

このため、写真やカラー図面による図面が、国際公開時に十分再現されず、イメージの一部が飛んでしまい、一見白紙の状態で公開されている例もあります。各加盟国へもその状態で写しが送付されます。規則１１．２(a)に規定される出願書類の複製のための適合性を分かりやすく解釈すれば、モノクロ設定のコピー機でのコピーに耐えうる出願書類を作成するということです。

写真、カラー図面等を提出する場合は、まず図面を肉眼で確認し、さらにモノクロ設定のコピー機によるコピーを試した上で、必要に応じて、当該図面の明るさ、コントラスト等を調整することをお勧めします。

国際段階でのカラー要素の受理については、WIPOにおいて継続的な議論が行われています。

それらの議論を踏まえ、国際事務局への電子出願方法であるePCTには、出願本体（明・請・要・図）がカラー又はグレースケール要素を含む旨を表示するチェックボックスが設けられています。チェックをした場合、国際公開の表紙に、カラー又はグレースケールの内容を含む出願であり、元のファイルがPATENTSCOPEから入手可能である旨の表示がされます。

ただし、当該機能は、国際出願においてカラー要素が許容されるようになった、又はそれらが効果的に処理されることを意味するものではありません。従来どおり、全ての国際出願は国際事務局において、モノクロ形式に変換され、記録されます。なお、変換されたファイルの内容をあらかじめ確認するためのプレビュー機能が国際事務局により提供されています。

※詳細は、以下のWIPOウェブサイトを参照してください。

https://www.wipo.int/pct/ja/newslett/index.html

「PCT NEWSLETTER」　２０１７年１２月号、２０１８年４月号、２０１９年４月号

第7節　願書等の作成要領補足情報

１．塩基配列（ヌクレオチド）又はアミノ酸配列の磁気ディスクの提出

塩基配列（ヌクレオチド）又はアミノ酸配列を含む国際出願を紙で出願する場合は、WIPO標準ST.26XMLファイル形式で作成した配列表を磁気ディスクに記録し、願書に添付しなければなりません。（法施５０の３(1)）

詳細は、以下の特許庁ウェブサイト（国際出願における塩基配列及びアミノ酸配列の提出方法について）を参照してください。

https://www.jpo.go.jp/system/patent/pct/tetuzuki/enki.html

２．電子出願の料金表メンテナンスについて

電子出願の場合、手数料額はインターネット出願ソフト上の「料金表」に基づき、計算されます。

国際出願手数料等の手数料額は、毎年１月１日の改定に加え、日本円－外貨間の為替レートの変動により改定されますが、インターネット出願ソフトの「料金表」は自動的には更新されません。

出願時には、《基本料金表》の金額が最新の手数料額と一致しているかを確認し、必要に応じて、インターネット出願ソフトの「料金表メンテナンス」画面で最新の《基本料金表》をダウンロードしてください。

※　最新の国際出願関係手数料は特許庁ウェブサイトを参照してください。
https://www.jpo.go.jp/system/patent/pct/tesuryo/kokuryo.html

※　「料金表メンテナンス」の詳細は、以下の電子出願サポートサイトを参照してください。
https://www.pcinfo.jpo.go.jp/site/3_support/1_operation/guide_24_ro.html

※　手数料の軽減・支援措置を受ける場合も、「料金表メンテナンス」にて手数料の負担割合に対応した「料金表」を作成する必要があります。以下の特許庁ウェブサイトを参照してください。
https://www.jpo.go.jp/system/patent/pct/tesuryo/pct_keigen_shinsei/nyuryoku.html

第４章　国際出願の手数料

第1節　国際出願に必要な手数料

国際出願をするためには、以下の「１．受理官庁が徴収する国際出願に必要な手数料」の表に掲げる手数料が必要です。

送付手数料、調査手数料及び国際出願手数料は受理官庁が徴収します。

（条３(4)(iv)、規１４、同１５、同１６、法１８）

手数料額は、WIPO事務局長と各官庁の協議により行われる毎年１月１日の改定に加え、日本円―外貨間の為替レートの変動により改定されます。

１．受理官庁が徴収する国際出願に必要な手数料　（法１８、令２(2)、法施７９、同８０）

出願時には、最新の手数料を以下の特許庁ウェブサイトで参照してください。

https://www.jpo.go.jp/system/patent/pct/tesuryo/kokuryo.html

（2024年7月1日現在）

手数料の種類	要求機関	国際出願の言語	金　額	納付期間
送付手数料	受理官庁	日本語 英語	17,000円	国際出願の受理から１月以内
調査手数料	国際調査機関：日本国特許庁	日本語	143,000円	
		英語	169,000円	
	国際調査機関：欧州特許庁	英語	297,100円	
	国際調査機関：インド特許庁		18,000円（法人の場合） 4,500円（個人の場合）※2	
	国際調査機関：シンガポール知的所有権庁		244,300円	
国際出願手数料※1	国際事務局	日本語 英語	用紙が30枚まで 217,700円 30枚を超える 用紙1枚につき 2,500円	

※1　オンラインで国際出願をした場合、49,100円減額。

※2　出願人が複数のときは、出願人全員が個人の場合です。

２．出願人が日本国（国の機関）である場合

出願人が日本国（国の機関）である場合には、日本国特許庁に支払う送付手数料、調査手数料（日本国特許庁が国際調査機関の場合）等を納付する必要はありません。なお、国際出願手数料は納付する必要があります。　（法１８(3)、法施８２(2)、特１９５(4)(5)）

共同出願の場合は、願書に持分の割合を記載した書面を添付（オンライン手続の場合はイメージを添付）し、国以外の共有者の持分の割合に応じた額を納付します。出願後に手数料を納付する場合は、「手数料納付書（国際出願に関する手数料の納付）」に「【その他】」の欄を設けて持分の割合を記載し、国以外の共有者の持分の割合に応じた額を納付します。

（法施８３(2)）［様式２－１］

既に納付した手数料について国の持分の割合に応じた額の返還を請求する場合は、「既納手数料返還請求書」に「その他」の欄を設けて持分の割合を記載して提出します。

［様式２－２７（１）（２）］

なお、日本国特許庁以外に支払う手数料（国際事務局に支払う国際出願手数料、欧州特許庁、インド特許庁又はシンガポール知的所有権庁に支払う調査手数料等）については、免除されません。

３．手数料（送付手数料、調査手数料、国際出願手数料）の納付方法

（１）国際出願と同時に納付する場合

「国際出願願書」により納付します。

［様式１－１（１）、様式１－１（２）、様式１－２（１）、様式１－２（２）］

① オンライン手続

「支払い」の編集画面で支払い方法を選択し、必要情報を入力します。

② 書面手続

a 特許印紙

願書「第Ⅸ欄　照合欄」の「□納付する手数料に相当する特許印紙を貼付した書面」の□内にレ印を付します。

手数料計算用紙における「支払方法」欄の「□特許印紙」にレ印を付します。

Ａ４の用紙に特許印紙を貼付すると共に、下の余白に「送付手数料、国際出願手数料、調査手数料」の表示と印紙額を記載した書面を願書に添付します。

b 予納

願書の第Ⅱ欄～第Ⅲ欄の「出願人登録番号」欄又は第Ⅳ欄の「代理人登録番号」欄に手数料計算用紙に記載する予納台帳の利用可能者の申請人識別番号を記載します。

手数料計算用紙における「支払方法」欄の「□予納台帳又は当座預金口座からの引き落としの承認」にレ印を付すと共に、「予納台帳又は当座預金口座からの引き落とし（又は振込み）の承認」欄の「□上記の合計額の引き落としの承認」にレ印を付し、受理官庁（JP）、予納台帳番号６桁、日付、氏名を記入します。なお、署名欄の記入は不要です。

c 電子現金納付

手数料計算用紙における「支払方法」の欄の「□その他」にレ印を付し、その右側に「電子現金納付」及び納付番号１６桁を記入します。

d 窓口におけるクレジットカード納付

所定のクレジットカードをご用意いただき（特許庁への事前登録は不要）、手数料計算用紙における「支払方法」の欄の「□クレジットカード」にレ印を付します。

e 現金納付

願書「第Ⅸ欄　照合欄」の「９．□その他」の□内にレ印を付し、「現金納付済証」と記載します。

手数料計算用紙における「支払方法」の欄の「□その他」にレ印を付し、その右側に「現金納付」と記載します。

Ａ４の用紙に納付済証（特許庁提出用）を貼付すると共に、下の余白に「送付手数料、国際出願手数料、調査手数料」の表示と納付額を記載した書面を願書に添付します。

（２）国際出願の後に納付する場合

「手数料納付書（国際出願に関する手数料の納付）」により納付します。

（法施７８、法施様２７、同２７の２(英語)）［様式２－１］

①　オンライン手続

【手数料の表示】の欄で選択する支払方法において必要となる情報を入力します。

（［様式２－１］（注２）参照）

※　手続言語が日本語の場合は「国際出願」タブ、手続言語が英語の場合は「特殊申請」タブから提出してください。

②　書面手続

ａ　特許印紙

「手数料納付書（国際出願に関する手数料の納付）」に特許印紙を貼付し、その下に印紙額を記載して提出します。

ｂ　予納

「手数料納付書（国際出願に関する手数料の納付）」に「予納台帳番号」の欄を設け、予納台帳番号６桁を記載して提出します。

ｃ　電子現金納付

「手数料納付書（国際出願に関する手数料の納付）」に「納付番号」の欄を設け、納付番号１６桁を記載して提出します。

ｄ　窓口におけるクレジットカード納付

所定のクレジットカードをご用意いただき（特許庁への事前登録は不要）、「手数料納付書（国際出願に関する手数料の納付）」に、「指定立替納付」の欄を設けて提出します。

ｅ　現金納付

「手数料納付書（国際出願に関する手数料の納付）」に、「納付書番号」の欄を設け、納付書番号１１桁を記載します。Ａ４の用紙に納付済証（特許庁提出用）を貼付した書面を添付して提出します。

※　中小企業、スタートアップ企業及び大学等を対象とした軽減・支援措置があります。詳細は、「第９章　中小企業、スタートアップ企業及び大学等を対象とした軽減・支援措置」を参照してください。

※　軽減・支援措置申請を行う場合は、「国際出願願書」の手数料計算用紙の送付手数料、調査手数料及び国際出願手数料の欄には、軽減・支援措置適用後の額を記載します。

４．願書に添付する手数料計算用紙（PCT/RO/101の附属書）の作成方法とその目的

（１）目的

手数料計算用紙の目的は、出願人が納付すべき金額を計算し、所定の手数料を容易に確認するためのものです。出願人は該当する枠に適切な金額を記入し、国際出願の出願時に提出します。これにより、受理官庁は計算を確認して誤りを発見することが容易となります。

（２）作成方法

Ｔ枠：受理官庁のための**送付手数料**　（規１４．１）

送付手数料の額は、受理官庁によって定められます。送付手数料は、受理官庁に国際出願が受理された日から１月以内に納付します。

送付手数料に関する情報は、「PCT出願人の手引（PCT Applicant's Guide）」附属書Ｃに記載されています。

Ｓ枠：国際調査機関のための**調査手数料**　（規１６．１）

調査手数料の額は、国際調査機関によって定められます。調査手数料は、受理官庁に国際出願が受理された日から１月以内に納付します。

調査手数料に関する情報は、「PCT出願人の手引（PCT Applicant's Guide）」附属書Ｄに記載されています。

Ｉ枠：国際事務局のための**国際出願手数料**　（規１５）

国際出願手数料の額は、国際事務局によって定められます。国際出願手数料は、受理官庁に国際出願が受理された日から１月以内に納付します。

国際出願手数料に関する情報は、「PCT出願人の手引（PCT Applicant's Guide）」附属書Ｃに記載されています。

ｉ１枠：最初の３０枚まで

国際出願手数料は、願書、明細書、請求の範囲、要約書、（図面）の合計枚数から計算され、合計３０枚以内の場合は定額です。

ｉ２枠：３０枚を超える分

願書、明細書、請求の範囲、要約書、（図面）の合計枚数が３０枚を超える場合には、その３０枚を超える分についての増額が定められています。

合計枠：

Ｔ枠、Ｓ枠及びＩ枠に記載された額の合計額をこの合計枠に記載します。

※　「PCT出願人の手引（PCT Applicant's Guide）」は以下のWIPOウェブサイトを参照してください。

（英語）https://www.wipo.int/pct/en/guide/index.html

（日本語）https://www.wipo.int/pct/ja/guide/index.html

※　配列表の枚数については国際出願手数料の料金計算の対象外となります。

５．所定の期間内に手数料の納付がない場合、又は不足している場合

（１）補正命令

送付手数料、国際出願手数料、及び調査手数料が所定の期間内（国際出願の受理の日から１月以内）に支払われていない場合、又は不足すると認めた場合に、受理官庁は必要な額を支払うよう出願人に対して補正命令を行います。

（規１６の２．１(a)、法施３１の２(1)）

（２）補正の期間

命令の日（発送日）から１月　（規１６の２．１(a)）

（３）補正の方法

「手数料補正書」により手数料の納付を行います。

（法施３１の２(2)、法施様２９、同２９の２(英語)）［様式２－２］

（４）補正がされた場合

必要な手数料が全額納付された場合には、先に認定された国際出願日の国際出願として手続が進められます。

（５）補正がされない場合

補正命令に対し全額が支払われない場合には、受理官庁は、当該国際出願は取り下げられたものとみなす旨を宣言して、出願人及び国際事務局にその宣言を通知します。

（条１４(3)(a)、規１６の２．１(c)(i)、同２９．１(ⅱ)、法７②）

第2節　その他の国際出願に関する手数料

※　最新の手数料に関する情報は、特許庁ウェブサイト
（https://www.jpo.go.jp/system/patent/pct/tesuryo/kokuryo.html）及び
PCT出願人の手引（PCT Applicant's Guide ）IB　附属書B 一般情報の欄
（https://pctlegal.wipo.int/eGuide/view-doc.xhtml?doc-code=IB&doc-lang=en#GENERAL%20INFO）を参照してください。

（2024年7月1日現在）

手数料の種類	支払の理由	要求機関	金額
優先権書類の送付請求手数料 （規17.1(b)） （法施21(3)(4)） （同82(1)表①）	優先権書類を国際事務局に送付するよう請求した場合に優先権証明願により優先権証明書の交付を請求する場合	受理官庁 （日本国特許庁）	優先権証明書１件につき 1,400 円
国際出願に関する書類の証明書の交付請求手数料 （法施38） （同82(1)表①）	国際出願を基礎にした優先権の主張をする場合の優先権証明書の交付を請求する場合	日本国特許庁	証明書１件につき 1,400 円
追加手数料 （規40.2(a)(b)） （法8(4)） （令2(6)） （法施43(1)）	発明の単一性の要件を満たしていない場合	国際調査機関 （日本国特許庁）	１発明につき 日本語 105,000 円 英語　168,000 円
追加手数料 （規68.3(a)(b)） （法12(3)） （令2(7)） （法施58）	同上	国際予備審査機関 （日本国特許庁）	１発明につき 日本語　28,000 円 英語　45,000 円
特別の手数料 Ａ 早期の国際公開のための手数料 （規48.4(a)）	Ａ出願人が国際公開を請求した場合で国際調査報告等を利用できない場合	Ａ国際事務局	Ａ　200 CHF
Ｂ 訂正拒否の公表のための手数料 （規91.3(d)）	Ｂ明らかな誤りの訂正請求が拒否された場合にその請求を公表する場合	Ｂ国際事務局	Ｂ　50 CHF ＋１枚を超える各用紙につき　12 CHF加算
認証謄本の請求手数料 （規21.2） （法施37(1)(2)） （同82(1)表③）	国際出願及び補充書等の認証謄本を請求する場合	受理官庁 （日本国特許庁）	謄本１件につき 1,400 円
文書の写し（謄本）の請求手数料 （規94.1）	国際事務局が保有する書類の写しを請求する場合	国際事務局	１件につき　5 CHF １頁につき 2 CHF加算 証明付謄本の場合 15 CHF加算

手数料の種類	支払の理由	要求機関	金額
国際出願の書類の謄本の請求手数料 (規94.1の2) (法施11の4) (法施37の2) (法施82(1)表③)	国際出願に関する書類等の謄本の交付を請求する場合	受理官庁 (日本国特許庁)	請求書１件につき 1,400 円
国際調査に関する書類の謄本の請求手数料 (規94.1の3) (法施11の4) (法施82(1)表③)	国際調査に関する書類等の謄本の交付を請求する場合	国際調査機関 (日本国特許庁)	請求書１件につき 1,400 円
国際予備審査に関する書類の謄本の請求手数料 (規94.2) (法施11の4) (法施82(1)表③)	国際予備審査に関する書類等の謄本の交付を請求する場合	国際予備審査機関 (日本国特許庁)	請求書１件につき 1,400 円
文献の写しの請求手数料 (規44.3(b)) (法9) (同18(1)) (令2(1))	国際調査報告に列記された文献の写しを請求する場合	国際調査機関 (日本国特許庁)	請求書１件につき 1,400 円
文献の写しの請求手数料 (規71.2(b)) (法15) (同18(1)) (令2(1))	国際予備報告において新たに列記された文献の写しを請求する場合	国際予備審査機関 (日本国特許庁)	請求書１件につき 1,400 円
異議申立手数料 (規40.2(e))	追加手数料の納付命令に対し異議の申し立てをする場合	国際調査機関 (日本国特許庁)	不要
異議申立手数料 (規68.3(e))	同上	国際予備審査機関 (日本国特許庁)	不要
予備審査手数料 (規58.1(b)(c)) (法18(2)表③) (令2(2)③)	国際予備審査の請求をする場合	国際予備審査機関 (日本国特許庁)	日本語　34,000 円 英語　69,000 円
取扱手数料 (規57.1) (法18(2)表③) (令2⑤) (法施81)	同上	国際事務局	32,700 円
先の調査の結果の送付手数料 (規12の2.1(b)) (法施21の2(3)) (同82(1)表②)	日本国での審査結果を、ISA/他庁に送付するよう請求する場合	受理官庁 (日本国特許庁)	請求書１件につき 1,700 円

第3節　国際出願関係手続の手数料の納付方法

各手続書面の手数料の納付方法は以下の表のとおりです。
電子現金納付は、すべての申請形態で納付できます。
予納と口座振替は、特許庁への事前登録が必要です。

（2024年7月1日現在）

手続書面	提出形態	納付方法			
		予納	口座振替	クレジットカード（指定立替納付）	特許印紙
国際出願願書	オンライン※1	○	○	○	×
	書面（窓口）	○	×	○	○
	書面（郵送）	○	×	×	○
・国際予備審査請求書 ・手数料納付書 （国際出願に関する手数料の納付） ・手数料納付書 （国際予備審査に関する手数料の納付） ・手数料補正書 ・手続補正書 （国際予備審査請求書に係る補正） ・手数料追加納付書 （国際調査に係る追加納付） ・手数料追加納付書 （国際予備審査に係る追加納付） ・請求の範囲の減縮及び手数料追加納付書	オンライン※2	○	○	○	×
	書面（窓口）	○	×	○	○
	書面（郵送）	○	×	×	○
・優先権証明願（PCT） ・文献の写しの請求書 ・国際出願の書類の証明の請求書 ・国際出願の書類の謄本の請求書 ・国際調査に関する書類の謄本の請求書 ・国際予備審査に関する書類の謄本の請求書 ・先の調査の結果の写しの送付請求願	オンライン※3	○	○	○	×
	書面（窓口）	○	×	○	○
	書面（郵送）	○	×	×	○

（法１８(3)で準用する特１９５(8)、特例施３８条の２、同４１条の９）

※1「国際出願」タブから提出できます。
※2 手続言語が日本語の場合は「国際出願」タブから提出できます。
手続言語が英語の場合又は受理官庁が日本国特許庁以外の場合は「特殊申請」タブから提出できます。
※3「特殊申請」タブから提出できます。

第4節　手数料の払戻し

１．国際出願手数料

（１）受理官庁は、出願人の請求により国際出願手数料を次の場合に出願人に払い戻します。
①　条約第１１条(1)の規定（国際出願日の認定）に基づく決定が否定的である場合
（規１５．４(i)、法施７９の２）
②　国際事務局への記録原本の送付前に国際出願が取り下げられ、又は、取り下げられたものとみなされた場合　（規１５．４(ii)、法施７９の２）

（２）払戻しの請求は「既納手数料返還請求書」を提出して行います。
［様式２－２７（１）（２）］

２．調査手数料

調査手数料は、次の場合に出願人の請求により払い戻されます。

（１）受理官庁による払戻し
①　条約第１１条(1)の規定（国際出願日の認定）に基づく決定が否定的である場合
（規１６．２(i)、法施３６の２）
②　国際調査機関への調査用写しの送付前に国際出願が取り下げられ、又は、取り下げられたものとみなされた場合　（規１６．２(ii)、法施３６の２）

（２）払戻しの請求は「既納手数料返還請求書」を提出して行います。
［様式２－２７（１）（２）］

（３）国際調査機関による一部払戻し
日本国特許庁が国際調査機関となっている国際出願について、国際調査報告を作成するために先の出願の審査結果や国際調査報告等の相当部分を利用することができる場合は、調査手数料のうち一定額を出願人の請求により返還します。先の調査結果が国内出願にかかる審査結果である場合は必ず願書の第Ⅶ欄に記載が必要です。記載がない場合は先の調査結果は利用されず、調査手数料の一部返還はできません。　（規１６．３、同４１．１、法施５０）
国際調査機関が日本以外でも利用できる場合がありますので、詳細は、各国際調査機関の「PCT出願人の手引（PCT Applicant’s Guide）」附属書Ｄを参照してください。

詳細は、「第６章　第１１節　調査手数料の一部払戻し」を参照してください。

３．予備審査手数料

（１）予備審査手数料は、次の場合に出願人の請求により払い戻されます。
日本国特許庁において、予備審査の請求が行われなかったものとみなされた場合
※　日本国特許庁が国際予備審査機関の場合、国際出願又は国際予備審査の請求が国際予備審査の開始前に取下げられた場合の払い戻しはありません。
（規５８．３、「PCT出願人の手引（PCT Applicant’s Guide）」附属書Ｅ）

（２）日本国特許庁が国際予備審査機関の場合には、払戻しの請求は「既納手数料返還請求書」を提出して行います。　［様式２－２７（１）（２）］

４．取扱手数料

（１）国際予備審査機関は、次の場合には取扱手数料を出願人に払い戻します。
（規５７．４、法施８１の２）

① 国際予備審査の請求書が国際予備審査機関から国際事務局に送付される前に国際予備審査の請求が取り下げられた場合　（規５７．４(i)）

② 規則５４．４の規定（資格がない出願人の請求）に基づき、国際予備審査の請求がなかったものとみなされた場合、又は規則５４の２．１（a）に規定する期間の経過後になされたため、国際予備審査の請求が行われなかったものとみなされた場合　（規５７．４(ii)）

（２）日本国特許庁が国際予備審査機関の場合には、払戻しの請求は、「既納手数料返還請求書」を提出して行います。　［様式２－２７（１）（２）］

第5節　過誤納による手数料の返還

１．過誤納返還請求手続先

国際出願手数料や取扱手数料も含め、日本国特許庁宛に支払った手数料についての過誤納返還請求は日本国特許庁に対して行います。

２．日本国特許庁への返還請求

（１）過誤納の手数料は、納付した者の請求により特定の手数料について返還されます。
（法１８(3)及び法施８２(2)で準用する特１９５(11)）

（２）返還される手数料

① 送付手数料、調査手数料、国際出願手数料、予備審査手数料、取扱手数料、文献の写しの請求手数料　（法１８(1)(2)）

② 追加手数料（国際調査）　（法８(4)）

③ 追加手数料（国際予備審査）　（法１２(3)）

④ 優先権書類送付及び証明書の交付請求手数料、先の調査の結果の写しの送付請求料、書類の謄本の交付請求手数料　（法施８２(1)）

（３）手数料の返還は、納付した日から１年を経過した後は請求できません。　（特１９５(12)）

（４）返還の請求は「既納手数料返還請求書」を提出して行います。
［様式２－２７（１）（２）］

第５章　国際出願の後に行う手続

＜国際出願後の中間手続書類の提出について＞

１．書面による提出

国際出願の中間手続書類はすべて書面で提出することができます。

※　電子化手数料は不要です

２．インターネット出願ソフトの「国際出願」タブから提出

（１）提出可能書類

日本語による以下の手続書類については、インターネット出願ソフトの「国際出願」タブからのオンライン提出が可能です。

①　手数料納付書（国際出願に関する手数料の納付）
②　手数料納付書（国際予備審査に関する手数料の納付）
③　手数料補正書
④　手続補正書（国際予備審査請求書に係る補正）
⑤　手数料追加納付書（国際調査に係る追加納付）
⑥　手数料追加納付書（国際予備審査に係る追加納付）
⑦　請求の範囲の減縮書
⑧　請求の範囲の減縮及び手数料追加納付書
⑨　氏名（名称）変更届
⑩　あて名変更届
⑪　国籍変更届
⑫　住所変更届
⑬　名義変更届
⑭　陳述書
⑮　答弁書
⑯　国際予備審査請求書

※　日本語による①～⑯の手続書類について、誤って「特殊申請」タブで提出された場合には、受理することができませんのでご注意ください。

３．インターネット出願ソフトの「特殊申請」タブから提出（電子特殊申請）

（１）提出可能書類

英語又は受理官庁が日本国特許庁以外の場合の前述①～⑯の手続書類、及び前述①～⑯以外の手続書類（「優先権書類提出書）を除く）は、インターネット出願ソフトの「特殊申請」タブからオンライン手続が可能です。（様式は共通）

※　公的な証明書（戸籍謄本等）等を添付書類に含む手続書類、カラー図面及び写真は電子特殊申請で提出することはできませんので、書面により提出してください。

４．インターネット出願ソフトの利用について

（１）「国際出願」タブから提出する場合

前述①～⑮の日本語による手続書類をインターネット出願ソフトの「国際出願」タブからオンライン提出する際は、本テキスト「受理官庁【様式編】」の各書類の様式見本及び記載例並びに注意事項に従い、ワープロソフト等を使用して HTML データを作成し、当該データをインターネット出願ソフトで XML データに変換して特許庁へ送信します。

前述⑯の日本語による国際予備審査請求書を「国際出願」タブから提出する際は、願書の作成と同様にインターネット出願ソフト内の編集画面を編集し、送信します。

（２）「特殊申請」タブから提出する場合（電子特殊申請）

英語または受理官庁が日本国特許庁以外の場合の前述①～⑯の手続書類、及び前述①～⑯以外の手続書類を電子特殊申請でオンライン提出する際は、本テキスト「受理官庁【様式編】」の各書類の様式見本及び記載例並びに注意事項に従い、ワープロソフト等を使用して様式を作成後、PDF データに変換し、インターネット出願ソフトの「特殊申請」タブから書誌情報を入力した送付票に添付して送信します。

前述⑯の英語または受理官庁が日本国特許庁以外の場合の国際予備審査請求を電子特殊申請でオンライン提出する際は、編集可能な PDF フォーマットの国際予備審査請求書の様式を以下の特許庁ウェブサイトから入手して作成し、インターネット出願ソフトの「特殊申請」タブから書誌情報を入力した送付票に添付して送信します。

国際出願願書／国際予備審査請求書の様式
https://www.jpo.go.jp/system/patent/pct/tetuzuki/pct_paper.html

※　オンライン手続の詳細は、以下の電子出願サポートサイトを参照してください。
https://www.pcinfo.jpo.go.jp/site/3_support/1_operation/

第1節　出願手続の補完

１．補完命令

国際出願が以下に該当する場合には、国際出願日を認定せず、特許庁長官（受理官庁）は、出願人に対し期間を指定して手続の補完をすることを命じます。　（条１１(2)(a)、法４(2)）

この命令に対し、意見がある場合には、出願人は指定された期間内に意見を述べる機会が与えられます。　（規２０．３(a)、法施２２の２①）

（１）出願人の適格要件に関して、次のいずれにも該当しない場合
（条１１(1)(i)、法２、同４(1)①）

① 出願人が日本国民又は日本国内に住所若しくは居所（法人の場合は営業所）を有する外国人（以下「日本国民等」という。）であること。

② 日本国民等以外の者が国際出願をする場合には、日本国民等と共同で国際出願をしていること。

（２）明細書及び請求の範囲が日本語又は英語で作成されていない場合

（条１１(1)(ii)、法３(1)、同４(1)⑤、法施１２）

（３）国際出願を条約に従って処理すべき旨の申立ての記載がない場合
（条１１(1)(iii)(a)、法３(2)①、同４(1)②）

（４）出願人の氏名又は名称の記載がない場合、又は出願人の記載（氏名又は名称）が出願人を特定できる程度に明確でない場合　（条１１(1)(iii)(c)、法４(1)③）

（５）明細書又は請求の範囲が含まれていない場合　（条１１(1)(iii)(d)(e)、法４(1)④）
※　明細書又は請求の範囲について、願書に規則４．１８の規定による明細書又は請求の範囲が先の出願に完全に含まれている場合には、規則２０．６の規定により引用して補充する旨の陳述の記載があるときは引用による補充命令になります。
詳細は、「第２節　引用による要素の欠落補充」を参照してください。

２．補完の期間

（１）命令による補完
命令の日（発送日）から２月　（規２０．７(a)(i)、法４(2)）

（２）自発による補完
国際出願として提出された書類を受理官庁が最初に受理した日から２月
（規２０．７(a)(ii)、法施７２①）

３．補完の方法

（１）命令を受けた場合
「手続補完書（法第４条第２項の規定による命令に基づく手続の補完）」を提出することにより行います。　（法４(2)、法施２４、法施様１２、同１２の２（英語））［様式２－３］
意見を述べるときは、「意見書（第２２条の２第１項の規定による意見）」を提出することにより行います。　（法施２２の２、法施様１１の７、同１１の８（英語））［様式２－７］

（２）自発による場合
「手続補完書（法第１７条の規定による手続の補完）」を提出することにより行います。
（法１７、法施２４、法施様１２、同１２の２（英語）［様式２－３］

４．補完がされた場合

所定の期間内に手続の補完をしたときは、手続の補完に係る書面が受理官庁へ到達した日が、国際出願日として認定されます。　（条１１(2)(b)、法４(3)）

５．補完がされなかった場合

補完命令に対し所定の期間内に手続の補完を行わないとき又は当該命令に基づき提出された書面においてその手続の補完がされていないときは、出願人にその出願が国際出願として取り扱われない旨をその理由を付して通知します。　（規２０．４(i)、法施２５）

第2節　引用による要素の欠落補充

１．補充命令

国際出願日を認定する際に要素（明細書又は請求の範囲）の全部が欠落している場合で、国際出願において優先権主張の記載があり、規則４．１８の規定による明細書又は請求の範囲が先の出願に完全に含まれており、規則２０．６の規定により引用して補充する旨の陳述がされている場合は、出願人に対し、期間を指定して手続の補充を命じます。

（規２０．３(a)(ii)、法施２９の２）

この命令に対し、意見がある場合には、出願人は指定された期間内に意見を述べる機会が与えられます。（規２０．３(a)、法施２９の２(2)）

２．補充の期間

（１）命令による補充

命令の日（発送日）から２月　（規２０．７(a)(i)、法施２９の２(1)）

（２）自発による補充

国際出願として提出された書類を受理官庁が最初に受理した日から２月

（規２０．７(a)(ii)、法施２９の３）

３．補充の方法

（１）命令を受けた場合

「手続補充書（第２９条の２第１項の規定による命令に基づく明細書等の引用補充)」を提出することにより行います。

（法施２９の２(3)、法施様１２、同１２の２（英語)）［様式２－４］

意見を述べるときは、「意見書（第２９条の２第２項の規定による意見)」を提出することにより行います。(法施２９の２(1)(2)、法施様１１の７、同１１の８（英語)）［様式２－７］

（２）自発による場合

「手続補充書（第２９条の３の規定による明細書等の引用補充)」を提出することにより行います。［様式２－４］

（３）次に該当する場合は、該当する手続書類を手続補充書と共に提出しなければなりません。

①　先の出願の優先権書類が未提出の場合は、「優先権主張の基礎出願の写し提出書」

②　先の出願の優先権書類が未提出であり、出願の言語が国際出願の言語と異なる場合は、「優先権主張の基礎出願の写し提出書」により、先の出願の写し及び国際出願の言語による翻訳文

③　先の出願の優先権書類の提出（受理官庁に対する優先権書類の送付請求及び国際事務局に対する電子図書館から取得する旨の請求を含む）はあるが、出願の言語が国際出願の言語と異なる場合は、「優先権主張の基礎出願の翻訳文提出書」により、国際出願の言語による翻訳文

（法施２９の４(1)(2)、法施様１１の３、同１１の４（英語)）［様式２－４（１)］

※　前述の国際出願の言語による翻訳文は、当該引用補充に係る部分だけでなく、明細書、請求の範囲及び図面全文の翻訳文が必要となります。

４．補充がされた場合

（１）期間内に引用による補充の手続をした場合

①　補充された要素が先の出願に完全に含まれていると認めるときは、国際出願を受理した日を国際出願日として認定します。（規２０．３(b)(ii)）

②　補充された要素が先の出願に完全に含まれていないと認めるときは、手続補充書が提出された日を国際出願日として認定します。（規２０．３(b)(i)）

（２）期間経過後に引用による補充の手続をした場合

①　国際出願として取り扱わない旨の通知前であるときは、前述（１）により処理されます。（規２０．７(b)）

②　国際出願として取り扱わない旨の通知後であるときは、手続補充書が国際出願手続上考慮されない旨の通知を送付します。（細３１０の３(i)）

５．補充がされなかった場合

補充命令に対し所定の期間内に手続の補充を行わないとき又は当該命令に基づき提出された書面においてその手続の補充がされていないときは、出願人にその出願が国際出願として取り扱われない旨をその理由を付して通知します。（規２０．４(i)、法施２５）

第3節　欠落部分の補充

１．補充命令

国際出願日を決定する際又は決定後に明細書若しくは請求の範囲の一部の欠落又は図面の全部若しくは一部が欠落していることを発見した場合には、特許庁長官（受理官庁）は、出願人に対し期間を指定して、当該部分（以下「欠落部分」という。）の補充を命じます。（規２０．５(a)、法施２９の６(1)①）

この命令において、受理官庁は、出願人の選択により、以下のいずれかのことを求めます。

①　欠落部分を提出することにより、国際出願として提出されたものを完成すること。（規２０．５(a)(i)）

②　規則４．１８の規定による欠落部分が先の出願に完全に含まれていて、それを引用により含めることを、規則２０．６(a)の規定に従って確認すること。（規２０．５(a)(ii)）

この命令に対し、意見がある場合には、出願人は指定された期間内に意見を述べる機会が与えられます。（規２０．５(a)、法施２９の６(2)）

２．補充の期間

（１）命令による補充
命令の日（発送日）から２月　（規２０．７(a)(i)、法施２９の６(1)）

（２）自発による補充
国際出願として提出された書類を受理官庁が最初に受理した日から２月
（規２０．７(a)(ii)、法施２９の７）

３．補充の方法

（１）命令を受けた場合
「手続補充書（第２９条の６第１項の規定による命令に基づく欠落部分の補充）」を提出することにより行います。（法施２９の６(3)、法施様１２、同１２の２（英語））［様式２－４］
意見を述べるときは、「意見書（第２９条の６第２項の規定による意見）」を提出することにより行います。（法施２９の６(3)、法施様１１の７、同１１の８（英語））［様式２－７］

（２）自発による場合
「手続補充書（第２９条の７の規定による欠落部分の補充）」を提出することにより行います。
（法施様１２、同１２の２（英語））［様式２－４］

※　前述（１）（２）いずれの場合も、引用による欠落部分の補充をするとき（図面の全部を補充するときを除く。）は、手続補充書に、先の出願のどこに当該部分の記載がされているかの表示を「欠落部分の記載箇所の表示」の欄を設けて記載します。　（法施２９の８）

（３）引用による欠落部分の補充をする際、次に該当する場合は、該当する手続書類を手続補充書と共に提出しなければなりません。
①　先の出願の優先権書類が未提出の場合は、「優先権主張の基礎出願の写し提出書」
②　先の出願の優先権書類が未提出であり、先の出願の言語が国際出願の言語と異なる場合は、「優先権主張の基礎出願の写し提出書」により、先の出願の写し及び国際出願の言語による翻訳文
③　先の出願の優先権書類の提出（受理官庁に対する優先権書類の送付請求及び国際事務局に対する電子図書館から取得する旨の請求を含む）はあるが、出願の言語が国際出願の言語と異なる場合は、「優先権主張の基礎出願の翻訳文提出書」により、国際出願の言語による翻訳文
（法施２９の８(2)で準用する同２９の４(1)(2)、法施様１１の３、同１１の４（英語））
［様式２－４（１）］
※　前述の国際出願の言語による翻訳文は、当該引用補充に係る部分だけでなく、明細書、請求の範囲及び図面全文の翻訳文が必要となります。

４．補充がされた場合

（１）期間内に欠落部分の補充の手続がされた場合
①　補充された欠落部分は国際出願に含まれるものとなり、受理官庁は、国際出願日を当該受理官庁が手続補充書を受理した日に訂正し、その旨を出願人に通知します。

（規２０．５(c)、法施２９の９(1)①、(3)）

② 引用による欠落部分の補充がされた場合で、補充された部分が先の出願に完全に記載されていると受理官庁が認めたときは、当該部分は国際出願日に提出されたものに記載されていたとみなされ、受理官庁はその旨を出願人に通知します。

（規２０．５(d)、同２０．６(b)、法施２９の９(1)①、(3)）

③ 引用による欠落部分の補充がされた場合で、当該補充手続が所定の要件に従っていないこと又は補充された部分が先の出願に完全には記載されていないことを受理官庁が認めたときは、当該部分は国際出願に含まれるものとなり、受理官庁は、国際出願日を当該受理官庁が手続補充書を受理した日に訂正し、その旨を出願人に通知します。

（規２０．５(c)、同２０．６(c)、法施２９の９(1)①、(3)）

（２）期間経過後に欠落部分の補充の手続又は引用による欠落部分の補充の手続をしたときは、手続上有効とはみなさない旨の通知を送付します。（細３１０の３(i)）

※ 先の出願からの引用補充については、国内法令との不適合のため、経過規定を適用し、引用による補充を認めていない官庁（受理官庁・指定官庁）での扱いには注意が必要です。

（規２０．８）

詳細については、以下の特許庁ウェブサイトで参照してください。

「規則 20.5 に基づく引用による補充」

https://www.jpo.go.jp/system/patent/pct/tetuzuki/inyo_hojyu.html

（「４ 注意事項」参照）

５．欠落部分の補充を無視する（取り下げる）ことの請求

欠落部分の補充の手続により国際出願日が訂正されたとき、出願人は、期間内に受理官庁に対し当該欠落部分を無視することを請求することができ、請求した場合には、当該欠落部分の補充の手続は提出されなかったものとみなされるとともに、国際出願日は訂正されなかったものとみなされます。（規２０．５(e)、法施２９の１０(1)(2)）

（１）請求の方法

「欠落部分の補充の取下書」を提出することにより行います。

（法施２９の１０(3)、法施様１５の３、同１５の４（英語））［様式２－５］

※ 手続書類名は「取下書」ですが、規則上、「欠落部分を無視することの請求」であるため、本手続に委任状の添付は不要です。

（２）請求の期間

国際出願日が訂正された旨の通知の日から１月以内

６．補充がされなかった場合

欠落部分が補充されなかった場合には、国際出願において含まれていない当該部分についての言及はないものとして取り扱われます。

第4節　適当な明細書等の補充

１．補充命令

国際出願日を決定する際又は決定後に明細書、請求の範囲又は図面の全部又は一部が誤って提出されていることを発見した場合には、特許庁長官（受理官庁）は、出願人に対し期間を指定して、誤って提出された部分に代わるべき適当な部分（以下「適当な明細書等」という。）の補充を命じます。　（規２０．５の２(a)、法施２９の６(1)②）

この命令において、受理官庁は、出願人の選択により、以下のいずれかのことを求めます。

①　適当な明細書等を提出することにより､国際出願として提出されたものを完成すること。
（規２０．５の２(a)(i)）

②　規則４．１８の規定による適当な明細書等が先の出願に完全に含まれていて、それを引用により含めることを、規則２０．６(a)の規定に従って確認すること。
（規２０．５の２(a)(ii)）

この命令に対し、意見がある場合には、出願人は指定された期間内に意見を述べる機会が与えられます。　（規２０．５の２(a)、法施２９の６(2)）

２．補充の期間

（１）命令による補充

命令の日（発送日）から２月　（規２０．７(a)(i)、法施２９の６(1)）

（２）自発による補充

国際出願として提出された書類を受理官庁が最初に受理した日から２月
（規２０．７(a)(ii)、法施２９の７）

３．補充の方法

（１）命令を受けた場合

「手続補充書（第２９条の６第１項の規定による命令に基づく適当な明細書等の補充)」を提出することにより行います。
（法施２９の６(3)、法施様１２、同１２の２（英語)）［様式２－４］

意見を述べるときは、「意見書（第２９条の６第２項の規定による意見)」を提出することにより行います。　（法施２９の６(3)、法施様１１の７、同１１の８（英語)）［様式２－７］

（２）自発による場合

「手続補充書（第２９条の７の規定による適当な明細書等の補充)」を提出することにより行います。　（法施様１２、同１２の２（英語)）［様式２－４］

※　前述（１）（２）いずれの場合も、引用による適当な明細書等の補充をするとき（明細書、請求の範囲又は図面の全部を補充するときを除く。）は、手続補充書に、先の出願のどこに当該部分の記載がされているかの表示を「適当な明細書等の記載箇所の表示」の欄を設けて記載します。　（法施２９の８）

（３）引用による適当な明細書等の補充をする際、次に該当する場合は、該当する手続書類を手続補充書と共に提出しなければなりません。

① 先の出願の優先権書類が未提出の場合は、「優先権主張の基礎出願の写し提出書」

② 先の出願の優先権書類が未提出であり、先の出願の言語が国際出願の言語と異なる場合は、「優先権主張の基礎出願の写し提出書」により、先の出願の写し及び国際出願の言語による翻訳文

③ 先の出願の優先権書類の提出（受理官庁に対する優先権書類の送付請求及び国際事務局に対する電子図書館から取得する旨の請求を含む）はあるが、出願の言語が国際出願の言語と異なる場合は、「優先権主張の基礎出願の翻訳文提出書」により、国際出願の言語による翻訳文

（法施２９の８(2)で準用する同２９の４(1)(2)、法施様１１の３、同１１の４（英語））

［様式２－４（１）］

※ 前述の国際出願の言語による翻訳文は、当該引用補充に係る部分だけでなく、明細書、請求の範囲及び図面全文の翻訳文が必要となります。

４．補充がされた場合

（１）期間内に適当な明細書等の補充の手続がされた場合

① 誤って提出された部分は国際出願から削除され、かつ、当該適当な明細書等は国際出願に含まれるものとなり、受理官庁は、国際出願日を当該受理官庁が手続補充書を受理した日に訂正し、その旨を出願人に通知します。

（規２０．５の２(c)、法施２９の９(1)②、(2)、(3)）

② 引用による適当な明細書等の補充がされた場合で、補充された部分が先の出願に完全に記載されていると受理官庁が認めたときは、当該適当な明細書等は国際出願日に提出されたものに記載されていたとみなされ、受理官庁はその旨を出願人に通知します。また、誤って提出された部分は国際出願から削除されずにそのまま残ります。

（規２０．５の２(d)、同２０．６(b)、法施２９の９(1)②、(3)）

③ 引用による適当な明細書等の補充がされた場合で、当該補充手続が所定の要件に従っていないこと又は補充された部分が先の出願に完全には記載されていないことを受理官庁が認めたときは、誤って提出された部分は国際出願から削除され、かつ、当該適当な明細書等は国際出願に含まれるものとなり、受理官庁は、国際出願日を当該受理官庁が手続補充書を受理した日に訂正し、その旨を出願人に通知します。

（規２０．５の２(c)、同２０．６(c)、法施２９の９(1)②、(3)）

（２）期間経過後に引用による適当な明細書等の補充の手続をしたときは、手続上有効とはみなさない旨の通知を送付します。（細３１０の３(i)）

※ 先の出願からの引用補充については、国内法令との不適合のため、経過規定を適用し、引用による補充を認めていない官庁（受理官庁・指定官庁）での扱いには注意が必要です。

（規２０．８）

詳細については、以下の特許庁ウェブサイトで参照してください。

「規則 20.5 の 2 に基づく明細書等の補充」

https://www.jpo.go.jp/system/patent/pct/tetuzuki/meisai-hoju.html

（「３　引用による補充についての注意事項」参照）

５．適当な明細書等の補充を無視する（取り下げる）ことの請求

適当な明細書等の補充の手続により国際出願日が訂正されたとき、出願人は、期間内に受理官庁に対し当該適当な明細書等を無視することを請求することができ、請求した場合には、当該適当な明細書等の補充の手続は提出されなかったものとみなされるとともに、国際出願日は訂正されなかったものとみなされます。　（規２０．５の２(e)、法施２９の１０(1)(2)）

（１）請求の方法

「適当な明細書等の補充の取下書」を提出することにより行います。

（法施２９の１０(3)、法施様１５の３、同１５の４（英語））［様式２－５］

※　手続書類名は「取下書」ですが、規則上、「適当な明細書等を無視することの請求」であるため、本手続に委任状の添付は不要です。

（２）請求の期間

国際出願日が訂正された旨の通知の日から１月以内

６．補充がされなかった場合

明細書等が補充されなかった場合には、国際出願において適当な明細書等についての言及はないものとして取り扱われます。

第5節　出願手続の補正

１．補正命令

国際出願が以下に該当する場合には、特許庁長官（受理官庁）は、出願人に対し期間を指定して手続の補正をすることを命じます。　（条１４(1)(b)、法６、法施３０）

この命令に対し、意見がある場合には、出願人は指定された期間内に意見を述べる機会が与えられます。　（規２６．１、法施３０の２(1)）

（１）願書が所定の言語（日本語又は英語）で作成されていない場合　（法６(1)①）

（２）発明の名称が記載されていない場合又は願書の第Ｉ欄と明細書の冒頭の発明の名称が相違する場合　（条１４(1)(a)(iii)、規５．１(a)、法６(1)②）

（３）図面（図面の中の説明に限る。）及び要約書が明細書及び請求の範囲と同一の言語で作成されていない場合　（法６(1)③）

（４）要約書が含まれていない場合　（条１４(1)(a)(iv)、法６(1)④）

（５）出願人の氏名（名称）、国籍、住所及びあて名が記載されていない場合（出願人が二人以上ある場合で、日本国民等である出願人のうち少なくとも一人について記載がある場合は除く）

（条１４(1)(a)(ii)、法６(1)⑥、法施３０(1)①）

（６）提出者の氏名（名称）の記載、署名がない場合（提出者が二人以上ある場合で、そのうちの少なくとも一人について記載がある場合は除く）

（条１４(1)(a)(i)、法６(1)⑥、法施３０(1)②）

（７）出願人の氏名（名称）が正しく記載されていない場合

（条１４(1)(a)(ii)、法６(1)⑥、法施３０(1)①）

（８）願書、明細書、請求の範囲、図面、要約書が所定の様式により作成されていない場合

（条１４(1)(a)(v)、法６(1)⑥、法施３０(1)③）

（９）選任された代理人が弁理士若しくは弁護士、弁理士法人若しくは弁護士法人でない場合、又は未成年者、成年被後見人等の手続が特許法第７条第１項から第３項までの規定に違反する場合　（法６(1)⑤）

２．補正の期間

命令の日（発送日）から２月（期間は受理官庁の職権により延長することができます。）

（規２６．２）

３．補正の方法

「手続補正書（法第６条の規定による命令に基づく補正）」を提出することにより行います。

（法施３１、法施様１５、同１５の２（英語））［様式２－６（１）］

意見を述べるときは、「意見書（第３０条の２第１項の規定による意見）」を提出することにより行います。　（法施３０の２、法施様１１の７、同１１の８（英語））［様式２－７］

４．補正がされた場合

所定の期間内に補正命令に対し補正手続が適正にされた場合は、先に認定した国際出願日の国際出願として手続が進められます。

５．補正がされなかった場合

所定の期間内に補正命令に対し応答がなかった場合には、その国際出願は取り下げられたものとみなす旨の決定が行われ、出願人に通知されます。

（条１４(1)(b)、規２９．１、法７(1)①、法施３５(1)）

第6節　優先権主張に関する手続

国際出願は、パリ条約の締約国及びWTO加盟国において又はパリ条約の締約国及びWTO加盟国についてされた先の出願に基づく優先権を主張する申立てを伴うことができます。

（条８(1)）

優先権の主張の効果及び条件はパリ条約第４条の規定（優先権）に従います。　（条８(2)(a)）

１．優先権書類の提出

（１）提出の義務

国際出願が優先権の主張を伴う場合には、出願人は先の出願の優先権書類（先の出願を受理した機関が認証した当該出願の謄本）を提出しなければなりません。

（規１７．１(a)、法施２１(1)）

優先権書類が提出されなかった場合には、指定官庁は優先権の主張を無視することができます。ただし、指定官庁は、事情に応じて相当の期間内に出願人に優先権書類を提出する機会を与えた後でなければ、優先権の主張を無視することはできません。　（規１７．１(c)）

（２）提出の期間

原則として優先日から１６月以内　（規１７．１(a)、法施２１(1)）

（３）提出先

受理官庁又は国際事務局　（規１７．１(a)、法施２１(1)）

（４）提出方法

①　受理官庁

a　紙出願と同時に提出する場合

願書の第Ⅸ欄の照合欄の項番５にレ印を付し、第Ⅵ欄の（　）の番号及び通数の記載をして、願書と一緒に優先権書類を提出します。　［様式１－１（１）］

b　紙出願後又は電子出願後に提出する場合

「優先権書類提出書」に優先権書類を添付して提出します。

（法施２１(2)、法施様１１の３、同１１の４（英語））［様式２－１０］

※　外国知財庁が発行した PDF 形式等の優先権書類を日本国受理官庁に対して電子特殊申請で提出することはできません。

②　国際事務局

様式は定められていないので書簡の形式により行います。

書簡には国際出願を特定すると共に、「SUBMISSION OF PRIORITY DOCUMENT」であることを明記します。

なお、優先日から１６月以内の提出期間の満了後に、国際事務局が受理した優先権書類は、当該書類が国際出願の国際公開の日前に到達した場合には、当該期間の末日に国際事務局が受理したものとみなされます。　（規１７．１(a)）

（５）提出された場合

所定の期間内に優先権書類が提出された場合には、受理した日が記録され、出願人に国際事務局からその旨が通知されます。　（細４１１(a)）

所定の期間満了後に優先権書類が提出された場合には、出願人及び指定官庁に国際事務局からその旨が通知されます。

２．デジタルアクセスサービス（DAS）を利用した優先権書類の取得請求

優先権書類の提出に代えてデジタルアクセスサービス（以下「DAS」という。）を利用し、国

際事務局に対して優先権書類の取得を請求することができます。　　（規１７．１(b の 2)）

ただし、DAS 利用の可否は、優先権主張の基礎となる先の出願により異なります。

① 優先権主張の基礎となる先の出願が日本国特許庁に行った特許出願、実用新案出願及び意匠登録出願の場合、DAS を利用できます。

※ ２０２４年５月１日以降、経済安全保障推進法第７８条に定める外国出願の禁止の規定との関係上、全ての特許出願について、特許庁における第一次審査に要する最長３か月の間は優先権証明書や認証付き証明、アクセスコードは発行されません。なお、保全指定された場合を除き、原則、アクセスコードが発行可能となった時点で特許庁からアクセスコードをお知らせしますので、その後国際事務局にアクセスコードを通知してください。

② 優先権主張の基礎となる先の出願が日本国特許庁を受理官庁とする国際出願（国際出願番号が「PCT/JP」で始まる国際出願）の場合、DAS を利用することはできません。

※ 優先権書類を提出するか、優先権書類をお持ちでない場合は、日本国受理官庁に対して優先権書類の送付請求を行ってください。

詳細は、本節（「第５章　第６節　優先権主張に関する手続」）の「１．優先権書類の提出」又は「３．優先権書類の送付請求」を参照してください。

DAS に係る手続詳細及び諸外国の DAS 利用可否の状況は、以下の特許庁ウェブサイトで参照してください。

https://www.jpo.go.jp/system/patent/pct/tetuzuki/das_new_teishutsuhouhou.html
https://www.jpo.go.jp/system/process/shutugan/yusen/das/sanka.html

（１）取得請求の期間

国際公開の日前

（２）取得請求先

国際事務局

（３）取得請求の方法

① 国際出願と同時に請求する場合

国際出願願書の第Ⅵ欄「国際事務局に対して、上記の先の出願のうち、以下のものについては、該当する場合には以下に記載したアクセスコードを利用し、優先権書類に記載されている事項に係る情報（国際事務局が規則１７．１(b の 2）の電子図書館（以下「電子図書館」という。）から取得できるものに限る。)を電子図書館から取得することを請求する。」欄の□にレ点を付して請求し、さらに該当する優先権にレ点を付しアクセスコードを記載します。　　［様式１－１（１）､様式１－２（１）］

② 国際出願後に請求する場合

国際出願願書の第Ⅵ欄「国際事務局に対して、上記の先の出願のうち、以下のものについては、該当する場合には以下に記載したアクセスコードを利用し、優先権書類に記載されている事項に係る情報（国際事務局が規則１７．１(b の 2）の電子図書館（以下「電子図書館」という。）から取得できるものに限る。)を電子図書館から取得することを請求する。」欄の□にレ点を入れずに出願し、国際公開の日前日までに以下のいずれかの方法で国際事務局にアクセスコードを通知してください。

a　ePCT（国際事務局が提供するオンラインポータルサイト）のアクション機能を利用して通知する

ePCT アクション機能とは、ePCT 上に用意されたオンラインフォームに入力することで、書類作成及び国際事務局への提出ができるサービスです。指定されたオンラインフォームにアクセスコードを入力するだけで通知が完了します。

b　ePCT ドキュメントアップロードを利用して通知する

ePCT ドキュメントアップロードとは、予め作成した PDF 形式の書類を ePCT 上にアップロードすることで、国際事務局への書類提出ができるサービスです。DAS による優先権取得請求の書簡を「一般の通信」としてアップロードします。

c　郵送で通知する

国際事務局に対し DAS による優先権書類の取得を請求する旨の書簡を提出します。書簡は英語で作成し、国際出願番号及び各優先権に対応するアクセスコードを記載すると共に、国際事務局に対して優先権書類を取得請求する旨を記載します。［様式４－３］

※　詳細は、以下の特許庁ウェブサイト（「WIPO 国際事務局（IB）への DAS アクセスコードの通知方法」）を参照してください。

https://www.jpo.go.jp/system/patent/pct/tetuzuki/das_new_teishutsuhouhou.html

※　国際事務局への手続は、第７章「国際事務局に対する手続」を参照の上、国際事務局に直接お問い合わせください。

（４）手数料

無料

３．優先権書類の送付請求

優先権書類が受理官庁により発行される場合には、優先権書類の提出に代えて優先権書類を国際事務局に送付するよう受理官庁に対して請求することができます。

（１）送付請求の期間

優先日から１６月以内　（規１７．１(b)、法施２１(3)）

（２）送付請求先

受理官庁　（規１７．１(b)）

（３）送付請求の方法

①　国際出願と同時に請求する場合

国際出願願書の第Ⅵ欄「受理官庁に対して、上記の先の出願（受理官庁と同じ官庁に対して出願されたものに限る。）のうち、以下のものについては、優先権書類を作成し国際事務局に送付することを請求する。」欄の□にレ点を付して請求し、該当する優先権にレ点を付します。

紙出願の場合は、送付請求対象とする先の出願１件につき「優先権証明願(PCT)」を１通作成して国際出願書類と共に提出します。

［様式１－１（１）、様式１－２（１）、様式２－１１（１）］

電子出願の場合は、オンライン手続で出願した後、３日以内に「手続補足書」を提出します。「手続補足書」には「優先権証明願(PCT)」（送付請求対象とする先の出願１件につき１通作成）を添付します。　［様式２－２８、様式２－１１（１）］

② 国際出願後に請求する場合

「優先権書類送付請求書」を提出します。「優先権書類送付請求書」には「優先権証明願(PCT)」(送付請求対象とする先の出願１件につき１通作成）を添付します。

(法施２１(4)(5)、法施様１１の５、同１１の６（英語))

［様式２－１１、様式２－１１(１)］

※ 先の出願の代理をしていない代理人が「優先権証明願(PCT) 」を提出する場合には、委任事項を「PCT/JP20XX/999999 についての優先権証明請求に関する一切の件」のように記載した委任状の添付が必要です。なお、包括委任状の援用はできません。

ただし、先の出願が既に出願公開されている場合、又は設定の登録がされている場合は、委任状の添付は不要です。

（４）手数料

優先権書類１件について１，４００円です。

(法施８２(1)①)［様式２－１１（１)］

参考：優先権書類の提出方法一覧

	優先権書類の提出	国際事務局への取得請求(DAS)	受理官庁への送付請求
出願時	紙願書と共に提出	願書第VI欄の取得請求欄にレ点を入れ、アクセスコードを記載 ※手数料は無料	願書第VI欄の送付請求欄にレ点を入れ ①紙願書と共に「優先権証明願(PCT)」を提出 又は ②電子出願後 3 日以内に「手続補足書」に「優先権証明願(PCT)」を添付して提出 ※「優先権証明願(PCT)」は手数料 1，400 円が必要
出願後	①「優先権書類提出書」に添付して受理官庁に提出 又は ②「書簡」に添付して国際事務局に提出	①アクセスコードを、ePCT アクション機能を利用して国際事務局に通知 又は ②取得請求する旨の書簡を、ePCT ドキュメントアップロードの利用又は郵送により国際事務局に通知 ※手数料は無料	「優先権書類送付請求書」に「優先権証明願(PCT)」を添付して提出。 ※「優先権証明願(PCT)」は手数料 1，400 円が必要

４．優先権の主張の追加又は補正

既に出願した国際出願に優先権の主張を追加する場合は「優先権の主張の追加申請書」、国際出願の願書に記載した優先権の主張の表示に誤りがあった場合や出願後に先の出願の出願番号の届出を行う場合は「手続補正書」を提出することで、優先権主張の追加又は補正を行うことができます。

（１）優先権の主張の追加

出願人は以下の期間内に限り、特許庁長官に対して書面により優先権の主張の追加を行うことができます。（法施２７の２）

また、国際事務局に対しても書面により優先権の主張の追加ができます。（規２６の２．１）

① 優先権の主張の追加が可能な期間（規２６の２．１(a)、法施２７の２）

a 優先権の主張の追加により優先日が変更されない場合

国際出願日から４月以内、又は優先日から１６月以内のどちらか遅く満了する期間。

b 優先権の主張の追加により優先日が変更される場合

i. 国際出願日から４月以内

ただし、以下 ii. と iii. の期限が i. よりも遅い場合には、ii. と iii. のうち早く満了する期間。

ii. 追加前の優先日から１６月

iii. 追加後の優先日から１６月

② 提出先及び提出方法

a 受理官庁

「優先権の主張の追加申請書」を提出して行います。

（法施２７の２(2)、法施様１３の３、同１３の４（英語））［様式２－８］

b 国際事務局

様式は定められていないので書簡の形式により提出します。

書簡には国際出願を特定すると共に、「ADDITION OF PRIORITY CLAIM」であることを明記します。

※ 優先権の主張の追加を行った場合、追加された先の出願の優先権書類の提出が必要となります。

（２）優先権の主張の自発による補正

出願人は以下の期間内に限り、特許庁長官に対して書面により優先権の主張の補正を行うことができます。（法施２７の３）

また、国際事務局に対しても書面により優先権主張の補正ができます。（規２６の２．１）

① 優先権の主張の補正が可能な期間

前記４．（１）①の期間と同様

② 提出先及び提出方法

a 受理官庁

「手続補正書（第２７条の３第１項の規定による補正）」を提出して行います。

（法施２７の３(2)、法施様１５、同１５の２(英語)）［様式２－６（２）］

b 国際事務局

様式は定められていないので書簡の形式により提出します。

書簡には国際出願を特定すると共に、「CORRECTION OF PRIORITY CLAIM」であ

ることを明記します。

（３）優先権の主張の命令による補正

国際出願の願書に記載された優先権の主張に係る記載が、法施第１５条第４号に定める要件を満たしていない場合、又は願書に記載された優先権の主張に係る事項が提出された優先権書類の記載事項と同一でない場合には、特許庁長官は出願人に対して補正することを命じます。（法施２８(1)）

また、国際事務局は優先権の主張の表示が規則４．１０に定める要件を満たしていない場合、又は対応する優先権書類の記載事項と合致しない場合は、出願人に対して補充するよう命じます。ただし、当該優先権の回復の請求が提出されている場合を除きます。

（規２６の２．２）

① 優先権の主張の補正が可能な期間

前記４．（１）①の期間と同様

② 提出先及び提出方法

a 受理官庁（特許庁長官から補正を命じられた場合）

「手続補正書(第２８条第１項の規定による命令に基づく補正)」を提出して行います。

（法施２８(2)、法施様１５、同１５の２（英語））［様式２－６（１）］

b 国際事務局（国際事務局から補充を命じられた場合）

様式は定められていないので、書簡の形式により行います。

書簡には国際出願を特定すると共に、「CORRECTION OF PRIORITY CLAIM」であることを明記します。

③ 補正がされない場合

補正命令に対して所定の期間内に応答がない場合は、命令に係る優先権の主張は初めからなかったものとみなされ、その旨の通知が受理官庁又は国際事務局より送付されます。

（規２６の２．２(b)、法施２８(3)）

なお、補正命令に係る事項が先の出願の番号の表示の欠落、優先権の主張の表示に対応する優先権書類に記載された表示と合致しない場合又は国際出願の国際出願日が優先期間満了の日よりも遅い日であるが、当該満了の日から２月以内との理由のみでは、優先権の主張が行われなかったものとはみなされません。（規２６の２．２(c)、法施２８(3)）

（４）優先権の主張の補正の特例

受理官庁又は国際事務局が優先権の主張は初めからなかったものとする旨を宣言する前であって、かつ、優先権主張の補正が可能な期間満了後１月以内に優先権の主張について補正したときは、当該期間内に補正したものとみなされます。

（規２６の２．２(b)、法施２８の２）

５．優先権の主張の取下げ

２以上の優先権の主張を伴う場合には、いずれか又はすべてについて国際出願の願書において申し立てた優先権の主張を取り下げることができます。（規９０の２．３、法施３６）

（１）取下げができる期間

優先日から３０月を経過する前（規９０の２．３(a)、法施３６(1)）

（２）取下げの通告先（以下のいずれの機関にも提出できます）　（規９０の２．３(c)）

①　受理官庁

②　国際事務局

③　国際予備審査機関（条約第３９条(1)が適用される場合）

（３）取下げの方法

①　受理官庁

「優先権の主張取下書」を提出して行います。

（法施３６(3)、法施様１７、同１７の２（英語））［様式２－２６］

取下げの内容の欄の記載は、

a　すべての優先権の主張を取り下げる場合には、取下げの内容の欄に「優先権の主張を取り下げる」と記載します。

b　一部の優先権の主張を取り下げる場合には、取下げの内容の欄に「特願 20XX-999999 に基づく優先権の主張を取り下げる」のように記載します。

②　国際事務局

様式は定められていないので、書簡の形式により行います。

書簡には国際出願を特定すると共に、「WITHDRAWAL OF PRIORITY CLAIM」であることを明記します。

③　国際予備審査機関

a　日本国特許庁

「優先権の主張取下書」を提出して行います。

（法施３６(3)、法施様１７、同１７の２（英語）［様式２－２６］）

b　欧州特許庁、インド特許庁又はシンガポール知的所有権庁の場合

各庁の定めに従い、手続してください。

（４）取下書の記名及び署名について

共通の代理人又は出願人により選任された代表者がいない場合には、出願人全員が記名し、かつ署名をしなければなりません。　（規９０の２．５、法施３６(4)）

代理人が手続をする場合には、全ての出願人からの委任状が必要です。

（規９０．４(e)、法施５(1)）

（５）取下げの効力発生

国際事務局、受理官庁又は国際予備審査機関に対する出願人からの通告の受領の時に効力を生じます。　（規９０の２．３(c)）

（６）取下げの効果

条約第２３条(2)又は条約第４０条(2)に規定する「出願人による明示の請求」に基づき、既に国際出願の処理又は審査を開始している指定官庁又は選択官庁については効力を生じません。　（規９０の２．６(a)）

（７）取り下げられた場合

優先権の主張の取下げにより、期間計算上の優先日に変更が生じるときは、もとの優先日から起算した場合にまだ満了していない期間は、変更後の優先日から起算することになります。　（規９０の２．３(d)）

取下げの通告が国際公開の技術的な準備が完了した後に国際事務局に到達した場合には、もとの優先日から起算して国際公開が行われます。　（規９０の２．３(e)）

このため、国際公開を遅らせることを目的として受理官庁に「優先権の主張取下書」の提出を行う場合は、優先日から１６月以内に提出してください。

６．国内優先権におけるみなし取下げの回避

国際出願が国際出願日における全締約国を指定したものとみなされることにより、全ての国際出願は日本国も指定したものとして取り扱われます。そのため、日本国内の特許出願、実用新案登録出願を基礎出願とした優先権の主張を伴う国際出願は、指定国日本においては国内優先権を主張している出願として取り扱われることになります。　（条８(2)(b)）

ここで注意しなければならないのは、国内優先権の主張の基礎とされた先の出願は、その出願の日から１年４月を経過した時に取り下げたものとみなされるという点です。

（特４２(1)、特施２８の４(2)）

先の出願のみなし取下げを回避するためには、取り下げたものとみなされる時（優先日から１年４月）以前に、以下のいずれかの方法をとる必要があります。

① 国際出願の願書の「第Ｖ欄　国の指定」において日本国の指定を除外する。
　※　第３章第２節「３．願書の各欄の記載要領（７）国の指定」を参照してください。

② 指定国の取下げにより日本国を指定から削除する。
　※　第５章第８節「２．指定国の指定の取下げ」を参照してください。

③ 「上申書」により国内優先権の主張を取り下げる。
　※　次項「７．国内優先権の主張の取下げ」を参照してください。

７．国内優先権の主張の取下げ

（１）取下げができる期間

優先日から１年４月以内

※　優先日から１年４月を経過した時に当該先の出願はみなし取下げとなります。

（２）取下げの通告先

受理官庁

（３）取下げの方法

「上申書」を提出して行います。　［様式２－９］

（４）取下げの効力

（１）の取下げができる期間内に「上申書」が受理された場合、指定国日本については、国内優先権の主張のない国際出願として国内移行することとなります。

（５）「上申書」の記名及び署名について

出願人が手続をする場合には、指定国日本における出願人全員の記名及び署名が必要です。

代理人が手続をする場合には、指定国日本における出願人全員からの委任状（特許法第４１条第１項の規定による優先権の主張及びその取下げに関して明記されているもの）が必要です。

なお、先の出願の代理人と国際出願の代理人が同じ場合で、先の出願において特許法第４１条第１項の規定による優先権の主張及びその取下げに関する代理権が証明されている場合には、「上申書」の提出に際し、その委任状の提出は不要です。

第7節　優先権の回復

１．優先権の回復請求

国際出願日が優先権主張の基礎となる出願の日から１２月（優先期間）の満了の日の後であって、当該満了日の日から２月以内である場合、受理官庁は、出願人の請求により、優先期間内に国際出願を提出できなかった理由が当該受理官庁の採用する優先権の回復基準を満たしていると判断した場合は、その優先権の回復を認めます。　（規則２６の２．３、法施２８の３）

２．優先権の回復請求期間

優先期間の満了の日から２月以内（早期の国際公開を請求する場合は、国際公開の技術的な準備が完了する前）　（規則２６の２．３(a)、法施２８の３(1)）

３．優先権の回復請求の方法

（１）国際出願と同時に請求する場合

①　紙出願の場合

a　国際出願願書の第Ⅵ欄の「優先権の回復」欄において、回復請求の対象となる先の出願の項目番号を記載します。

b　第Ⅸ欄の照合欄の「9.　□その他（書類名を具体的に記載）」の□内にレ印を付し、「優先権の回復理由書」と記載するとともに、「優先権の回復理由書」を提出します。

（法施２８の３、法施様１５の２の４、同１５の２の５（英語））［様式２－３０］

②　電子出願の場合

a　「先の出願にかかる優先権主張の詳細」画面入力時に「□　優先権の回復を受理官庁に対して請求する。」欄の□内にレ印を付します。

b　出願後、速やかに「手続補足書」に「優先権の回復理由書」を添付して提出します。

［様式２－２８］［様式２－３０］

（２）国際出願後に請求する場合

願書の手続形態にかかわらず、「優先権の回復請求書」を提出します。

（法施２８の３、法施様１５の２の２、同１５の２の３（英語））［様式２－２９］

４．回復請求に対する受理官庁による決定、通知

受理官庁（日本国特許庁）は、以下の要件を満たしている請求について、故意に、優先期間内にその国際出願をしなかったと認められるか否か（※）の判断を行います（「故意ではない」基準）。

（１）国際出願の国際出願日が優先期間の満了の日の後であるが、当該満了の日から２月以内であること。

（２）回復請求期間内に、先の出願に関する優先権主張が国際出願においてされている、又は回復請求期間内に追加されていること。

（３）優先権の回復請求及び優先期間内に国際出願がされなかった理由のいずれもが、回復請求期間内に提出されていること。

基準を満たしていると判断された場合は、回復を認める旨の決定が出願人に通知され、基準を満たしていないと判断された場合は、その理由を通知するとともに、指定された期間内に「意見書」を提出する機会が与えられます。応答期間内に意見書が提出された場合は、受理官庁は再度基準を満たしているか否かの判断を行い、その結果を通知します。

（規２６の２．３(g)(h)　法施２８の４）［様式２－７］

※　日本国特許庁が適用している優先権の回復基準（優先期間内に国際出願が提出されなかったことが、故意ではない場合（規２６の２．３(a)(ii)））の詳細については、受理官庁ガイドライン及び特許庁ウェブサイトを参照してください。

【受理官庁ガイドライン】
WIPO ウェブサイト（英語）：
https://www.wipo.int/pct/en/texts/ro/ro166a_166t.html#_166i
特許庁ウェブサイト（日本語仮訳抜粋）：
https://www.jpo.go.jp/system/patent/pct/tetuzuki/document/yusenken_kaifuku/rogl.pdf

【特許庁ウェブサイト】
令和5年4月1日以降に優先期間を徒過した国際出願の優先権の回復（「故意ではない」基準）について
https://www.jpo.go.jp/system/patent/pct/tetuzuki/yusenken_kaifuku.html

５．受理官庁による優先権の回復の効果

日本国特許庁が適用している優先権の回復基準で、受理官庁としての日本国特許庁が回復を認めた優先権は、規則４９の３．１の規定を留保していない指定国において、原則その効力を有します。（規４９の３．１）

第8節　国際出願、指定国の指定の取下げ

１．国際出願の取下げ

出願人は国際出願を取り下げることができます。（規９０の２．１(a)、法施３６(1)）

（１）取下げができる期間
優先日から３０月を経過する前（規９０の２．１(a)、法施３６(1)）

（２）取下げの通告先（以下のいずれの機関にも提出できます）（規９０の２．１(b)）
①　受理官庁
②　国際事務局
③　国際予備審査機関（条約第３９条(1)の規定が適用される場合）

（３）取下げの方法

①　受理官庁

「国際出願取下書」を提出します。

（法施３６(3)、法施様１７、同１７の２（英語））［様式２－２６］

取下げの内容の欄には「国際出願を取り下げる」と記載します。

（法施様１７備考１、同１７の２備考１（英語））

②　国際事務局

様式は定められていないので書簡の形式により行います。

書簡には国際出願を特定すると共に、「WITHDRAWAL OF THE INTERNATIONAL APPLICATION」であることを明記します。

③　国際予備審査機関

ａ　日本国特許庁

「国際出願取下書」を提出します。　（法施３６(3)、法施様１７、同１７の２（英語））

ｂ　欧州特許庁、インド特許庁又はシンガポール知的所有権庁の場合

各庁の定めに従い、手続してください。

（４）国際出願取下書の記名及び署名について

共通の代理人又は出願人により選任された代表者がいない場合は、出願人全員が記名し、かつ署名をしなければなりません。　（規９０の２．５、法施３６(4)）

代理人が手続をする場合には、全ての出願人の委任状が必要です。

（規９０．４(e)、法施５(1)①）

（５）取下げの効力発生

受理官庁、国際事務局又は国際予備審査機関に対する出願人からの通告の受領の時に効力を生じます。　（規９０の２．１(b)）

（６）取り下げられた場合

出願人、受理官庁又は国際予備審査機関からの通告が、国際公開の技術的な準備が完了する前に国際事務局に到達した場合には、国際公開は行われません。　（規９０の２．１(c)）

※　取下げの通告が国際公開の技術的な準備が完了した後に国際事務局に到達した場合には、国際公開を止めることができません。よって、優先日から１６月を経過した後に、国際公開の回避を目的として「国際出願取下書」を提出する場合には、直接、国際事務局へ提出してください。

（７）取下げの効果

①　条約第２３条(2)又は条約第４０条(2)に規定する「出願人による明示の請求」に基づき既に国際出願の処理又は審査を開始している指定官庁又は選択官庁については効力を生じません。　（規９０の２．６(a)、法施３６(2)）

②　国際段階の処理は、中止されます。　（規９０の２．６(b)）

③　国際出願の効果は、その国際出願の取下げにより、指定国における国内出願の取下げと同一の効果をもって消滅します。　（条２４(1)(i)）

２．指定国の指定の取下げ

出願人は、指定国の指定を取り下げることができます。　（規９０の２．２(a)、法施３６(1)）

（１）取下げができる期間

優先日から３０月を経過する前　（規９０の２．２(a)、法施３６(1)）

※　優先日から１６月経過後に日本国の指定の取下げを行う場合は、優先権主張の基礎となった日本国内の特許出願又は実用新案登録出願（先の出願）が既にみなし取下げとなっている点に注意してください。日本国の指定の取下げにより、PCT 国際出願（後の出願）の日本国への国内移行の機会はなくなり、また、先の出願においても、日本国における権利取得ができなくなります。

（２）取下げの通告先（以下のいずれの機関にも提出できます）　（規９０の２．２(d)）

①　受理官庁

②　国際事務局

③　国際予備審査機関（条約第３９条（１）の規定が適用される場合）

（３）取下げの方法

①　受理官庁

「指定国の指定取下書」を提出します。

（法施３６(3)、法施様１７、同１７の２（英語））［様式２－２６］

取下げの内容の欄には、「○○国の指定を取り下げる」と記載します。

（法施様１７備考１、同１７の２備考１(英語)）

②　国際事務局

様式は定められていないので書簡の形式により行います。

書簡には国際出願を特定すると共に、「WITHDRAWAL OF DESIGNATION」であることを明記します。

③　国際予備審査機関

a　日本国特許庁

「指定国の指定取下書」を提出します。

（法施３６(3)、法施様１７、同１７の２（英語））

b　欧州特許庁、インド特許庁又はシンガポール知的所有権庁の場合

各庁の定めに従い、手続してください。

（４）指定国の指定取下書の記名及び署名について

共通の代理人又は出願人により選任された代表者がいない場合は、出願人全員が記名し、かつ署名をしなければなりません。　（規９０の２．５、法施３６(4)）

代理人が手続をする場合には、全ての出願人の委任状が必要です。

（規９０．４(e)、法施５(1)①）

（５）取下げの効力発生

受理官庁、国際事務局又は国際予備審査機関に対する出願人からの通告の受領の時に効力を生じます。　（規９０の２．２(d)）

（６）取り下げられた場合

① 出願人、受理官庁又は国際予備審査機関からの通告が、国際公開の技術的な準備が完了する前に国際事務局に到達した場合には、取り下げられた指定の国際公開は行われません。（規９０の２．２(e)）

② 国内特許及び広域特許の両方を受けようとして国を指定した場合には、その国の指定の取下げは、別段の表示がある場合を除くほか、国内特許を受けるための指定のみの取下げを意味するものとします。（規９０の２．２(b)）

（７）取下げの効果

① 条約第２３条(2)又は条約第４０条(2)に規定する「出願人による明示の請求」に基づき既に国際出願の処理又は審査を開始している指定官庁又は選択官庁については効力を生じません。（規９０の２．６(a)、法施３６(2)）

② すべての指定国の指定の取下げは、国際出願の取下げとみなされ、国際段階の処理は、中止されます。（規９０の２．２(c)、規９０の２．６(b)）

③ 選択された国の指定の取下げは、選択の取下げを伴います。（規９０の２．２(a)）

④ 指定国の指定の取下げは、当該指定国における国内出願の取下げと同一の効果をもって消滅します。（条２４(1)(i)）

第9節 明らかな誤りの訂正請求

国際出願その他の書類に明らかな誤りがある場合には、出願人は、権限のある機関に対しその訂正を請求することができます。（規９１．１(a)、法施７７(1)）

国際出願その他の書類に明らかな誤りを発見した場合には、権限のある機関は、その訂正の請求をすべきことを出願人に命ずることができます。（規９１．１(h)、法施７７(3)）

１．権限のある機関、訂正の対象

訂正は、権限のある機関の許可に従うものとする。（規９１．１(b)）

（１）受理官庁

願書又はその補正書の誤記（規９１．１(b)(i)）

（２）国際調査機関

明細書、請求の範囲若しくは図面又はそれらの補正書の誤記

ただし、（３）で国際予備審査機関が管轄するものを除いたもの（規９１．１(b)(ii)）

（３）国際予備審査機関

明細書、請求の範囲、図面若しくはそれらの補正書又は条約第１９条若しくは第３４条の規定に基づく補正書（ただし、国際予備審査の請求がなされ、取下げがなく、国際予備審査の開始の日が過ぎている場合）の誤記（規９１．１(b)(iii)）

（４）国際事務局

国際事務局に提出された前述（１）から（３）以外の書類の誤記で、要約及び条約第１９

条の規定に基づく補正書以外の場合　（規９１．１(b)(iv)）

２．訂正の請求の対象外

（１）条約第３条(2)に規定する国際出願で欠落した要素又は欠落した用紙にある誤記
（規９１．１(g)(i)）

（２）要約の誤記　（規９１．１(g)(ii)）

（３）条約第１９条の規定に基づく補正書の誤記（ただし、国際予備審査機関が管轄する場合を除く）　（規９１．１(g)(iii)）

（４）優先権主張又は優先権主張の補正又は追加における誤記であって、誤記の訂正により優先日に変更が生じる場合　（規９１．１(g)(iv)）

３．訂正請求の方法

日本国特許庁に対し手続する場合、「明らかな誤りの訂正請求書」を提出します。

訂正請求書には、訂正される誤記及び提案された訂正を特定して、出願人の選択により誤記の簡単な説明を記載することができます。

（規９１.２、規９１．２で準用する規２６．４、法施７７(5)、法施様２６、同２６の２（英語））
［様式２－１２］

４．許可の条件

権限のある機関にとって提出された訂正以外何も意図されていないことが明白である場合
（規９１．１(c)）

５．訂正できる期間

優先日から２６月以内　（規９１．２）

６．訂正の許可又は拒否の通知

権限のある機関は、出願人及び国際事務局に許可又は拒否について及び、拒否する場合には、その理由を通知します。また、訂正請求の関係書類を国際事務局に送付します。
（規９１．３(a)、細３２５、法施７７(4)）

７．訂正が許可された場合の効力日

（１）出願時における国際出願の誤記の場合は、国際出願日　（規９１．３(c)(i)）

（２）出願時における国際出願以外の書類（補正書等）の誤記の場合は、当該書類の提出日
（規９１．３(c)(ii)）

８．訂正拒否の公表

（１）要請

① 出願人は、国際事務局に対し手数料の支払いを条件として、拒否された「訂正のための請求」、拒否の理由、及び意見書を国際出願とともに公表することを拒否の日から２月以内に要請することができます。（規９１．３(d)）

② 特別の手数料は、５０スイスフランに１枚を超える各用紙につき１２スイスフランを加えた額を国際事務局に支払います。（細則１１３(b)）

③ 要請及び手数料の支払いは、国際公開の技術的な準備が完了する時まで、又は国際公開が条約第６４条(3)の規定により行われない場合には、条約第２０条の送達の時まで行わなければなりません。（規９１．３(d)、細１１３(b)）

（２）公表

① 出願人の要請により、国際事務局は訂正のための請求を国際出願とともに公表します。（規９１．３(d)）

② 国際出願の国際公開が、条約第６４条(3)の規定により行われない場合には、可能なときは条約第２０条の送達に訂正のための請求の写しが含まれます。（規９１．３(d)）

第10節 書類の不備の補足の手続

国際出願以外の書類であって、出願人が提出した書類に以下「補足の対象」に示す国際出願の特定又は署名に関し不備がある場合には、出願人に対して、期間を指定してその不備を補足すべきことを命じます。これに対しての応答手続です。（規９２．１(b)、法施７７の２）

１．補足の対象

（１）提出者（出願人）の氏名（名称)、あて名、提出者の署名に不備がある場合（規９２．１(a)、法施２(3)）

（２）国際出願番号の記載に不備がある場合（規９２．１(a)、法施１１）

２．指定期間

命令の日（発送の日）から１月

３．補足の方法

（１）日本国特許庁（受理官庁、国際調査機関、国際予備審査機関）
「書類の不備の補足書」を提出します。
（法施７７の２(2)、法施様２６の３、同２６の４（英語））

① 「補足の対象」の欄には、「手数料納付書の出願人の欄」のように、不備の補足をする書類名と補足する箇所を記載します。（法施様２６の３備考１、同２６の４備考１）

② 「補足の内容」の欄には補足事項を指摘します。また、「別紙のとおり」と記載して補足のための差し替え用紙を別紙として添付することもできます。

（法施様２６の３備考２及び３、同２６の４備考２及び３）

（２）国際事務局、欧州特許庁、インド特許庁又はシンガポール知的所有権庁の場合
通告の様式は定められていないので書簡の形式により行います。

４．補足がされた場合

書類の不備が所定の期間内に適正に補足された場合は、その書類の不備はなかったものとされます。（規９２．１(b)）

５．補足がされなかった場合

書類の不備が指定期間内に補足されなかった場合には、当該書類は提出されなかったものとみなされ、その旨が出願人に通知されます。（規９２．１(b)、法施７７の２(3)）

第11節　国際出願後の名義変更等の手続

国際出願をした後、願書に記載した出願人、発明者、代理人等の記録を変更したい場合には、受理官庁又は国際事務局に対し記録の変更の要請をすることができます。
変更の要請に基づき、国際事務局において記録の変更が行われます。（規９２の２.１(a)）

１．手続の要請先

（１）受理官庁

（２）国際事務局

２．手続のできる期間

優先日から３０月
国際事務局は、優先日から３０月の期間の満了後に変更の要請を受理した場合には変更を記録しません。（規９２の２．１(b)）
※　優先日から２８月を経過した後は、受理官庁に対してではなく、国際事務局に対して直接変更の要請をしてください。

３．出願人又は発明者の名義の変更

「名義変更届」を提出して行います。
（法施１０、法施様６、同６の２（英語））［様式２－１７］

（１）代理人が選任されている場合
①　既に選任されている代理人が出願人の名義の変更手続をする場合には、名義の変更を証明する書面（譲渡証書等）及び新たな出願人の委任状は必要ありません。

② 新たに選任された代理人が出願人の名義の変更手続をする場合は、名義の変更を証明する書面（譲渡証書等）を添付し、同時に代理人選任届を提出する必要があります。

（２）代理人が選任されていない場合

① 手続者が記録されている出願人ではない者のみの場合
名義変更を証明する書面（譲渡証書等）の提出が必要です。

② 手続者に記録されている出願人を含む場合

a 記録されている出願人が単独の場合
名義変更を証明する書面（譲渡証書等）は必要ありません。

b 記録されている出願人が複数の場合
記録されている出願人全員で又は共通の代表者（※）が名義変更の手続を行うことができます。その場合、名義変更を証明する書面（譲渡証書等）は必要ありません。
※ 共通の代表者には、代表者とみなされる者も含みます。

（受理官庁ガイドライン３１０、３１１）

※ 添付書類を伴う名義変更届において、添付書類が譲渡証書の場合はインターネット出願ソフトの「国際出願」タブからオンライン手続が可能です。ただし、添付書類が公的な証明書（戸籍謄本、登記事項証明書等）の場合はオンライン手続による提出はできません。

４．出願人、発明者、代理人の氏名又は名称の変更

「氏名（名称）変更届」を提出して行います。

（法施９(1)、法施様３、同３の２（英語））［様式２－１３］

５．出願人、発明者、代理人のあて名の変更

「あて名変更届」を提出して行います。

※ 条約上、「あて名」とは「日本国○○県○○市○○番地･･･」といった記載を意味しますのでご注意ください。

※ 電子メールアドレス、電話番号、ファクシミリ番号を変更した場合も、上記届を提出してください。 （法施９(1)、法施様４、同４の２（英語））［様式２－１４］

６．出願人の国籍の変更

「国籍変更届」を提出して行います。

（法施９(2)、法施様５の３、同５の４（英語））［様式２－１６］

７．出願人の住所（国名）の変更

「住所変更届」を提出して行います。

（法施９(2)、法施様５の５、同５の６（英語））［様式２－１６］

８．書類記号の変更

「書類記号変更届」を提出して行います。 ［様式２－１５］

９．国際事務局による通知

（１）記録が変更された場合は、国際事務局から出願人又は代理人に、記録が変更された旨の通知がなされます。また、国際事務局は記録した変更に関し次の機関に通知します。

① 受理官庁
② 国際調査機関（国際調査報告がまだ作成されていない場合）
③ 国際予備審査機関（国際予備報告がまだ作成されていない場合）
④ 指定官庁又は選択官庁(国際公開に変更を反映できない場合)　（細４２２(a)）

（２）優先日から３０月の期間の満了後に要請があり記録を変更しない場合の通知先
① 出願人（代理人）
② 受理官庁(受理官庁から要請があった場合)　（細４２２(b)）

【コラム】国際事務局への記録の一括変更手続について

第５章第１１節の国際出願後の名義変更等の手続及び同章第１２節の代理人の選任、解任及び辞任の手続に関し、同様の変更を複数の国際出願について行いたい場合、案件ごとの手続に代えて、国際事務局に対し一括変更手続を行うことができます（日本国特許庁受理官庁に対しては、当該一括変更手続はできません)。

国際事務局に対し一括変更手続をする場合は、①英文書簡、②変更届（日本国特許庁受理官庁に提出する様式の使用を推奨)、及び③出願番号の一覧表を提出します。

手続の詳細及び提出方法については、以下にお問い合わせください。

WIPO 国際事務局　PCT Operations Division Team8（日本語可）
E-mail： pct.team8@wipo.int
電話：(41-22) 338 74 08

第１２節　代理人の選任、解任及び辞任

１．代理人の選任

（１）出願人は、国際出願がされた国内官庁に対し業として手続をとる権能を有する者を、受理官庁、国際事務局、国際調査機関及び国際予備審査機関に対し出願人を代理する代理人として選任することができます。　（規９０．１(a)）

（２）出願人は、国際調査機関として行動する国内官庁又は政府間機関に対し業として手続をとる権能を有する者を、特に、当該国際調査機関に対し出願人を代理する代理人として選任することができます。　（規９０．１(b)）

（３）出願人は、国際予備審査機関として行動する国内官庁又は政府間機関に対し業として手続

をとる権能を有する者を、特に、当該国際予備審査機関に対し出願人を代理する代理人として選任することができます。（規９０．１(c)）

２．選任の方法

（１）出願時に願書、又は国際予備審査請求時に国際予備審査の請求書に代理人を記載することによって行う場合

出願人が願書、国際予備審査の請求書又は別個の委任状に記名し、かつ署名することによって行います。また、出願人が２人以上いる場合については、各出願人の選択により願書、国際予備審査の請求書又は別個の委任状に記名し、かつ署名することによって行います。

（規９０．４(a)、法施６(1)、法施５）

出願時において委任状は必要ありません。しかし、国際出願の取下げ、指定の取下げ、優先権主張の取下げ並びに国際予備審査請求の取下げ又は選択の取下げ手続は、委任状の提出が必要です。（規則９０．４(d)、(e)）

出願後に願書において選任した代理人の委任状を提出する場合は、「手続補正書」に添付して提出します。［様式２－６（２）］

（２）願書又は国際予備審査の請求書の提出後に代理人の選任を届け出る場合

「代理人選任届」に代理人の選任を証明する書面（委任状や包括委任状の写し等）を添付して行います。（法施６(2)、法施様１、同１の２（英語））［様式２－２０］

（３）委任状の提出先

① 受理官庁又は国際事務局

② 国際調査機関（特に国際調査機関に対して代理する場合）

③ 国際予備審査機関(特に国際予備審査機関に対して代理する場合)（規９０．４(b)）

（４）英語での国際出願について委任状への署名の注意点

日本語の委任状の場合には英語の翻訳文が必要になります。（法施３(2)）

３．手続のできる期間

優先日から３０月

国際事務局は、優先日から３０月の期間の満了後に変更の要請を受理した場合には変更を記録しません。（規９２の２．１(b)）

※ 優先日から２８月を経過した後は、受理官庁に対してではなく、国際事務局に対して直接変更の要請をしてください。

４．包括委任状による選任

出願人は、代理人の選任を証明する包括委任状をあらかじめ関係機関に寄託することによって、願書等にその写しを添付することにより代理権の証明に代えることができます。

（規９０．５(a)(b)、法施６の３、法施６の４）

（１）寄託先

① 受理官庁

② 国際調査機関（特に国際調査機関に対する代理人として選任する場合）
③ 国際予備審査機関（特に国際予備審査機関に対する代理人として選任する場合）
（規９０．５(b)）

（２）包括委任状の提出方法
① 受理官庁への提出
「包括委任状提出書」に代理人の選任を証明する書面を添付して提出します。
※ 法人を代表して署名する場合には、署名者の氏名に加えて、署名者の属する法人名、署名者の肩書（代表取締役等）もタイプ印字した上で署名してください。
※ 代表権限のある者（代表取締役等）だけでなく、代表者から署名をする権限を付与されている者による署名も可能です。
（法施６の３(1)、法施様２の７、同２の８（英語））［様式２－２４］
② 特許庁出願課(国内)への提出
「包括委任状提出書」（特例施様６）に「すべての国際出願に関する一切の件」という委任事項を記載した包括委任状を添付して提出します。
※ 当該委任状の提出先は特許庁出願課(国内)です。
※ 当該委任状を国際出願の手続において援用する場合は、その写しを添付します。包括委任状番号を利用しての援用はできません。
※ 当該委任状を国際出願の手続において援用する場合は、出願人の「署名」又は「印」が必要になりますのでご注意ください。（「署名」や「印」がない委任状は国際出願の手続において援用できませんのでご注意ください。）
※ 法人を代表して署名する場合には、署名者は必ず当該法人の代表者が署名をしてください。（上記①とは異なり、法人の代表者から署名をする権限を付与されている者の署名は認められませんのでご注意ください。）
（法施６の４ 、特例施６、特例施様６）

５．復代理人の選任

（１）規則９０.１(a)の規定に基づき選任された代理人は、代理人を選任する書面に別段の表示がある場合を除くほか、次の機関に対して出願人の代理人として出願人を代理する復代理人を選任することができます。（規９０.１(d)、法施６の２(1)）
① 選任する復代理人が、国際出願がされた国内官庁に対し業として手続をとる権能を有する者である場合又は国際出願について受理官庁としての国際事務局に対し業として手続をとる権能を有する者である場合にあっては、場合に応じ、受理官庁、国際事務局、国際調査機関及び国際予備審査機関（規９０．１(d)(i)）
② 選任する復代理人が、国際調査機関又は国際予備審査機関として行動する国内官庁、又は政府間機関に対し、業として手続を行う権能を有する者である場合にあっては、それぞれ特に国際調査機関又は国際予備審査機関（規９０．１(d)(ii)）

（２）選任の方法（日本国特許庁）
「復代理人選任届」に復代理人の選任を証明する書面を添付し、提出して行います。
（法施６の２、法施様２の３、同２の４（英語））［様式２－２２］

（３）選任された復代理人への通知の送付を希望する場合
復代理人が選任された場合でも、通知は代理人へ送付されます。
通知を復代理人へ送付することを希望する場合は、復代理人選任届及び添付する委任状にその旨を記載します。（受理官庁ガイドライン２３）

６．代理人による手続又は代理人に対する手続の効果

（１）代理人による手続は、その代理人を選任した出願人による手続としての効果を有します。
　また、代理人に対する手続は、その代理人を選任した出願人に対する手続としての効果を有します。（規９０．３(a)）

（２）出願人を代理する代理人が２人以上である場合に、代理人のうちいずれかの代理人による手続は、その出願人による手続としての効果を有します。また、代理人に対する手続についても同じです。（規９０．３(b)）

（３）共通の代表者若しくはその代理人による手続又は共通の代表者若しくはその代理人に対する手続は、すべての出願人による手続又はすべての出願人に対する手続としての効果を有します。（規９０．３(c)）

７．新たな代理人の選任による先の代理人の選任の撤回の効果

規則９０．１(a)の規定に基づく代理人の選任は、別段の表示がある場合を除くほか、当該規定に基づく先の代理人の選任を撤回する効果を有します。（規９０．６(b)、法施６(3)）
先の代理人の代理権を残して、新たな代理人を選任（追加）する場合は、代理人選任届に添付する委任状に先の代理人を解任しない旨の記載が必要です。

８．代理人の解任及び辞任

（１）出願人による解任
　出願人又は出願人の承継人は、代理人の選任を撤回することができます。代理人の選任の撤回はその代理人によって選任された復代理人の選任も撤回されたものとみなします。また、出願人は復代理人の選任についても撤回することができます。（規９０．６(a)）

（２）代理人による辞任
　代理人は、自らの届け出によって選任を放棄することができます。（規９０．６(d)）

（３）届出先
①　受理官庁又は国際事務局
②　国際調査機関（特に国際調査機関に対して代理している場合）
③　国際予備審査機関（特に国際予備審査機関に対して代理している場合）
（規９０．６(e)で準用する９０．４(b)）

（４）届出の方法
①　代理人の解任又は辞任は「代理人解任（辞任）届」を提出して行います。
（法施６(4)、法施様２、同２の２（英語））［様式２－２１］
②　包括委任状に記載した代理人の解任は「包括代理人解任届」を提出して行います。
（法施６の３(3)、法施様２の９、同２の１０（英語））［様式２－２５］
③　復代理人の解任又は辞任は「復代理人解任（辞任）届」を提出して行います。
（法施６の２(3)、法施様２の５、同２の６（英語））［様式２－２３］

第１３節　共通の代表者の選任、解任及び辞任

１．共通の代表者

（１）選任

２人以上の出願人がいる場合において、すべての出願人を代理する代理人を選任しなかった場合には、条約第９条（出願人）の規定に従い、国際出願をする資格を有する出願人の１人を共通の代表者として他の出願人が選任することができます。（規９０．２(a)、法施６(1)）

（２）みなし規定

２人以上の出願人がいる場合において、すべての出願人が共通の代理人又は共通の代表者を選任しなかった場合には、受理官庁に国際出願をする資格を有する出願人のうち願書に最初に記載されている出願人をすべての出願人の共通の代表者とみなします。

（規９０．２(b)、法１６(2)、法施７１）

２．選任の方法

（１）各出願人の選択により願書、国際予備審査の請求書又は別個の委任状に署名することによって行います。（規９０．４(a)、法施６(1)）

出願時においては代表者を選任する書面は必要ありません。

出願後に願書にて選任した代表者の選任証を提出する場合は、「手続補正書」に添付して提出することができます。［様式２－６（２）］

（２）願書又は国際予備審査の請求書の提出後に新たな代表者の選任を届け出る場合

①　受理官庁（日本国特許庁）

「代表者選任届」に代表者の選任を証明する書面を添付して行います。

（法施６(2)、法施様１、同１の２（英語））［様式２－２０］

②　国際事務局

書簡により行います。

（３）委任状の提出先

①　受理官庁

②　国際事務局　（規９０．４(b)）

３．共通の代表者による手続又は共通の代表者に対する手続の効果

共通の代表者による手続又は共通の代表者に対する手続は、すべての出願人による手続又はすべての出願人に対する手続としての効果を有します。（規９０．３(c)）

４．新たな共通の代表者の選任による先の共通の代表者の選任の撤回の効果

新たな共通の代表者の選任は、別段の表示がある場合を除くほか、先の共通の代表者の選任を撤回する効果を有します。（規９０．６(c)、法施６(3)）

５．共通の代表者の解任及び辞任

（１）出願人による解任
出願人又はその承継人は、共通の代表者の選任を撤回することができます。（規９０．６(a)）

（２）共通の代表者による辞任
共通の代表者は、自らの届け出によって選任を放棄することができます。　（規９０．６(d)）

（３）届出先
①　受理官庁
②　国際事務局　（規９０．６(e)で準用する９０．４(b)）

（４）届出の方法（日本国特許庁）
「代表者解任（辞任）届」を提出して行います。
（法施６(4)、法施様２、同２の２（英語））［様式２－２１］

第14節　謄本、証明書等の請求手続

１．国際出願に係る書類、手続補完書、手続補正書等の認証謄本の請求

出願人は、受理官庁に対して出願時の国際出願に係る書類、手続補完書、手続補正書等の認証謄本（certified copy）の交付を請求することができます。
（規２１．２、法施３７(1)、同３７の２(1)）

（１）請求の方法
「国際出願の書類の謄本の請求書」を提出して請求します。　［様式２－１９（１）］

（２）手数料
謄本１件について１，４００円です。　（法施８２(1)表③）

２．国際出願に関する書類の謄本の請求

出願人若しくは出願人の承諾を得た者は、受理官庁、国際調査機関、国際予備審査機関に一件書類の謄本の交付を請求することができます。ただし、謄本の交付は手数料の納付を条件とします。
また、いかなる者も、国際公開後であれば、受理官庁、国際調査機関に対し謄本の交付を請求することができます（国際予備審査機関に係る書類は対象外）。
（規９４．１の２、同９４．１の３、同９４．２、法施１１の４）

（１）請求の方法
「国際出願の書類の謄本の請求書」、「国際調査に関する書類の謄本の請求書」、又は「国際予備審査に関する書類の謄本の請求書」を提出して請求します。　［様式２－１９（２）］

（２）手数料

請求書１件について１，４００円です。　（法施８２(1)表③）

３．国際出願の書類の証明の請求

出願人は、特許庁に対してパリ条約の同盟国又はWTO加盟国において優先権を主張するための国際出願に関する書類について証明書の交付を請求することができます。（法施３８(1)）

なお、証明書の交付には、２週間程度の期間を要しますので余裕をもって請求してください。

（１）請求の方法

「国際出願の書類の証明の請求書」を提出して請求します。請求書には、優先権を主張する旨及び出願しようとする国の国名を記載します。　［様式２－１９（３）］

（２）手数料

証明書１件について１，４００円です。　（法施８２(1)表①）

※　２００４年４月２７日以前の国際出願については、添付書類として国際出願の写しなど、証明に要する書類一通を提出します。

４．文献の写しの請求

（１）国際調査機関

出願人又は指定官庁は、国際調査報告に記載された文献の写しを国際調査機関に対し請求することができます。　（条２０(3)、法９）

①　請求の期間

国際出願日から７年間　（規４４．３(a)、法施４９）

②　請求の方法

「文献の写しの請求書」を提出して請求します。　（法施様２０の３）［様式２－１８］

③　手数料

日本国特許庁に請求する場合、文献の写しの請求書１件について１，４００円です。

（法１８(1)、令２(1)）

（２）国際予備審査機関

国際予備審査の請求をした出願人又は指定官庁は、国際予備報告に記載された文献であって国際調査報告に記載されていない文献の写しを国際予備審査機関に対し請求することができます。　（条３６(4)、法１５）

①　請求の期間

国際出願日から７年間　（規７１．２(a)）

②　請求の方法

「文献の写しの請求書」を提出して請求します。　（法施様２０の３）［様式２－１８］

③　手数料

日本国特許庁に請求する場合、文献の写しの請求書１件について１，４００円です。

（法１８(1)、令２(1)）

出願人は、引用された文献を独立行政法人工業所有権情報・研修館に対して請求可能な場合がありますので、詳細は以下のお問合せ先にご確認ください。

お問合せ先：
独立行政法人工業所有権情報・研修館　公報閲覧・相談部　閲覧担当
電話： 03-3581-1101 内線 3812

５．認証の請求

出願人は、優先日から１４月を経過した後に受理官庁に対して、国際出願の写しを提出して出願時の国際出願と同一であることの認証を請求することができます。

認証の請求には、手数料は不要です。　（規２２．１(d)(e)、法施３７の３(1)）

受理官庁は国際事務局が国際出願（記録原本）を受理した旨の通知を受理しているときは、認証の請求を拒否することができます。　（規２２．１(e)(iii)、法施３７の３(2)）

第６章　国際調査機関に対する手続

（主として国際調査機関としての日本国特許庁に対する手続）

第1節　発明の単一性の欠如

１．追加手数料の納付命令

国際出願が発明の単一性の要件を満たしていないと認める場合には、国際調査機関（特許庁長官）は、出願人に対し期間を指定して追加手数料を納付すべきことを命じます。

（条１７(3)(a)、法８(4)）

追加手数料の納付を命ずる場合には、その理由及び納付すべき金額を明示した文書により行います。（規４０．１、法施４３(1)）

２．納付の期間

命令の日（発送日）から１月　（規４０．１（ii））

３．追加手数料の額

追加手数料の額は、管轄国際調査機関が定めます。（規４０．２(a)）

（１）日本国特許庁
　日本語案件１発明につき　　１０５，０００円
　英語案件１発明につき　　１６８，０００円　（2024年7月1日現在）
（法８(4)、令２(6)）

（２）欧州特許庁
　１，８４５ユーロ（EUR）　（2024年7月1日現在）

（３）インド特許庁
　法人の場合　１０，０００インド・ルピー(INR)
　個人の場合　　２，５００インド・ルピー(INR)　（2024年7月1日現在）

（４）シンガポール知的所有権庁
　２，２４０シンガポールドル（SGD）　（2024年7月1日現在）

４．納付の方法

（１）日本国特許庁が国際調査機関の場合
「手数料追加納付書（国際調査に係る追加納付）」により、追加手数料を納付します。
（法施４３(2)、法施様１８、同１８の２(英語)）［様式３－１］

※　手続言語が日本語の場合はインターネット出願ソフトの「国際出願」タブ、手続言語が英語の場合又は受理官庁が日本国特許庁以外の場合は「特殊申請」タブを利用してオ

ンライン提出することができます。

① 特許印紙（書面手続時のみ）

「手数料追加納付書（国際調査に係る追加納付）」に特許印紙を貼付し、その下に印紙額を記載して提出します。

② 予納

予め予納口座の届出（事前登録）を行い、「手数料追加納付書（国際調査に係る追加納付）」に「予納台帳番号」の欄を設け、予納台帳番号６桁を記載して提出します。

③ 電子現金納付

「手数料追加納付書（国際調査に係る追加納付）」に「納付番号」の欄を設け、納付番号１６桁を記載して提出します。

④ 口座振替（オンライン手続時のみ）

予め口座振替の届出（事前登録）を行い、「手数料追加納付書（国際調査に係る追加納付）」に「振替番号」の欄を設け、振替番号８桁を記載して提出します。

⑤ クレジットカード（オンライン手続時のみ）

所定のクレジットカードをご用意いただき（特許庁への事前登録は不要）、「手数料追加納付書（国際調査に係る追加納付）」に、「指定立替納付」の欄を設けて提出します。

⑥ 窓口におけるクレジットカード納付（書面手続時のみ）

所定のクレジットカードをご用意いただき（特許庁への事前登録は不要）、「手数料追加納付書（国際調査に係る追加納付）」に、「指定立替納付」の欄を設けて提出します。

⑦ 現金納付

「手数料追加納付書（国際調査に係る追加納付）」に「納付書番号」の欄を設け、納付書番号１１桁を記載し、Ａ４の用紙に納付済証（特許庁提出用）を貼付した書面を添付して提出します。

（２）欧州特許庁が国際調査機関の場合

欧州特許庁の定めに従います。

支払いは、以下の銀行口座への振込等によって行います。

①銀行振込

口座名義	European Patent Organisation
口座番号	3 338 800 00（銀行コード　700 800 00）
IBAN	DE20 7008 0000 0333 8800 00
SWIFTコード	DRESDEFF700
銀行名	Commerzbank AG
口座所在地	Leopoldstrasse 230 80807 München Germany

②クレジットカード

オンラインサービスによりクレジットカードによる支払いができます。

電子メールアドレス及びパスワードの登録が必要です。

欧州特許庁への支払いの詳細は以下のウェブサイトを参照してください。

https://www.epo.org/applying/fees/payment.html

（３）インド特許庁が国際調査機関の場合
インド特許庁の定めに従います。
支払いは、以下の銀行口座への振込等によって行います。

口座名義　PAO,PDTM,Mumbai
口座番号　3081146148
SWIFTコード　CBININBBBMO
IFSCコード　CBIN0280634
銀行名　Central Bank Of Indea

（４）シンガポール知的所有権庁が国際調査機関の場合
シンガポール知的所有権庁の定めに従います。
支払いは、以下の銀行口座への振込等によって行います。

口座名義　Intellectual Property Office of Singapore
口座番号　003-900067-7
SWIFTコード　DBSSSGSG
銀行名　Development Bank of Singapore Ltd.
口座所在地　12 Marina Boulevard Level 3
MBFC Tower 3
Singapore 018982

５．納付された場合

必要な追加手数料が適正に納付された場合には、追加手数料が納付された発明に係る部分について、国際調査報告が作成されます。（条１７(3)(a)）

６．納付されない場合

必要な追加手数料が期間内に納付されない場合には、納付された手数料で充当できる発明の数を請求の範囲に記載した発明の順序に従って手数料が納付されたものとみなし、納付されない発明に係る部分については、国際調査報告を作成しない旨が国際調査報告に記載されます。
（条１７(3)(a)、規４３．７、法８(5)、法施４６）

第2節　追加手数料異議の申立て

１．異議の申立て

国際出願が発明の単一性の要件を満たしていないとの理由で、追加手数料を納付すべきことを命じられた出願人は、
① 発明の単一性の要件を満たしている
② 納付すべき金額が過大である
等の理由により、追加手数料の納付と同時に追加手数料異議の申立てをすることができます。
（規４０．２(c)、法施４４(1)）

２．申立ての期間

追加手数料の納付と同期間
命令の日（発送日）から１月　（規４０．１（ⅱ））

３．申立ての方法（日本国特許庁の場合）

「陳述書」を「手数料追加納付書（国際調査に係る追加納付）」と同時に提出します。
ただし、申立ては命じられた金額の手数料全額を追加して納付する場合に限られます。
（法施４４(2)、法施様１９、同１９の２(英語)）［様式３－１、様式３－２］

４．異議申立手数料（日本国特許庁は適用しません）

（１）国際調査機関は、異議の審理について異議申立ての手数料（異議申立手数料）の支払いを条件とすることができます。　（規４０．２(e)）

（２）納付の期間
追加手数料の求めの日から１月以内　（規４０．１（ⅲ））

（３）国際調査機関としての欧州特許庁に対して、異議申立てをする際の手数料
１，０２０ユーロ（EUR）　（2024年7月1日現在）

（４）国際調査機関としてのインド特許庁に対して、異議申立てをする際の手数料
法人の場合　４，０００インド・ルピー(INR)
個人の場合　１，０００インド・ルピー(INR)　（2024年7月1日現在）

（５）国際調査機関としてのシンガポール知的所有権庁に対して、異議申立てをする際の手数料
６５０シンガポールドル（SGD）　（2024年7月1日現在）

５．異議申立ての決定（日本国特許庁の場合）

（１）審査官による決定
追加手数料異議の申立ては、３名の審査官の合議体により決定がされ、決定の謄本が申立人に送付されます。　（規４０．２(c)、法施４５の４(3)）

（２）返還すべき旨の決定
追加して納付された手数料の全部又は一部を申立人に返還すべき旨の決定があった場合には、返還すべきものとされた金額が申立人に返還されます。
（規４０．２(c)、法施４５の４(2)）

（３）返還の請求は「既納手数料返還請求書」を提出して行います。　［様式２－２７］

第3節　国際調査機関からの提出命令に対する配列表の提出

塩基配列又はアミノ酸配列を含む国際出願において所定の配列表の提出がない場合は、国際調査機関は相当の期間を指定して、所定の配列表を記録した磁気ディスクの提出を命じます。

（法施５０の３(6)）

国際調査機関からの磁気ディスクの提出命令に対しては、「第５０条の３第６項の規定による命令に基づく配列表の提出書」に所定の配列表を記録した磁気ディスク及び「陳述書」を添付して提出します。ただし、電子特殊申請で応答する場合は、磁気ディスクの提出に代えて配列表データを添付します。

（法施５０の３(7)、法施５０の３(11)、法施様１５、法施様１５の２(英語)）［様式３－４］

第4節　明らかな誤りの訂正請求

国際出願の願書以外の明細書、請求の範囲、図面又は国際調査機関に提出した書類に明らかな誤りがある場合に行う手続です。また、国際調査報告書と共に国際出願に使用してはならない表現に係る通知（PCT/ISA/218）が添付されている場合も同様に、その訂正を「明らかな誤りの訂正請求書」により行うことができます。　（条２１(6)、規９１．１、法施４、同７７）

詳細は「第５章　第９節　明らかな誤りの訂正請求」を参照してください。

第5節　書類の不備の補足の手続

国際調査機関に提出した書類に国際出願の特定又は署名に関して不備がある場合には、国際調査機関は相当の期間を指定してその不備を補足すべきことを命じます。

（規９２．１(b)、法施７７の２）

詳細は「第５章　第１０節　書類の不備の補足の手続」を参照してください。

第6節　国際調査報告

１．国際調査報告の作成

国際調査報告（PCT/ISA/210）は、以下の期間のうちいずれか遅く満了する期間内に作成され、出願人及び国際事務局に同時に送付されます。

（１）　優先日から９月

（２）　国際調査機関による調査用の写しの受領から３月　（規４２．１、同４４．１、法施４１(1)）

２．国際調査報告の記載事項　（法施４０）

①　国際出願番号、出願人の氏名（名称）、国際出願日　（規４３．１）
②　国際調査が実際に完了した日、最先の優先日　（規４３．２）
③　国際特許分類による発明の属する分野の分類　（規４３．３）
④　国際調査を行った分野の分類の記号　（規４３．６(a)）
⑤　関連する技術に関する文献　（規４３．５）
⑥　発明の単一性に関する注釈　（規４３．７）
⑦　国際調査報告について責任のある職員の氏名　（規４３．８）

３．国際調査報告の記載禁止事項

見解の表明、理由、論証又は説明を記載することはできません。　（規４３．９）

４．国際調査報告の不作成

国際調査機関は、次のいずれかの事由がある場合にはその旨を宣言して、国際調査報告を作成しない旨を出願人及び国際事務局に通知します。　（条１７(2)(a)、法８(2)）

（１）国際出願の対象の全部又は一部が次のいずれかである場合
（条１７(2)(a)(i)、規３９．１、法８(2)①、法施４２）

①　科学及び数学の理論
②　事業活動、純粋に精神的な行為の遂行又は遊戯に関する計画、法則又は方法
③　情報の単なる提示
④　コンピューター・プログラム　（国内出願において先行技術の調査を行うものを除く）

（２）明細書、請求の範囲、図面に必要な事項が記載されていないため、又は記載が著しく不明確であるため有効な国際調査をすることができない場合　（条１７(2)(a)(ii)、法８(2)②）

第7節　国際調査機関の見解書

１．国際調査機関の見解書の作成

（１）国際調査機関は、国際調査報告又は国際調査報告を作成しない旨の宣言と同時に、請求の範囲に記載されている発明が新規性、進歩性、産業上の利用可能性を有するものと認められるかどうか、また特許協力条約及び規則に定める要件を満たしているかどうかについて、見解書（PCT/ISA/237）を作成します。　（規４３の２．１(a)）

（２）見解の作成には、条約第３３条、第３５条等の予備審査に関する規定が準用されます。
（規４３の２．１(b)）

２．国際予備審査との関係

国際調査見解書は、国際予備審査の請求がされた場合には、原則として国際予備審査機関の最初の見解書とみなされます。（規６６．１の２(a)）

国際調査機関として選択した官庁と国際予備審査機関が同一であり、その機関が国際調査と同時に国際予備審査を行った場合には、否定的な見解が存在していない限り、国際調査機関としての見解書を作成することは必要とされていません。（規６９．１(bの2)）

３．国際調査機関の見解書に対する出願人のコメント

出願人は、コメント（条約及び規則等に規定されていないため「非公式コメント」と呼ばれています。）を国際事務局に提出して国際調査見解書への反論を示すことが可能です。コメントは、国際事務局から指定官庁に送付され、国際調査見解書に対する出願人の反論を指定官庁に伝える機能があります。

詳細は、「第７章　第２節　２．国際調査機関の見解書に対するコメント」を参照してください。

４．特許性に関する国際予備報告（特許協力条約第一章）

国際予備報告が作成された場合又は作成される予定の場合を除き、国際事務局は国際調査機関に代わって、国際調査機関が作成した見解と同一の内容の報告を作成します。報告は「特許性に関する国際予備報告(特許協力条約第一章)」という表題が付されます。国際事務局はこの作成した報告を出願人に送付します。（規４４の２．１）

第8節　国際調査報告等の送付、送達

１．出願人、国際事務局への送付

国際調査機関は、国際調査報告又は国際調査報告を作成しない旨の決定、及び国際調査見解書を、出願人及び国際事務局に同一の日に送付します。

（条１７(2)、同１８(2)、規４４．１、法施４１）

※　国際調査報告に記載した非特許文献の写しは、国際調査報告と原則同時に送付されますが、国際調査報告の送付から約１～２週間程度遅れて送付される場合もあります。また、法律又は契約等の制限により、引用された非特許文献の一部又は全てが送付されない場合があります。送付されない引用非特許文献は、独立行政法人工業所有権情報・研修館で引用文献入手の申し込みが可能です。

詳細は「第５章　第１４節　謄本、証明書等の請求手続　４．文献の写しの請求」を参照してください。

２．指定国への送達

国際事務局は、優先日から３０月経過した後に「特許性に関する国際予備報告(特許協力条約第一章)」を各指定官庁に送達します。なお、指定国が要求した場合は、英語による翻訳が国際

事務局により作成され、指定官庁及び出願人に送付されます。

（規４４の２．２、同４４の２．３）

第9節　要約に関する意見書の提出

１．国際調査機関による要約の作成

国際出願の要約に関して、要約の内容及び形式等が規則の規定に従っていないと国際調査機関が認めた場合には、国際調査機関が自ら要約を作成して、国際調査報告に添付して出願人に送付されます。　（規８．１、同８．３、同３８．２、同４４．２、法施４７(1)）

２．意見書の提出

出願人は、国際調査機関に提案された要約の修正又は当該国際調査機関が要約を作成した場合に、提案された当該要約の修正若しくは当該要約についての意見又は修正及び意見の両方を述べることができます。　（規３８．３、法施４７(3)）

（１）提出の期間

国際調査報告の発送日から１月　（規３８．３、法施４７(3)）

（２）提出の方法

「意見書」を提出して行います。

（法施４７(4)、法施様１１の７、同１１の８(英語)）［様式２－７］

３．要約の修正

国際調査機関が作成した要約を修正した場合には、その修正は国際事務局及び出願人に送付されます。　（規３８．３、細５１５）

第10節　文献の写しの請求

出願人又は指定官庁は、国際調査報告に記載された文献の写しを、国際調査機関に対し国際出願日から７年間の期間内に請求することができます。　（条２０(3)、規４４．３、法９）

詳細は「第５章　第１４節　謄本、証明書等の請求手続　４．文献の写しの請求」を参照してください。

第11節　調査手数料の一部払戻し

１．日本国特許庁

国際出願が先の国際出願を基礎とする優先権の主張を伴う場合において、日本国特許庁が作成した先の国際出願の国際調査報告の相当部分を当該国際出願の国際調査報告の作成に利用できた場合は、納付された手数料の一部を出願人の請求により返還します（願書の第Ⅶ欄「先の調査の結果の利用請求」への記載は必要ありません）。

また、願書の第Ⅶ欄に先の調査の結果の利用請求として、国内出願の必要情報（出願日、出願番号、国名）が記載されている場合、その国内出願の審査の結果の相当部分を利用できた場合にも同様に納付された手数料の一部を出願人の請求により返還します（願書の第Ⅶ欄「先の調査の結果の利用請求」への記載が必要です。当該欄に国内出願の必要情報が記載されていない場合は、手数料の一部返還の対象になりません）。　（規１６．３、同４１．１、法施５０）

（１）返還額　（2024年7月1日現在）

日本語の場合　調査手数料１４３，０００円のうち５７，０００円
※調査手数料７０，０００円の場合は、２８，０００円
英語の場合　調査手数料１６９，０００円のうち６７，０００円
※調査手数料１５６，０００円の場合は、６２，０００円

※　調査手数料の軽減を受けた場合は、軽減申請の内容（手数料の負担割合及び持分の割合）に応じた額を返還します。

（２）返還請求の方法
「調査手数料一部返還請求書」を提出して請求します。　［様式３－３（１）（２）］

２．欧州特許庁、インド特許庁及びシンガポール知的所有権庁

国際出願が先の出願を基礎とする優先権の主張を伴う場合において、当該先の出願についてされた調査を利用することができる程度に応じて調査手数料が払い戻されます。

※　詳細については、以下のPCT出願人の手引（PCT Applicant’s Guide）を参照してください。

EP（欧州特許庁）附属書D　国際調査機関の欄
https://pctlegal.wipo.int/eGuide/view-doc.xhtml?doc-code=EP&doc-lang=en#ISA

IN（インド特許庁）附属書D　国際調査機関の欄
https://pctlegal.wipo.int/eGuide/view-doc.xhtml?doc-code=IN&doc-lang=en#ISA

SG（シンガポール知的所有権庁）附属書D　国際調査機関の欄
https://pctlegal.wipo.int/eGuide/view-doc.xhtml?doc-code=SG&doc-lang=en#ISA

※　払戻しの際に銀行手数料が必要となる場合は、出願人が負担します。

第７章　国際事務局に対する手続

第1節　手続の方法

１．手続の形式

国際事務局に対する手続において、その差出書面は様式化されていません（願書を除く）。したがって、出願人が提出する書類には、それ自体が書簡（letter）の形式のものでない限り、提出する書類に国際出願を特定する書簡（letter）を添付します。　（規９２．１（a））

ただし、ePCT（国際事務局が提供するオンラインサービス（詳細は２．（２）参照）での手続においては書簡の作成が不要となる場合があります。

２．手続の方法

（１）郵送による手続

①　送付先

郵送による手続をする場合、書簡と手続書類を以下の宛先に送付します。

PCT Operations Division
INTERNATIONAL BUREAU OF WIPO
34, chemin des Colombettes
1211 GENEVA 20 SWITZERLAND

②　書簡の言語と記載事項

書簡の言語は、英語による国際出願の場合は英語、日本語による国際出願の場合は英語又はフランス語です。　（規９２．２(d)、細１０４(b)）

また、書簡の基本的な記載項目は以下のとおりです。

・国際出願番号
・国際出願日
・出願人の氏名（名称）、あて名及び電子メールアドレス
・代理人の氏名（名称）、あて名及び電子メールアドレス（代理人がいる場合）
※　国際事務局からの通知・連絡を受けるためには、電子メールアドレスの登録が必要です（P.104 コラムを参照）。
※　代理人がいる場合、代理人の電子メールアドレスへ通知が送付されます。
・手続の内容
・手続者の署名及び署名する者の氏名、肩書等のタイプ打ち
※　詳細は③署名を参照。
・添付書類の表示（必要に応じて）

【例】

Request for the recording of a change under Rule 92bis

International Application No.：PCT/JP20XX/087654
International Filling Date: dd.mm.20XX

Applicant
Name: TOKYO SEISAKUSHO CORPORATION
Address: 4-3, Kasumigaseki 3-chome, Chiyoda-ku,
Tokyo 100-0013 Japan

Agent
Name: KOKUSAI PATENT LAW FIRM
Address: 8, Yonbancho, Chiyoda-ku,
Tokyo 102-0081 Japan

The International Bureau is kindly requested to record the change of person regarding above PCT.

Attachment
-
-

KOKUSAI Taro
KOKUSAI Taro
Patent attorney of KOKUSAI PATENT LAW FIRM

⬅ 手続名を表題として記載

⬅ 案件を特定するための情報を記載
・国際出願番号
・国際出願日
・出願人の氏名及びあて名及び電子メールアドレス
・代理人の氏名及びあて名及び電子メールアドレス

⬅ 手続内容を簡単に記載

⬅ 添付書類（様式や委任状等）を記載

⬅ 手続者の署名及び署名する者の氏名、肩書等のタイプ打ち
（詳細は③署名を参照）

③　郵送により書類を提出する場合の署名
書簡には、手続者（出願人又は代理人）が署名します。　（規９２．１(a)）
なお、署名の後には署名する者の氏名をタイプ打ちしてください。

※　出願人である法人が手続する場合、署名する者の氏名及び肩書をタイプ打ちしてください。署名できる者は、法人を代表して署名する権限のある者になりますのでご注意ください。
※　代理人である弁理士法人が手続する場合、署名する者の氏名、肩書（弁理士、弁護士等）及び弁理士法人名もタイプ打ちしてください。署名できる者は、弁理士法人に所属する弁理士若しくは弁護士になりますのでご注意ください。
※　なお、手続者本人の署名が必要です。
※　代理人が手続をする際には委任状が必要となる場合があります。

（２）　ePCT（国際事務局が提供するオンラインサービス）での手続
①　ePCT の概要
ePCT は、国際事務局が提供する、出願人と各官庁の国際出願に関する手続をインターネット上で行い、出願進行状況をリアルタイムで照会できるポータルサイトです。
国際事務局及び受理官庁としての国際事務局(RO/IB)に対する書類は、ePCT を利用して提出することができます。ePCT 利用にあたって必要となる WIPO ユーザアカウントは、国際事務局ウェブサイト ePCT PORTAL（https://pct.wipo.int/ePCT/about-epct.xhtml?lang=ja）から作成可能です。加えて、高度な認証（ワンタイムパスワードな

ど）の設定、ePCT アクセス権（access rights）＊[1]の取得により、Web 上で簡単に国際段階の手続が可能となります。

	RO/IB への国際出願の提出	中間書類の提出		未公開情報の閲覧･案件管理
		ePCT アクション（ePCT 上での書類作成）＊[2] ＊誤入力防止補助機能あり	PDF 書類のアップロード	
WIPO ユーザアカウント＆高度な認証（ePCT アクセス権あり）	○	○	○	○
WIPO ユーザアカウント＆高度な認証（ePCT アクセス権なし）	○	×＊3	○	×
WIPO ユーザアカウントのみ	×	×＊3	○	×

＊[1] ePCT アクセス権（access rights）を取得すると、ePCT 上で特定の PCT 出願に関する手続及び情報の閲覧を可能となる。

＊[2]ePCT に格納されている書誌情報をコピーし、様式を作成することが可能。

＊[3]19 条補正、国際公開後の規則 92 の 2 に基づく変更届、オンライン決済（RO/IB のみ)、第三者情報提供は WIPO ユーザアカウントのみで、ePCT アクションの利用が可能。

WIPO ユーザアカウントの取得、高度な認証の設定、ePCT アクセス権（access rights）の取得方法は以下の「ePCT スタートガイド（日本語版)」と「ePCT を利用した WIPO 国際事務局（IB）との通信手段」をご参照下さい。

※　ePCT スタートガイド（日本語版）
https://www.wipo.int/export/sites/www/pct/ja/epct/docs/epct_getting_started.pdf

※　ePCT を利用した WIPO 国際事務局（IB）との通信手段
https://www.jpo.go.jp/system/patent/pct/tetuzuki/ib.html

※　国際事務局との間の電子的通信手段について（記事内の緊急アップロードサービスは現在のePCTビジネス・コンティニュイティ・サービスになります。２.（３）参照。）　https://www.wipo.int/pct/ja/covid_19/communication.html

② 書簡の言語と記載項目

ePCTを利用する場合、書簡には英語とフランス語に加え、**日本語**も使用できます。

（細104(c)）

書簡の記載項目については、郵送による手続と同様です（（1）②を参照）。

また、ePCTのアクション機能を利用して手続する場合、書簡の作成は不要です。

③ ePCT を利用して書類を提出する場合の署名

ePCT ではテキスト署名、イメージ署名等の署名方法が利用できますが、ここでは一般的に利用されているテキスト署名について説明します。

ePCT のテキスト署名は、手続を行う個人の氏名（企業名や事務所名のみは不可）を二本斜線（/ /）の間に記載します。弁理士法人が代理人である場合も、テキスト署名には手続する弁理士（代理人である弁理士法人に所属する者）の個人名が必要です。＜署名者名を自動入力する＞を選択した場合には、テキスト署名は自動で入力されます。

前記のとおり、署名者が法人である場合、個人が署名し、署名者の氏名を記入しますが、＜私は、上記の出願人（代理人法人）に代わって署名する権限があることを確認します＞にチェックを入れることにより、役職名を記入していただく必要はなくなりました。

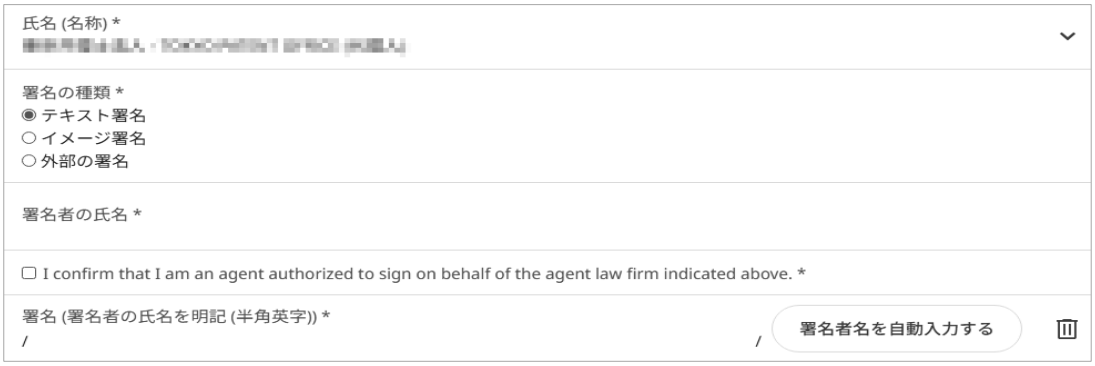

※ なお、ePCT アクセス権を持たない出願、代理人の名称変更又は代理人のいない出願で出願人の名称変更に関する書類を提出する場合は、署名者の欄で一旦「その他」を選択してから、署名権限（出願人/代理人）及び種類（自然人/法人）を選択してください。法人の場合は、法人名と署名者の氏名・役職を各々記入してください。

※ 代理人が手続をする際には委任状が必要となる場合があります。

（3） ePCT ビジネス・コンティニュイティ・サービス（the ePCT Business Continuity Service）

ePCT ビジネス・コンティニュイティ・サービス は、国際事務局に対して緊急で願書もしくは中間手続書類を提出する必要がある場合や、ePCT システムが利用できない場合の予備の通信手段です。このサービスでは、WIPO アカウントを持っていなくとも、インターネット上で願書や中間手続書類を PDF でアップロードすることが可能です。この方法で書類を提出した場合は、後日原本を送付する必要はありません。提出の手順は以下のとおりです。

① ePCT ビジネス・コンティニュイティ・サービスのページから、中間書類の提出を選択した場合は、メールアドレスを登録する（国際出願提出を選択した場合は、提出者の情報入力から開始）。

② 登録したメールアドレスに確認メールが届くので、確認メールに記載のリンクをクリックする。
③ 提出者の情報を入力後、PCT 出願番号と国際出願日を入力する。
④ アップロードする書類を選択し、署名欄にテキスト署名及び肩書を入力する。全ての入力を終えたら、アップロードボタンを押し、アップロードを実行する。

※ ePCT ビジネス・コンティニュイティ・サービス関連ウェブサイト

ePCT ビジネス・コンティニュイティ・サービス
https://pctcs.wipo.int/ePCTFiling/
ePCT ビジネス・コンティニュイティ・サービス よくある質問（FAQ）
https://www.wipo.int/pct/ja/faqs/epct-continuity-service-faq.html
PCT NEWSLETTER 2023 年 10 月号
https://www.wipo.int/export/sites/www/pct/ja/docs/newslett/2023/newslett-2023.pdf#page=68

３．各種お問合せ先

国際事務局へ電子メールでお問い合わせいただく際は、メール件名（タイトル）に国際出願番号を記載してください。

電話でのお問合せ受付時間は、中央ヨーロッパ時間で９時から１８時までです。また、時差にご注意ください。

内容	問合せ先	E-mail	電話	言語
個別案件（国際出願番号の末尾が００～４９の案件）	Operations Division Team7	pct.team7@wipo.int ※1	(41-22) 338 74 07	日本語
個別案件（国際出願番号の末尾が５０～９９の案件）	Operations Division Team8	pct.team8@wipo.int ※1	(41-22) 338 74 08	日本語
国際段階の手続一般	PCT Infoline	pct.infoline@wipo.int	(41-22) 338 83 38	原則英語 ※2
ePCT 関連	PCT eServices Help Desk	pct.eservices@wipo.int	(41-22) 338 95 23	原則英語 ※2,3

※１ 書類の提出は電子メールではできません。
※２ 電子メールでのお問合せは日本語も可能です。電話の問合せで日本語を希望する場合は、その旨お伝えください。
※３ なお、ePCT に関するお問合せであっても、個別案件に関わる場合、Operations Division にお問い合わせいただくことも可能です。

【コラム】国際事務局からの通知の送付について

2024 年 7 月現在、国際事務局からの通知の送付を電子メールによってのみ、行っておりますので、電子メールアドレスの登録を推奨しております。

したがって、次のいずれかの方法により、電子メールアドレスの登録を行ってください。

① 出願時に登録する方法

電子出願の場合は、「氏名（名称）」の編集画面で「電子メール」欄に電子メールアドレスを記載してください。電子メールアドレスを記載した場合、国際事務局が当該電子メールアドレスを利用して、本出願に関する全ての通知を電子形式のみで送付することを承認したことになります。

なお、出願人、及び代理人又は共通の代表者の両方について電子メールアドレスの記載がある場合、国際事務局からの電子メールによる通知は筆頭に記載の代理人又は共通の代表者のみに送付されます。

また、出願時に電子メールアドレスを記載しない場合は ePCT 上で ePCT access rights コードを生成し、インターネット出願ソフト上でそのコードを入力し、出願することを推奨します。後日、access rights が付与され、ePCT 上で通知を確認することが可能となります。

② 出願後に登録する方法

国際出願後に電子メールアドレスを登録する場合は、あて名変更届を日本国受理官庁もしくは国際事務局へ、又は複数の出願を対象とした電子メールアドレスの登録に関する書面を国際事務局宛にご提出ください。

なお、国際事務局への手続であっても日本国受理官庁への手続に用いる様式をご使用いただけます。

また、代理人を新たに選任する場合、代理人選任届の「３　届出の内容　選任した代理人」の箇所に電子メールアドレスを記載してください。電子メールアドレスの記載がない場合、新代理人が別途電子メールアドレスを登録するまで国際事務局からの通知が届かなくなります。

第2節　国際事務局に対する主な手続

※　国際事務局に対するデジタルアクセスサービス（DAS）を利用した優先権書類の取得請求に関しては、「第５章　第６節　２．デジタルアクセスサービス（DAS）を利用した優先権書類の取得請求」を、また、国際事務局への記録の一括変更手続については、P.81 コラムを参照してください。

１．条約第１９条の規定に基づく補正

（１）補正

出願人は国際調査報告を受けた後、所定の期間内に国際出願の「請求の範囲」について、１回に限り補正をすることができます。補正は、出願時における国際出願の開示の範囲を超えてすることはできません。ただし、指定国の国内法令が開示の範囲を超えた補正を認めている場合には、当該指定国においていかなる影響も及ぼすことはありません。

（条１９(1)～(3)）

（２）提出の期間

国際調査報告の送付の日から２月の期間又は優先日から１６月の期間のうちいずれか遅く満了する期間です。ただし、期間の満了の後であっても、国際公開の技術的な準備が完了する前に国際事務局に到達した場合には、当該期間の末日に受理したものとみなされます。

（規４６．１）

（３）補正の方法

補正をする場合、①書簡（letter）、②請求の範囲の差替え用紙及び③条約第１９条（１）に基づく説明書（任意）を国際事務局に提出してください。

（条１９(1)、規４６．４(a)、規４６．５）［様式４－１（１）（２）（３）］

①　書簡（letter）の作成方法

第１節２．の書簡（letter）の記載項目に加え、出願時の請求の範囲と補正後の請求の範囲の相違点、及び補正の根拠を記載してください。なお、補正により請求の範囲が削除される場合には、その旨も記載します。

（参考：WIPO ウェブサイト PCT NEWSLETTER　２０１０年９月号「実務アドバイス」
https://www.wipo.int/export/sites/www/pct/ja/docs/newslett/2010/newslett_10.pdf#page=63）

《書簡の記載例》

【相違点に関して】

- the claim ○ is unchanged　（請求項(項番)は、変更しません）
- the claim ○ is cancelled　（請求項(項番)は、削除します）
- the claim ○ is new /added　（請求項(項番)は、追加です）

【補正の根拠に関して】

- The claim ○ replaces the claim ○ as filed.
  （請求項(項番)は、出願時における請求項(項番)と置き換えます。）
- The claim ○ is based on paragraph［nnnn］of the description as filed.
  （請求項（項番）は、出願時の明細書の段落［nnnn］に記載された事項に基づくものです。）

・ The word(s)/expression(s)/sentence(s)”×××” of the claim ○ is/are based on paragraph［nnnn］of the description as filed.
（請求項（項番）の「×××」の記載は出願時の明細書の段落［nnnn］に記載された事項に基づくものです。なお、日本語出願の場合は、「×××」には日本語で該当箇所の引用が可能です。）

② 請求の範囲の差替え用紙の作成方法

a 補正後の請求の範囲全文を記載したものを、差替え用紙として提出してください。
なお、補正を行った箇所に下線を引くことはできません。

b 補正する請求項の冒頭に、（補正後）、（削除）又は（追加）を記載してください。
《記載例》
［請求項１］（補正後）人工関節において・・・・。
［請求項２］（削除）
［請求項３］（追加）貯液部は・・・・。

c 国際出願の言語で作成してください。

d 補正により用紙が追加される場合、追加される用紙の頁番号は、出願時の請求の範囲の最終頁番号に斜線及びアラビア数字で表示します。
（例：出願時２枚（１８～１９頁）だった請求の範囲が、全文補正により４枚となった場合、頁番号の記載は次のようにします。
１枚目：１８、２枚目：１９、３枚目：１９／１、４枚目：１９／２）
（細３１１(b)(ii)）

e 補正により用紙枚数が減る場合、削除される用紙の添付は必要ありません。

③ 条約第１９条（１）に基づく説明書の作成方法 ※任意
補正並びにその補正が明細書及び図面に与える影響について、国際公開の言語で作成した簡単な説明書（Brief Statement：英語に翻訳したときに英文字で５００語以内）を補正書と同時に提出することができます。

（４）その他注意事項
ePCT を利用して補正書を提出する場合、詳細については以下国際事務局日本事務所のウェブサイトを参照してください。なお、ePCT を利用して補正書を提出する場合は、国際事務局への原本の提出は不要です。
https://www.wipo.int/documents/d/office-japan/docs-ja-a19_asy.pdfhttps

（５）国際事務局による通知
補正書が国際事務局で受理された場合、請求の範囲の補正書提出に関する通知（PCT/IB/346）が出願人に通知されます。当該書類により補正書が受理された日を確認することができます。（細４１７(a)）

（６）補正書の写しの提出
補正書の提出の時に既に国際予備審査の請求を行っている場合には、補正書を国際事務局に提出すると同時に、その写しを国際予備審査機関にも提出することが望ましいとされています。（６２．２）

２．国際調査機関の見解書に対するコメント

（１）非公式コメント

出願人は、国際調査機関が作成した見解書に対するコメントを国際事務局に提出することにより、反論を示すことができます。コメントは条約及び規則等に規定されていないため「非公式コメント」と呼ばれています。

（２）提出の期間

非公式コメントの提出について明示的な期限はありませんが、国際事務局は優先日から２８月の期間内に提出し、国内移行時までに指定官庁が利用可能な状態にしておくことを推奨しています。

（３）提出の方法

第１節２．の書簡（letter）に、コメントを添付して提出します。コメントを記載する言語に制約はありませんが、国際事務局において、それが国際調査機関の見解書に対するコメントであると判別されるように、タイトルは「Informal Comment(s)」とします。

条約第１９条補正と同時に提出する場合も、条約第１９条補正の書簡と差替え用紙とは別に、非公式コメントの書簡と用紙を提出します。

（４）非公式コメントの扱い

優先日から２８月以内に国際事務局が受領した場合、非公式コメントは、公開日以降に PATENTSCOPE に掲載され、優先日から３０月経過した後に国際事務局から「特許性に関する国際予備報告（第一章）」とともに指定官庁に送付されます。その非公式コメントを実体審査において参酌するか否かは各国の指定官庁の判断に委ねられています。

国際予備審査請求を行った場合、非公式コメントは国際予備審査機関及び指定官庁には送付されません。(PATENTSCOPE には掲載されます。) 出願人が国際予備審査機関に対して、非公式コメントの内容を国際調査機関の見解書に対する反論として正式に提出する場合は、タイトルを答弁書と変更して、国際予備審査機関に直接提出する必要があります。

また、優先日から３０月経過後に国際事務局が受領した場合、非公式コメントは指定官庁に送付されません。ただし PATENTSCOPE に「出願人の通信」として掲載されます。

非公式コメントの扱いについては、WIPO ウェブサイト PCT NEWSLETTER２０１５年１月号・４月号「実務アドバイス」も参照してください。

https://www.wipo.int/export/sites/www/pct/ja/docs/newslett/2015/newslett_2015.pdf#page=6

https://www.wipo.int/export/sites/www/pct/ja/docs/newslett/2015/newslett_2015.pdf#page=31

なお、日本国特許庁（指定官庁）では、国際事務局から指定官庁へ送付される日本語の「非公式コメント」を上申書と同様に取り扱います。したがって、出願人は日本国特許庁（指定官庁）に対して日本語の「非公式コメント」を改めて提出する必要はありません。

ただし、国際事務局から指定官庁への送付が遅れる場合があるので、国内での実体審査において確実に反映させるために、上申書により日本国特許庁（指定官庁）へ提出することも可能です。また、外国語の「非公式コメント」については、その翻訳文を上申書により提出することができます。

３．国際予備審査請求又は選択の取下げ

出願人は、国際予備審査の請求又は選択のいずれか若しくは全てを取り下げることができます。全ての選択国の選択が取り下げられた場合には、国際予備審査の請求は取り下げられたものとみなします。（条３７(1)、(2)）

（１）取下げが可能な期間

国際予備審査の請求又は選択のいずれか若しくは全ての選択の取下げは、優先日から３０月を経過する前にいつでも行うことができます。（規９０の２．４(a)）

（２）取下げの方法

第１節２．の書簡（letter）に、手続の内容として当該取下げを申し出てください。（条３７(3)(a)）

共通の代理人又は出願人により選任された代表者がいない場合には、出願人全員が記名し、かつ署名をしなければなりません。共通の代表者とみなされた出願人が他の出願人の代わりに通告に署名する権限は有しません。（規９０の２．５）

代理人が手続をする場合には、全ての出願人からの委任状が必要です。（規９０．４(e)）

（３）取下げの効力

① 国際事務局に対する出願人からの通告の受領時に効力が生じます。（規９０の２．４(b)）

② 出願人が取下げの通告を国際事務局でなく国際予備審査機関に提出した場合には、国際予備審査機関は、その通告に受理の日を付して国際事務局に送付します。その通告は、その日付に国際事務局に提出されたものとみなします。（規９０の２．４(c)）

（４）取下げの効果

① 条約第４０条(２)の規定（出願人の明示の請求）に基づき既に国際出願の処理又は審査を開始している選択官庁については効力を生じません。（規９０の２．６(a)）

② 国際予備審査の請求又はすべての選択が取り下げられた場合には、国際予備審査機関による国際出願の処理は中止します。（規９０の２．６(c)）

４．早期の国際公開の請求

（１）請求の期間

出願人は、国際公開の期間（優先日から１８月経過後）より前に国際出願が公開されることを望む場合は、早期公開の請求をすることができます。（条２１(2)(b)）［様式４－２］

（２）特別の手数料（2024 年 7 月 1 日現在）

出願人が早期の国際公開を請求した場合において、国際公開に国際調査報告等を利用することができないときは、特別の国際公開のための手数料が必要となります。（規４８．４(a)）

手数料の金額　２００スイスフラン(CHF)（細１１３(a)）

５．訂正拒否の公表の要請

出願人は、明らかな誤りの訂正請求が拒否された場合において、その訂正のための請求を国際出願とともに公表するよう要請できます。（規９１．３(d)）

（１）要請の期間
訂正の拒否の日から２月以内（規９１．３(d)）

（２）要請の方法
第１節２．の書簡（letter）に、手続の内容として当該要請を申し出てください。

（３）特別の手数料（2024 年 7 月 1 日現在）
公表の要請は手数料の支払が条件となります。（規９１．３(d)）
手数料の額
５０スイスフラン（CHF）＋１２スイスフラン（CHF）×（頁数－１）（細１１３(b)）

６．翻訳文の写しの提供

指定官庁又は選択官庁は、国際事務局の要請により、当該官庁に対して出願人が提出した国際出願の翻訳文の写しを国際事務局に提供します。国際事務局は、いかなる者に対しても請求により費用の支払いを条件として当該翻訳文の写しを提供します。（規９５．２）

（１）請求期間
条約及び規則等に明示的な期間は規定されていません。

（２）請求の方法
第１節２．の書簡（letter）に、手続の内容として当該請求を申し出てください。

７．優先権書類の写しの請求

国際事務局は、国際出願が公開された場合には、請求により、費用の支払いを条件として、いかなる者に対しても優先権書類の写しを提供します。ただし、以下に該当する場合を除きます。（規１７．２(c)）

① 当該国際出願が公開前に取り下げられた場合
② 優先権主張が公開前に取り下げられた場合
③ 優先権主張が規則２６の２．２(b)の規定により無かったものとみなされた場合

（１）請求の方法
第１節２．の書簡（letter）に、手続の内容として当該請求を申し出てください。

（２）特別の手数料（2024 年 7 月 1 日現在）
優先権書類の写し　３５スイスフラン（CHF）
同証明付謄本　５０スイスフラン（CHF）

８．国際出願に関する書類の謄本の請求

出願人若しくは出願人の承諾を得た者又は条約第３８条の規定に従うことを条件として、国際公開後であればいかなる者からの請求に応じ、国際事務局は役務の費用の支払いを条件として書類の謄本の交付をします。（規９４．１(a)(b)）

（１）請求の方法

第１節２．の書簡（letter）に、手続の内容として当該請求を申し出てください。

（２）特別の手数料（2024 年 7 月 1 日現在）

国際出願の写し	３５スイスフラン（CHF）
同認証付き	５０スイスフラン（CHF）を加算
その他の書類	基本料５スイスフラン（CHF）１頁毎に２スイスフラン（CHF）を加算
同認証付き	１５スイスフラン（CHF）を加算

９．特別の手数料の支払い方法

４．～８．の手続に必要な特別の手数料（スイスフラン）は、郵便為替や国際事務局の下記口座へ振り込むなどの方法があります。銀行振込の場合にはその振込みを証明する書面を書簡 （letter）に添付して国際事務局へ送付します。

振込先：

《国際事務局の銀行口座》

振込先銀行名	Credit Suisse
銀行の所在地	CH-1211 Geneva 70 SWITZERLAND
受取人の名称	WIPO/OMPI
受取人の住所	34, Chemin des Colombettes 1211 Geneva 20 SWITZERLAND
口座の番号	CH51 0483 5048 7080 8100 0
SWIFTコード	CRESCHZZ80A

（参考） 料金表：

PCT 出願人の手引（PCT Applicant’s Guide）

IB（世界知的所有権機関）附属書 B 一般情報の欄

https://pctlegal.wipo.int/eGuide/view-doc.xhtml?doc-code=IB&doc-lang=en#GENERAL%20INFO

１０．国際出願に関する書類の送付請求

出願人は、受理官庁の国際出願日を認めることの拒否、若しくは国際出願が取り下げられたものとみなす旨の宣言、又は国際事務局の条約第１２条（３）の規定により所定の期間内に記録原本を受理しなかったとの認定に不服があり指定官庁に対し検査を申し出る場合に、国際事務局に対して特定する指定官庁に当該出願に関する書類の写しの送付を請求することができます。（条２５(1)(a)）

（１）請求の期間

拒否、宣言、認定の通知の日から２月以内　（規５１．１）

（２）請求の方法

第１節２．の書簡（letter）に、手続の内容として当該請求を申し出てください。

書簡（letter）に通知の写しを添付して行います。　（規５１．２）

【コラム】国際公開予定日の確認方法

国際公開予定日については、以下の WIPO ウェブサイトに掲載されている PCT 期間計算ツールにより確認することができます（表示される日付は推計に基づく参考用の情報です）。

また、ePCT に高度な認証を使ってログインした場合は、ePCT 内からも国際公開予定日を確認可能です。各案件番号内の【データ】のタグから国際公開の項目を選択することで確認できます。

なお、高度な認証の取得方法につきましては、以下の ePCT を利用した WIPO 国際事務局（IB）との通信手段を参照ください。

（PCT 期間計算ツール）
https://pct.wipo.int/ePCTExternal/pages/PctTimeline.xhtml

（ePCT を利用した WIPO 国際事務局（IB）との通信手段）
https://www.jpo.go.jp/system/patent/pct/tetuzuki/ib.html

【コラム】国際事務局から送付される各種通知について

国際段階における各手続において、国際事務局から出願人へ様々な通知が送付されます。国際事務局からの通知は全て英語で記載されています。　　（細１０３（ｄ））

通知の内容に不明な点がある場合には、国際事務局（当該通知に関する連絡先（下記参照））へお問い合わせください。

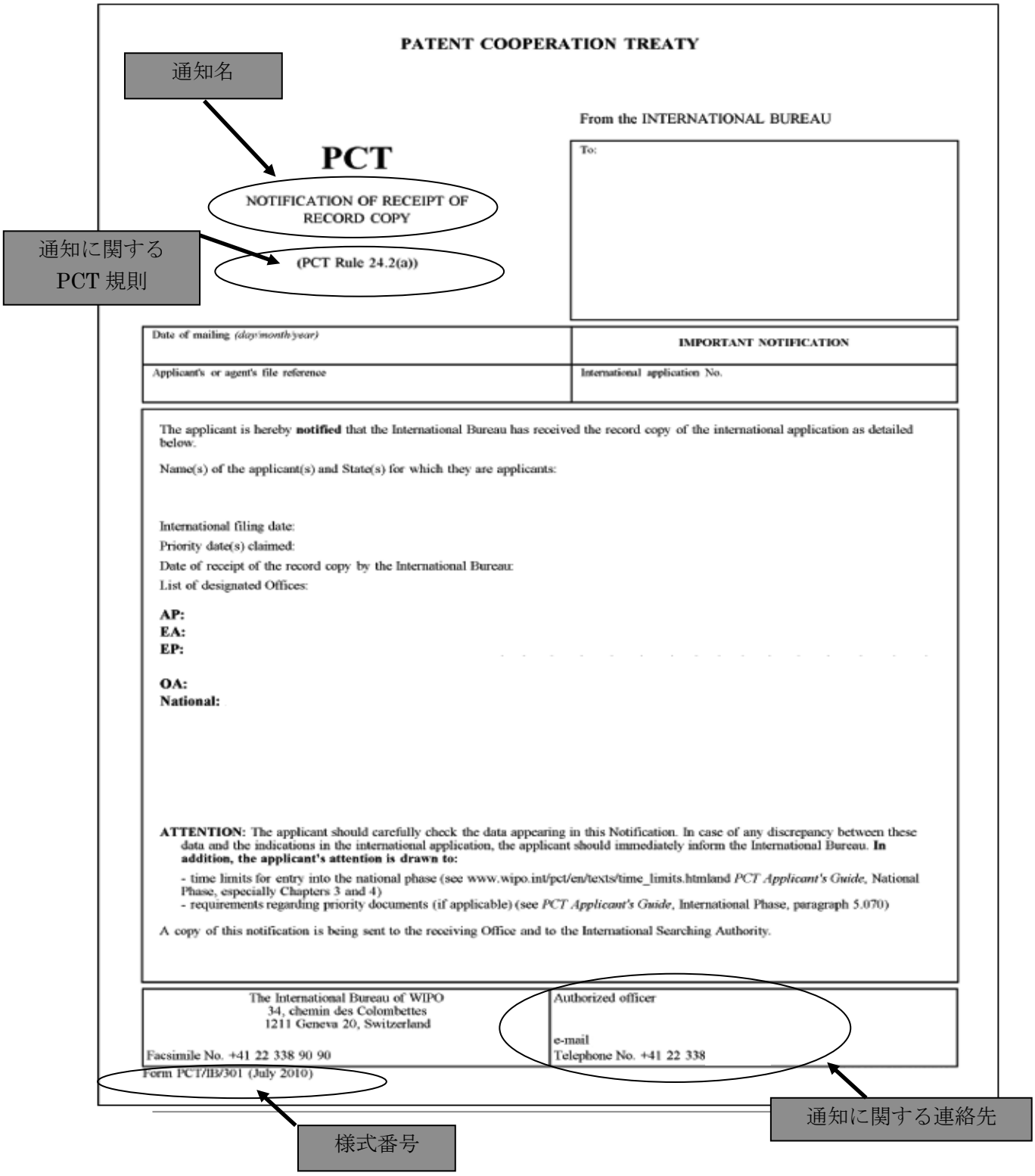

PATENT COOPERATION TREATY

From the INTERNATIONAL BUREAU

To:

PCT

NOTIFICATION OF RECEIPT OF RECORD COPY

(PCT Rule 24.2(a))

Date of mailing *(day/month/year)*	IMPORTANT NOTIFICATION
Applicant's or agent's file reference	International application No.

The applicant is hereby **notified** that the International Bureau has received the record copy of the international application as detailed below.

Name(s) of the applicant(s) and State(s) for which they are applicants:

International filing date:
Priority date(s) claimed:
Date of receipt of the record copy by the International Bureau:
List of designated Offices:

AP:
EA:
EP:

OA:
National:

ATTENTION: The applicant should carefully check the data appearing in this Notification. In case of any discrepancy between these data and the indications in the international application, the applicant should immediately inform the International Bureau. **In addition, the applicant's attention is drawn to:**

- time limits for entry into the national phase (see www.wipo.int/pct/en/texts/time_limits.htmland *PCT Applicant's Guide*, National Phase, especially Chapters 3 and 4)
- requirements regarding priority documents (if applicable) (see *PCT Applicant's Guide*, International Phase, paragraph 5.070)

A copy of this notification is being sent to the receiving Office and to the International Searching Authority.

The International Bureau of WIPO 34, chemin des Colombettes 1211 Geneva 20, Switzerland Facsimile No. +41 22 338 90 90	Authorized officer e-mail Telephone No. +41 22 338

Form PCT/IB/301 (July 2010)

（参考）国際事務局から送付される主な通知の様式

様式番号	通知名（下段は参考和訳）	通知の内容
PCT/IB/301	Notification of Receipt of Record Copy 記録原本の受理通知	記録原本が国際事務局に受理されたことを通知
PCT/IB/304	Notification Concerning Submission, Obtention or Transmittal of Priority Document 優先権書類の提出、入手又は送付に関する通知	優先権書類について国際事務局での受領状況をお知らせする通知
PCT/IB/306	Notification of the Recording of a Change 記録の変更通知	国際事務局にある記録が変更されたことを通知
PCT/IB/307	Notification of Withdrawal of International Application or Designations 国際出願又は指定の取下げの通知	国際出願又は指定が取り下げられたことを通知
PCT/IB/308 (First Notice)	First Notice Informing the Applicant of the Communication of the International Application (To Designated Offices Which do not Apply the 30 Month Time Limit Under Article 22(1)) 国際出願の送達に関する出願人への最初の通知（２２条１項に基づく３０月の期限を適用していない指定官庁に対する送達）	国際事務局から指定官庁に対する国際出願の送達に関する通知（条約第22条（1）に規定される30ヶ月の期限が適用されない指定官庁に関し、国際公開後、優先日から18～19ヶ月を経過した時点で、速やかに出願人に送付される。）
PCT/IB/308 (Second and Supplementary Notice)	Second and Supplementary Notice Informing the Applicant of the Communication of the International Application (To Designated Offices Which Apply the 30 Month Time Limit Under Article 22(1)) 国際出願の送達に関する出願人への二回目及び追加的な通知（２２条１項に基づく３０月の期限を適用している指定官庁に対する送達）	国際事務局から指定官庁に対する国際出願の送達に関する通知（条約第22条（1）に規定される30ヶ月の期限が適用される指定官庁に関し、優先日から27～28ヶ月を経過した後、速やかに出願人に送付される。）
PCT/IB/326	Notification Concerning Transmittal of Copy of International Preliminary Report on Patentability (Chapter I of the Patent Cooperation Treaty) 特許性に関する国際予備報告（特許協力条約第一章）の写しの送付に関する通知	特許性に関する国際予備報告を送付する旨の通知（国際予備審査機関によって国際予備審査報告が作成されない場合に、規則44の2.1に基づき、国際調査機関が作成した見解書と同じ内容を特許性に関する国際予備報告（特許協力条約第一章）として国際事務局が発行）

様式番号	通知名（下段は参考和訳）	通知の内容
PCT/IB/338	Notification of Transmittal of Copies of Translation of the International Preliminary Report on Patentability (Chapter I or Chapter II of the Patent Cooperation Treaty)	特許性に関する国際予備報告（見解書）又は国際予備審査報告の翻訳の写しの送付に関する通知
	特許性に関する国際予備報告（第一章又は第二章）の翻訳の写しの送付の通知	
PCT/IB/345	Communication in Cases for Which No Other Form is Applicable	他に使用すべき様式がない場合の通知
	他に使用すべき様式がない場合の通知	
PCT/IB/346	Notification Concerning the Filing of Amendments of the Claims	条約第１９条の規定に基づく補正が期限内に受理された又は期限内に受理されなかったことを通知
	請求の範囲の補正書提出に関する通知	
PCT/IB/370	Invitation to Correct Declarations Made in the Request Under PCT Rule 4.17	PCT規則4.17に基づく出願の申立ての訂正命令書
	PCT 規則 4. 17 に基づく出願の申立ての訂正命令書	
PCT/IB/371	Notification Relating to Declaration Made Under PCT Rule 4.17	PCT規則4.17に基づく出願の申立てに関する通知
	PCT規則4. 17に基づく申立てに関する通知	

国際事務局からの通知一覧及び最新情報については、WIPO ウェブサイト「Forms Relating to the International Bureau」を参照してください。
http://www.wipo.int/pct/en/forms/ib/index.html

第８章　国際予備審査機関に対する手続

（主として国際予備審査機関としての日本国特許庁に対する手続）

第1節　国際予備審査の請求

国際予備審査は、請求の範囲に記載されている発明の新規性、進歩性、産業上の利用可能性について、予備的なかつ拘束力のない見解を示すことを目的とします。　（条３３(1)）

１．請求の時期

国際調査報告又は国際調査報告を作成しない旨の宣言及び国際調査機関の見解書の送付日から３月又は､優先日から２２月のうち、いずれか遅く満了する期間まで　（規５４の２．１）

> 国内移行期限は、予備審査請求の有無にかかわらず優先日から３０月です。
> しかし、ルクセンブルク（LU）及びタンザニア（TZ）では、自国の国内法令との整合性が確保されるまで、翻訳文の提出期限は優先日から２０月（LU）又は２１月（TZ）であり、１９月を経過する前に国際予備審査の請求を行った場合に限り、国内移行期限が３０月（LU）又は３１月（TZ）となります（2024年7月1日現在）。
> これらの国々については、今後、経過措置の撤回などもありますので、最新情報をWIPOウェブサイト等で確認することをお薦めします。

２．国際予備審査の請求をすることができない場合

（１）すべての出願人が、条約第二章（国際予備審査）の規定に拘束されている締約国の居住者又は国民でない場合　（条３１(2)(a)､法１０(1)）

（２）国際出願において指定されたすべての国が、条約第二章を留保している国である場合　（法施５１）

※　国際出願の取下げ又はすべての指定国の取下げ等により、国際出願が存在しなくなった後は国際予備審査の請求はできません。

３．請求に必要な書類

（１）国際予備審査請求書　（条３１(3)、法１０(2)、法施５３）［様式５－１］

（２）事前に代理人の選任がなく国際予備審査の請求を代理人により行う場合、あるいは国際予備審査請求を新しい代理人により行う場合には、代理人の選任を証明する書面（出願人が国際予備審査請求書の第Ⅶ欄に署名をした場合を除きます。）　（規９０．４(a)、法施５、同６）

４．請求に必要な手数料　（条３１(5)）

（１）予備審査手数料　（規５８．１、法１８(2)③、令２(2)③）

（２）取扱手数料　（規５７．１、法１８(2)③、令２(5)、法施８１）

５．国際予備審査機関による送付、通知

国際予備審査機関は、国際予備審査の請求書を受理した場合には、国際事務局に請求書（又はその写し）を送付します。また、出願人にその受理の年月日を通知します。
（規６１．１(a)(b)、法施５４(1)）

６．国際事務局による通知

国際事務局は、選択官庁に対し選択された旨の通知を、条約第２０条に規定する送達とともに送付します。　（条３１(7)、規６１．２(a)(c)）
国際事務局は、出願人に対し、当該通知及び通知を受けた選択官庁を書面で通知します。
（規６１．３）

７．公報への掲載

国際事務局は、国際予備審査の請求書の提出後であって、その国際出願が国際公開された後速やかに国際予備審査の請求書及び選択国に関する情報を公報に掲載します。　（規６１．４）

第2節　管轄国際予備審査機関

１．日本語による国際出願

日本国特許庁（受理官庁）に対して日本語による国際出願をした場合、日本国特許庁が国際予備審査機関となります。　（条３２、規５９．１）

２．英語による国際出願

日本国特許庁（受理官庁）に対して英語による国際出願をした場合、国際予備審査機関として、日本国特許庁、欧州特許庁、インド特許庁又はシンガポール知的所有権庁を選択することができます。ただし、日本国特許庁、欧州特許庁及びシンガポール知的所有権庁は、自庁が国際調査を行った国際出願についてのみ、国際予備審査を行います。
管轄国際予備審査機関の詳細については、「PCT出願人の手引（PCT Applicant's Guide）」（https://www.wipo.int/pct/en/guide/index.html）の各国際予備審査機関の附属書Eを参照してください。　（条３２(2)、規５９．１）

第3節　国際予備審査請求に係る手続書類の提出形態について

１．日本国特許庁への手続

日本国特許庁への国際予備審査請求に係る手続書類は書面またはオンラインで提出することが可能です。

手続書類及び手続言語等によりインターネット出願ソフトで利用するタブが異なりますので、ご注意ください。

手続 言語等	手続書類	オンライン手続 （インターネット出願ソフト）		書面 手続
		「国際出願」タブから提出（※）	「特殊申請」タブから提出	
日本語	国際予備審査請求書	○	×	○
	答弁書	○	×	○
	手続補正書（法第１１条の規定による補正）	×	○	○
英語 又は 受理官庁が日本国特許庁以外	国際予備審査請求書	×	○	○
	答弁書	×	○	○
	手続補正書（法第１１条の規定による補正）	×	○	○

※　「国際出願」タブから提出可能な手続書類が「特殊申請」タブから提出された場合は、受理できません。

２．管轄国際予備審査機関への手続

各管轄国際予備審査機関への手続については、「PCT出願人の手引（PCT Applicant's Guide）」（https://www.wipo.int/pct/en/guide/index.html）の各国際予備審査機関の附属書Eを参照してください。

《欧州特許庁が国際予備審査機関の場合の予備審査請求書の送付先》

European Patent Office
80298 Munich
Germany

《インド特許庁が国際予備審査機関の場合の予備審査請求書の送付先》

The Indian Patent Office
PCT Division- ISA/IPEA
Boudhik Sampada Bhawan,Plot No.32, Sector 14, Dwarka,
New Delhi 110075, India

《シンガポール知的所有権庁が国際予備審査機関の場合の予備審査請求書の送付先》

Intellectual Property Office of Singapore

1 Paya Lebar Link #11-03
PLQ 1, Paya Lebar Quarter
Singapore 408533

第4節　国際予備審査請求書の作成要領

１．様式　（規５３．１(a)（b）、細１０２(h)、法施５３）

日本語による国際出願に係る国際予備審査請求書をオンラインで提出する場合は、インターネット出願ソフトの「国際出願」タブを利用して国際予備審査請求書を作成し、書面手続の場合は、編集可能なPDFフォーマットの様式を以下の特許庁ウェブサイトから入手して作成します。

英語による国際出願または受理官庁が日本国特許庁以外の国際出願に係る国際予備審査請求書を提出する場合は、オンライン手続及び書面手続のいずれにおいても、編集可能なPDFフォーマットの様式を以下の特許庁ウェブサイトから入手して作成します。

https://www.jpo.go.jp/system/patent/pct/tetuzuki/pct_paper.html

（※　規則改正等に伴い、随時様式の更新が行われます。最新の様式を使用してください。）

２．各欄の作成要領　［様式５－１（１）、様式５－１（２）］

（１）国際出願の表示　**第Ⅰ欄**　（規５３．６）

インターネット出願ソフトの「国際出願」タブで日本語の国際予備審査請求書を作成する場合は、「新規出願参考情報」画面と「国際出願の表示」の編集画面で入力します。

① 国際出願番号を記載します。国際出願番号が受理官庁から通知される前に国際予備審査の請求をする場合には、国際出願番号に代えて受理官庁名（日本国特許庁）を記載します。

② 国際出願日及び優先日を記載します。記載については、日．月．西暦年の順に記載します。２以上の優先権の主張を伴う場合には、優先権の主張に係る最先の出願の出願日を優先日として記載します。

優先権を主張する基礎の出願がない場合には、優先日の欄に日付は記載しません。

③ 国際出願の願書に「出願人又は代理人の書類記号」を記載したときは同じ書類記号を記載します。

④ 発明の名称は、国際調査機関により作成された場合を除き、願書に記載した発明の名称を記載します。

ただし、国際予備審査請求書と条約第３４条に基づく補正を同日に受理官庁に提出する場合で、補正により発明の名称を補正する場合は、その発明の名称を記載します。

（２）出願人　**第Ⅱ欄**　（規５３．４）

インターネット出願ソフトの「国際出願」タブを利用する場合は、「氏名（名称）」の編集画面で入力します。

選択国の出願人全員を記載する必要があります。

書面手続において、出願人が３人以上の場合は「第Ⅱ欄の続き　出願人」の用紙を使用して記載します。

「氏名（名称）及びあて名」の記載方法については、「第３章　第２節　３．願書の各欄の記載要領」の欄を参照してください。

記載要件の簡素化は、願書上の取扱いと同様です。　　（規６０．１（ａの２））

電子メールアドレスを利用して当該国際出願に関する通知の送付を希望する者は、「電子メールアドレス」欄に電子メールアドレスを記載してください。電子メールアドレスを記載した場合、国際事務局が当該電子メールアドレスを利用して、本出願に関する全ての通知を電子形式のみで送付することを承認したことになります。

※　日本国特許庁から発送される各種通知については、電子メールによる送付のサービスは行っていません。

※　出願人及び代理人又は共通の代表者の両方について電子メールの許可が与えられている場合、国際事務局からの電子メールによる通知は筆頭に記載の代理人又は共通の代表者のみに行われます。　　（「PCT NEWSLETTER　２０１０年４月号」）

（３）代理人又は共通の代表者、通知のあて名　**第Ⅲ欄**　　（規５３．５）

インターネット出願ソフトの「国際出願」タブを利用する場合は、「氏名（名称）」の編集画面で入力します。

①　第Ⅲ欄に記載の者に応じて、代理人又は共通の代表者の□内にレ印を付します。また、代理人又は共通の代表者の選任に関して該当する□内にレ印を付します。

②　電子メールアドレスを利用して当該国際出願に関する通知の送付を希望する者は、「電子メールアドレス」欄に電子メールアドレスを記載します。

詳細は、前述の「第８章　第４節　２．（２）出願人」の欄を参照してください。

③　代理人又は共通の代表者が選任されていない場合には、「通知のあて名」をこの欄に記載することができます。このあて名は、請求書の「第Ⅱ欄　出願人」に記載されているあて名と異なっていなければなりません。通知のあて名を記載する場合には、「通知のためのあて名」の□内にレ印を付します。

（４）国際予備審査に対する基本事項　**第Ⅳ欄**　　（規５３．２(a)(ⅳ)、法施５２(1)⑥）

インターネット出願ソフトの「国際出願」タブを利用する場合は、「基本事項」の編集画面で入力します。

出願人は、国際予備審査を開始するにあたって、次の①～④の事項を希望する場合には該当する□内にレ印を付します。

①　条約第１９条の規定に基づく補正が行われた場合には、出願人は国際予備審査のために条約第１９条の補正書を考慮するか、又は条約第３４条の補正により、その条約第１９条の補正は取り消されたものとして、条約第３４条の補正を基礎として国際予備審査の開始を希望するかを表示します。　　（規５３．９(a)）

②　条約第３４条の規定に基づく補正書を請求書とともに提出する場合には、当該補正を基礎として国際予備審査の開始を希望する旨を表示します。　　（規５３．９(c)）

条約第３４条の規定に基づく補正書を請求書とともに提出する記載はあるが、実際には提出されていない場合、出願人に対して指定した期間内に補正書の提出を求めます。

この場合、補正書の受領又は指定した期間の満了までは国際予備審査を開始しません。

（規６０．１(g)、同６９．１(e)）

③　条約第１９条の規定に基づく補正が行われておらず、かつ、その提出期間が満了していない場合であり、国際予備審査機関が規則６９．１(b)の規定に従い国際調査と同時に国際予備審査を開始することを希望する場合には、出願人は規則６９．１(d)の規定に従い国際予備審査の開始を延期することを希望する旨の表示をすることができます。

（規５３．９(b)）

④　国際予備審査請求期間の満了する時まで国際予備審査の開始を延期することを希望する場合は、その旨を表示します。　（規６９．１(a)但書、法施５３の２）

（５）国の選択　**第Ⅴ欄**　（規５３．７）

みなし全選択により、記載の必要はありません。既に、様式に「この様式を用いてされた国際予備審査の請求は、指定され、かつ、PCT第Ⅱ章に拘束されるすべての締約国を選択する国際予備審査の請求となる。」と印字されています。

（６）照合欄　**第Ⅵ欄**

インターネット出願ソフトの「国際出願」タブを利用する場合は、「内訳」の編集画面で入力された書類が表示されるので、記載不要です。

書面手続及び「特殊申請」タブを利用する場合で、補正書等の添付がある時は、書類の枚数を記載します。

①　条約第３４条補正を提出する場合

「２.特許協力条約第３４条の規定に基づく補正書」に差し替え用紙の枚数を記載します。

「４．特許協力条約第３４条の規定に基づく補正書に添付された書簡（規則66.8）」に、手続補正書の書簡の枚数を記載します。

②　条約第１９条補正及び書簡の写し並びに説明書の写しを提出する場合

「５．特許協力条約第１９条の規定に基づく補正書の写し」に差し替え用紙の写しの枚数を記載します。

「６．特許協力条約第１９条の規定に基づく補正書に添付された書簡の写し」に、書簡の写しの枚数を記載します。

「７．特許協力条約第１９条の規定に基づく説明書の写し」に、説明書の写しの枚数を記載します。

③　その他添付書類がある場合には該当する□内にレ印を付します。

※　照合欄に、答弁書に関する記載はしません。

※　日本語の国際予備審査請求書を「国際出願」タブで提出する場合には、条約第１９条補正及び書簡並びに説明書の写しを添付書類として同時に提出することができます。ただし、写しが複数頁にわたる場合は、「１９条補正書の写し１頁目」「１９条補正書の写し２頁目」のように頁毎にイメージを添付する必要があります。

条約第１９条補正及び書簡並びに説明書の写しを書面で提出する場合は、国際予備審査請求書をオンライン手続で提出した後、速やかに特許庁へ提出してください。

（７）出願人、代理人又は共通の代表者の署名　**第Ⅶ欄**

出願人が代理人又は共通の代表者を選任した場合は、その代理人又は共通の代表者が記名し、署名します。代理人又は共通の代表者を選任しない場合は、少なくとも一人の出願人が記名し、署名します。　（規６０．１（aの３））

インターネット出願ソフトの「国際出願」タブを利用して国際予備審査請求書を提出する場合は、送信ファイル作成時に、インターネット出願ソフト起動時に選択した者の電子証明書を用いて自動的に電子署名されることにより、署名と同等の効果が得られます。国際予備審査請求書のPDFデータには、第Ⅶ欄に「（PKCS7　デジタル署名）」という表示がされます。

英語の国際予備審査請求書又は受理官庁が日本国特許庁以外の国際予備審査請求書をインターネット出願ソフトの「特殊申請」タブで提出する場合は、第Ⅶ欄（署名欄）に以下の方法で署名をしてください。

＜記載例＞

個人の場合	法人の場合（弁理士法人を含む）
/TOKKYO, Taro/	/TOKKYO, Taro, Sample Corporation/ TOKKYO, Taro is a CEO of Sample Corporation

※　弁理士法人が代理人である場合にも手続をする弁理士（代理人である弁理士法人に所属する者）の個人名が必要です。

（８）その他

書類の作成上の一般原則及び願書の作成要領に従って作成します。

「第２章　第３節　国際出願書類等の作成上の一般原則」及び「第３章　第２節　願書の作成要領」を参照してください。

第5節　国際予備審査の請求に係る手数料

１．国際予備審査請求に必要な手数料

予備審査手数料と取扱手数料を各国際予備審査機関に支払います。（規５７．１、同５８．１(a)）

（2024年7月1日現在）

国際予備審査機関	手数料	金額
日本 (IPEA/JP)	予備審査手数料	34,000 円（日本語）
		69,000 円（英語）
	取扱手数料	32,700 円
欧州 (IPEA/EP)	予備審査手数料	1,915 EUR
	取扱手数料	208 EUR
インド (IPEA/IN) （注１）	予備審査手数料	12,000 INR（法人）
		3,000 INR（個人） （注２）
	取扱手数料	219 USD
シンガポール (IPEA/SG)	予備審査手数料	830 SGD
	取扱手数料	300 SGD

（注１）インド特許庁が国際調査報告書を作成した場合、法人の場合は10,000 INR、個人の場合は2,500 INRに減額されます。

（注２）出願人が複数のときは、出願人全員が個人の場合です。

※　最新の手数料は、以下のWIPOウェブサイトのPCT Fee Tablesを参照してください。
https://www.wipo.int/pct/en/fees/index.html

２．手数料の納付方法

（１）日本国特許庁が国際予備審査機関の場合

（A）国際予備審査請求と同時に納付する場合

「国際予備審査請求書」により納付します。

① オンライン手続

手続言語が日本語の場合は、「国際出願」タブを利用し、「支払い」の編集画面で支払い方法を選択して必要情報を入力します。［様式５－１（２）］

※ 手続言語が英語の場合又は受理官庁が日本国特許庁以外の場合は、支払い方法において必要となる情報を編集可能なPDFフォーマットの国際予備審査請求書の様式に入力した後に、「特殊申請」タブから提出します。［様式５－１（１）、様式５－２］

a 予納

国際予備審査請求書の第Ⅱ欄の「Applicant's registration No. with the Office」欄又は第Ⅲ欄の「Agent's registration No. with the Office」欄に手数料計算用紙に記載する予納台帳の利用可能者の申請人識別番号を記載します。

手数料計算用紙における「MODE OF PAYMENT」欄の「☐authorization to charge deposit or current account with the IPEA (see below)」にレ印を付すと共に、「AUTHORIZATION TO CHARGE (OR CREDIT) DEPOSIT OR CURRENT ACCOUNT」欄の「☐Authorization to charge the total fees indicated above」にレ印を付し、「IPEA/」の右側に「JP」、「Deposit or Current Account No.:」に予納台帳番号６桁、「Date:」に日付、「Name:」に氏名を記載します。なお、「Signature:」欄の記入は不要です。

b 電子現金納付

手数料計算用紙における「MODE OF PAYMENT」の欄の「☐other *(specify)*:」にレ印を付し、その右側に「Denshi-Genkin-Noufu」及び納付番号１６桁を記入します。

c 口座振替

手数料計算用紙における「MODE OF PAYMENT」の欄の「☐other *(specify)*:」にレ印を付し、その右側に「Kouza-Furikae」及び振替番号を記入します。

d クレジットカード納付

所定のクレジットカードをご用意いただき（特許庁への事前登録は不要）、手数料計算用紙における「MODE OF PAYMENT」の欄の「☐credit card (details should not be included on this sheet)」にレ印を付します。

② 書面手続［様式５－１（１）、様式５－２］

a 特許印紙

国際予備審査請求書「第Ⅵ欄　照合欄　この国際予備審査請求書には、さらに下記の書類が添付されている」の「☐納付する手数料に相当する特許印紙を貼付した書面」にレ印を付します。

手数料計算用紙における「支払方法」欄の「☐特許印紙」にレ印を付します。

Ａ４の用紙に特許印紙を貼付すると共に、下の余白に「予備審査手数料、取扱手数料」の表示と印紙額を記載した書面を国際予備審査請求書に添付します。

b 予納

国際予備審査請求書の第Ⅱ欄の「出願人登録番号」欄又は第Ⅲ欄の「代理人登録番号」欄に手数料計算用紙に記載する予納台帳の利用可能者の申請人識別番号を記載します。

手数料計算用紙における「支払方法」欄の「□予納台帳又は当座預金口座からの引き落としの承認」にレ印を付すと共に、「予納台帳又は当座預金からの引き落としの承認」欄の「□上記の合計額の引き落としの承認」にレ印を付し、国際予備審査機関（JP）、予納台帳番号６桁、日付、氏名を記入します。なお、署名欄の記入は不要です。

c　電子現金納付

手数料計算用紙における「支払方法」の欄の「□その他」にレ印を付し、その右側に「電子現金納付」及び納付番号１６桁を記入します。

d　窓口におけるクレジットカード納付

所定のクレジットカードをご用意いただき（特許庁への事前登録は不要）、手数料計算用紙における「支払方法」の欄の「□クレジットカード」にレ印を付します。

e　現金納付

国際予備審査請求書の「第Ⅵ欄　照合欄　この国際予備審査請求書には、さらに下記の書類が添付されている」の「７．□その他」にレ印を付し、「現金納付済証」と記載します。

手数料計算用紙における「支払方法」の欄の「□その他」にレ印を付し、その右側に「現金納付」と記載します。

Ａ４の用紙に納付済証（特許庁提出用）を貼付すると共に、下の余白に「予備審査手数料、取扱手数料」の表示と納付額を記載した書面を国際予備審査請求書に添付します。

（B）国際予備審査請求の後に納付する場合

「手数料納付書（国際予備審査に関する手数料の納付）」により納付します。

（法施７８、法施様２７、同２７の２（英語））［様式２－１］

①　オンライン手続

【手数料の表示】の欄で選択する支払い方法において必要となる情報を入力します。

（［様式２－１］（注２）参照）

※　手続言語が日本語の場合は「国際出願」タブ、手続言語が英語の場合又は受理官庁が日本国特許庁以外の場合は「特殊申請」タブから提出してください。

②　書面手続

a　特許印紙

「手数料納付書（国際予備審査に関する手数料の納付）」に特許印紙を貼付し、その下に印紙額を記載して提出します。

b　予納

「手数料納付書（国際予備審査に関する手数料の納付）」に予納台帳番号欄を設け、予納台帳番号６桁を記載して提出します。

c　電子現金納付

「手数料納付書（国際予備審査に関する手数料の納付）」に「納付番号」の欄を設け、納付番号１６桁を記載して提出します。

d　窓口におけるクレジットカード納付

所定のクレジットカードをご用意いただき（特許庁への事前登録は不要）、「手数料納付書（国際予備審査に関する手数料の納付）」に、「指定立替納付」の欄を設けて提出します。

e　現金納付

「手数料納付書（国際予備審査に関する手数料の納付）」に、「納付書番号」の欄を設け、納付書番号１１桁を記載します。Ａ４の用紙に納付済証（特許庁提出用）を

貼付した書面を添付して提出します。

※　中小企業、スタートアップ企業及び大学等を対象とした支援措置があります。詳細は、「第９章　中小企業、スタートアップ企業及び大学等を対象とした軽減・支援措置」を参照してください。

※　軽減・支援措置申請を行う場合は、「国際予備審査請求書」の手数料計算用紙の予備審査手数料及び取扱手数料の欄には、軽減・支援措置適用後の額を記載します。

（２）欧州特許庁が国際予備審査機関の場合

欧州特許庁の定めに従います。

支払いは、以下の銀行口座への振込等によって行います。

①　銀行振込

口座名義	European Patent Organisation
口座番号	3 338 800 00（銀行コード　700 800 00）
IBAN	DE20 7008 0000 0333 8800 00
SWIFTコード	DRESDEFF700
銀行名	Commerzbank AG
口座所在地	Leopoldstrasse 230 80807 München Germany

②　クレジットカード

オンラインサービスによりクレジットカードによる支払いができます。

電子メールアドレス及びパスワードの登録が必要です。

詳細は以下のウェブサイトを参照してください。

https://www.epo.org/applying/fees/payment.html

（３）インド特許庁が国際予備審査機関の場合

インド特許庁の定めに従います。

支払いは、以下の銀行口座への振込等によって行います。

口座名義	PAO,PDTM,Mumbai
口座番号	3522713519
SWIFTコード	CBININBBBMO
IFSCコード	CBIN0280316
MICRコード	110016015
銀行名	Central Bank Of India

（４）シンガポール知的所有権庁が国際予備審査機関の場合

シンガポール知的所有権庁の定めに従います。

支払いは、以下の銀行口座への振込等によって行います。

口座名義	Intellectual Property Office of Singapore
口座番号	003-900067-7
SWIFTコード	DBSSSGSG
銀行名	Development Bank of Singapore Ltd
口座所在地	12 Marina Boulevard Level 3

MBFC Tower 3
Singapore 018982

３．納付期間

国際予備審査請求書の提出から１月又は優先日から２２月のうちいずれか遅く満了する期間内　（規５７．３(a)、同５８．１(b)）

（１）補正の命令
手数料が所定の期間内に支払われていない場合又は、不足すると認めた場合は、特許庁長官（国際予備審査機関）は出願人に対し、手数料の補正を命じます。
（規５８の２．１(a)、法１４、令１(2)）

（２）補正の期間
命令の日（発送日）から１月以内　（規５８の２．１(a)、法施６９）

（３）補正の方法
「手続補正書（国際予備審査請求書に係る補正）」を提出します。
（法施７０(2)、法施様２９備考1、同１５の２(英語）、特例施１０(1)５の２ホ）
［様式２－２］
※　「手数料補正書」ではありません。

（４）補正されない場合
所定の期間内に手数料の納付がされない場合は、国際予備審査の請求は行われなかったものとみなします。　（規５８の２．１(b)、令１(3)）

第6節　国際予備審査の開始及びそのための期間

国際予備審査は、以下の１．～３．の場合を除き、国際予備審査機関が次の①～③の全てを受領した時に開始されます。
① 国際予備審査請求書
② 取扱手数料及び予備審査手数料
③ 国際調査報告又は国際調査報告を作成しない旨の国際調査機関による宣言のいずれか、及び国際調査機関の見解書

ただし、国際予備審査機関は、出願人が国際予備審査請求期間（国際調査報告の送付日から３月又は優先日から２２月のうちいずれか遅く満了する期間）の満了する時まで国際予備審査の開始を延期するよう明示的に請求したときは、国際予備審査を開始しません。
（規６９．１(a)）

国際予備審査の開始延期請求は、国際予備審査請求書「第Ⅳ欄　国際予備審査に対する基本事項」の該当欄に表示するか又は国際予備審査開始延期請求書（「第８章　第７節　３．国際予備審査の開始の延期の請求」参照）を提出することによって行います。

１．条約第３４条の補正の記述がある場合

国際予備審査請求書の補正に関する記述に条約第３４条の規定に基づく補正書を国際予備審査の請求書とともに提出した旨の表示（規則５３．９(c)）を含んでいるが、当該補正書が提出されていない場合には、国際予備審査機関は、補正書の受領又は出願人に対する補正書の提出の求めに定めた期間の満了のいずれかが生じるまでは国際予備審査を開始しません。

（規６９．１(e)、同６０．１(g)、法施６３の２）

２．条約第１９条の補正を考慮する希望がある場合

国際予備審査請求書の補正に関する記述に、条約第１９条の規定に基づく補正を考慮することを希望する旨の表示（規則５３．９(a)(i)）を含む場合には、国際予備審査機関はその補正書の写しを受領する前に国際予備審査を開始しません。（規６９．１(c)）

３．国際調査と同時に開始する場合

国際予備審査機関が国際調査機関と同一である場合で、国際予備審査機関が希望するときは、規則６９．１(d)及び(e)に従うことを条件に国際予備審査を国際調査と同時に開始することができます。（規６９．１(b)）

ただし、国際予備審査請求書の補正に関する記述に、国際予備審査の開始を延期することを希望する旨の表示（規則５３．９(b)）を含む場合には、条約第１９条に基づく補正書の写しもしくは当該補正を希望しない旨の通知を受領するまで、又は条約第１９条の提出期間が経過するまで国際予備審査を開始しません。（規６９．１(d)）

第7節　国際予備審査の請求後に行う手続

１．手続の補完

（１）補完の命令

国際予備審査の請求が以下のいずれかに該当する場合は、手続の補完が命じられます。

（規６０．１(a)、法１４、令１(1)、法施６３(2)）

① 出願人の氏名（名称）及びあて名が記載されていない場合（出願人が二人以上ある場合で、そのうちの少なくとも一人について記載がある場合は除く）

（法施５２②、同６３(2)①）

② 発明の名称が記載されていない場合（法施５２④、同６３(2)①）

③ 国際出願番号及び国際出願日の記載がない場合（国際出願番号及び国際出願日の通知がされていないときには、受理官庁（日本国特許庁）の名称が記載されていない場合）

（法施５２⑤、同６３(2)①）

④ 国際出願の言語により記載されていない場合（法施６３(1)②、同６３(2)②）

（２）補完の期間

命令の日(発送日)から１月（規６０．１(a)、法施６９）

（３）補完の方法

「手続補完書（令第１条第１項の規定による命令に基づく手続の補完）」を提出することにより行います。

（法施７０(1)で準用する法施２４、法施様１２、同１２の２(英語)）［様式２－３］

（４）補完がされた場合

所定の期間内に補完の手続がされた場合には、当該国際予備審査の請求書は国際予備審査機関が手続補完書を受領した日に受理されたものとみなされます。

（規６０．１(b)後段、令１(1)）

（５）補完がされなかった場合

所定の期間内に手続の補完がされなかった場合は、その国際予備審査の請求は、初めからなかったものとみなされ、出願人及び国際事務局にその旨が通知されます。

（規６０．１(c)、同６１．１(b)、令１(3)）

２．手続の補正

（１）補正の命令

国際予備審査の請求書が以下のいずれかに該当する場合には、手続の補正が命じられます。

（規６０．１(a)、法１４、令１(2)、法施６３(1)）

① 予備審査手数料及び取扱手数料が所定の期間内に納付されていない場合

（規５８の２．１、法１４）

② 国際予備審査を請求する旨の申立ての記載がない場合 （法施５２①、同６３(1)①）

③ 出願人の記載はあるが、全員の記載がされていない場合 （法施５２②、同６３(1)①）

④ 出願人の国籍及び住所が記載されていない場合（出願人が二人以上ある場合で、そのうちの少なくとも一人について記載がある場合は除く） （法施５２②、同６３(1)①）

⑤ 代理人又は代表者がある場合は、代理人又は代表者の氏名及びあて名の記載がない場合

（法施５２③、同６３(1)①）

⑥ 提出者の氏名若しくは名称の記載又は署名がない場合（提出者が二人以上ある場合で、そのうちの少なくとも一人の氏名又は名称の記載及び署名がある場合を除く）

（法施６３(1)④）

⑦ 代理人の資格について不備がある場合 （法施６３(1)③）

⑧ 請求書が所定の様式により作成されていない場合 （法施６３(1)⑤）

（２）補正の期間

命令の日(発送日)から１月 （規６０．１(a)、法施６９）

（３）補正の方法

「手続補正書（国際予備審査請求書に係る補正）」を提出することにより行います。

前述（１）①の手数料にかかる補正は、書面手続又はインターネット出願ソフトで（日本語出願は「国際出願」タブ、英語出願は「特殊申請」タブから）手続してください。

（法施７０(3)、法施様２９、同２９の２（英語））［様式２－２］

前述（１）②から⑧にかかる補正は、書面手続又はインターネット出願ソフトの「特殊申請」タブから手続してください。

（法施７０(2)、法施様１５、様式１５の２（英語））［様式２－６（１）］

（４）補正がされた場合

所定の期間内に手続の補正がされた場合には、当該国際予備審査の請求書は、国際予備審査機関が実際の請求書を受領した日に受理されたものとみなされます。（規６０．１(b)前段）

（５）補正がされなかった場合

所定の期間内に手続の補正がされなかった場合は、国際予備審査の請求は初めからなかったものとみなされ、出願人及び国際事務局にその旨が通知されます。

（規６０．１(c)、同６１．１(b)、令１(3)）

３．国際予備審査の開始の延期の請求

（１）開始の延期の請求

国際予備審査を請求した出願人は、規則６９．１(a)の規定に従い、特許庁長官に対し、法施第５１条の２第１項に規定する期間が満了した時に国際予備審査を開始するよう請求をすることができます。（法施５３の２(1)）

（２）請求の方法

「国際予備審査開始延期請求書」を提出して行います。

（法施５３の２（２）、法施様２１の３、同２１の４(英語)）［様式５－５］

４．発明の単一性の欠如

（１）請求の範囲の減縮又は追加手数料の納付命令

国際予備審査の請求に係る国際出願が発明の単一性の要件を満たしていない場合には、国際予備審査機関は、その請求の範囲を減縮するか又は追加手数料を納付すべきことを相当の期間を指定して出願人に命じます。（条３４(3)(a)、法１２(3)）

＜命令書の内容＞（規６８．２、法施５８）

① 発明の単一性の要件を満たすこととなる請求の範囲の減縮の明示
② 追加して納付する手数料の金額
③ 発明の単一性の要件を満たしているとは認められない理由

（２）減縮・納付の期間

命令の日（発送日）から１月（規６８．２(iii)）

（３）追加手数料の額

追加手数料の額は、管轄国際予備審査機関が定めます。（規６８．３(a)）

以下の額は、2024年7月1日現在。

① 日本国特許庁（国際出願が日本語）　１発明につき　２８，０００円
　日本国特許庁（国際出願が英語）　１発明につき　４５，０００円　（令２(7)）
② 欧州特許庁　１，９１５ユーロ（EUR）
③ インド特許庁（法人の場合）　１２，０００インドルピー（INR）
　インド特許庁（個人の場合（注１））３，０００インドルピー（INR）（注２）
④ シンガポール知的所有権庁　８３０シンガポールドル（SGD）

（注１）　出願人が複数のときは、出願人全員が個人の場合です。

（注２）　インド特許庁が国際調査報告書を作成した場合、法人の場合は10,000 INR、個人の場合は2,500 INRに減額されます。

（４）減縮・納付の方法

出願人は、所定の期間内に「請求の範囲の減縮書」「手数料追加納付書（国際予備審査に係る追加納付）」「請求の範囲の減縮及び手数料追加納付書」のいずれかを提出します。

（規６８．３(b)、法施５９、法施様２２、同２２の２(英語)、特例施１０(1)５の２イ及びハ）

［様式５－８］

（５）減縮・納付がされた場合

必要な減縮が行われた場合又は（及び）十分な追加手数料の納付がなされた場合には、該当する請求の範囲について国際予備報告が作成されます。

（６）減縮・納付がされなかった場合

①　減縮も納付もされなかったとき

国際予備審査機関は、主発明であると認められる発明に係る部分について国際予備報告を作成します。（条３４(3)(c)）

②　不十分な減縮

発明の単一性の要件が満たされないときは、①と同じ手続がとられます。

（規６８．４、法１２(4)）

③　不十分な納付

a　審査官は、納付があった発明に係る部分とその他の発明に係る部分とに区分して、納付があった発明に係る部分についてはその国際予備審査の結果を、その他の発明に係る部分については追加手数料が不十分である旨を国際予備報告に記載します。

（法１２(4)）

b　ａの区分は、審査官が主要な発明と認める順序に従って行います。（法施６０）

c　審査官がその順序を定めることができないときは、請求の範囲における発明の記載の順序に従います。（規６８．５、法施６０）

（７）減縮又は支払いを求めない場合

条約第３４条(4)(b)及び規則６６．１(e)の規定（予備審査の対象としない場合）に従うことを条件として、国際出願の全体について国際予備審査を進め、書面による見解及び国際予備報告に発明の単一性の要件を満たしていないと認めた旨を表示し及びその理由を明記します。（規６８．１）

（８）追加手数料異議の申立て

（規６８．３(c)(d)(e)、法施７０(5)で準用する法施４４から４５の４）

①　異議の申立て

追加手数料を納付すべきことを命じられた出願人は、その命じられた金額を納付するとともに「発明の単一性の要件を満たしている」又は「追加の手数料の額が過大である」旨の理由を記載した「陳述書」を提出することにより異議を申立てることができます。

（規６８．３(c)、法施４４(1)、特例施１０(1)５の２リ）

②　申立ての方法（日本国特許庁の場合）

「陳述書」を「手数料追加納付書（国際予備審査に係る追加納付）」と同時に提出することにより行います。（法施４４、法施様１９、同１９の２(英語)）［様式３－２］

③　申立ての期間（減縮、納付期間（規６８．２）に準ずる）
命令の日（発送日）から１月

④　異議申立手数料（日本国特許庁は適用しません）　（規６８．３(e)）
国際予備審査機関は、異議の審理のための手数料（異議申立手数料）の支払いを出願人に要求することができます。

※　国際予備審査機関としての欧州特許庁、インド特許庁又はシンガポール知的所有権庁に対して、異議申立てをする場合の手数料（2024年7月1日現在）
１，０２０ユーロ（EUR）
４，０００インドルピー（INR）（法人の場合）
１，０００インドルピー（INR）（個人の場合（注１））
６５０シンガポールドル（SGD）
（注１）出願人が複数のときは、出願人全員が個人の場合です。

異議申立手数料は、出願人に通知した日から１月以内に支払われなければなりません。支払われなかった場合には、異議の申立ては取り下げたものとみなされます。
異議が正当と認められた場合には、異議申立手数料は払い戻されます。（規６８．３(e)）

⑤　異議申立ての決定（日本国特許庁の場合）
異議の申立ては、３名の審査官の合議体により決定され、決定の謄本が申立人に送付されます。追加して納付された手数料の全部又は一部を申立人に返還すべき旨の決定があったときは、追加手数料の全部又は一部が申立人に返還されます。
（規６８．３(c)(d)、法施４５、同４５の４）

５．答弁書の提出

（１）国際調査機関の見解書
国際調査機関の見解書は、国際予備審査が請求され、かつ、国際調査機関の見解書の内容が規則６６．２(a)に示されるものに該当する場合には、国際予備審査機関の最初の見解書とみなされます。（規６６．１の２、法施５５の２(1)）

（２）国際調査機関の見解書に対する答弁書
出願人は、（１）の見解書に対して、国際予備審査を請求した時から、国際調査報告及び国際調査機関の見解書又は国際調査報告を作成しない旨の通知を送付した日から３月又は優先日から２２月のうちいずれか遅く満了する期間までに答弁書を提出することができます。
答弁書は、必要な場合には補正書とともに、国際予備審査機関に提出することができます。
（規４３の２．１(c)、法施５５の２(2)(3)、同６２、特例施１０(1)５の２ニ、法施様２３、同２３の２(英語)）［様式５－３］

（３）追加の見解書の交付
国際調査機関の見解書が国際予備審査機関の最初の見解書とみなされることを条件として、国際予備審査機関は、まだ否定的な見解が存在している場合にも、追加の見解書を作成することなく国際予備報告を作成することができます。
国際予備審査機関は、見解書の作成回数をできる限り少なくするという原則に従いつつ、出願人が見解書に対する答弁に十分な努力を払っているか、国際予備報告を作成するための時間的な余裕があるか等を勘案して、必要に応じて国際予備審査機関としての見解書を再度作成することができます。（PCT国際調査及び予備審査ガイドライン１９章）

（４）追加の見解書に対する答弁書

出願人は、その見解書に対して指定された期間内に答弁書を提出することができます。

（条３４(2)(d)、法１３）

①　答弁の期間

通知の日（見解書の発送日）から２月　（規６６．２(d)）

出願人が期間満了前に延長請求をした場合は、最大２月期間を延長することができます。

（規６６．２(e)）［様式５－７］

②　答弁の方法

「答弁書」を管轄国際予備審査機関に提出することにより行います。

（規６６．３(b)、法施６２、法施様２３、同２３の２(英語）、特例施１０(1)５の２ニ）

［様式５－３］

（５）出願人の請求による答弁書の提出

国際予備審査機関は、出願人の請求により答弁書を提出する期間を与えることができます。

（規６６．４(b)、法施６１の２、法施様２３、同２３の２(英語)）

６．条約第３４条の規定に基づく補正

国際予備審査の請求をした出願人は、次の期間内に限り当該請求に係る国際出願の明細書、請求の範囲及び図面について補正をすることができます。補正は出願時における国際出願の開示の範囲を超えることはできません。（条３４(2)(b)、法１１）

（１）補正が可能な期間

①　国際予備審査の請求をした時から国際予備報告の作成が開始されるまでの期間

（規６６．１(b)、法施５５①）

国際予備審査機関は、見解書又は国際予備報告の作成を開始した後に受理した補正書、抗弁、又は明白な誤記の訂正は、見解書又は国際予備報告の作成の考慮に入れることを必要としません。（規６６．４の２）

※　国際調査見解書の導入により国際予備審査機関があらためて見解書を作成しない場合、国際予備審査機関が必要な書類及び手数料を全て受領した後、比較的早い段階で国際予備報告の作成に着手されることが予想されます。したがって、国際予備審査の段階で補正をするのであれば、国際予備審査請求と同時に条約第３４条補正を提出することをお薦めします。

②　審査官が期間を指定して答弁書を提出する機会を与えた場合における当該指定した期間

（法施５５②）

③　審査官が、出願人の請求により期間を指定して補正書を提出する機会を与えた場合における当該指定した期間　（法施５５③）

（２）補正の方法

「手続補正書（法第１１条の規定による補正）」を管轄国際予備審査機関に提出することにより行います。

（法施７０(2)で準用する法施３１、法施様１５、同１５の２(英語)）［様式５－４］

（３）補正書の形式　（規６６．８、法施様１５備考４）

①　「補正の内容」欄には、明細書、請求の範囲、図面の補正について、補正事項を指摘す

るとともに、補正の根拠を表示します。

補正の根拠を表示するとは、国際出願の出願時における明細書、請求の範囲、図面の記載のうち、補正の基礎となる記載箇所と、その箇所を特定できる程度の説明を記述することをいいます。

② 明細書又は図面を補正する場合には、補正した頁の差し替え用紙を添付します。

③ 請求の範囲を補正する場合には、請求の範囲全文を差し替え用紙として添付します。

④ 一の用紙の全体が削除されることになる場合は、差し替え用紙の添付を必要としません。

⑤ 配列表を補正する場合は、補正後の配列表全部（を記録した磁気ディスク）を添付します。

７．条約第１９条の規定に基づく補正書の写しの提出

条約第１９条補正書の提出の時に既に国際予備審査の請求を行っている場合には、補正書を国際事務局に提出すると同時に、その写しを国際予備審査機関にも提出することが望ましいとされています。（規６２．２）

８．明らかな誤りの訂正請求

明細書、請求の範囲、図面若しくはそれらの補充書又は条約第１９条若しくは同第３４条に基づく補正書の誤記について請求できます。（規９１．１(b)(ⅲ)）

詳細は「第５章　第９節　明らかな誤りの訂正請求」を参照してください。

９．謄本の請求

出願人又はその出願人の承諾を得た者は、国際予備審査機関に対し、国際予備審査に関する書類の謄本の交付を請求することができます。（規９４．２）

詳細は「第５章　第１４節　２．国際出願に関する書類の謄本の請求」を参照してください。

１０．文献の写しの請求

国際予備審査の請求をした出願人又は指定官庁は、国際予備報告に記載された文献であって国際調査報告に記載されていない文献の写しを、国際予備審査機関に対し国際出願日から７年間の期間内に請求することができます。（条３６(4)、規７１．２(a)、法１５）

詳細は「第５章　第１４節　４．文献の写しの請求」を参照してください。

１１．国際予備審査請求又は選択の取下げ

出願人は、国際予備審査の請求又は選択のいずれか若しくはすべてを優先日から３０月を経過する前に国際事務局に届け出ることでいつでも取り下げることができます。

（条３７(1)、規９０の２．４(a)）

詳細は「第７章　第２節　３．国際予備審査請求又は選択の取下げ」を参照してください。

第8節　国際予備報告（特許性に関する国際予備報告(特許協力条約第二章)）

１．国際予備報告の作成期間

次の期間のうちいずれか遅く満了する期間

（１）優先日から２８月　（規６９．２(i)）

（２）国際予備審査の開始の時から６月　（規６９．２(ii)）

（３）国際予備審査機関が認める言語で、かつ国際公開言語である言語による翻訳文の受理の日から６月　（規６９．２(iii)）

２．国際予備報告の内容

（１）国際予備審査の基礎

①　条約第１９条、同第３４条の補正及び規則９１．１の規定に基づいて許可された明白な誤記の訂正は、国際予備審査のために考慮されます。これらの補正や訂正が行われていない場合には、国際予備審査は出願時における国際出願に基づき行われます。（規６６．１(a)）

②　国際調査報告が作成されていない発明に関する請求の範囲は、国際予備審査の対象とされません。（規６６．１(e)）

（２）国際予備報告の基礎

①　請求の範囲について補正がされた場合には、補正後の請求の範囲に基づいて報告を作成します。（規７０．２(a)）

②　補正が出願時における国際出願の開示の範囲を超えてされたものと認める場合には、報告は、その補正がされなかったものとして作成します。（規７０．２(c)）

③　明細書、請求の範囲又は図面の補正を行う場合、補正のための差し替え用紙に添付する書簡に、出願時の国際出願中の補正の根拠を表示しなければなりません。補正の根拠を表示しなかった場合、当該補正が行われなかったものとして報告を作成することができます。（規７０．２(cの2)）

④　明白な誤記の訂正が考慮に入れられる場合には、国際予備報告にその旨を表示します。明白な誤記の訂正を考慮に入れない場合には、可能なときは国際予備報告にその旨を表示し、表示がない場合には、国際予備審査機関は国際事務局にその旨を通知し、国際事務局は選択官庁にその旨通知します。（規７０．２(e)、細４１３）

（３）国際予備報告の内容

①　請求の範囲が条約第３３条(２)から(４)に規定されている、

・新規性
・進歩性（自明のものではないこと）
・産業上の利用可能性

の基準に適合していると認められるかどうかを各請求の範囲について記述します。

② ①の記述は、各請求の範囲に対応して「有」、「無」の語からなり、

a　結論を裏付ける文献を列記します。

b　場合により、必要な説明を付すことができます。

c　他の意見を付すことができます。

（条３５(2)、規７０．６、同７０．７、同７０．８）

（４）国際予備報告の記載事項

① 国際予備審査機関の名称、国際出願番号、出願人の氏名又は名称、国際出願日

② 国際予備審査請求書の受理の日付、国際予備報告を作成した日付

③ 国際特許分類による発明の属する分野の分類の記号

④ 補正が出願時における開示の範囲を超えてされたものと認めた場合には、その旨と理由

⑤ 請求の範囲が国際調査報告の作成されていない発明であり国際予備審査の対象とならなかった旨の記載

⑥ 国際予備審査機関に対し補正書が提出された場合には、その事実

⑦ 発明の単一性に関する注釈

⑧ その他　（規７０、法施５６）

３．国際予備報告を作成しない場合

（１）次のいずれかの事由がある場合には、国際予備審査機関は国際予備審査を行いません。

（条３４(4)(a)、法１２(2)）

① 国際出願の対象が国際予備審査を要しないものと国際予備審査機関が認め、かつ、国際予備審査を行わないことを決定したとき。

（条３４(4)(a)(ｉ)、規６７．１、法施７０(4)で準用する法施４２）

② 明細書、請求の範囲、図面が明瞭でないため、又は請求の範囲が明細書により十分な裏付けをされていないため、請求の範囲に記載されている発明の新規性、進歩性（自明のものではないこと）、産業上の利用可能性について有意義な見解を示すことができないと認めたとき。（条３４(4)(a)(ⅱ)）

③ 前記①②の事由が一部の請求の範囲について、又は一部の請求の範囲との関連にある場合には、当該請求の範囲のみについて適用されます。（条３４(4)(b)）

（２）通知

国際予備報告を作成しない場合には、出願人にその旨の見解及びその根拠が通知されます。

（条３４(4)(a)、法１２）

第9節　国際予備報告の送付、送達

１．出願人、国際事務局への送付

国際予備審査機関は、特許性に関する国際予備報告の送付の通知書（PCT/IPEA/416）並びに特許性に関する国際予備報告（PCT/IPEA/409）及びその附属書類を、出願人及び国際事務局に同一の日に送付します。（条３６(1)、規７１．１、法施５７）

２．選択国への送達

国際事務局は、国際予備報告（附属書類を含む）及びその所定の英訳（ただし附属書類を除く）を作成して、各選択官庁に送達します。また、同時に出願人にも送付されます。国際事務局からの送達は、各選択国による請求により、優先日から３０月経過後に行われます。

（条３６(3)(a)、規７２．２、同７３．２）

３．報告の附属書類

（規７０．１６）

（１）以下①～④に列挙する差し替え用紙及び書簡は報告に附属書類として添付されます。ただし、以下①～③の差し替え用紙であっても、後の差し替え用紙又は用紙全体を削除することとなる補正によって差し替えられたもの又は取り消されたものとみなすものは添付されません。

① 条約第３４条の規定に基づく補正書の差し替え用紙及びその書簡（「手続補正書（法第１１条の規定による補正）」）

② 条約第１９条の規定に基づく補正書の差し替え用紙及びその書簡

③ 国際予備審査機関によって許可された明白な誤記の訂正の差し替え用紙及びその書簡（「明らかな誤りの訂正請求書」）

④ 国際予備審査機関が国際予備審査開始後に受領したため、報告に考慮されなかった明白な誤記の訂正に関する用紙及びその書簡（「明らかな誤りの訂正請求書」）

（２）以下①②の場合には前記（１）の記載にかかわらず、差し替えられ又は取り消された差し替え用紙及びその書簡についても、附属書類として添付されます。

① 差し替えようとし又は取り消そうとする補正が、国際出願の開示の範囲を超えてされた補正であると国際予備審査機関に認められた場合

② 差し替えようとし又は取り消そうとする補正について、補正の根拠を表示する書簡が提出されなかったため、その補正が行われなかったものとして報告が作成された場合

４．附属書類の翻訳文

附属書類の所定の翻訳文は、出願人が所定の期間内に選択官庁に送付します。

（条３６(3)(b)、規７４．１(a)）

第９章　中小企業、スタートアップ企業及び大学等を対象とした軽減・支援措置

２０２４年１月１日以降にされた国際出願又は国際予備審査請求から、国際出願に係る軽減・支援措置により、中小企業等の対象者について必要な全ての手数料を一括してサポートします。

１．軽減・支援措置の対象者・措置内容

２０２４年１月１日以降に特許庁が受理する日本語の国際出願又は国際予備審査請求に係る送付手数料・調査手数料・予備審査手数料の軽減措置、及び国際出願手数料・取扱手数料の支援措置における対象者と措置内容は以下のとおりです。

対象者は、申請日（願書又は国際予備審査請求書を提出する日）において要件を満たしている必要があります。　（法１８の２、令３、同５、法施７９(2)、同８１(2)）

＜対象者・措置内容一覧表＞

対象者（※）	措置内容（手数料の負担割合）
中小企業（会社）	＜出願時＞ 送付手数料・調査手数料・国際出願手数料：1/2 ＜予備審査請求時＞ 予備審査手数料・取扱手数料：1/2
中小企業（個人事業主）	
中小企業（組合・NPO法人）	
中小スタートアップ企業 （法人・個人事業主）	＜出願時＞ 送付手数料・調査手数料・国際出願手数料：1/3 ＜予備審査請求時＞ 予備審査手数料・取扱手数料：1/3
小規模企業（法人・個人事業主）	
研究開発型中小企業 （会社・個人事業主・組合・NPO法人）	＜出願時＞ 送付手数料・調査手数料・国際出願手数料：1/2 ＜予備審査請求時＞ 予備審査手数料・取扱手数料：1/2
アカデミック・ディスカウント （大学等、大学等の研究者）	＜出願時＞ 送付手数料・調査手数料・国際出願手数料：1/2 ＜予備審査請求時＞ 予備審査手数料・取扱手数料：1/2
独立行政法人等	
公設試験研究機関を設置する者	
地方独立行政法人	
承認TLO	
試験独法関連TLO	
福島復興再生特別措置法の認定福島復興再生計画に基づいて事業を行う中小企業 （会社・個人事業主・組合・NPO法人）	＜出願時＞ 送付手数料・調査手数料・国際出願手数料：1/4 ＜予備審査請求時＞ 予備審査手数料・取扱手数料：1/4

※　各対象要件の詳細は、「2024 年１月以降に行う出願・予備審査請求の国際出願関係手数料に係る軽減・支援措置の申請手続」（以下の特許庁ウェブサイト中「＜対象者・措置内容一覧表＞」の対象者名からリンク）を参照してください。

https://www.jpo.go.jp/system/patent/pct/tesuryo/pct_keigen_shinsei_202401.html#1

※　共同出願である場合、すべての者が対象要件を満たしている必要はなく、いずれか１者が

対象要件を満たしていれば、その者の持分に応じて軽減・支援措置申請を行うことができます。

２．軽減・支援措置申請手続

（１）申請時期

願書又は国際予備審査請求書と同時　（法施８４(2)、同８４の２）

※　願書又は国際予備審査請求書の提出後に申請手続を行っても、軽減・支援措置は適用されませんので、必ず同時に提出してください。

（２）申請方法

「手数料軽減申請書」により軽減・支援措置の申請を行います。

（令４、法施８４(1)、同８４の２(1)）［様式６－１］

※　国際出願又は予備審査請求時に軽減・支援措置の申請を行う場合は、手数料計算用紙に軽減・支援措置適用後の額を記載してください。

①　書面手続で国際出願又は予備審査請求をする場合

願書又は国際予備審査請求書に「手数料軽減申請書」を添付して提出を行います。

②　オンライン手続で国際出願又は予備審査請求をする場合

「手数料軽減申請書」（イメージデータ）を添付して提出を行います。

※　イメージデータの添付方法は、以下の特許庁ウェブサイトを参照してください。

https://www.jpo.go.jp/system/patent/pct/tesuryo/pct_keigen_shinsei/imagedata.html

※　手数料の軽減・支援措置を受ける場合には、「料金表メンテナンス」にて「料金表」の金額を軽減・支援措置適用後の金額に変更する必要があります。以下の特許庁ウェブサイトを参照してください。

https://www.jpo.go.jp/system/patent/pct/tesuryo/pct_keigen_shinsei/nyuryoku.html

手数料軽減申請書に必要事項を記載することで、申請者が軽減・支援措置対象の要件に該当することを証する書面（証明書類）の提出を省略することができます。ただし、必要に応じて、特許庁が証明書類を求める場合があります。（法施８５）

共同出願で、申請者（軽減・支援措置の対象となる者）が複数いる場合、願書及び国際予備審査請求書に添付する手数料軽減申請書は１通にまとめて手続をしてください。

共同出願である場合には、必ず持分の割合を定め、出願人全員（軽減・支援措置対象とならない者を含む）の持分割合を手数料軽減申請書に記載していただく必要があります。手数料軽減申請書に持分の割合を記載することで、持分の割合に関する証明書の提出を省略することができます。（法施８３(1)(6)）

（３）軽減・支援措置適用後の手数料額

軽減・支援措置適用後の国際出願関連手数料の計算にあたっては、以下の特許庁ウェブサイトに掲載している手数料計算ツールをご利用ください。

※　国際出願関係手数料計算ツール（エクセル形式）

https://www.jpo.go.jp/system/patent/pct/tesuryo/pct_fee_process.html

（上記特許庁ウェブサイトにて最新適用日に対応した「国際出願関係手数料の計算ツール」

をご利用ください。

国際出願の送付手数料・調査手数料・国際出願手数料、又は国際予備審査請求の予備審査手数料・取扱手数料の軽減・支援措置適用後の額は、それぞれの手数料毎に申請者の手数料の負担割合及び持分の割合を乗じて算出します。なお、国際出願手数料は、最初の３０枚までの手数料、用紙１枚の手数料、インターネット出願の減額のそれぞれの金額に手数料の負担割合を乗じてから計算します。

算定した手数料の金額に１０円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てて計算します。（令５、法施７９(2)(3)(4)、同８１(2)(3)(4)）

※　軽減支援措置適用後の額の計算方法詳細及び計算例については、上記「国際出願関係手数料の計算ツール」の「軽減・支援措置の手数料計算方法」のシートをご確認ください。

（４）提出先（書面手続で国際出願又は予備審査請求をする場合）

〒100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目４番３号
特許庁出願課国際出願室受理官庁

３．軽減・支援措置申請を行った場合の調査手数料の一部払戻しについて

（１）国際調査機関による調査手数料の一部払戻し

日本国特許庁が国際調査機関となっている国際出願について、国際調査報告を作成するために先の出願の審査結果や国際調査報告等の相当部分を利用することができる場合は、調査手数料のうち一定額を出願人の請求により返還します。（規１６．３、同４１．１、法施５０）

詳細は「第６章　第１１節　調査手数料の一部払戻し」を参照してください。

（２）調査手数料の軽減を受けた場合の返還請求額

日本語による国際出願の場合の調査手数料の返還額（５７，０００円）に、手数料の負担割合及び持分の割合を乗じて返還請求額を算出します。（法施５０(1)）

調査手数料の軽減を受けた場合の返還請求額の算出にあたっては、以下の特許庁ウェブサイトに掲載している手数料計算ツールをご利用ください。

※　国際出願関係手数料計算ツール（エクセル形式）
https://www.jpo.go.jp/system/patent/pct/tesuryo/pct_fee_process.html
（上記特許庁ウェブサイトにて最新適用日に対応した「国際出願関係手数料の計算ツール」をご利用ください。

受理官庁
【様式編】

１．国際出願に必要な書類

〔願書中の主な記載例〕

１．氏名（名称）の記載例

日本語での記載は、姓名の順で、姓名間は、スペースで区切ります。

ローマ字を用いた併記も姓名の順です（外国人であっても同様）。また、姓は大文字、名は先頭のみ大文字とし、姓名間は、「,」カンマ ＋ スペースで区切ります。

※日本語における姓名間のスペース、ローマ字を用いた併記における姓名間の「,」カンマ ＋ スペースについては、従来まで任意記載でしたが、ePCT の普及状況を踏まえ今後は、挿入することを強く推奨します。

日本語の場合

（正）特許　太郎

（誤）特許太郎

ローマ字を用いた併記の場合

（正）TOKKYO, Taro

（誤）Taro, TOKKYO

（誤）TOKKYO, TARO

（誤）TOKKYO Taro

旧氏（旧姓）併記の記載例

戸籍上の氏、旧氏をスペースで区切ります（国内手続と異なり括弧書きで旧氏を併記しません）。

「特許」が戸籍上の氏、「発明」が旧氏の場合

（正）特許　発明　太郎　　TOKKYO HATSUMEI, Taro

（誤）特許（発明）　太郎　　TOKKYO(HATSUMEI), Taro

［法人の名称］日本語での記載は、完全な公式の名称で行います。

ローマ字を用いた併記は、翻訳又は音訳し、大文字で記載します。

特許電気株式会社　の場合

TOKKYO ELECTRIC CO., LTD.　　（翻訳による場合）

又は

TOKKYO DENKI KABUSHIKI KAISHA　　（音訳による場合）

２．あて名の記載例

あて名の記載は、郵便番号、国名を含めて記載します（インターネット出願ソフトの「国際出願」タブで作成できる書類の場合、【あて名（日本語）】、【郵便番号】、【国名】のように項目が分割されています）。

ローマ字を用いた併記は、原則あて名（日本語）の逆から（「日本国」を除く）から記載します。

〒100-8915	日本国	東京都	千代田区	霞が関	３－４－３
（1）	（2）	（3）	（4）	（5）	（6）

3-4-3	Kasumigaseki	Chiyoda-ku	Tokyo	100-8915	JAPAN
（6）	（5）	（4）	（3）	（1）	（2）

［例１］（よくあるあて名）

〒115-0045　日本国東京都北区赤羽四丁目２８番４号

28-4, Akabane 4-chome, Kita-ku, Tokyo 115-0045 JAPAN

又は

4-28-4, Akabane, Kita-ku, Tokyo 115-0045 JAPAN

［例２－１］（あて名に「市」等が含まれている場合）

あて名に「市」が含まれる場合は、ローマ字を用いた併記に「shi」（音訳）、「city」（翻訳）等の記載が必要です。同様に「区」、「郡」、「町」、「村」が含まれる場合は、ローマ字を用いた併記に該当の行政区画の記載が必要です。

〒234-0051　日本国神奈川県横浜市港南区日野町２丁目３番４号

2-3-4, Hinocho, Konan-ku, Yokohama-shi, Kanagawa 234-0051 JAPAN

［例２－２］（あて名に「郡」や「村」が含まれている場合）

〒490-1436　日本国愛知県海部郡飛島村港１丁目３番地

1-3, Minato, Tobishima-mura, Ama-gun, Aichi 490-1436 JAPAN

［例２－３］（あて名に「大字」や「字」が含まれる場合）

あて名に「大字」や「字」がある場合、ローマ字を用いた併記に「Oaza」や「Aza」の記載が必要です。

〒989-1300　日本国宮城県柴田郡田村町大字小池字南３８番地

38, Aza Minami, Oaza Koike, Tamura-machi, Shibata-gun, Miyagi 989-1300 JAPAN

［例３］（あて名が○－○号となっている場合）

〒234-0051　日本国神奈川県横浜市港南区日野町一丁目２番５－３号

2-5-3, Hinocho 1-chome, Konan-ku, Yokohama-shi, Kanagawa 234-0051 JAPAN

又は

1-2-5-3, Hinocho, Konan-ku, Yokohama-shi, Kanagawa 234-0051 JAPAN

［例４］（あて名にビル等の名称がある場合）

〒100-0011　日本国東京都千代田区内幸町一丁目２番３号内幸町ビルディング４０１号

Room 401, Uchisaiwaicho Bldg., 2-3, Uchisaiwaicho 1-chome, Chiyoda-ku, Tokyo 100-0011 JAPAN

［例５］（あて名に○○会社内と記載する場合）

〒100-0013　日本国東京都千代田区霞が関三丁目４番３号　佐藤株式会社内

c/o SATO KABUSHIKI KAISHA, 4-3, Kasumigaseki 3-chome, Chiyoda-ku, Tokyo 100-0013 JAPAN

【コラム】英語による出願人（法人）名の表記について

英語による出願人（法人）名の記録は大文字で表記することが望ましい（PCT 出願人の手引（国際段階）5.026）とされています。現在、国際事務局では、記録原本受領時に電子ファイルシステムへの記録を行う際、願書に記載された出願人（法人）名の英語表記が大文字と小文字の混在した表記であった場合でも、原則システムで自動的に大文字へ変更して記録します。そのため、大文字の名前を記載した記録原本を受理した旨の IB 通知（PCT/IB/301）が発行され、国際公開における出願人名の表記も大文字となります。

願書に大小文字混在の出願人名を記載することは可能ですが、上記国際事務局の運用にご留意ください。また、以下の＜よくある質問＞もご参照の上、ご不明な点は、【本件に関するお問合せ先】までお問い合わせください。

＜よくある質問＞

Ｑ１．国際事務局はなぜ、英語による出願人（法人名）に関するシステムの記録を大文字表記に統一するのでしょうか？

Ａ１．（国際事務局の回答）

①一般ユーザーが公開情報から検索しやすいこと、②出願人に関する各種統計が正確に取得可能となること、③フランス語やドイツ語などのアクセントマークが記載不要となること、等の利点があるためです。

Ｑ２．各国への国内移行時に問題が生じることはありませんか？

Ａ２．（国際事務局の回答）

これらの出願人について、願書上の表記が記録原本であることに変わりはありません。国際事務局では、既に以前から願書上の大小文字混在の出願人（法人）名を大文字に統一して記録していますが、その結果、これらの出願人（法人）名の記録について今まで国内移行時に問題が報告された例はありません。万が一、不都合が生じた場合は、国際事務局が対応致しますので、国際事務局へ直接ご連絡ください。

Ｑ３．記録原本（願書の表記）だけでなく、国際公開における出願人の表記も、小文字を表示したいのですが。

Ａ３．（国際事務局の回答）

国際事務局へ直接ご相談ください。

【本件に関するお問合せ先】

WIPO 国際事務局　PCT Operations Division Team7（日本語可）
E-mail： pct.team7@wipo.int　　電話：(41-22) 338 74 07
又は
WIPO 国際事務局　PCT Operations Division Team8（日本語可）
E-mail： pct.team8@wipo.int　　電話：(41-22) 338 74 08

特許協力条約に基づく国際出願

願　　書

出願人は、この国際出願が特許協力条約に従つて処理されることを請求する。

受理官庁記入欄
国際出願番号
国際出願日
（受付印）

出願人又は代理人の書類記号*(希望する場合、最大１２字)*
WO20XX000123

第Ⅰ欄　発明の名称

ハンドスキャナ

第Ⅱ欄　出願人　☐ この欄に記載した者は、発明者でもある。

氏名（名称）及びあて名：*(姓・名の順に記載；法人は公式の完全な名称を記載；あて名は郵便番号及び国名も記載。下記の住所（国名）欄に表示が無い場合、この欄に表示されるあて名の国が、出願人の住所（国名）として扱われる。)*

株式会社東京製作所
TOKYO SEISAKUSHO CORPORATION

1000013
日本国東京都千代田区霞が関三丁目４番３号
4-3, Kasumigaseki 3-chome, Chiyoda-ku, Tokyo 1000013 Japan

電子メールアドレス*：

電話番号：
03-3581-1101

ファクシミリ番号：
03-8765-4321

出願人登録番号：
987654321

*電子メールの使用の承認：以下にレ印を付さない限り、電子メールによる通知を行う受理官庁、国際調査機関及び国際事務局が、上記に記載されたアドレスに電子メールのみで通知を送付することを承認する。
☐郵便のみによる通知の送付を希望する。

国籍 *(国名)*：日本国　JAPAN　　住所 *(国名)*：日本国　JAPAN

この欄に記載した者は、次の指定国についての出願人である：　☑ すべての指定国　☐ 追記欄に記載した指定国

第Ⅲ欄　その他の出願人又は発明者

☑ その他の出願人又は発明者が続葉に記載されている。

第Ⅳ欄　代理人又は共通の代表者、通知のあて名

次に記載された者は、国際機関において出願人のために行動する：　☑ 代理人　☐ 共通の代表者

氏名（名称）及びあて名：*(姓・名の順に記載；法人は公式の完全な名称を記載；あて名は郵便番号及び国名も記載)*

国際　太郎
KOKUSAI, Taro

1020081
日本国東京都千代田区四番町12番地
12, Yonbancho, Chiyoda-ku, Tokyo 1020081 Japan

電子メールアドレス*：
kokusai-taro@jpo.go.jp

電話番号：
03-1234-5678

ファクシミリ番号：
03-1234-5678

代理人登録番号：
123456789

*電子メールの使用の承認：以下にレ印を付さない限り、電子メールによる通知を行う受理官庁、国際調査機関及び国際事務局が、上記に記載されたアドレスに電子メールのみで通知を送付することを承認する。
☐郵便のみによる通知の送付を希望する。

☐ **通知のためのあて名**：代理人又は共通の代表者が選任されておらず、上記枠内に特に通知が送付されるあて名を記載している場合は、レ印を付す。

第 III 欄　その他の出願人又は発明者

この続葉を使用しないときは、この用紙を願書に含めないこと。

氏名（名称）及びあて名：*(姓・名の順に記載；法人は公式の完全な名称を記載；あて名は郵便番号及び国名も記載。下記の住所（国名）欄に表示が無い場合、この欄に表示されるあて名の国が、出願人の住所（国名）として扱われる。)*

佐藤　一郎
SATO, Ichiro

1000013
日本国東京都千代田区霞が関三丁目４番３号
株式会社東京製作所内
c/o TOKYO SEISAKUSHO CORPORATION,
4-3, Kasumigaseki 3-chome, Chiyoda-ku, Tokyo 1000013 Japan

この欄に記載した者は次に該当する：
- [ ] 出願人のみである。
- [ ] 出願人及び発明者である。
- [x] 発明者のみである。（ここにレ印を付したときは、以下に記入しないこと）

出願人登録番号：

国籍（国名）：　　住所（国名）：

この欄に記載した者は、次の指定国についての出願人である：　[ ] すべての指定国　[ ] 追記欄に記載した指定国

氏名（名称）及びあて名：*(姓・名の順に記載；法人は公式の完全な名称を記載；あて名は郵便番号及び国名も記載。下記の住所（国名）欄に表示が無い場合、この欄に表示されるあて名の国が、出願人の住所（国名）として扱われる。)*

この欄に記載した者は次に該当する：
- [ ] 出願人のみである。
- [ ] 出願人及び発明者である。
- [ ] 発明者のみである。（ここにレ印を付したときは、以下に記入しないこと）

出願人登録番号：

国籍（国名）：　　住所（国名）：

この欄に記載した者は、次の指定国についての出願人である：　[ ] すべての指定国　[ ] 追記欄に記載した指定国

氏名（名称）及びあて名：*(姓・名の順に記載；法人は公式の完全な名称を記載；あて名は郵便番号及び国名も記載。下記の住所（国名）欄に表示が無い場合、この欄に表示されるあて名の国が、出願人の住所（国名）として扱われる。)*

この欄に記載した者は次に該当する：
- [ ] 出願人のみである。
- [ ] 出願人及び発明者である。
- [ ] 発明者のみである。（ここにレ印を付したときは、以下に記入しないこと）

出願人登録番号：

国籍（国名）：　　住所（国名）：

この欄に記載した者は、次の指定国についての出願人である：　[ ] すべての指定国　[ ] 追記欄に記載した指定国

氏名（名称）及びあて名：*(姓・名の順に記載；法人は公式の完全な名称を記載；あて名は郵便番号及び国名も記載。下記の住所（国名）欄に表示が無い場合、この欄に表示されるあて名の国が、出願人の住所（国名）として扱われる。)*

この欄に記載した者は次に該当する：
- [ ] 出願人のみである。
- [ ] 出願人及び発明者である。
- [ ] 発明者のみである。（ここにレ印を付したときは、以下に記入しないこと）

出願人登録番号：

国籍（国名）：　　住所（国名）：

この欄に記載した者は、次の指定国についての出願人である：　[ ] すべての指定国　[ ] 追記欄に記載した指定国

[ ] その他の出願人又は発明者が他の続葉に記載されている。

追記欄　*この追記欄を使用しないときは、この用紙を願書に含めないこと。*

１．すべての情報を該当する欄の中に記載できないとき（特別な追記欄が用意されている第VIII欄（ｉ）から（ｖ）までを除く）。

この場合は、「第…欄の続き」（欄番号を表示する）と表示し、記載できない欄の指示と同じ方法で情報を記載する　；　特に、

（ｉ）出願人又は発明者として１人以上を表示する場合で、「続葉」を使用できないとき。

この場合は、「第Ⅲ欄の続き」と表示し、第Ⅲ欄で求められている同じ情報を、それぞれの者について記載する。住所（国名）欄に表示が無い場合、氏名（名称）及びあて名欄に表示されるあて名の国が、出願人の住所（国名）として扱われる。

（ii）第Ⅱ欄又は第Ⅲ欄の枠の中で、「追記欄に記載した指定国」にレ印を付しているとき。

この場合は、「第Ⅱ欄の続き」、「第Ⅲ欄の続き」又は「第Ⅱ欄及び第Ⅲ欄の続き」と記載し、該当する出願人の氏名（名称）を表示し、それぞれの氏名（名称）の次にその者が出願人となる指定国（広域特許の場合は、ＡＲＩＰＯ特許・ユーラシア特許・ヨーロッパ特許・ＯＡＰＩ特許）を記載する。

（iii）第Ⅱ欄又は第Ⅲ欄の枠の中で、発明者又は発明者及び出願人である者が、すべての指定国のための発明者ではないとき。

この場合は、「第Ⅱ欄の続き」、「第Ⅲ欄の続き」又は「第Ⅱ欄及び第Ⅲ欄の続き」と記載し、該当する発明者の氏名を表示し、その者が発明者である指定国（広域特許の場合は、ＡＲＩＰＯ特許・ユーラシア特許・ヨーロッパ特許・ＯＡＰＩ特許）を記載する。

（iv）第Ⅳ欄に示す代理人以外に代理人がいるとき。

この場合は、「第Ⅳ欄の続き」と表示し、第Ⅳ欄で求められている同じ情報を、それぞれの代理人について記載する。

（ｖ）第VI欄の枠の中で、優先権を主張する先の出願が４件以上あるとき。

この場合は、「第VI欄の続き」と表示し、第VI欄で求められているものと同じ情報を、それぞれの先の出願について記載する。

２．国際出願が、特定の指定国において「追加特許」、「追加証」、「追加発明者証」又は「追加実用証」の出願として取り扱われることを希望する旨の表示を出願人が意図するとき。

この場合は、それぞれの指定国名又は２文字の国コードを記載し、かつ、「追加特許」、「追加証」、「追加発明者証」又は「追加実用証」、並びに原出願、原特許又はその他原付与の番号及び原特許又はその他原付与の登録日又は原出願の出願日を表示する（規則４．１１（ａ）(i) 及び４９の２．１（ａ）又は（ｂ））。

３．国際出願が、米国において先の出願の「継続出願」又は「一部継続出願」として取り扱われることを希望する旨の表示を出願人が意図するとき。

この場合、「米国」又は「ＵＳ」と記載し、かつ、「継続出願」又は「一部継続出願」並びに原出願の番号及び出願日を表示する（規則４．１１（a）(ii) 及び４９の２．１（ｄ））。

※この頁は、必要に応じて使用します。

（例１）
２人以上の代理人があり、あて名が同一でない場合

［第IV欄］の続き
特許太郎国際弁理士法人
TOKKYO TARO International Patent Firm

1000013
日本国東京都千代田区霞が関四丁目４番１号
4-1, Kasumigaseki 4-chome, Chiyoda-ku,
Tokyo 1000013 Japan

電話番号　03-3592-1308
ファクシミリ番号　03-3501-9803

（例２）
２人以上の代理人があり、
「第IV欄　代理人又は共通の代表者、通知のあて名」
にすべての情報を記載できない場合

［第IV欄］の続き
特許　次郎　TOKKYO, Jiro
あて名は第IV欄の記載と同じ
The same address as Box IV

（例３）
記載すべき優先権の主張の全てを第VI欄に
記載できない（先の出願が4件以上ある）場合

［第VI欄］の続き
（４）
先の出願日　dd.mm.20XX
出願番号　特願20XX-XXXXXX
国名　日本国　JAPAN

第Ⅴ欄　国の指定

この願書を用いてされた国際出願は、規則４．９（ａ）に基づき、国際出願日に拘束されるすべての PCT 締約国を指定し、取得しうるあらゆる種類の保護を求め、及び該当する場合には広域と国内特許の両方を求める国際出願となる。
しかしながら、以下の国については指定をせず、その国の国内保護を求めない。

☐ DE ドイツについては**指定をしない**
☑ JP 日本については**指定をしない**
☐ KR 韓国については**指定をしない**

← 日本出願を優先権主張の基礎とする場合であって、先の日本出願のみなし取下げを回避するために、日本を指定から除外する場合の記載例

（上記のチェック欄は、上記の特定の国の指定を除外するときに使用することができ、この指定を除外することができるのは、出願の際又は規則 26 の 2.1 により上記の特定の国における先の国内出願を基礎とする優先権を国際出願の第Ⅵ欄で主張する結果、その国の国内法令に基づいてこの先の国内出願の効果が消滅するのを避けるのを目的とする場合に限る。しかし、いったん除外した指定は、それを変更することはできない。）

第 VI 欄　優先権主張及び優先権書類

以下の先の出願に基づく優先権を主張する：

先の出願日 (日．月．年)	先の出願番号	先の出願		
		国内出願：パリ条約同盟国名又は WTO 加盟国名	広域出願：広域官庁名	国際出願：受理官庁名
（1） dd.mm.20XX	20XX-888888	日本国　JAPAN		
（2） dd.mm.20XX	PCT/JP20XX/ 999999			日本国　JAPAN
（3）				

☐ 他の優先権の主張（先の出願）が追記欄に記載されている。

優先権書類の提出：

☑ 受理官庁に対して、上記の先の出願（受理官庁と同じ官庁に対して出願されたものに限る。）のうち、以下のものについては、優先権書類を作成し国際事務局に送付することを請求する。
☐すべて　☐優先権(1)　☑優先権(2)　☐優先権(3)　☐その他は追記欄参照

☑ 国際事務局に対して、上記の先の出願のうち、以下のものについては、該当する場合には以下に記載したアクセスコードを利用し、優先権書類に記載されている事項に係る情報（国際事務局が規則 17.1(b の 2)の電子図書館（以下「電子図書館」という。）から取得できるものに限る。）を電子図書館から取得することを請求する。
☑優先権(1)　アクセスコード AB55
☐優先権(2)　アクセスコード＿＿＿＿
☐優先権(3)　アクセスコード＿＿＿＿
☐その他は追記欄参照

優先権の回復：上記の優先権主張欄又は追記欄で特定される先の出願のうち、項目（＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）について優先権の回復を受理官庁に対して請求する。（優先権の回復の請求を裏付ける更なる情報が提出されなければならないことについて、第 VI 欄の備考を参照）

引用による補充：条約第１１条（１）(iii)（ｄ）若しくは（ｅ）に規定する国際出願の要素、又は規則２０．５（ａ）若しくは規則２０．５の２（ａ）の規定に基づく明細書、請求の範囲若しくは図面がこの国際出願には含まれていないが、受理官庁が条約第１１条（１）(iii)に規定する要素の１つ以上を最初に受領した日において優先権を主張する先の出願にそれが完全に含まれている場合には、規則２０．６に基づく確認の手続を条件として、その要素又は部分を規則２０．６の規定によりこの国際出願に引用して補充することを請求する。

第 VII 欄　国際調査機関

国際調査機関（ＩＳＡ）の選択（２以上の国際調査機関が国際調査を実施可能な場合、いずれかを選択し二文字コードを記載。）
ＩＳＡ／ＪＰ

第 VII 欄の続き　先の調査及び先の分類の結果の利用

項目１．規則４．１２に基づく出願人による請求

１．１ ☑ 第 VII 欄において選択した国際調査機関に対し、以下の**先の調査の結果を考慮することを請求**する *（第 VII 欄の続き項目１「２以上の先の調査の結果の利用」の備考を参照）*。

出願日 *（日．月．年）*	出願番号	国名 *（又は広域官庁名）*
dd.mm.20XX	20XX-888888	日本国　JAPAN

☐ **陳述（規則４．１２（ii））**：この国際出願は先の調査が行われた出願と同一又は実質的に同一である。または、異なる言語で出願されたことを除き、この国際出願は、先の調査が行われた出願と同一又は実質的に同一である。

１．２　先の調査の結果の提出（必要な場合＊）

☐ **文書の入手可能性（規則１２の２．１（ｃ）及び（ｄ）並びに１２の２．２（ｂ））**：以下の書面については、**国際調査機関**が認める形式及び方法で**入手可能**であるため、出願人が受理官庁又は国際調査機関に提出することを**要求されない**。

- ☐ 先の調査の結果の写し
- ☐ 先の調査の結果に係る出願の写し
- ☐ 国際調査機関が認める言語による先の調査の結果に係る出願の翻訳文
- ☐ 国際調査機関が認める言語による先の調査の結果の翻訳文
- ☐ 先の調査の結果に列記された文献の写し *（可能な場合には、当該国際調査機関が入手可能な文献名を以下に記載する。）*

☐ **受理官庁に対し、先の調査の結果の写しを国際調査機関へ送付することの請求（規則１２の２．１（ｂ）及び（ｄ））**：*（当該先の調査が、第 VII 欄で選択した国際調査機関により**行われなかったが**、受理官庁として行動する官庁と**同一の官庁**により行われた場合、又は当該先の調査の結果を受理官庁が**入手可能**な場合）*：出願人は受理官庁に対し、先の調査の結果の写しを**作成し**国際調査機関へ**送付する**ことを**請求する**。

＊項目１の事項のいずれにも該当しない場合に**限り**、出願人は、先の調査の結果の写しを受理官庁又は国際調査機関に提出する必要がある *（照合欄１０．及び第 VII 欄の続き項目１の備考を参照）*。

☐ その他の先の調査が続葉に記載されている。

項目２．出願人による規則４．１２に基づく請求がなかった場合における、先の調査及び先の分類の結果の受理官庁による国際調査機関への送付

２．１　国際出願が、先の出願に基づく優先権を主張する場合、条約第３０条（２）（ａ）及び（３）の規定に従うことを条件として、**受理官庁**は次のことを行う。

— 先の出願が**受理官庁**として行動する官庁と**同一の**官庁に出願されており、かつ、当該官庁が当該先の出願についての先の調査を**行った**場合には、受理官庁は、先の調査及び先の分類の結果の写しを国際調査機関へ**送付する**（ただし、そのような写しが既に国際調査機関によって入手可能である場合を除く）（規則２３の２．２（ａ））。

— 先の出願が異なる官庁に出願されたが、受理官庁が当該先の調査及び先の分類の結果を入手可能である場合には、受理官庁はそのような写しを**送付できる**（規則２３の２．２（ｃ））。

ただし、出願人が受理官庁に対し、規則４．１２に基づく先の調査の結果の写しを国際調査機関へ送付することを請求しなかった場合（上記項目１．参照）、本国際出願で優先権を主張する以下の出願に係る先の調査については、出願人は以下の点を考慮できる *（第 VII 欄の続き項目２「２以上の先の調査の結果の利用」の備考を参照）*。

出願日 *（日．月．年）*	出願番号	国名 *（又は広域官庁名）*

２．２　受理官庁が先の調査の結果を国際調査機関へ送付しないことの請求（規則２３の２．２（ｂ））

☐ 受理官庁に対し、先の調査の結果を国際調査機関へ**送付しないことを請求する**（規則２３の２．２（ｂ））。*（この項目は国際出願が次の受理官庁へ出願された場合にのみレ印を付すことができる：DE（ドイツ）、FI（フィンランド）及び SE（スウェーデン））*

２．３　受理官庁が先の調査及び先の分類の結果を国際調査機関へ送付することの承諾（規則２３の２．２（ａ）及び（ｅ））

☐ 受理官庁が先の調査及び先の分類の結果を国際調査機関へ**送付することを承諾する**（規則２３の２．２（ｅ））。*（この項目は国際出願が次の受理官庁へ出願された場合にのみレ印を付すことができる：AU（オーストラリア）、CZ（チェコ共和国）、FI（フィンランド）、 HU（ハンガリー）、IL（イスラエル）、JP（日本）、NO（ノルウェー）、SE（スウェーデン）、SG（シンガポール）及び US（米国））*

☐ 受理官庁が先の国際調査及び先の分類の結果を国際調査機関へ**送付することを承諾する**（規則２３の２．２（ａ）及び条約３０条（２）（ａ）、（３））。*（この項目は、先の調査が、本国際出願の優先権の主張の基礎となる**国際出願**に関係する場合であって、当該先の国際調査が第VII欄で選択した国際調査機関と**異なる**国際調査機関により行われた場合にのみレ印を付すことができる。）*

☐ その他の先の調査が続葉に記載されている。

第 VIII 欄　申立て

この国際出願は以下の**申立て**を含む。*（下記の該当する欄をチェックし、右にそれぞれの申立て数を記載）*

		申立て数
☐ 第 VIII 欄(ｉ)	発明者の特定に関する申立て	:
☐ 第 VIII 欄(ii)	出願し及び特許を与えられる国際出願日における出願人の資格に関する申立て	:
☐ 第 VIII 欄(iii)	先の出願の優先権を主張する国際出願日における出願人の資格に関する申立て	:
☐ 第 VIII 欄(iv)	発明者である旨の申立て（米国を指定国とする場合）	:
☐ 第 VIII 欄(ｖ)	不利にならない開示又は新規性喪失の例外に関する申立て	:

第ＩＸ欄　照合欄　書面による出願用－この用紙は、書面により国際出願をする場合にのみ使用する

この国際出願は**次のものを含む**。　用紙の枚数

(a) 願書様式PCT/RO/101(申立て及び追記用紙を含む)：… 6 枚

(b) 明細書：… 5 枚

(c) 請求の範囲：… 1 枚

(d) 要約書：… 1 枚

(e) （提出する場合には）図面：… 2 枚

用紙の合計： １５ **枚**

(f) WIPO標準ST.26XMLファイル形式で、明細書のうち配列表を記載した部分（物理媒体の種類及びその数を記載すること）：

… 枚

この国際出願には、以下にチェックしたものが添付されている。　数

1．☑ 手数料計算用紙 ： 1

☐ 納付する手数料に相当する特許印紙を貼付した書面 ：

2．☐ 個別の委任状の原本 ：

3．☐ 包括委任状の原本 ：

4．☐ 包括委任状の写し ：

5．☐ 優先権書類（上記第VI欄の（　）の番号を記載する）： ＿＿＿＿ ：

6．☐ 国際出願の翻訳文（翻訳に使用した言語名を記載する） ＿＿＿＿ ：

7．☐ 寄託した微生物又は他の生物材料に関する書面 ：

8．☐ 先の調査の結果の写し（規則１２の２．１（ａ）） ：

9．☐ その他（書類名を具体的に記載） ：

要約書とともに提示する**図面**：図1

本国際出願の**言語**：日本語

第Ｘ欄　出願人、代理人又は共通の代表者の署名

署名者の氏名（及び法人を代表して署名する場合は法人名を含む肩書）を記載し、その次に署名する。

国際　太郎

受理官庁記入欄

1．国際出願として提出された書類の実際の受理の日

3．国際出願として提出された書類を補完する書面又は図面であつてその後期間内に受理されたものの実際の受理の日（訂正日）

4．特許協力条約第１１条（２）に基づく必要な補完の期間内の受理の日

5．出願人により特定された国際調査機関　ＩＳＡ／

6．☐ 調査手数料未払いにつき、国際調査機関に調査用写しを送付していない。

2．図面

☐ 受理された

☐ 不足図面がある

国際事務局記入欄

記録原本の受理の日：

この用紙は、国際出願の一部を構成せず、国際出願の用紙の枚数に算入しない。

［１－１(1)］
（紙書類出願）

ＰＣＴ
手　数　料　計　算　用　紙

願書附属書

受理官庁記入欄

国際出願番号

受理官庁の日付印

出願人又は代理人の書類記号

WO20XX000123

出願人

株式会社東京製作所

所定の手数料の計算

１．送付手数料	17,000 円	T
２．調査手数料	143,000 円	S
国際調査機関：ＩＳＡ／JP		
３．国際出願手数料		
国際出願に含まれる用紙の枚数 15 枚		
i1 最初の３０枚まで	217,700 円	i1
i2 ＿＿ × ＿＿ = （30枚を超える用紙の枚数 × 用紙一枚の手数料）	円	i2
i1 及び i2 に記入した金額を加算し、合計額を I に記入	217,700 円	I
４．優先権書類手数料（必要に応じて）	円	P
５．優先権主張の回復手数料（必要に応じて）	円	RP
６．先の調査書類手数料（必要に応じて）	円	ES
７．納付すべき手数料の合計 T、S、I、P、RP 及び ES に記入した金額を加算し、総額を合計に記入	377,700 円 合　計	

支払方法（受理官庁によっては利用できない支払方法がある）

- ☐ クレジットカード（詳細は本用紙に記入しない）
- ☑ 予納台帳又は当座預金口座からの引き落としの承認
- ☐ 銀行振込
- ☐ 現金
- ☐ 郵便振替
- ☐ 小切手
- ☐ 特許印紙
- ☐ その他：

予納台帳又は当座預金口座からの引き落とし（又は振込み）の承認（受理官庁によっては利用できない場合がある）

- ☑ 上記の合計額の引き落としの承認
- ☐ （このチェックボックスは受理官庁の予納台帳又は当座預金口座の条件が認める場合にのみ有効）上記の合計額の不足額の引き落とし又は過誤納額の振込みの承認
- ☐ 優先権書類手数料の引き落としの承認

受理官庁：ＲＯ／JP

予納台帳又は当座預金口座番号：888888

日付：dd.mm.20XX

氏名：国際　太郎

署名：

様式ＰＣＴ／ＲＯ／１０１（附属書）（２０２２年７月）

手数料計算用紙の備考参照

特許印紙の貼付例
（国際出願と同時に納付する場合）

特許印紙	特許印紙	特許印紙	特許印紙

送付手数料	１７，０００円
国際出願手数料	２１７，７００円
調査手数料	１４３，０００円
合計	３７７，７００円

明　細　書

発明の名称

ハンドスキャナ

技術分野

本発明は、走査位置の観測確認が容易なハンドスキャナに関するものである。

背景技術

イメージ入力装置の中で、ハンドスキャナは、入力情報の記載された媒体の形状や媒体上の入力情報の位置を問わず、必要な情報のみを入力できる利点があるので、ＰＯＳ用のＯＣＲの入力部として実用に供されている。

実用のハンドスキャナＯＣＲは、ＯＣＲ－Ｂフォントサイズ１など、比較的小寸法の文字のみを入力して確認するものである。文字の上下方向の観測視野は、手のゆらぎを考慮して文字の高さの２倍以上に余裕をもたせてあったが、入力情報の周囲に十分な背景白部のある孤立文字列を扱うため、左右方向は被写体と接続する部分の幅を極力狭くして走査位置が見えやすくするのみで実用上十分であった。

しかし、文書の部分イメージ入力などに供するときには、比較的広い視野と高い走査解像度を実現し且つ手送り移動の振れを生じにくくするため、書面との接触面積を十分に確保する必要がある。図１は、文書の部分入力に適用するハンドスキャナの外観例と書面との位置関係を示したものであり、１はハンドスキャナハウジング、２は入力書面を表す。また、入力位置Ｐ点を含む１点鎖線が書面に対する外観視野を表し、矢印は手送りによるハンドスキャナの移動方向を示している。このようにハンドスキャナハウジングの高さと被覆する面積が大きくなるので、入力位置Ｐ点の近傍を視野確認できないという欠点があった。

一般文書の任意の一部を入力する用途において、この欠点は入力操作性に関し

て大きな障害である。具体的には、不必要な情報をも入力したり、入力情報の前後がかけたり、あるいは、手送りの曲りによって必要な情報の上下が欠落したりするなどの問題があった。

この改善策として、密着センサを使用しハウジングの高さ方向の寸法を圧縮する方法がある。図２はこの方法による光学系の実装形態を示すための説明図であって、主走査方向に対して直角な平面による断面図である。図２で、３は１次元イメージセンサ、４はロッドレンズ、５は照明ランプである。しかしながらこの方法でも、センサ、ロッドレンズ、ランプの実装のため無視できない寸法の幅（図２のW）を確保する必要がある。片側から照明してＰ点を左右方向に移動し、ハウジング側端部（図２のＱ点）との距離を短縮しても、センサ基盤の厚みなどに最低５mm 程度は必要となる。光学ミラーなどで光路を折曲げる方法もあるが、ハウジングがさらに大きくなり焦点の調整も煩雑になる。

先行技術文献

特許文献

特許文献１：特開２００３－０００００００号公報

非特許文献

非特許文献１：特許一郎著「ハンドスキャナのいろいろ」特許出版２００３年

発明の概要

発明が解決しようとする課題

解決しようとする問題点は、高精細な図を手送りで走査入力する操作において障害となる入力位置を目視確認できない点である。

課題を解決するための手段

本発明は、書面の走査位置またはその直前（直後）を常に目視可能とするため、書面に垂直な方向に対して傾斜した光路で受光することを最も主要な特徴とする。

発明の効果

本発明のハンドスキャナは、ハウジング上部から斜めの光軸を通して１次元イメージセンサで走査するため、センサの視野すなわち入力位置を、直接あるいは近傍で常に観測確認できるので、入力対象の綴じ込み条件や操作方法に応じて左右の側端部を使い分けられるという利点がある。

図面の簡単な説明

図１はハンドスキャナの実施方法を示した説明図である。（実施例１）

図２はハンドスキャナの実施方法を示した説明図である。（実施例２）

発明を実施するための形態

ハウジング外または可能な限りハウジング側端部に近い位置からイメージを入力するという目的を、最小の部品点数で、光学系構成部品の厚みを損なわずに実現した。

実施例１

図１は、本発明装置の１実施例の断面図であって、１～５は、図２と同様である。また、６はセンサドライバー、７は信号入出力端子、８は手送り速度検出機構である。

センサ３は入力位置Ｐ点を常に走査しており、ドライバー６の制御によって走査したビデオ信号を端子７から出力する。本発明の主体は光学系の実装方法にあるので、電子、機構系の説明は省略する。

一般にセンサ受光面の光軸方向の受光光量I_{C12}は、下記の数式１によって求まるということが数学的にすでにわかっている。下記の表に数式の各物理量の実用的な値の例を示す。

［数１］

$$I_{O12}=((RR/3_X-1/\sqrt{3})\ i_{2f}\ (dv_{25}/dT=0)$$
$$-(RR/3_X-1/\sqrt{3})\ i_{1f}\ (dV_{25}/dT=0))^4$$

［表１］

受光光量の算出根拠			
項　　目	記　号	適正値	単　位
ランプの放射光量	I	5×10^{-5}	Lumen／mm^2
観測面と受光面との距離	X	２０	mm
受光面の移動速度	V／t	５～２０	mm／秒
受光面と観測面とのなす角度	i_{2f} i_{1f}	０～１５ ０～１５	度
y（x）軸方向の変位置	V_{25} （V_{51}）		mm

上記の数式において、表に示したように、Ｉはランプの放射光量、Ｘは観測面と受光面との距離、Ｖ／ｔは受光面の移動速度である。

このような光学系の実装形態を採用したので、幾何光学上の特性を実効的に劣化することなく、ハウジング１の側端部（Ｑ点）から書面のイメージを入力でき

る。従って、操作者にはハンドスキャナの入力位置またはその近傍が常時目視でき、書面入力先頭への位置決め、走査中の方向確認、末尾の確認が容易になる。さらに、ハウジング１の側面を傾斜させることができ、操作者からＱ点が見易いので走査中の視点の移動を低減する効果がある。

実施例２

図２の実施例は、ハウジングに取付けたスイッチによって、左右いずれからでも入力できるので、例えば文書の左端から入力する場合は左端の側端部に、右端まで入力する場合は右端の側端部に各々切替えて使用する。副走査の精度を確保するためには、ハウジングの接紙条件の良いことが要となるので、この切替え機能はハンドスキャナの操作性向上と入力対象の拡大におおいに役立つ。

産業上の利用可能性

筐体に取付けたスイッチを用いて容易に左右の選択ができ、側端部に半透明フードを取付けることによって、輝度の大きい照明が必要かつ操作者による入力位置の直視が不可欠な用途にも適用できる。

符号の説明

１　ハンドスキャナハウジング
２　入力書面
３　１次元イメージセンサ
４　ロッドレンズ
５　照明ランプ

6

請求の範囲

[請求項１]

レンズ系を介して書面からの反射散乱光を１次元イメージセンサに受光することで主走査を行い、書面を被覆したハウジングを手送り移動することで副走査を行う書面イメージの入力手段において、該ハウジング内の上部に装着され、その受光面が書面と平行になるように設定された１次元イメージセンサと、書面に垂直でセンサ列方向軸を含む平面に対して傾斜し、かつ該センサ列方向軸と直行した光路面を構成するレンズ系とを備え、該ハウジングの被覆側端部で主走査することを特徴とするハンドスキャナ。

要約書

書面に垂直方向に対して傾斜した光路で受光することで、書面の走査位置またはその直前（直後）を常に目視可能とする。

レンズ系を介して書面（２）からの反射散乱光を１次元イメージセンサに受光することで主走査を行い、書面（２）を被覆したハウジング（１）を手送り移動することで副走査を行う図面イメージの入力手段において、該ハウジング（１）内の上部に装着され、その受光面が図面と平行になるように設定された１次元イメージセンサと、書面（２）に垂直でセンサ列方向軸を含む平面に対して傾斜し、かつ該センサ列方向軸と直交した光路面を構成するレンズ系とを備え、該ハウジング（１）の被覆側端部で主走査する。

図１

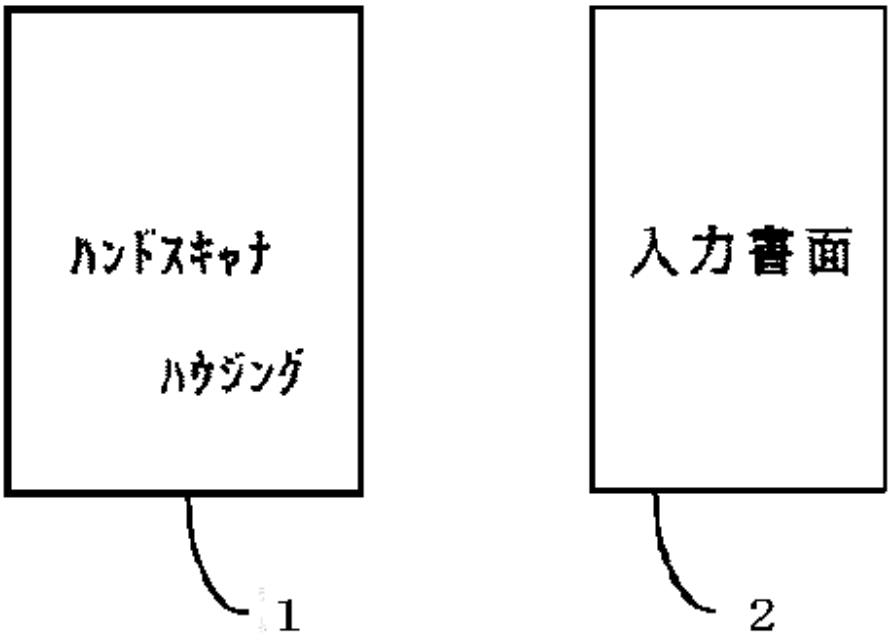

図２

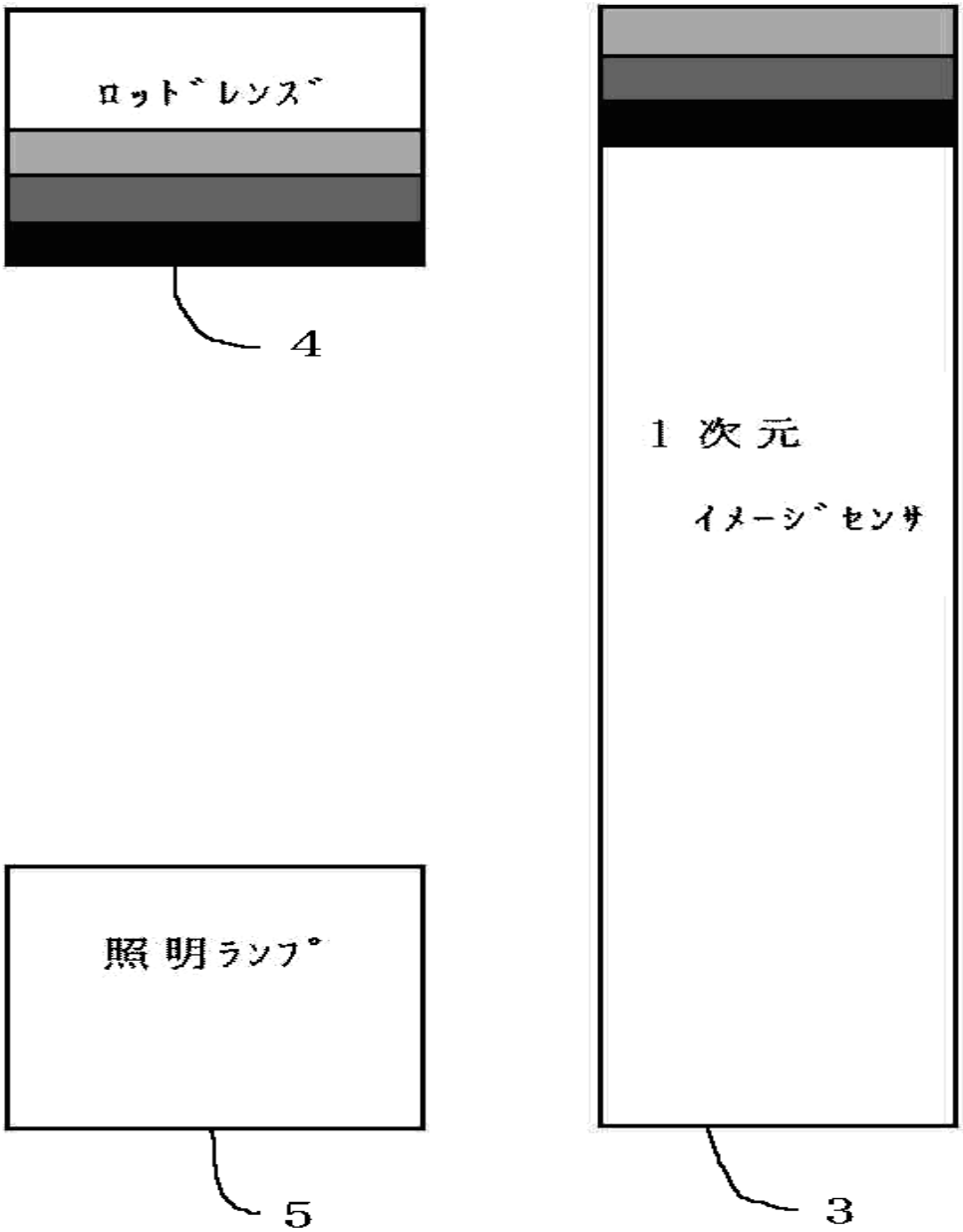

WO20XX000123

特許協力条約に基づく国際出願願書

(注意　電子データが原本となります)

0	受理官庁記入欄	
0-1	国際出願番号	
0-2	国際出願日	
0-3	(受付印)	

0-4	様式 PCT/RO/101 この特許協力条約に基づく国際出願願書は、	
0-4-1	右記によって作成された。	JPO-PAS i480
0-5	申立て 出願人は、この国際出願が特許協力条約に従って処理されることを請求する。	
0-6	出願人によって指定された受理官庁	日本国特許庁（JPO）（RO/JP）
0-7	出願人又は代理人の書類記号	WO20XX000123
I	発明の名称	ハンドスキャナ
II	出願人	
II-1	この欄に記載した者は	出願人である（applicant only）
II-2	右の指定国についての出願人である。	すべての指定国（all designated States）
II-4ja	名称	株式会社東京製作所
II-4en	Name:	TOKYO SEISAKUSHO CORPORATION
II-5ja	あて名	1000013 日本国 東京都千代田区霞が関三丁目４番３号
II-5en	Address:	4-3, Kasumigaseki 3-chome, Chiyoda-ku, Tokyo 1000013 Japan
II-6	国籍（国名）	日本国 JP
II-7	住所（国名）	日本国 JP
II-8	電話番号	03-3581-1101
II-9	ファクシミリ番号	03-8765-4321
II-11	出願人登録番号	987654321

WO20XX000123

特許協力条約に基づく国際出願願書

(注意　電子データが原本となります)

III-1	その他の出願人又は発明者	
III-1-1	この欄に記載した者は	発明者である（inventor only）
III-1-3	右の指定国についての発明者である。	
III-1-4ja	氏名(姓名)	佐藤　一郎
III-1-4en	Name (LAST, First):	SATO, Ichiro
III-1-5ja	あて名	1000013 日本国 東京都千代田区霞が関三丁目４番３号　株式会社東京製作所内
III-1-5en	Address:	c/o TOKYO SEISAKUSHO CORPORATION, 4-3, Kasumigaseki 3-chome, Chiyoda-ku, Tokyo 1000013 Japan
IV-1	代理人又は共通の代表者、通知のあて名 下記の者は国際機関において右記のごとく出願人のために行動する。	代理人（agent）
IV-1-1ja	氏名(姓名)	国際　太郎
IV-1-1en	Name (LAST, First):	KOKUSAI, Taro
IV-1-2ja	あて名	1020081 日本国 東京都千代田区四番町１２番地
IV-1-2en	Address:	12, Yonbancho, Chiyoda-ku, Tokyo 1020081 Japan
IV-1-3	電話番号	03-1234-5678
IV-1-4	ファクシミリ番号	03-1234-5678
IV-1-5	電子メール	kokusai-taro@jpo.go.jp
IV-1-5(a)	電子メール使用の承認 受理官庁、国際調査機関、国際事務局若しくは国際予備審査機関が、その官庁又は機関が希望する場合には、この電子メールアドレスを利用して、この国際出願に関する通知を送付することを承認する。	通知の写しを事前に送付するために利用することを承認する。
IV-1-6	代理人登録番号	123456789
V	国の指定	
V-1	この願書を用いてされた国際出願は、規則4.9(a)に基づき、国際出願の時点で拘束される全てのPCT締約国を指定し、取得しうるあらゆる種類の保護を求め、及び該当する場合には広域と国内特許の両方を求める国際出願となる。	
V-2	V-2欄は、特定の国の指定を除外するときに使用することができ、この指定を除外することができるのは、出願の際若しくは規則26の2.1により上記の特定の国における先の国内出願を基礎とする優先権を国際出願の第VI欄で主張する結果、その国の国内法令に基づいてこの先の国内出願の効果が消滅するのを避けるのを目的とする場合に限る。しかし、いったん除外した指定は、それを変更することはできない。	JP 日本出願を優先権主張の基礎とする場合であって、先の日本出願のみなし取下げを回避するために、日本を指定から除外する場合の記載例
VI-1	先の国内出願に基づく優先権主張	
VI-1-1	出願日	20XX年 mm月 dd日（dd.mm.20XX）
VI-1-2	出願番号	20XX-888888
VI-1-3	パリ条約同盟国名又はWTO加盟国名	日本国 JP

WO20XX000123

特許協力条約に基づく国際出願願書

(注意　電子データが原本となります)

VI-2	先の国際出願に基づく優先権主張		
VI-2-1	出願日	20XX年 mm月 dd日（dd.mm.20XX）	
VI-2-2	出願番号	PCT/JP20XX/999999	
VI-2-3	受理官庁名	日本国 JP	
VI-3	優先権証明書送付の請求 国際事務局に対して、上記の先の出願のうち、右記のものについては、該当する場合には記載されたアクセスコードを利用し、優先権書類に記載されている事項に係る情報を電子図書館から、取得することを請求する。	VI-1 アクセスコード： AB55	
VI-4	優先権証明書送付の請求 受理官庁に対して、上記の先の出願のうち、右記のものについては、優先権書類を作成し国際事務局に送付することを請求する。	VI-2	
VI-5	引用による補充： 条約第11条(1)(iii)(d)若しくは(e)に規定する国際出願の要素、又は規則20.5(a)若しくは規則20.5の2(a)の規定に基づく明細書、請求の範囲若しくは図面がこの国際出願には含まれていないが、受理官庁が条約第11条(1)(iii)に規定する要素の1つ以上を最初に受領した日において優先権を主張する先の出願にそれが完全に含まれている場合には、規則20.6に基づく確認の手続を条件として、その要素又は部分 を規則20.6の規定によりこの国際出願に引用して補充することを請求する。		
VII-1	特定された国際調査機関(ISA)	日本国特許庁（JPO）（ISA/JP）	
VII-2	先の調査の結果の利用請求		
VII-2-1	出願日	20XX年 mm月 dd日（dd.mm.20XX）	
VII-2-2	出願番号	20XX-888888	
VII-2-3	国名(又は広域官庁)	日本国 JP	
VIII	申立て	申立て数	
VIII-1	発明者の特定に関する申立て	–	
VIII-2	出願し及び特許を与えられる国際出願日における出願人の資格に関する申立て	–	
VIII-3	先の出願の優先権を主張する国際出願日における出願人の資格に関する申立て	–	
VIII-4	発明者である旨の申立て（米国を指定国とする場合）	–	
VIII-5	不利にならない開示又は新規性喪失の例外に関する申立て	–	
IX	照合欄	用紙の枚数	添付された電子データ
IX-1	願書（申立てを含む）	4	✓
IX-2	明細書	5	✓
IX-3	請求の範囲	1	✓
IX-4	要約	1	✓
IX-5	図面	1	✓
IX-6a	明細書の配列表（国際調査のためにも利用される）	–	–
IX-7	合計	12	
	添付書類	添付	添付された電子データ
IX-8	手数料計算用紙	–	✓
IX-20	要約とともに提示する図の番号	1	
IX-21	国際出願の使用言語名	日本語	

WO20XX000123

特許協力条約に基づく国際出願願書

(注意　電子データが原本となります)

X-1	出願人、代理人又は代表者の記名押印	(PKCS7 デジタル署名)
X-1-1	氏名(姓名)	国際　太郎
X-1-3	権限（署名者が法人の場合）	

受理官庁記入欄

10-1	国際出願として提出された書類の実際の受理の日	
10-2	図面	
10-2-1	受理された	
10-2-2	不足図面がある	
10-3	国際出願として提出された書類を補完する書類又は図面であってその後期間内に提出されたものの実際の受理の日（訂正日）	
10-4	特許協力条約第11条(2)に基づく必要な補完の期間内の受理の日	
10-5	出願人により特定された国際調査機関	ISA/JP
10-6	調査手数料未払いにつき、国際調査機関に調査用写しを送付していない	

国際事務局記入欄

11-1	記録原本の受理の日	

WO20XX000123

1/1

PCT手数料計算用紙(願書付属書)

(注意　電子データが原本となります)
[この用紙は、国際出願の一部を構成せず、国際出願の用紙の枚数に算入しない]

0	受理官庁記入欄	
0-1	国際出願番号	
0-2	受理官庁の日付印	

0-4 0-4-1	様式 PCT/RO/101(付属書) このPCT手数料計算用紙は、 右記によって作成された。	JPO-PAS i480
0-9	出願人又は代理人の書類記号	WO20XX000123
2	出願人	株式会社東京製作所

			金額/係数	小計 (JPY)
12	所定の手数料の計算			
12-1	送付手数料	T	➪	17000
12-2	調査手数料	S	➪	143000
12-3	国際出願手数料 (最初の30枚まで)	i1	217700	
12-4	30枚を超える用紙の枚数		0	
12-5	用紙1枚の手数料	(X)	0	
12-6	合計の手数料	i2	0	
12-7	i1 + i2 =	i	217700	
12-12	fully electronic filing fee reduction	R	-49100	
12-13	国際出願手数料の合計 (i-R)	I	➪	168600
12-19	納付するべき手数料の合計 (T+S+I+P)		➪	328600

12-21	支払方法	予納台帳引き落としの承認
12-22	予納台帳 受理官庁	日本国特許庁（JPO）（RO/JP）
12-22-1	上記手数料合計額の請求に対する承認	✓
12-23	予納台帳番号	888888
12-24	日付	20XX年 mm月 dd日（dd.mm.20XX）
12-25	記名押印	

明　細　書

発明の名称 ： ハンドスキャナ

技術分野

［0001］　本発明は、走査位置の観測確認が容易なハンドスキャナに関するものである。

背景技術

［0002］　イメージ入力装置の中で、ハンドスキャナは、入力情報の記載された媒体の形状や媒体上の入力情報の位置を問わず、必要な情報のみを入力できる利点があるので、ＰＯＳ用のＯＣＲの入力部として実用に共されている。

実用のハンドスキャナＯＣＲは、ＯＣＲ－Ｂフォントサイズ Ｉ など、比較的小寸法の文字のみを入力して確認するものである。文字の上下方向の観測視野は、手のゆらぎを考慮して文字の高さの２倍以上に余裕をもたせてあったが、入力情報の周囲に十分な背景白部のある孤立文字列を扱うため、左右方向は被写体と接続する部分の幅を極力狭くして走査位置が見えやすくするのみで実用上十分であった。

［0003］　しかし、文書の部分イメージ入力などに供するときには、比較的広い視野と高い走査解像度を実現し且つ手送り移動の振れを生じにくくするため、書面との接触面積を十分に確保する必要がある。図１は、文書の部分入力に適用するハンドスキャナの外観例と書面との位置関係を示したものであり、１はハンドスキャナハウジング、２は入力書面を表す。また、入力位置Ｐ点を含む１点鎖線が書面に対する外観視野を表し、矢印は手送りによるハンドスキャナの移動方向を示している。このようにハンドスキャナハウジングの高さと被覆する面積が大きくなるので、入力位置Ｐ点の近傍を視野確認できないという欠点があった。

［0004］　一般文書の任意の一部を入力する用途において、この欠点は入力操作性に関して大きな障害である。具体的には、不必要な情報をも入力したり、入力情報の前後がかけたり、あるいは、手送りの曲りによって必要な情報の上下

が欠落したりするなどの問題があった。

［0005］　この改善策として、密着センサを使用しハウジングの高さ方向の寸法を圧縮する方法がある。図２はこの方法による光学系の実装形態を示すための説明図であって、主走査方向に対して直角な平面による断面図である。図２で、３は１次元イメージセンサ、４はロッドレンズ、５は照明ランプである。しかしながらこの方法でも、センサ、ロッドレンズ、ランプの実装のため無視できない寸法の幅（図２のＷ）を確保する必要がある。片側から照明してＰ点を左右方向に移動し、ハウジング側端部（図２のＱ点）との距離を短縮しても、センサ基盤の厚みなどに最低５㎜程度は必要となる。光学ミラーなどで光路を折曲げる方法もあるが、ハウジングがさらに大きくなり焦点の調整も煩雑になる。

先行技術文献

特許文献

［0006］特許文献1：特開２００３－００００００号公報

非特許文献

［0007］非特許文献1：特許一郎著　「ハンドスキャナのいろいろ」特許出版　２００３年

発明の概要

発明が解決しようとする課題

［0008］　解決しようとする問題点は、高精細な図を手送りで走査入力する操作において障害となる入力位置を目視確認できない点である。

課題を解決するための手段

［0009］　本発明は、書面の走査位置またはその直前（直後）を常に目視可能とするため、書面に垂直な方向に対して傾斜した光路で受光することを最も主要な特徴とする。

発明の効果

［0010］　本発明のハンドスキャナは、ハウジング上部から斜めの光軸を通して１次

元イメージセンサで走査するため、センサの視野すなわち入力位置を、直接あるいは近傍で常に観測確認できるので、入力対象の綴じ込み条件や操作方法に応じて左右の側端部を使い分けられるという利点がある。

図面の簡単な説明

[0011] [図1]図１はハンドスキャナの実施方法を示した説明図である。（実施例１）
[図2]図２はハンドスキャナの実施方法を示した説明図である。（実施例２）

発明を実施するための形態

[0012]　ハウジング外または可能な限りハウジング側端部に近い位置からイメージを入力するという目的を、最小の部品点数で、光学系構成部品の厚みを損なわずに実現した。

実施例 1

[0013]　図１は、本発明装置の１実施例の断面図であって、１～５は、図２と同様である。また、６はセンサドライバー、７は信号入出力端子、８は手送り速度検出機構である。

[0014]　センサ３は入力位置Ｐ点を常に走査しており、ドライバー６の制御によって走査したビデオ信号を端子７から出力する。本発明の主体は光学系の実装方法にあるので、電子、機構系の説明は省略する。

[0015]　一般にセンサ受光面の光軸方向の受光光量 I_{C12} は、下記の数式１によって求まるということが数学的にすでにわかっている。下記の表に数式の各物理量の実用的な値の例を示す。

[0016] [数1]

$$I_{C12} = ((RR/3x - 1/\sqrt{3})\, i_{2f}(dV_{25}/dT=0) - (RR/3x - 1/\sqrt{3})\, i_{1f}(dV_{25}/dT=0))^{-1}$$

[0017]

[表1]

受光光量の算出根拠			
項　　目	記　号	適正値	単　位
ランプの放射光量	I	5×10^{-5}	Lumen／mm^2
観測面と受光面との距離	X	２０	mm
受光面の移動速度	V／t	５～２０	mm／秒
受光面と観測面とのなす角度	i_{2f} i_{1f}	０～１５ ０～１５	度
y（x）軸方向の変位置	V_{2y} （V_{y1}）		mm

[0018]　上記の数式において、表に示したように、Ｉはランプの放射光量、Ｘは観測面と受光面との距離、Ｖ／ｔは受光面の移動速度である。

[0019]　このような光学系の実装形態を採用したので、幾何光学上の特性を実効的に劣化することなく、ハウジング１の側端部（Ｑ点）から書面のイメージを入力できる。従って、操作者にはハンドスキャナの入力位置またはその近傍が常時目視でき、書面入力先頭への位置決め、走査中の方向確認、末尾の確認が容易になる。さらに、ハウジング１の側面を傾斜させることができ、操作者からＱ点が見易いので走査中の視点の移動を低減する効果がある。

実施例 2

[0020]　図２の実施例は、ハウジングに取付けたスイッチによって、左右いずれからでも入力できるので、例えば文書の左端から入力する場合は左端の側端部に、右端まで入力する場合は右端の側端部に各々切替えて使用する。副走査の精度を確保するためには、ハウジングの接紙条件の良いことが要となるの

で、この切替え機能はハンドスキャナの操作性向上と入力対象の拡大におおいに役立つ。

産業上の利用可能性

［0021］　筐体に取付けたスイッチを用いて容易に左右の選択ができ、側端部に半透明フードを取付けることによって、輝度の大きい照明が必要かつ操作者による入力位置の直視が不可欠な用途にも適用できる。

符号の説明

［0022］　１　　ハンドスキャナハウジング

２　　入力書面

３　　１次元イメージセンサ

４　　ロッドレンズ

５　　照明ランプ

請求の範囲

［請求項1］　レンズ系を介して書面からの反射散乱光を１次元イメージセンサに受光することで主走査を行い、書面を被覆したハウジングを手送り移動することで副走査を行う書面イメージの入力手段において、該ハウジング内の上部に装着され、その受光面が書面と平行になるように設定された１次元イメージセンサと、書面に垂直でセンサ列方向軸を含む平面に対して傾斜し、かつ該センサ列方向軸と直行した光路面を構成するレンズ系とを備え、該ハウジングの被覆側端部で主走査することを特徴とするハンドスキャナ。

要　約　書

書面に垂直方向に対して傾斜した光路で受光することで、書面の走査位置またはその直前（直後）を常に目視可能とする。

レンズ系を介して書面（２）からの反射散乱光を１次元イメージセンサに受光することで主走査を行い、書面（２）を被覆したハウジング（１）を手送り移動することで副走査を行う図面イメージの入力手段において、該ハウジング（１）内の上部に装着され、その受光面が図面と平行になるように設定された１次元イメージセンサと、書面（２）に垂直でセンサ列方向軸を含む平面に対して傾斜し、かつ該センサ列方向軸と直交した光路面を構成するレンズ系とを備え、該ハウジング（１）の被覆側端部で主走査する。

[図1]

ハンドスキャナの使用方法の説明

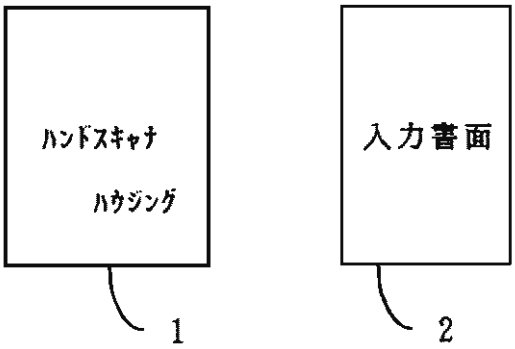

[図2]

ハンドスキャナの従来の実装方法

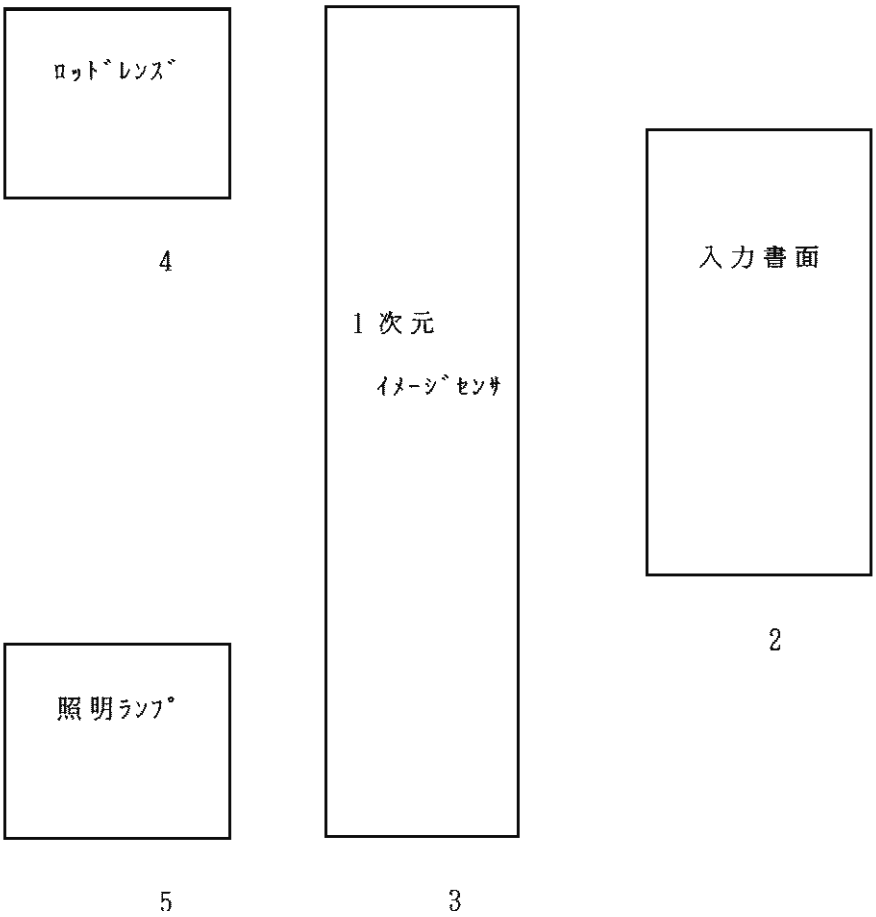

PCT

REQUEST

The undersigned requests that the present international application be processed according to the Patent Cooperation Treaty.

For receiving Office use only

International Application No.

International Filing Date

Name of receiving Office and "PCT International Application"

Applicant's or agent's file reference *(if desired) (25 characters maximum)*
WO20XX000123

Box No. I TITLE OF INVENTION

HAND SCANNER

Box No. II APPLICANT ☐ This person is also inventor

Name and address: *(Family name followed by given name; for a legal entity, full official designation. The address must include postal code and name of country. The country of the address indicated in this Box is the applicant's State (that is, country) of residence if no State of residence is indicated below.)*

TOKYO SEISAKUSHO CORPORATION

4-3, Kasumigaseki 3-chome, Chiyoda-ku,
Tokyo 1000013 Japan

E-mail address*

Telephone No.
03-3581-1101

Facsimile No.
03-8765-4321

Applicant's registration No. with the Office
987654321

* **E-mail authorization**: Indicating an e-mail address above authorizes the receiving Office, the International Searching Authority and the International Bureau, if they provide such a service, to send notifications exclusively by e-mail to that address, unless the following box is marked:

☐ notifications are requested to be sent exclusively by postal mail.

State *(that is, country)* of nationality:
JAPAN

State *(that is, country)* of residence:
JAPAN

This person is applicant for the purposes of: ☒ all designated States ☐ the States indicated in the Supplemental Box

Box No. III FURTHER APPLICANT(S) AND/OR (FURTHER) INVENTOR(S)

☒ Further applicants and/or (further) inventors are indicated on a continuation sheet.

Box No. IV AGENT OR COMMON REPRESENTATIVE; OR ADDRESS FOR CORRESPONDENCE

The person identified below is hereby/has been appointed to act on behalf of the applicant(s) before the competent International Authorities as: ☒ agent ☐ common representative

Name and address: *(Family name followed by given name; for a legal entity, full official designation. The address must include postal code and name of country.)*

KOKUSAI, Taro

12, Yonbancho, Chiyoda-ku,
Tokyo 1020081 Japan

E-mail address*
kokusai-taro@jpo.go.jp

Telephone No.
03-1234-5678

Facsimile No.
03-1234-5678

Agent's registration No. with the Office
123456789

* **E-mail authorization**: Indicating an e-mail address above authorizes the receiving Office, the International Searching Authority and the International Bureau, if they provide such a service, to send notifications exclusively by e-mail to that address, unless the following box is marked:

☐ notifications are requested to be sent exclusively by postal mail.

☐ **Address for correspondence:** Mark this check-box where no agent or common representative is/has been appointed and the space above is used instead to indicate a special address to which correspondence should be sent.

Box No. III FURTHER APPLICANT(S) AND/OR (FURTHER) INVENTOR(S)

If none of the following sub-boxes is used, this sheet should not be included in the request.

Name and address: *(Family name followed by given name; for a legal entity, full official designation. The address must include postal code and name of country. The country of the address indicated in this Box is the applicant's State (that is, country) of residence if no State of residence is indicated below.)*

SATO, Ichiro

c/o TOKYO SEISAKUSHO CORPORATION,
4-3, Kasumigaseki 3-chome, Chiyoda-ku,
Tokyo 1000013 Japan

This person is:

☐ applicant only

☐ applicant and inventor

☒ inventor only *(If this check-box is marked, do not fill in below.)*

Applicant's registration No. with the Office

State *(that is, country)* of nationality:

State *(that is, country)* of residence:

This person is applicant for the purposes of: ☐ all designated States ☐ the States indicated in the Supplemental Box

Name and address: *(Family name followed by given name; for a legal entity, full official designation. The address must include postal code and name of country. The country of the address indicated in this Box is the applicant's State (that is, country) of residence if no State of residence is indicated below.)*

This person is:

☐ applicant only

☐ applicant and inventor

☐ inventor only *(If this check-box is marked, do not fill in below.)*

Applicant's registration No. with the Office

State *(that is, country)* of nationality:

State *(that is, country)* of residence:

This person is applicant for the purposes of: ☐ all designated States ☐ the States indicated in the Supplemental Box

Name and address: *(Family name followed by given name; for a legal entity, full official designation. The address must include postal code and name of country. The country of the address indicated in this Box is the applicant's State (that is, country) of residence if no State of residence is indicated below.)*

This person is:

☐ applicant only

☐ applicant and inventor

☐ inventor only *(If this check-box is marked, do not fill in below.)*

Applicant's registration No. with the Office

State *(that is, country)* of nationality:

State *(that is, country)* of residence:

This person is applicant for the purposes of: ☐ all designated States ☐ the States indicated in the Supplemental Box

Name and address: *(Family name followed by given name; for a legal entity, full official designation. The address must include postal code and name of country. The country of the address indicated in this Box is the applicant's State (that is, country) of residence if no State of residence is indicated below.)*

This person is:

☐ applicant only

☐ applicant and inventor

☐ inventor only *(If this check-box is marked, do not fill in below.)*

Applicant's registration No. with the Office

State *(that is, country)* of nationality:

State *(that is, country)* of residence:

This person is applicant for the purposes of: ☐ all designated States ☐ the States indicated in the Supplemental Box

☐ Further applicants and/or (further) inventors are indicated on another continuation sheet.

Supplemental Box *If the Supplemental Box is not used, this sheet should not be included in the request.*

1. *If, in any of the Boxes, except Boxes Nos. VIII(i) to (v) for which a special continuation box is provided,* ***the space is insufficient*** *to furnish all the information: in such case, write "Continuation of Box No...." (indicate the number of the Box) and furnish the information in the same manner as required according to the captions of the Box in which the space was insufficient, in particular:*

   (i) ***if more than one person is to be indicated as applicant and/or inventor*** *and no "continuation sheet" is available: in such case, write "Continuation of Box No. III" and indicate for each additional person the same type of information as required in Box No. III. The country of the address indicated in this Box is the applicant's State (that is, country) of residence if no State of residence is indicated below;*

   (ii) *if, in Box No. II or in any of the sub-boxes of Box No. III, the indication* ***"the States indicated in the Supplemental Box"*** *is checked: in such case, write "Continuation of Box No. II" or "Continuation of Box No. III" or "Continuation of Boxes No. II and No. III" (as the case may be), indicate the name of the applicant(s) involved and, next to (each) such name, the State(s) (and/or, where applicable, ARIPO, Eurasian, European or OAPI patent) for the purposes of which the named person is applicant;*

   (iii) *if, in Box No. II or in any of the sub-boxes of Box No. III,* ***the inventor or the inventor/applicant is not inventor for the purposes of all designated States****: in such case, write "Continuation of Box No. II" or "Continuation of Box No. III" or "Continuation of Boxes No. II and No. III" (as the case may be), indicate the name of the inventor(s) and, next to (each) such name, the State(s) (and/or, where applicable, ARIPO, Eurasian, European or OAPI patent) for the purposes of which the named person is inventor;*

   (iv) *if, in addition to the agent(s) indicated in Box No. IV, there are* ***further agents****: in such case, write "Continuation of Box No. IV" and indicate for each further agent the same type of information as required in Box No. IV;*

   (v) *if, in Box No. VI, there are* ***more than three earlier applications whose priority is claimed****: in such case, write "Continuation of Box No. VI" and indicate for each additional earlier application the same type of information as required in Box No. VI.*

2. *If the applicant intends to make an indication of the wish that the international application be treated, in certain designated States, as an application for a patent of addition, certificate of addition, inventor's certificate of addition or utility certificate of addition: in such case, write the name or two-letter code of each designated State concerned and the indication "****patent of addition,****" "****certificate of addition,****" "****inventor's certificate of addition****" or "****utility certificate of addition,****" the number of the parent application or parent patent or other parent grant and the date of grant of the parent patent or other parent grant or the date of filing of the parent application (Rules 4.11(a)(i) and 49bis.1(a) or (b)).*

3. *If the applicant intends to make an indication of the wish that the international application be treated, in the United States of America, as a continuation or continuation-in-part of an earlier application: in such case, write "United States of America" or "US" and the indication "****continuation****" or "****continuation-in-part****" and the number and the filing date of the parent application (Rules 4.11(a)(ii) and 49bis.1(d)).*

※この頁は、必要に応じて使用します。

（例１）
２人以上の代理人があり、あて名が同一でない場合

[Continuation of Box No.IV]
TOKKYO TARO International Patent Firm
4-1, Kasumigaseki 4-chome, Chiyoda-ku,
Tokyo 1000013 Japan

Telephone No. 03-3592-1308
Facsimile No. 03-3501-9803

（例２）
２人以上の代理人があり、
「第IV欄　代理人又は共通の代表者、通知のあて名」にすべての情報を記載できない場合

[Continuation of Box No.IV]
TOKKYO, Jiro
The same address as Box IV

（例３）
記載すべき優先権主張の全てを第VI欄に
記載できない（先の出願が4件以上ある）場合

[Continuation of Box No.VI]
(4)
Filing date of earlier application dd.mm.20XX
Number of earlier application 20XX-XXXXXX
Country JAPAN

Sheet No. . . . 4. . .

Box No. V DESIGNATIONS

The filing of this request **constitutes under Rule 4.9(a) the designation** of all Contracting States bound by the PCT on the international filing date, for the grant of every kind of protection available and, where applicable, for the grant of both regional and national patents.

However,

☐ DE Germany **is not designated** for any kind of national protection

☒ JP Japan **is not designated** for any kind of national protection

☐ KR Republic of Korea **is not designated** for any kind of national protection

日本出願を優先権主張の基礎とする場合であって、
先の日本出願のみなし取下げを回避するために、
日本を指定から除外する場合の記載例

(The check-boxes above may only be used to exclude (irrevocably) the designations concerned if, at the time of filing or subsequently under Rule 26bis.1, the international application contains in Box No. VI a priority claim to an earlier national application filed in the particular State concerned, in order to avoid the ceasing of the effect, under the national law, of this earlier national application.)

Box No. VI PRIORITY CLAIM AND DOCUMENT

The priority of the following earlier application(s) is hereby claimed:

Filing date of earlier application *(day/month/year)*	Number of earlier application	Where earlier application is:		
		national application: country or Member of WTO	regional application: regional Office	international application: receiving Office
item (1) dd.mm.20XX	20XX-888888	JAPAN		
item (2) dd.mm.20XX	PCT/JP20XX/ 999999			JAPAN
item (3)				

☐ Further priority claims are indicated in the Supplemental Box.

Furnishing the priority document(s):

☒ The **receiving Office** is requested to prepare and transmit to the International Bureau a certified copy of the earlier application(s) *(only if the earlier application(s) was filed with the receiving Office which, for the purposes of this international application, is the receiving Office)* identified above as:

☐ all items ☐ item (1) ☒ item (2) ☐ item (3) ☐ other, see Supplemental Box

☒ The **International Bureau** is requested to obtain from a digital library a certified copy of the earlier application(s) identified above, using, where applicable, the access code(s) indicated below *(if the earlier application(s) is available to it from a digital library)*:

☒ item (1) access code AB55 ☐ item (2) access code _____ ☐ item (3) access code _____ ☐ other, see Supplemental Box

Restore the right of priority: the receiving Office is requested to restore the right of priority for the earlier application(s) identified above or in the Supplemental Box as item(s) (_____). (*See also the Notes to Box No. VI; further information **must** be provided to support a request to restore the right of priority.)*

Incorporation by reference: where an element of the international application referred to in Article 11(1)(iii)(d) or (e) or a part of the description, claims or drawings referred to in Rule 20.5(a), or an element or part of the description, claims or drawings referred to in Rule 20.5*bis*(a) is not otherwise contained in this international application but is completely contained in an earlier application whose priority is claimed on the date on which one or more elements referred to in Article 11(1)(iii) were first received by the receiving Office, that element or part is, subject to confirmation under Rule 20.6, incorporated by reference in this international application for the purposes of Rule 20.6.

Box No. VII INTERNATIONAL SEARCHING AUTHORITY

Choice of International Searching Authority (ISA) *(if more than one International Searching Authority is competent to carry out the international search, indicate the Authority chosen; the two-letter code may be used)*:

ISA/ JP

Sheet No. . . 5 . . .

Continuation of Box No. VII USE OF EARLIER SEARCH AND CLASSIFICATION RESULTS

1. Request by the applicant under Rule 4.12

1.1 ☒ The ISA indicated in Box No. VII **is requested to take into** account **the results of the earlier search(es)** indicated below (*see also Notes to Continuation of Box No. VII, item 1; use of results of more than one earlier search*)

Filing date (day/month/year)	Application Number	Country (or regional Office)
dd.mm.20XX	20XX-888888	JAPAN

☐ **Statement (Rule 4.12(ii)):** this international application is the same, or substantially the same, as the application in respect of which the earlier search was carried out except, where applicable, that it is filed in a different language.

1.2 **Submission of the earlier search results, where necessary***

☐ **Availability of documents (Rules 12*bis*.1(c) and (d) and 12*bis*.2(b)):** the following documents **are available to the ISA** in a form and a manner acceptable to it, and therefore **DO NOT need** to be submitted by the applicant to the receiving Office, or to the ISA.

- ☐ a copy of the results of the earlier search,
- ☐ a copy of the earlier application,
- ☐ a translation of the earlier application into a language which is accepted by the ISA,
- ☐ a translation of the results of the earlier search into a language which is accepted by the ISA,
- ☐ a copy of any document cited in the earlier search results *(if known, please indicate below the documents available to the ISA)*:

☐ **Request from the applicant to the receiving Office to transmit to the ISA a copy of the earlier search results (Rule 12*bis*.1(b) and (d))**: (*where the earlier search **was not** carried out by the ISA indicated in Box No. VII **but** by the **same Office** as that which is acting as receiving Office; or where the earlier search results are otherwise **available** to the receiving Office*): the applicant **requests** the receiving Office **to prepare and transmit** to the ISA a copy of the earlier search results.

* The applicant **only** needs to furnish a copy of the earlier search results to the receiving Office, or the ISA, if none of the scenarios mentioned under item 1 applies. (*See item 10 in the check-list and also Notes to Continuation of Box No. VII, item 1*).

☐ Further earlier searches are indicated on a continuation sheet.

2. Transmission of the earlier search and classification results to the ISA by the receiving Office where the applicant DID NOT make a request under Rule 4.12

2.1 Where the international application claims priority of an earlier application, subject to Article 30(2)(a) and (3), **the receiving Office**:

- **shall transmit** a copy of the earlier search and classification results to the ISA (unless such copy is already available to the ISA), where the earlier application was filed with the **same Office** as that which is acting as **the receiving Office and** that Office **has carried out** the earlier search in respect of the earlier application (Rule 23*bis*.2(a));
- **may transmit** such a copy if the earlier application was filed with a different Office, but where the results of that earlier search and classification are nevertheless available to the receiving Office (Rule 23*bis*.2(c)).

However, where the applicant did not request the receiving Office to transmit to the ISA a copy of the earlier search results under Rule 4.12 (see above item 1), in respect of an earlier search carried out on the following earlier application, the priority of which is subsequently claimed in this international application, the applicant may consider (*see also Notes to Continuation of Box No. VII, item 2; use of more than one earlier search*):

Filing date *(day/month/year)*	Application Number	Country *(or regional Office)*

2.2 **Request not to transmit the earlier search results by the receiving Office to the ISA (Rule 23*bis*.2(b))**

☐ to **request** that the receiving Office **DOES NOT transmit** the results of the earlier search to the ISA (Rule 23*bis*.2(b)) (*may only be checked where the international application is filed with the following receiving Offices: DE, FI and SE*)

2.3 **Authorization to transmit the earlier search and classification results by the receiving Office to the ISA (Rule 23*bis*.2(a) and (e))**

☐ to **authorize** the receiving Office **to transmit** the results of the earlier search and classification to the ISA (Rule 23*bis*.2(e)) *(may only be checked where the international application is filed with the following receiving Offices: AU, CZ, FI, HU, IL, JP, NO, SE, SG and US)*

☐ to **authorize** the receiving Office **to transmit** the results of the earlier international search and classification to the ISA (Rule 23*bis*.2(a) and Article 30(2)(a) and (3)) *(may only be checked where the earlier search concerns an **international application**, the priority of which is subsequently claimed in this international application and where the earlier international search was carried out by a **different** ISA than the ISA chosen in Box No. VII)*

☐ Further earlier searches are indicated on a continuation sheet.

Box No. VIII DECLARATIONS

The following **declarations** are contained in Boxes Nos. VIII (i) to (v) *(mark the applicable check-boxes below and indicate in the right column the number of each type of declaration)*:

			Number of declarations
☐	Box No. VIII (i)	Declaration as to the identity of the inventor :	
☐	Box No. VIII (ii)	Declaration as to the applicant's entitlement, as at the international filing date, to apply for and be granted a patent :	
☐	Box No. VIII (iii)	Declaration as to the applicant's entitlement, as at the international filing date, to claim the priority of the earlier application :	
☐	Box No. VIII (iv)	Declaration of inventorship (only for the purposes of the designation of the United States of America) :	
☐	Box No. VIII (v)	Declaration as to non-prejudicial disclosures or exceptions to lack of novelty :	

Sheet No. . . 6 . . .

Box No. IX CHECK LIST for PAPER filing – only to be used when filing on PAPER

This international application **contains the following**:	Number of sheets
(a) request form PCT/RO/101 (including any declarations and supplemental sheets)	6
(b) description	3
(c) claims	1
(d) abstract	1
(e) drawings (if any)	1
Total number of sheets	12
(f) sequence listing part of the description as a WIPO Standard ST.26 XML file *(indicate type and number of physical data carrier(s))*:	

This international application is **accompanied by** the following item(s) *(mark the applicable check-boxes below and indicate in right column the number of each item)*:	Number of items
1. ☒ fee calculation sheet	1
2. ☐ original separate power of attorney	
3. ☐ original general power of attorney	
4. ☐ copy of general power of attorney; reference number:	
5. ☐ priority document(s) identified in Box No. VI as item(s)	
6. ☐ Translation of international application into *(language)*:	
7. ☐ separate indications concerning deposited microorganism or other biological material	
8. ☐ copy of results of earlier search(es) (Rule 12*bis*.1(a))	
9. ☐ other *(specify)*:	

Figure of the drawings which should accompany the abstract: Fig.1

Language of filing of the international application: English

Box No. X SIGNATURE OF APPLICANT, AGENT OR COMMON REPRESENTATIVE

Next to each signature, indicate the name of the person signing and the capacity in which the person signs (if such capacity is not obvious from reading the request).

＜ISA/JPの場合＞

KOKUSAI, Taro

太國
郎際

＜ISA/EP、ISA/IN又はISA/SGの場合＞

KOKUSAI, Taro

For receiving Office use only

1. Date of actual receipt of the purported international application:	2. Drawings: ☐ received: ☐ not received:
3. Corrected date of actual receipt due to later but timely received papers or drawings completing the purported international application:	
4. Date of timely receipt of the required corrections under PCT Article 11(2):	
5. International Searching Authority (if two or more are competent):	6. ☐ Transmittal of search copy delayed until search fee is paid

For International Bureau use only

Date of receipt of the record copy by the International Bureau:

This sheet is not part of and does not count as a sheet of the international application.

PCT

FEE CALCULATION SHEET

Annex to the Request

For receiving Office use only

International Application No.

Date stamp of the receiving Office

Applicant's or agent's file reference
WO20XX000123

Applicant
TOKYO SEISAKUSHO CORPORATION

CALCULATION OF PRESCRIBED FEES

(Applicants may be entitled to a reduction of certain fees as indicated in the PCT Fee Tables (www.wipo.int/pct/en/fees.pdf))

1. TRANSMITTAL FEE: . . . . . 17,000 yen [T]

2. SEARCH FEE: . . . . . 169,000 yen [S]

International search to be carried out by: JP

3. INTERNATIONAL FILING FEE

Enter total number of sheets indicated in Box No IX: 12

[i1] Fixed amount for the first 30 sheets . . . . . 217,700 yen [i1]

[i2] _____ x _____ = _____ [i2]
number of sheets in excess of 30 — fee per sheet

Add amounts entered at i1 and i2 and enter total at I: . . . . . 217,700 yen [I]

(Applicants from certain States are entitled to a reduction of 90% of the international filing fee (see www.wipo.int/pct/en/fees/fee_reduction.pdf). Where the applicant is (or all applicants are) so entitled, the total to be entered at I is 10% of the international filing fee.)

4. FEE FOR PRIORITY DOCUMENT *(if applicable)*: . . . . . [P]

5. FEE FOR RESTORATION OF THE RIGHT OF PRIORITY *(if applicable)*: . . . . . [RP]

6. FEE FOR EARLIER SEARCH DOCUMENTS *(if applicable)*: . . . . . [ES]

7. TOTAL FEES PAYABLE . . . . . 403,700 yen

Add amounts entered at T, S, I, P, RP and ES, and enter total in the TOTAL box

TOTAL

MODE OF PAYMENT *(Not all modes of payment may be available at all receiving Offices)*

- ☐ credit card *(details should not be included on this sheet)*
- ☒ authorization to charge deposit or current account (see below)
- ☐ bank transfer
- ☐ cash
- ☐ postal money order
- ☐ check
- ☐ revenue stamps
- ☐ other *(specify)*:

AUTHORIZATION TO CHARGE (OR CREDIT) DEPOSIT OR CURRENT ACCOUNT
(This mode of payment may not be available at all receiving Offices)

- ☒ Authorization to charge the total fees indicated above.
- ☐ *(This check-box may be marked only if the conditions for deposit or current accounts of the receiving Office so permit)* Authorization to charge any deficiency or credit any overpayment in the total fees indicated above.
- ☐ Authorization to charge the fee for priority document.

Receiving Office: RO/ JP

Deposit or Current Account No.: 888888

Date: dd.mm.20XX

Name: KOKUSAI, Taro

Signature: _____

特許印紙の貼付例
（国際出願と同時に納付する場合）

特許印紙	特許印紙	特許印紙	特許印紙

Transmittal fee	１７，０００ yen
International filing fee	２１７，７００ yen
Search fee	１６９，０００ yen
Total	４０３，７００ yen

DESCRIPTION

Title of Invention

HAND SCANNER

Technical Field

This invention is concerning the hand scanner with an easy observation confirmation at the scanning position.

Background Art

Because the hand scanner has the advantage that only necessary information can be input regardless of the position of input information in shape and the medium, it is put to practical use as an input part of OCR for POS.

Citation List

Patent Literature

PTL1: Patent 2003-000000

Non Patent Literature

NPL 1: Patent Company Publication "Variations of Hand Scanner" Editor Tokkyo Ichiro

Summary of Invention

Technical Problem

The problem that starts being solved is not to be able to confirm the input position watching when high minute Figure is operated to doing the scanning input by the hand sending.

Solution to Problem

The most main feature of this invention is receiving optical and in the optical path that inclines in a vertical direction to the document because it assumes that it can watch immediately before the position where the document is scanned or that or immediately after at any time.

Advantageous Effects of Invention

Because the hand scanner of this invention can observing confirm the input position directly by scanning with one dimension image sensor, it has the advantage that a right and left edge of the side is used properly according to the file condition and the operation method of the input.

Brief Description of Drawings

[Fig. 1] Fig. 1 is an explanation chart where the method of executing the hand scanner was shown. (execution example 1)

[Fig. 2] Fig. 2 is an explanation chart where the method of executing the hand scanner was shown. (execution example 2)

Description of Embodiments

The purpose of inputting the image from a position near the edge of the housing side was achieved without ruining the thickness of an optics system composition parts by a minimum number of parts.

Example 1

Fig. 1 is one cross section of the example of executing this invention device.

[Math. 1]

$$I_{O12} = ((RR/3_X - 1/\sqrt{3})\ i_{2f}\ (dv_{25}/dT=0)$$
$$-\ (RR/3_X - 1/\sqrt{3})\ i_{1f}\ (dV_{25}/dT=0))^4$$

[Table 1]

Calculation grounds of receiving quantities of light			
Item	Sign	Proper value	Unit
Emission light quantity of a lamp	I	5×10^{-E}	Lumen/mm^2
Distance of observation side and receiving light side	X	20	mm
Passing speed on receiving light side	V/t	5～20	mm/second
Angle of receiving light side and observation side	i_{2f} i_{1f}	0～15 0～15	degree
Kooky position Y axially	V_{25} (V_{31})		mm

Industrial Applicability

This invention can be applied to the usage to which looking straight at the input position by those who operate it is indispensable.

Reference Signs List

1 Hand scanner housing

2 Input document

3 One dimension image sensor

4 Wide lens

5 Lighting lamp

CLAIMS

[Claim 1]

This hand scanner is characterized in installing the lens system that composes the row direction axis and the optical path side to which it went directly, and main scanning at the edge of the coating side of the housing.

ABSTRACT

This invention is concerning the hand scanner with an easy observation confirmation at the scanning position.

The problem that starts being solved is not to be able to confirm the input position watching when high minute Fig. is operated to doing the scanning input by the hand sending.

It is enabled it is watching immediately before the position where receiving optical and the document are scanned or that (immediately after) in the optical path that inclines to the vertical direction because of the document at any time.

[Fig.1]

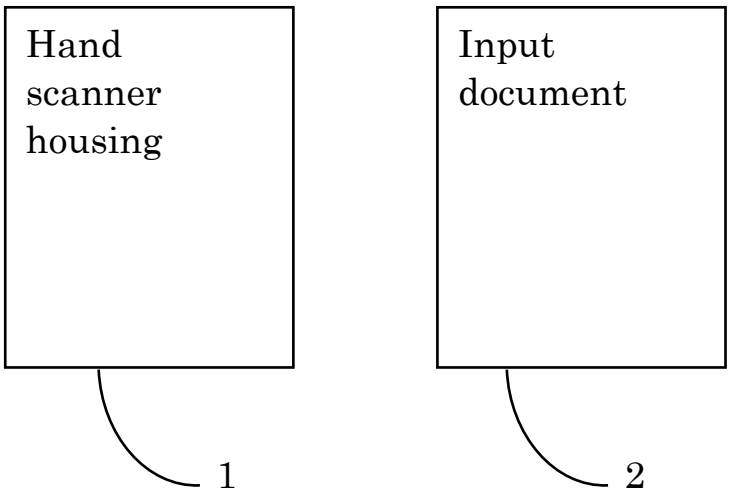
Hand scanner housing
Input document
1
2

[Fig.2]

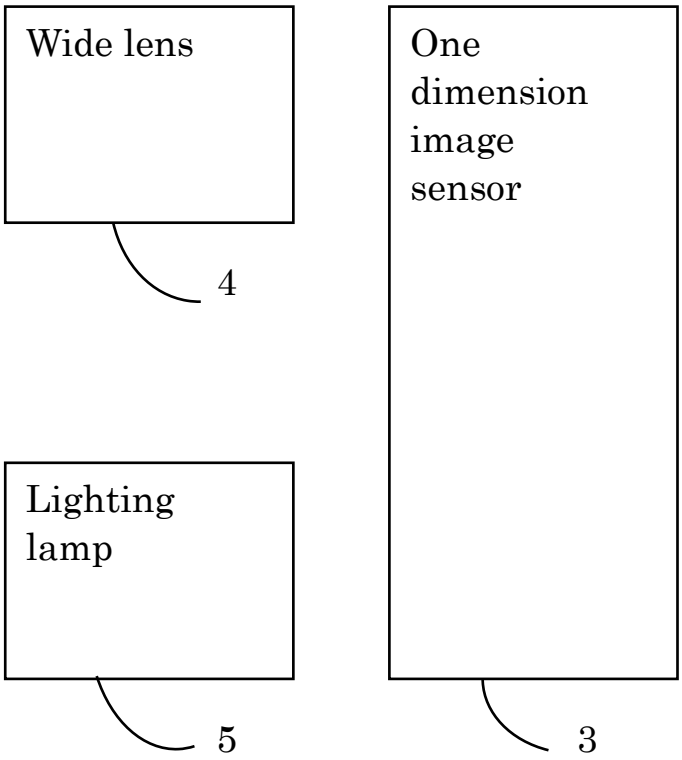
Wide lens
One dimension image sensor
4
Lighting lamp
5
3

WO20XX000123

PCT REQUEST

(Original in Electronic Form)

0	**For receiving Office use only**	
0-1	International Application No.	
0-2	International Filing Date	
0-3	Name of receiving Office and "PCT International Application"	

0-4	**Form PCT/RO/101 PCT Request**	
0-4-1	Prepared Using	JPO-PAS i480
0-5	**Petition** The undersigned requests that the present international application be processed according to the Patent Cooperation Treaty.	
0-6	**Receiving Office (specified by the applicant)**	Japan Patent Office (JPO) (RO/JP)
0-7	**Applicant's or agent's file reference**	WO20XX000123
I	**Title of Invention**	HAND SCANNER
II	**Applicant**	
II-1	This person is	Applicant only
II-2	Applicant for	All designated States
II-4	Name	TOKYO SEISAKUSHO CORPORATION
II-5	Address	4-3, Kasumigaseki 3-chome, Chiyoda-ku, Tokyo 1000013 Japan
II-6	State of nationality	JP
II-7	State of residence	JP
II-8	Telephone No.	03-3581-1101
II-9	Facsimile No.	03-8765-4321
II-11	Applicant's registration No. with the Office	987654321
III-1	**Applicant and/or inventor**	
III-1-1	This person is	Inventor only
III-1-3	Inventor for	
III-1-4	Name (LAST, First)	SATO, Ichiro
III-1-5	Address	c/o TOKYO SEISAKUSHO CORPORATION, 4-3, Kasumigaseki 3-chome, Chiyoda-ku, Tokyo 1000013 Japan

WO20XX000123

PCT REQUEST

(Original in Electronic Form)

IV-1	**Agent or common representative; or address for correspondence**	
	The person identified below is hereby/ has been appointed to act on behalf of the applicant(s) before the competent International Authorities as:	Agent
IV-1-1	Name (LAST, First)	KOKUSAI, Taro
IV-1-2	Address	12, Yonbancho, Chiyoda-ku, Tokyo 1020081 Japan
IV-1-3	Telephone No.	03-1234-5678
IV-1-4	Facsimile No.	03-1234-5678
IV-1-5	e-mail	kokusai-taro@jpo.go.jp
IV-1-5(a)	E-mail authorization The receiving Office, the International Searching Authority, the International Bureau and the International Preliminary Examining Authority are authorized to use this e-mail address, if the Office or Authority so wishes, to send notifications issued in respect of this international application:	as advance copies followed by paper notifications
IV-1-6	Agent's registration No.	123456789
V	**DESIGNATIONS**	
V-1	**The filing of this request constitutes under Rule 4.9(a), the designation of all Contracting States bound by the PCT on the international filing date, for the grant of every kind of protection available and, where applicable, for the grant of both regional and national patents.**	
V-2	**Item V-2 may only be used to exclude (irrevocably) the designations concerned if, at the time of filing or subsequently under Rule 26bis.1, the international application contains in Box No. VI a priority claim to an earlier national application filed in the particular State concerned, in order to avoid the ceasing of the effect, under the national law, of this earlier national application.**	JP 日本出願を優先権主張の基礎とする場合であって、先の日本出願のみなし取下げを回避するために、日本を指定から除外する場合の記載例
VI-1	**Priority claim of earlier national application**	
VI-1-1	Filing date	dd Month 20XX (dd.mm.20XX)
VI-1-2	Number	20XX-888888
VI-1-3	Country or Member of WTO	JP
VI-2	**Priority claim of earlier international application**	
VI-2-1	Filing date	dd Month 20XX (dd.mm.20XX)
VI-2-2	Number	PCT/JP20XX/999999
VI-2-3	PCT receiving Office	JP
VI-3	**Priority document request**	
	The International Bureau is requested to obtain from a digital library a certified copy of the earlier application(s) identified above as item(s), using, where applicable, the access code(s) indicated:	VI-1 Access code: AB55

WO20XX000123

PCT REQUEST

(Original in Electronic Form)

VI-4	**Priority document request** The receiving Office is requested to prepare and transmit to the International Bureau a certified copy of the earlier application(s) identified above as item(s):	VI-2	
VI-5	**Incorporation by reference :** where an element of the international application referred to in Article 11(1)(iii)(d) or (e) or a part of the description, claims or drawings referred to in Rule 20.5(a), or an element or part of the description, claims or drawings referred to in Rule 20.5bis(a) is not otherwise contained in this international application but is completely contained in an earlier application whose priority is claimed on the date on which one or more elements referred to in Article 11(1)(iii) were first received by the receiving Office, that element or part is, subject to confirmation under Rule 20.6, incorporated by reference in this international application for the purposes of Rule 20.6.		
VII-1	**International Searching Authority Chosen**	Japan Patent Office (JPO) (ISA/JP)	
VII-2	**Request to use results of earlier search; reference to that search**		
VII-2-1	Filing date	dd Month 20XX (dd.mm.20XX)	
VII-2-2	Application Number	20XX-888888	
VII-2-3	Country (or regional Office)	JP	
VIII	**Declarations**	Number of declarations	
VIII-1	Declaration as to the identity of the inventor	–	
VIII-2	Declaration as to the applicant's entitlement, as at the international filing date, to apply for and be granted a patent	–	
VIII-3	Declaration as to the applicant's entitlement, as at the international filing date, to claim the priority of the earlier application	–	
VIII-4	Declaration of inventorship (only for the purposes of the designation of the United States of America)	–	
VIII-5	Declaration as to non-prejudicial disclosures or exceptions to lack of novelty	–	
IX	**Check list**	Number of sheets	Electronic file(s) attached
IX-1	Request (including declaration sheets)	4	✓
IX-2	Description	2	✓
IX-3	Claims	1	✓
IX-4	Abstract	1	✓
IX-5	Drawings	1	✓
IX-6a	Sequence listing part of the description (also to be used for the purposes of international search)	–	–
IX-7	TOTAL	9	
	Accompanying Items	Paper document(s) attached	Electronic file(s) attached
IX-8	Fee calculation sheet	–	✓
IX-20	**Figure of the drawings which should accompany the abstract**	1	
IX-21	**Language of filing of the international application**	English	

WO20XX000123

PCT REQUEST

(Original in Electronic Form)

X-1	**Signature of applicant, agent or common representative**	**(PKCS7 Digital Signature)**
X-1-1	Name (LAST, First)	**KOKUSAI, Taro**
X-1-3	Capacity (if such capacity is not obvious from reading the request)	

FOR RECEIVING OFFICE USE ONLY

10-1	**Date of actual receipt of the purported international application**	
10-2	**Drawings:**	
10-2-1	Received	
10-2-2	Not received	
10-3	**Corrected date of actual receipt due to later but timely received papers or drawings completing the purported international application**	
10-4	**Date of timely receipt of the required corrections under PCT Article 11(2)**	
10-5	**International Searching Authority**	**ISA/JP**
10-6	**Transmittal of search copy delayed until search fee is paid**	

FOR INTERNATIONAL BUREAU USE ONLY

11-1	**Date of receipt of the record copy by the International Bureau**	

WO20XX000123

1/1

PCT (ANNEX - FEE CALCULATION SHEET)

(Original in Electronic Form)
(This sheet is not part of and does not count as a sheet of the international application)

0	**For receiving Office use only**	
0-1	International Application No.	
0-2	Date stamp of the receiving Office	

0-4	**Form PCT/RO/101 (Annex)** **PCT Fee Calculation Sheet**				
0-4-1	Prepared Using		JPO-PAS i480		
0-9	**Applicant's or agent's file reference**		WO20XX000123		
2	**Applicant**		TOKYO SEISAKUSHO CORPORATION		
12	**Calculation of prescribed fees**		Fee amount/multiplier	Total amounts (JPY)	
12-1	Transmittal fee	**T**	➪	17000	
12-2	Search fee	**S**	➪	169000	
12-3	International filing fee (first 30 sheets)	**i1**	217700		
12-4	Remaining sheets		0		
12-5	Additional amount	**(X)**	0		
12-6	Total additional amount	**i2**	0		
12-7	i1 + i2 =	**i**	217700		
12-12	fully electronic filing fee reduction	**R**	-49100		
12-13	Total International filing fee (i-R)	**I**	➪	168600	
12-19	**TOTAL FEES PAYABLE (T+S+I+P)**		➪	354600	
12-21	**Mode of payment**		Authorization to charge deposit or current account		
12-22	**Deposit or current account instructions** The receiving Office		Japan Patent Office (JPO) (RO/JP)		
12-22-1	Authorization to charge the total fees indicated above		✓		
12-23	Deposit or current account No.		888888		
12-24	Date		dd Month 20XX (dd.mm.20XX)		
12-25	Name and signature				

Description

Title of Invention: HAND SCANNER

Technical Field

[0001] This invention is concerning the hand scanner with an easy observation confirmation at the scanning position.

Background Art

[0002] Because the hand scanner has the advantage that only necessary information can be input regardless of the position of input information in shape and the medium, it is put to practical use as an input part of OCR for POS.

Citation List

Patent Literature

[0003] PTL 1: Patent 2003-000000

Non Patent Literature

[0004] NPL 1: Patent Company Publication "Variations of Hand Scanner" Editor Tokkyo Ichiro

Summary of Invention

Technical Problem

[0005] The problem that starts being solved is not to be able to confirm the input position watching when high minute Figure is operated to doing the scanning input by the hand sending.

Solution to Problem

[0006] The most main feature of this invention is receiving optical and in the optical path that inclines in a vertical direction to the document because it assumes that it can watch immediately before the position where the document is scanned or that or immediately after at any time.

Advantageous Effects of Invention

[0007] Because the hand scanner of this invention can observing confirm the input position directly by scanning with one dimension image sensor, it has the advantage that a right and left edge of the side is used properly according to the file condition and the operation method of the input.

Brief Description of Drawings

[0008] [Fig.1]Fig. 1 is an explanation chart where the method of executing the hand scanner was shown. (execution example 1)

[Fig.2]Fig. 2 is an explanation chart where the method of executing the hand scanner was shown. (execution example 2)

Description of Embodiments

[0009] The purpose of inputting the image from a position near the edge of the housing side was achieved without ruining the thickness of an optics system composition parts by a minimum number of parts.

Example 1

[0010] Fig. 1 is one cross section of the example of executing this invention device.

[Math.1]

$$I_{012} = ((RR/3x - 1/\sqrt{3})\, i_{2f}(dV_{25}/dT=0) - (RR/3x - 1/\sqrt{3})\, i_{1f}(dV_{25}/dT=0))^{-1}$$

[0011] [Table 1]

Calculation grounds of receiving quantities of light			
Item	sign	Proper value	Unit
Emission light quantity of a lamp	I	5×10^{-E}	Lumen/mm^2
Distance of observation side and receiving light side	X	20	mm
Passing speed on receiving light side	V/t	5～20	mm/second
Angle of receiving light side and observation side	i_{2f} i_{1f}	0～15 0～15	degree
Kooky position Y axially	V_{25} (V_{31})		mm

Industrial Applicability

[0012] This invention can be applied to the usage to which looking straight at the input position by those who operate it is indispensable.

Reference Signs List

[0013] 1 Hand scanner housing

2 Input document

3 One dimension image sensor

4 Wide lens

5 Lighting lamp

Claims

[Claim 1] This hand scanner is characterized in installing the lens system that composes the row direction axis and the optical path side to which it went directly, and main scanning at the edge of the coating side of the housing.

Abstract

This invention is concerning the hand scanner with an easy observation confirmation at the scanning position.

The problem that starts being solved is not to be able to confirm the input position watching when high minute Fig. is operated to doing the scanning input by the hand sending.

It is enabled it is watching immediately before the position where receiving optical and the document are scanned or that (immediately after) in the optical path that inclines to the vertical direction because of the document at any time.

[Fig. 1]

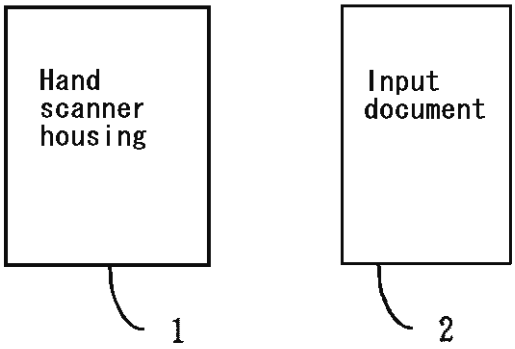
Hand scanner housing
Input document
1
2

[Fig. 2]

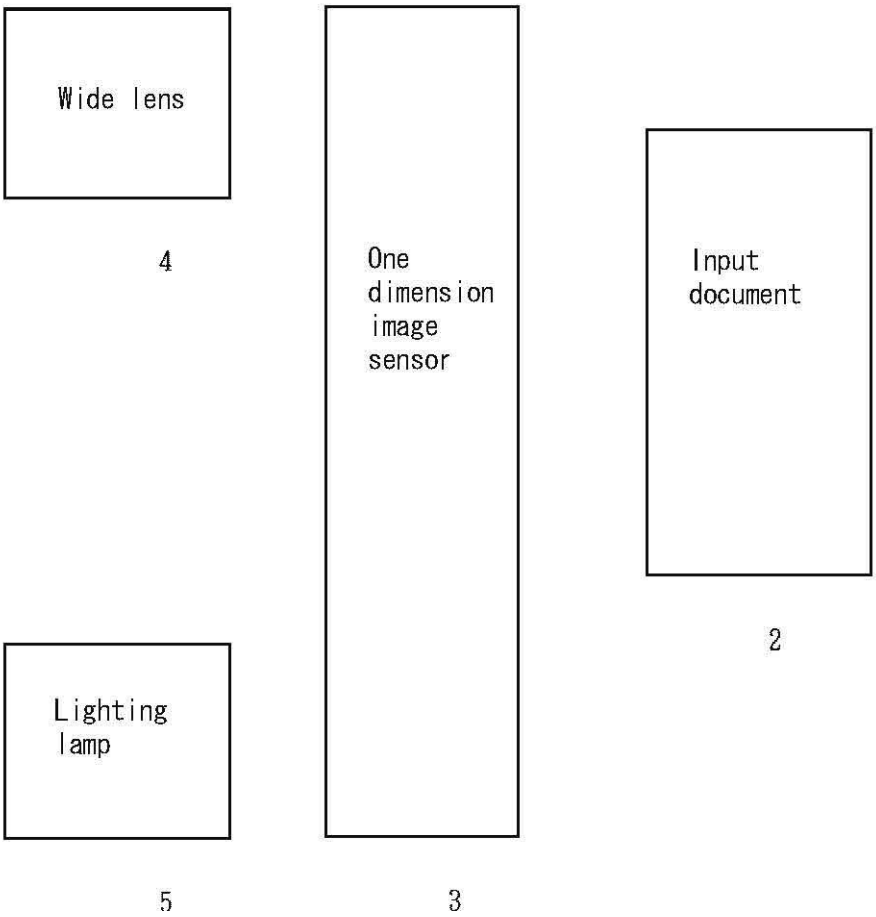
Wide lens
4
One dimension image sensor
Input document
2
Lighting lamp
5
3

２．国際出願の中間手続

ａ．国際出願後の中間手続書類の提出形態について

日本語による以下の手続書類については、インターネット出願ソフトの「国際出願」タブを利用したオンライン手続と書面手続のいずれの方法でも提出可能です（様式は共通）。

①手数料納付書（国際出願に関する手数料の納付）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・［２－１］
②手数料納付書（国際予備審査に関する手数料の納付）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・［２－１］
③手数料補正書・・［２－２］
④手続補正書（国際予備審査請求書に係る補正）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・［２－２］
⑤手数料追加納付書（国際調査に係る追加納付）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・［３－１］
⑥手数料追加納付書（国際予備審査に係る追加納付）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・［５－８］
⑦請求の範囲の減縮書・・［５－８］
⑧請求の範囲の減縮及び手数料追加納付書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・［５－８］
⑨氏名（名称）変更届・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・［２－１３］
⑩あて名変更届・・・［２－１４］
⑪国籍変更届・・［２－１６］
⑫住所変更届・・［２－１６］
⑬名義変更届・・［２－１７］
⑭陳述書・・［３－２］
⑮答弁書・・［５－３］
⑯国際予備審査請求書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・［５－１］

前述①～⑯以外の手続書類及び英語による手続書類（優先権書類提出書を除く）については、インターネット出願ソフトの「特殊出願」タブを利用したオンライン手続と書面手続のいずれの方法でも提出可能です（様式は共通）。
※　手続書類を書面手続で提出する場合、電子化手数料は不要です。

ｂ．インターネット出願ソフトの利用について

前述①～⑮の日本語による手続書類をオンライン手続で提出する際は、本テキスト「受理官庁【様式編】」の各書類の様式見本及び記載例並びに注意事項に従い、ワープロソフト等を利用してHTMLデータを作成し、当該データをインターネット出願ソフトの「国際出願」タブでXMLデータに変換して特許庁へ送信します。

前述⑯の日本語による国際予備審査請求書をオンライン手続で提出する際は、願書の作成と同様にインターネット出願ソフト内の「国際出願」タブの編集画面にて作成し、送信します。また、書面手続で提出する際は、所定の様式に印字するか、特許庁ウェブサイトに掲載されているPDFデータを利用し、作成して提出します。

前述①～⑯以外の手続書類及び英語による手続書類（優先権書類提出書を除く）をオンライン手続で提出する際は、本テキスト「受理官庁【様式編】」の各書類の様式見本及び記載例並びに注意事項に従い、ワープロソフト等を利用してPDFデータに変換し、インターネット出願ソフトの「特殊申請」タブで送付票を作成し、前述のPDFデータを添付し、送信します。

ｃ．オンライン手続可能な書類の作成時の共通注意事項（書面手続の場合を含む）

各書類の作成時には以下の注意事項に加え、各様式に記載の注意事項を参照してください。
以下（１２）～（１３）は、前述①～⑮の日本語による手続書類を書面で作成する場合の注意です。
以下（１０）～（２６）は、前述①～⑮の日本語による手続書類の注意です。

（1）用紙は、日本産業規格Ａ列４番（横21cm、縦29.7cm）の大きさとし、可撓性のある丈夫な、白色の、滑らかな、光沢のない、耐久性のあるものを縦長にして、折らずに片面のみを用い、用紙には不要な文字、記号、枠線、罫線等を記載してはいけません。
（2）用紙には、しわ及び裂け目があってはなりません。
（3）余白は、少なくとも用紙の上端、右端及び下端におのおの2cm並びに左端に2.5cmをとるものとし、原則として上端及び左端についてはおのおの4cm並びにその右端及び下端についてはおのおの3cmを超えてはならないものとします。この場合において、余白は、完全な空白としておくこととします。ただし、上端の余白の左端であって上端から1.5cm以内に書類記号（願書に記載されている場合に限ります。）を付すことができます。
（4）届出書は、タイプ印書又は印刷によるものとし、写真、静電的方法、写真オフセット及びマイクロフィルムによって直接に任意の部数の複製をすることができるように作成します。
（5）届出書の全ての用紙には、アラビア数字により１から始まる連続番号を用紙（余白を除く）の上端又は下端の中央に付します。
（6）各用紙においては、原則として抹消、訂正、重ね書き及び行間挿入を行ってはなりません。
（7）届出書の用紙は、容易に分離し又は綴じ直すことができるように例えばクリップ等を用いて綴じます。
（8）タイプ印字による場合において、行の間隔は、少なくとも５mm以上をとります。ローマ字を用いるときは、1.5文字の幅をとります。
（9）記載事項は、10ポイントから12ポイントまでの大きさの文字（ローマ字を用いるときは、大文字の大きさが縦0.28cm以上の文字）により、かつ、暗色の退色性のない色であって（4）に定める要件を満たすもので記載します。また、「【」、「】」、「▲」及び「▼」は用いてはなりません（欄名の前後に「【」及び「】」を用いるときを除く）。
（１０）法施第６条の規定により選任された代表者が手続を行うときは、「【出願人】」を「【代表者】」とし、当該代表者を記載します。
（１１）「【識別番号】」は、なるべく記載するものとし、記載しないときは「【識別番号】」の欄は不要です。
（１２）「【氏名又は名称（日本語）】」は、自然人にあっては姓名を姓、名の順に記載し、その横に印を押す、又は署名をします。法人にあってはその名称を記載し、その横に法人の代表者の印を押す、又は署名をします。
（１３）署名をする場合は、【氏名又は名称（英語）】の直下に行を設け、署名者の氏名（法人の場合、署名者の肩書き及び氏名）をタイプ印字して、その横に署名してください。
（１４）「【あて名（日本語）】」は、「何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号」のように詳しく記載します。
（１５）外国のあて名の場合、郵便番号は【あて名】欄に続けて記載します。この場合【郵便番号】欄は不要です。
（１６）「【氏名又は名称（英語）】」及び「【あて名（英語）】」には、これらに対応する日本語の音訳又は英語への翻訳を、ローマ字を用いて記載します。
（１７）「【国籍】」は、出願人又は代表者がその国民である国の国名を記載します。
（１８）「【住所】」は、出願人又は代表者がその居住者である国の国名を記載します。
（１９）国名を記載する場合においては、特許庁長官が指定する国の名称を日本語及び英語により表示します。
（２０）各欄に記載すべき者が２人以上あるときは、以下のように欄を繰り返し設けて記載します。ただし、出

願人以外の者について記載する場合は、「【国籍】」及び「【住所】」の欄は不要です。

＜出願人を２人記載する場合の例＞

【出願人】

（【識別番号】）

【氏名又は名称（日本語）】

【氏名又は名称（英語）】

【あて名（日本語）】

【あて名（英語）】

【郵便番号】

【国名】

【国籍】

【住所】

【出願人】

（【識別番号】）

【氏名又は名称（日本語）】

【氏名又は名称（英語）】

【あて名（日本語）】

【あて名（英語）】

【郵便番号】

【国名】

【国籍】

【住所】

（２１）「【あて名（日本語）】」、「【あて名（英語）】」、「【郵便番号】」及び「【国名】」を記載するときは、出願人、代表者、代理人又は復代理人各人ごとに１つのあて名のみを記載します。

（２２）「【代理人】」の欄の「【弁理士】」は、「【弁理士】」、「【弁護士】」又は「【法定代理人】」のうち該当するものを記載します。

（２３）弁理士法人が手続する場合は、「【氏名又は名称】」の欄に「〇〇弁理士法人」と記載し、「【弁理士】」の欄は不要です。

（２４）代理人によるときは出願人本人の署名は不要とし、代理人によらないときは「【代理人】」の欄は不要です。

（２５）復代理人によるときは「【代理人】」の欄の次に「【復代理人】」の欄を設けて、その欄に「（【識別番号】）」、「【弁理士】」、「【氏名又は名称（日本語）】」、「【氏名又は名称（英語）】」、「【あて名（日本語）】」、「【あて名（英語）】」、「【郵便番号】」及び「【国名】」の欄を設けて、それぞれ内容を記載します。

（２６）復代理人によるときは代理人の署名は不要とし、復代理人によらないときは「【復代理人】」の欄は不要です。

【コラム】PCT 国際出願関連手続における押印の見直しについて

押印を求める手続の見直し等の結果を踏まえた「特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則」の改正により、2020 年 12 月 28 日から、特許協力条約（PCT）に基づく国際出願の願書や中間手続書類を書面で提出する際には、出願人、代理人又は共通の代表者による「押印」に加えて「署名」での手続も可能となりました。

また、手続書類に証明書（委任状、譲渡証書等）の添付が必要となる場合、当該証明書についても、「押印」もしくは「署名」で手続いただけます。

署名に関する詳細や署名見本については、特許庁ウェブサイト「PCT 国際出願関連書類への署名方法及び署名する場合の留意点」を参照してください。
https://www.jpo.go.jp/system/patent/pct/tetuzuki/pct-shomehoho.html

※ 2024 年 1 月 1 日から受付を開始した電子特殊申請で添付する証明書（委任状、譲渡証書等）も対象です。
※ 国際段階の手続のみが対象となります。
※ 押印で手続される場合は、これまでと変更ありません。
※ 出願ソフトの「国際出願」タブで行うオンライン手続（電子署名）には変更ありません。

「法施様２７」『法施７８』

特許印紙	特許印紙

（３７７，７００円）
【書類名】　手数料納付書（国際出願に関する手数料の納付）
【あて先】　特許庁長官　殿
【国際出願の表示】
　【国際出願番号】　PCT/JP20XX/087654
【出願人】
（【識別番号】）　987654321
　【氏名又は名称（日本語）】　株式会社東京製作所
　【氏名又は名称（英語）】　　TOKYO　SEISAKUSHO　CORPORATION
　　（代表取締役　特許　太郎（署名：＿＿＿＿＿＿＿））
　【あて名（日本語）】　東京都千代田区霞が関三丁目４番３号
　【あて名（英語）】　4-3,　Kasumigaseki　3-chome,　Chiyoda-ku,　Tokyo
　【郵便番号】　1000013
　【国名】　日本国　Japan
　【国籍】　日本国　Japan
　【住所】　日本国　Japan
【代理人】
（【識別番号】）　123456789
　【弁理士】
　【氏名又は名称（日本語）】　国際　太郎　　（署名：＿＿＿＿＿＿＿）
　【氏名又は名称（英語）】　KOKUSAI, Taro
　【あて名（日本語）】　東京都千代田区四番町１２番地
　【あて名（英語）】　12,　Yonbancho,　Chiyoda-ku,　Tokyo
　【郵便番号】　1020081
　【国名】　日本国　Japan
【手数料の表示】
（【予納台帳番号】）
　【手数料の種類】　送付手数料
　【納付金額】　１７，０００円
　【手数料の種類】　国際出願手数料
　【納付金額】　２１７，７００円
　【手数料の種類】　調査手数料
　【納付金額】　１４３，０００円

※この様式見本は、手数料補正命令の前における自発での納付手続の記載例です。
（注１）国際予備審査に関する手数料を納付するときは、「【書類名】」を「手数料納付書（国際予備審査に関する手数料の納付）」とします。

（注２）「【手数料の表示】」の欄の記載方法について

① 予納により納付する場合

「【予納台帳番号】」の欄を設け、６桁の予納台帳番号を記載します。

＜記載例＞

【手数料の表示】

【予納台帳番号】　９９９９９９

【手数料の種類】　送付手数料

【納付金額】　１７，０００円

【手数料の種類】　国際出願手数料

【納付金額】　２１７，７００円

【手数料の種類】　調査手数料

【納付金額】　１４３，０００円

② 電子現金納付により納付する場合

「【予納台帳番号】」の欄を「【納付番号】」の欄とし、１６桁の納付番号を記載します。

＜記載例＞

【手数料の表示】

【納付番号】　１２３４－５６７８－９０１２－３４５６

【手数料の種類】　送付手数料

【納付金額】　１７，０００円

【手数料の種類】　国際出願手数料

【納付金額】　２１７，７００円

【手数料の種類】　調査手数料

【納付金額】　１４３，０００円

③ 口座振替により納付する場合（オンライン手続時のみ利用可）

「【予納台帳番号】」の欄を「【振替番号】」の欄とし、８桁の振替番号を記載します。

＜記載例＞

【手数料の表示】

【振替番号】　１２３４５６７８

【手数料の種類】　送付手数料

【納付金額】　１７，０００円

【手数料の種類】　国際出願手数料

【納付金額】　２１７，７００円

【手数料の種類】　調査手数料

【納付金額】　１４３，０００円

④ クレジットカードにより納付する場合（オンライン手続時又は窓口における納付時のみ利用可）

「【予納台帳番号】」の欄を「【指定立替納付】」の欄とします。

＜記載例＞

【手数料の表示】

【指定立替納付】

【手数料の種類】　送付手数料

【納付金額】　１７，０００円

【手数料の種類】　国際出願手数料

【納付金額】　２１７，７００円

【手数料の種類】　調査手数料

【納付金額】　１４３，０００円

⑤　特許印紙により納付する場合（書面手続時のみ利用可）

左上に特許印紙を貼付し、その下に括弧をしてその額を記載します。この場合、「【予納台帳番号】」の欄は不要です。

＜記載例＞

【手数料の表示】

【手数料の種類】　送付手数料

【納付金額】　１７，０００円

【手数料の種類】　国際出願手数料

【納付金額】　２１７，７００円

【手数料の種類】　調査手数料

【納付金額】　１４３，０００円

⑥　現金納付により納付する場合

「【予納台帳番号】」の欄を「【納付書番号】」の欄とし、１１桁の納付書番号を記載します。書面手続の場合は、Ａ４の用紙に「納付済証（特許庁提出用）」を貼付した書面を添付します。オンライン手続の場合は、本納付書の提出日から３日以内に、「手続補足書」に「納付済証（特許庁提出用）」を貼付した書面を添付して提出します。

＜記載例＞

【手数料の表示】

【納付書番号】　１２４５６７８９０１

【手数料の種類】　送付手数料

【納付金額】　１７，０００円

【手数料の種類】　国際出願手数料

【納付金額】　２１７，７００円

【手数料の種類】　調査手数料

【納付金額】　１４３，０００円

【提出物件の目録】

【物件名】納付済証

⑦　「【手数料の種類】」の欄には、送付手数料、国際出願手数料、調査手数料、予備審査手数料、取扱手数料のうち該当するものを記載します。

⑧　「【手数料の種類】」が２種類以上ある場合は、「【手数料の種類】」及び「【納付金額】」の欄を繰り返し設けて記載します。国際出願に関する手数料の納付の場合は送付手数料、国際出願手数料、調査手数料の順に記載します。国際予備審査に関する手数料の納付の場合は、予備審査手数料、取扱手数料の順に記載します。

（注３）署名をする場合は、署名者の氏名（法人の場合、署名者の肩書き及び氏名）をタイプ印字して、その横に署名してください。

（注４）その他は、【様式編】「２．国際出願の中間手続」内の「c. オンライン手続可能な書類の作成時の共通注意事項（書面手続の場合を含む）」を参照してください。

「法施様２７の２」『法施７８』

Patent Revenue Stamp	Patent Revenue Stamp

（403,700yen）

PAYMENT OF FEES FOR INTERNATIONAL APPLICATION

To: Commissioner of the Patent Office

1 Identification of the International Application
ＰＣＴ／ＪＰ２０ＸＸ／０８７６５４

2 Applicant
(Identification Number): 987654321
Name: TOKYO SEISAKUSHO CORPORATION
（CEO TOKKYO, Taro Signature:_____）
Address: 4-3, Kasumigaseki 3-chome, Chiyoda-ku, Tokyo 100-0013 Japan
Country of nationality: JAPAN
Country of residence: JAPAN

3 Agent
(Identification Number): 123456789
Name: KOKUSAI, Taro （Signature:_____）
Address: 12, Yonbancho, Chiyoda-ku, Tokyo 102-0081 Japan

4 Kind of Fee and Amount

Transmittal Fee	17,000 yen
International Filing Fee	217,700yen
Search Fee	169,000 yen

（注１）予備審査に関する手数料を納付するときは、表題を「**PAYMENT OF FEES FOR INTERNATIONAL PRELIMINARY EXAMINATION**」とし、また、「**4 Kind of Fee and Amount**」の欄には、「**Preliminary Examination Fee**」、「**Handling Fee**」のように納付する手数料を記載します。

（注２）支払方法別の記載方法について

① 予納により納付する場合

「**4 Kind of Fee and Amount**」の欄の次に「**5 Mode of Payment**」の欄を設けて以下のように「**Current Account**」と予納台帳番号を記載します。

＜記載例＞

5 Mode of Payment Current Account 999999

② 電子現金納付により納付する場合

「**4 Kind of Fee and Amount**」の欄の次に「**5 Mode of Payment**」の欄を設けて以下のように「**Denshi-Genkin-Noufu**」と納付番号を記載します。

＜記載例＞

5　Mode of Payment　Denshi-Genkin-Noufu　1234-5678-9012-3456

③　口座振替により納付する場合（オンライン手続時のみ利用可）

「**4 Kind of Fee and Amount**」の欄の次に「**5 Mode of Payment**」の欄を設けて以下のように「**Kouza-Furikae**」と振替番号を記載します。

＜記載例＞

5　Mode of Payment　Kouza-Furikae　12345678

④　クレジットカードにより納付する場合（オンライン手続時又は窓口における納付時のみ利用可）

「**2 Applicant**」の欄（代理人が手続を行う場合は「**3 Agent**」の欄）に「**(Identification Number)**」の欄を設けて識別番号を記載します。ただし、識別番号の通知を受けていない者については、「**(Identification Number)**」の欄は不要です。

「**4 Kind of Fee and Amount**」の欄の次に「**5 Mode of Payment**」の欄を設けて以下のように「**Credit Card Payment**」を記載します。

＜記載例＞

5　Mode of Payment　Credit Card Payment

⑤　特許印紙により納付する場合（書面手続時のみ利用可）

左上に特許印紙を貼付し、その下に括弧をしてその額を記載します。

（注３）署名をする場合は、署名者の氏名（法人の場合、署名者の肩書き及び氏名）をタイプ印字して、その横に署名してください。

（注４）代理人による手続のときは、出願人の署名は不要とし、出願人による手続のときは「**3 Agent**」の欄は不要です。

「法施様２９」『法施３１の２』

特許印紙	特許印紙

（３７７，７００円）

【書類名】　手数料補正書

【あて先】　特許庁長官　殿

【国際出願の表示】

　【国際出願番号】　PCT/JP20XX/087654

【出願人】

（【識別番号】）　987654321

　【氏名又は名称（日本語）】　株式会社東京製作所

　【氏名又は名称（英語）】　　TOKYO　SEISAKUSHO　CORPORATION

　　（代表取締役　特許　太郎（署名：＿＿＿＿＿＿＿））

　【あて名（日本語）】　東京都千代田区霞が関三丁目４番３号

　【あて名（英語）】　4-3,　Kasumigaseki　3-chome,　Chiyoda-ku,　Tokyo

　【郵便番号】　1000013

　【国名】　日本国　Japan

　【国籍】　日本国　Japan

　【住所】　日本国　Japan

【代理人】

（【識別番号】）　123456789

　【弁理士】

　【氏名又は名称（日本語）】　国際　太郎　　（署名：＿＿＿＿＿＿＿））

　【氏名又は名称（英語）】　KOKUSAI, Taro

　【あて名（日本語）】　東京都千代田区四番町１２番地

　【あて名（英語）】　12,　Yonbancho,　Chiyoda-ku,　Tokyo

　【郵便番号】　1020081

　【国名】　日本国　Japan

【命令の日付】　ｄｄ．ｍｍ．２０ＸＸ

【手数料補正】

　【補正対象書類名】　願書

　（【予納台帳番号】）

　【手数料の種類】　送付手数料

　【納付金額】　１７，０００円

　【手数料の種類】　国際出願手数料

　【納付金額】　２１７，７００円

　【手数料の種類】　調査手数料

　【納付金額】　１４３，０００円

※この様式見本は、手数料補正命令に応答する際の納付手続の記載例です。

（注１）国際予備審査機関からの手数料命令に応答するときは、「【書類名】」を「手続補正書（国際予備審査請求書に係る補正）」とします。

（注２）「【手数料補正】」の欄の記載方法について

① 「【補正対象書類名】」欄には、送付手数料、国際出願手数料、調査手数料に係る場合は「願書」と、予備審査手数料、取扱手数料に係る場合は、「国際予備審査請求書」と記載します。

② 予納により補正する場合

「【予納台帳番号】」の欄を設け、６桁の予納台帳番号を記載します。

＜記載例＞

【手数料補正】

【補正対象書類名】　願書

【予納台帳番号】　９９９９９９

【手数料の種類】　送付手数料

【納付金額】　１７，０００円

【手数料の種類】　国際出願手数料

【納付金額】　２１７，７００円

【手数料の種類】　調査手数料

【納付金額】　１４３，０００円

③ 電子現金納付により補正する場合

「【予納台帳番号】」の欄を「【納付番号】」の欄とし、１６桁の納付番号を記載します。

＜記載例＞

【手数料補正】

【補正対象書類名】　願書

【納付番号】　１２３４－５６７８－９０１２－３４５６

【手数料の種類】　送付手数料

【納付金額】　１７，０００円

【手数料の種類】　国際出願手数料

【納付金額】　２１７，７００円

【手数料の種類】　調査手数料

【納付金額】　１４３，０００円

④ クレジットカードにより補正する場合（オンライン手続時又は窓口における納付時のみ利用可）

「【予納台帳番号】」の欄を「【指定立替納付】」の欄とします。

＜記載例＞

【手数料補正】

【補正対象書類名】　願書

【指定立替納付】

【手数料の種類】　送付手数料

【納付金額】　１７，０００円

【手数料の種類】　国際出願手数料

【納付金額】　２１７，７００円

【手数料の種類】　調査手数料

【納付金額】　１４３，０００円

⑤ 口座振替により補正する場合（オンライン手続時のみ利用可）

「【予納台帳番号】」の欄を「【振替番号】」の欄とし、８桁の振替番号を記載します。

＜記載例＞

【手数料補正】

【補正対象書類名】　願書

【振替番号】　１２３４５６７８

【手数料の種類】　送付手数料
【納付金額】　１７，０００円
【手数料の種類】　国際出願手数料
【納付金額】　２１７，７００円
【手数料の種類】　調査手数料
【納付金額】　１４３，０００円

⑥　特許印紙により補正する場合（書面手続時のみ利用可）

左上に特許印紙を貼付し、その下に括弧をしてその額を記載します。この場合、「【予納台帳番号】」の欄は不要です。

＜記載例＞

【手数料補正】
【補正対象書類名】　願書
【手数料の種類】　送付手数料
【納付金額】　１７，０００円
【手数料の種類】　国際出願手数料
【納付金額】　２１７，７００円
【手数料の種類】　調査手数料
【納付金額】　１４３，０００円

⑦　現金納付により補正する場合

「【予納台帳番号】」の欄を「【納付書番号】」の欄とし１１桁の納付書番号を記載します。書面手続の場合はＡ４の用紙に「納付済証（特許庁提出用）」を貼付した書面を添付します。オンライン手続の場合は、本補正書の提出日から３日以内に、「手続補足書」に「納付済証（特許庁提出用）」を貼付した書面を添付して提出します。

＜記載例＞

【手数料補正】
【補正対象書類名】　願書
【納付書番号】　１２４５６７８９０１
【手数料の種類】　送付手数料
【納付金額】　１７，０００円
【手数料の種類】　国際出願手数料
【納付金額】　２１７，７００円
【手数料の種類】　調査手数料
【納付金額】　１４３，０００円
【提出物件の目録】
【物件名】納付済証

⑧　「【手数料の種類】」の欄には、送付手数料、国際出願手数料、調査手数料、予備審査手数料、取扱手数料のうち該当するものを記載します。

⑨　「【手数料補正】」が２種類以上ある場合は、「【手数料の種類】」及び「【納付金額】」の欄を繰り返し設けて記載します。国際出願に関する手数料の補正の場合は送付手数料、国際出願手数料、調査手数料の順に記載します。国際予備審査に関する手数料の補正の場合は、予備審査手数料、取扱手数料の順に記載します。

（注３）署名をする場合は、署名者の氏名（法人の場合、署名者の肩書き及び氏名）をタイプ印字して、その横に署名してください。

（注４）その他は、【様式編】「２．国際出願の中間手続」内の「c. オンライン手続可能な書類の作成時の共通注意事項（書面手続の場合を含む）」を参照してください。

「法施様２９の２」『法施３１の２』

Patent Revenue Stamp

（381,000yen）

CORRECTION OF FEES

To: Commissioner of the Patent Office

1 Identification of the International Application
ＰＣＴ／ＪＰ２０ＸＸ／０８７６５４

2 Applicant
(Identification Number): 987654321
Name: TOKYO SEISAKUSHO CORPORATION
（CEO TOKKYO, Taro Signature:_____）
Address: 4-3, Kasumigaseki 3-chome, Chiyoda-ku, Tokyo 100-0013 Japan
Country of nationality: JAPAN
Country of residence: JAPAN

3 Agent
(Identification Number): 123456789
Name: KOKUSAI, Taro （Signature:_____）
Address: 12, Yonbancho, Chiyoda-ku, Tokyo 102-0081 Japan

4 Date of Invitation dd.mm.20XX

5 Kind of Fee and Amount

Transmittal Fee	17,000 yen
International Filing Fee	217,700yen
Search Fee	169,000yen

（注１）国際予備審査機関からの手数料命令に応答するときは、表題を「**CORRECTION**」とし、また、「**5 Kind of Fee and Amount**」の欄には、「**Preliminary Examination Fee**」、「**Handling Fee**」のように納付する手数料を記載します。

（注２）支払方法別の記載方法について

① 予納により納付する場合

「**5 Kind of Fee and Amount**」の欄の次に「**6 Mode of Payment**」の欄を設けて以下のように「**Current Account**」と予納台帳番号を記載します。

＜記載例＞

6 Mode of Payment Current Account 999999

② 電子現金納付により納付する場合

「**5 Kind of Fee and Amount**」の欄の次に「**6 Mode of Payment**」の欄を設けて以下のように「**Denshi-Genkin-Noufu**」と納付番号を記載します。

＜記載例＞

6 Mode of Payment　Denshi-Genkin-Noufu　1234-5678-9012-3456

③　口座振替により納付する場合（オンライン手続時のみ利用可）

「**5 Kind of Fee and Amount**」の欄の次に「**6 Mode of Payment**」の欄を設けて以下のように「**Kouza-Furikae**」と振替番号を記載します。

＜記載例＞

6 Mode of Payment　Kouza-Furikae　12345678

④　クレジットカードにより納付する場合（オンライン手続時又は窓口における納付時のみ利用可）

「**2 Applicant**」の欄（代理人が手続を行う場合は「**3 Agent**」の欄）に「（**Identification Number**）」の欄を設けて識別番号を記載します。ただし、識別番号の通知を受けていない者については、「（**Identification Number**）」の欄は不要です。

「**5 Kind of Fee and Amount**」の欄の次に「**6 Mode of Payment**」の欄を設けて以下のように「**Credit Card Payment**」を記載します。

＜記載例＞

6 Mode of Payment　Credit Card Payment

⑤　特許印紙により納付する場合（書面手続時のみ利用可）

左上に特許印紙を貼付し、その下に括弧をしてその額を記載します。

（注３）署名をする場合は、署名者の氏名（法人の場合、署名者の肩書き及び氏名）をタイプ印字して、その横に署名してください。

（注４）代理人による手続のときは、出願人の署名は不要とし、出願人による手続のときは「**3 Agent**」の欄は不要です。

「法施様１２」『法施２４』

手　　続　　補　　完　　書

（法第４条第２項の規定による命令に基づく手続の補完）

特許庁長官　殿

1　国際出願の表示　ＰＣＴ／ＪＰ２０ＸＸ／０８７６５４

2　出願人

名　称　　株式会社東京製作所
TOKYO　SEISAKUSHO　CORPORATION
（代表取締役　特許　太郎（署名：＿＿＿＿＿＿））

あて名　　〒100-0013　日本国東京都千代田区霞が関三丁目４番３号
4-3,　Kasumigaseki 3-chome,　Chiyoda-ku,　Tokyo　100-0013　Japan

国　籍　　日本国　　JAPAN

住　所　　日本国　　JAPAN

3　代理人

氏　名　　弁理士　国際　太郎　　（署名：＿＿＿＿＿＿）
KOKUSAI, Taro

あて名　　〒102-0081　日本国東京都千代田区四番町１２番地
12,　Yonbancho,　Chiyoda-ku,　Tokyo　102-0081　Japan

4　補完命令の日付　　dd.mm.20XX

5　補完の対象　　請求の範囲

6　補完の内容　　別紙のとおり

7　添付書類の目録

（１）　請求の範囲　第６頁

※　この様式見本は法第４条第２項に基づく手続補完の命令により手続の補完をする場合の記載例です。

（注１）法第４条第２項に基づく手続補完の命令前に自発で補完をする場合には表題を「手続補完書（法第１７条の規定による手続の補完）」とし、国際予備審査請求に関する補完命令により手続の補完をする場合には表題を「手続補完書（令第１条第１項の規定による命令に基づく手続の補完）」とします。

（注２）補完命令前に自発で補完をする場合、「４　補完命令の日付」の欄は不要です。

（注３）署名をする場合は、署名者の氏名（法人の場合、署名者の肩書き及び氏名）をタイプ印字して、その横に署名してください。

（注４）代理人による手続のときは、出願人の署名は不要とし、出願人による手続のときは「３　代理人」の欄は不要です。

「法施様１２の２」『法施２４』

CORRECTION

To: Commissioner of the Patent Office

1 Identification of the International Application
ＰＣＴ／ＪＰ２０ＸＸ／０８７６５４

2 Applicant
Name: TOKYO SEISAKUSHO CORPORATION
（CEO TOKKYO, Taro Signature:_____）
Address: 4-3, Kasumigaseki 3-chome, Chiyoda-ku, Tokyo 100-0013 Japan
Country of nationality: JAPAN
Country of residence: JAPAN

3 Agent
Name: KOKUSAI, Taro （Signature:_____）
Address: 12, Yonbancho, Chiyoda-ku, Tokyo 102-0081 Japan

4 Date of Invitation dd.mm.20XX

5 Item to be Corrected Claim(s)

6 Subject Matter of Correction As per the attached sheet(s)

7 List of Attached Documents
(1) Claim(s) page 6

（注１）補完命令前に自発で補完をする場合、「**4 Date of Invitation**」の欄は不要です。
（注２）署名をする場合は、署名者の氏名（法人の場合、署名者の肩書き及び氏名）をタイプ印字して、その横に署名してください。
（注３）代理人による手続のときは、出願人の署名は不要とし、出願人による手続のときは「**3 Agent**」の欄は不要です。

「法施様１２」『法施２９の２、２９の３、２９の６、２９の７』

手　　続　　補　　充　　書

（第２９条の２第１項の規定による命令に基づく明細書等の引用補充）

特許庁長官　殿

1　国際出願の表示　ＰＣＴ／ＪＰ２０ＸＸ／０８７６５４

2　出願人

名　称　　株式会社東京製作所
TOKYO　SEISAKUSHO　CORPORATION
（代表取締役　特許　太郎（署名：＿＿＿＿＿＿＿））

あて名　　〒100-0013　日本国東京都千代田区霞が関三丁目４番３号
4-3,　Kasumigaseki 3-chome,　Chiyoda-ku,　Tokyo　100-0013　Japan

国　籍　　日本国　　JAPAN

住　所　　日本国　　JAPAN

3　代理人

氏　名　　弁理士　国際　太郎　　（署名：＿＿＿＿＿＿＿）
KOKUSAI, Taro

あて名　　〒102-0081　日本国東京都千代田区四番町１２番地
12,　Yonbancho,　Chiyoda-ku,　Tokyo　102-0081　Japan

4　補充命令の日付　　dd.mm.20XX

5　補充の対象　　明細書
明細書第２頁段落［０００５］第３行「○○○○○○○○○○○○○○○」

6　添付書類の目録　　（１）　明細書

※　この様式見本は命令を受けて引用による要素の欠落補充をする場合の記載例です。

（注１）命令前に自発で補充をする場合には、表題を「手続補充書（第２９条の３の規定による明細書等の引用補充）」とします。

（注２）明細書若しくは請求の範囲の一部又は図面の全部若しくは一部が欠落している旨の命令を受けて明細書、請求の範囲又は図面の欠落部分を補充する場合には、表題を「手続補充書（第２９条の６第１項の規定による命令に基づく欠落部分の補充）」とし、当該命令前に自発で補充をする場合には表題を「手続補充書（第２９条の７の規定による欠落部分の補充）」とします。

（注３）明細書、請求の範囲又は図面の全部又は一部が誤って提出されている旨の命令を受けて適当な明細書等を補充する場合には、表題を「手続補充書（第２９条の６第１項の規定による命令に基づく適当な明細書等の補充）」とし、当該命令前に自発で補充をする場合には表題を「手続補充書（第２９条の７の規定による適当な明細書等の補充）」とします。

（注４）同一の提出日に２以上の手続補充書を提出するときは、表題に「手続補充書（第２９条の２第１項の規

定による命令に基づく明細書等の引用補充）（1）」、「手続補充書（第２９条の２第１項の規定による命令に基づく明細書等の引用補充）（2）」のように番号を付して区別します。

（注５）「５　補充の対象」の欄には、補充する書類名を記載し、補充箇所を特定できる程度の説明を記述してください。

（注６）引用による欠落部分の補充又は適当な明細書等の補充をするときは、「６　欠落部分の記載箇所の表示」又は「６　適当な明細書等の記載箇所の表示」の欄を設けて、優先権主張の基礎となる出願において当該欠落部分又は適当な明細書等が記載されている箇所の説明を「ＰＣＴ／ＪＰ２０ＸＸ／０８７６５４の請求の範囲［請求項２］」や「特願２０ＸＸ－１２３４５６の明細書［０００５］」のように記載します。

なお、明細書、請求の範囲又は図面の全部についてのみ引用による欠落部分の補充又は適当な明細書等の補充をするときは、「６　欠落部分の記載箇所の表示」又は「６　適当な明細書等の記載箇所の表示」の欄は不要です。

（注７）補充命令前に自発で補充をする場合、「４　補充命令の日付」の欄は不要です。

（注８）法施第５０条の３第１項に規定する配列表を記録した磁気ディスクを添付して提出する場合又は同条第１０項の規定により所定の配列表を提出する場合は、「６　補充の内容」の欄を設けて、「別添のとおり」と記載するとともに補充事項を記載してください。

（注９）署名をする場合は、署名者の氏名（法人の場合、署名者の肩書き及び氏名）をタイプ印字して、その横に署名してください。

（注１０）代理人による手続のときは、出願人の署名は不要とし、出願人による手続のときは「３　代理人」の欄は不要です。

「法施様１２の２」『法施２９の２、２９の３、２９の６、２９の７』

CORRECTION

To: Commissioner of the Patent Office

1 Identification of the International Application
ＰＣＴ／ＪＰ２０ＸＸ／０８７６５４

2 Applicant (Common Representative)
Name: TOKYO SEISAKUSHO CORPORATION
（CEO TOKKYO, Taro Signature:_____）
Address: 4-3, Kasumigaseki 3-chome, Chiyoda-ku, Tokyo 100-0013 Japan
Country of nationality: JAPAN
Country of residence: JAPAN

3 Agent
Name: KOKUSAI, Taro （Signature:_____）
Address: 12, Yonbancho, Chiyoda-ku, Tokyo 102-0081 Japan

4 Date of Invitation dd.mm.20XX

5 Item to be Corrected Description
page2, paragraph[0005], line3 “++++++++++++++++++++++”

6 List of Attached Documents (1) Description

※ この様式見本は命令を受けて引用による要素の欠落補充をする場合の記載例です。

（注１）同一の提出日に２以上の **CORREECTION** を提出するときは、表題に「**CORRECTION (1)**」「**CORRECTION (2)**」のように番号を付して区別します。

（注２）「**5 Item to be Corrected**」の欄には、補充する書類名を記載し、補充箇所を特定できる程度の説明を記述してください。

（注３）引用による欠落部分の補充又は適当な明細書等の補充をするときは、「**6 Indication as to where the missing part is contained in the earlier application**」又は「**6 Indication as to where the correct part is contained in the earlier application**」の欄を設けて、優先権主張の基礎となる出願において当該欠落部分又は適当な明細書等が記載されている箇所の説明を「**PCT/JP20XX/087654, Claims,［Claim 2］**」や「**JP20XX-123456, Description, [0005]**」のように記載します。

なお、明細書、請求の範囲又は図面の全部についてのみ引用による欠落部分の補充又は適当な明細書等の補充をするときは、「**6 Indication as to where the missing part is contained in the earlier application**」又は「**6 Indication as to where the correct part is contained in the earlier application**」の欄は不要です。

（注４）補充命令前に自発で補充をする場合、「**4 Date of Invitation**」の欄は不要です。

（注５）法施第５０条の３第１項に規定する配列表を記録した磁気ディスクを添付して提出する場合又は同条第１０項の規定により所定の配列表を提出する場合は、「**6 Subject Matter of Correction**」の欄を設けて、「**As per the attached**」と記載するとともに補充事項を記載してください。

（注６）署名をする場合は、署名者の氏名（法人の場合、署名者の肩書き及び氏名）をタイプ印字して、その横に署名してください。

（注７）代理人による手続のときは、出願人の署名は不要とし、出願人による手続のときは「**3 Agent**」の欄は不要です。

「法施様１１の３」『法施２９の４』

優先権主張の基礎出願の写し提出書

特許庁長官　殿

1　国際出願の表示　ＰＣＴ／ＪＰ２０ＸＸ／０８７６５４

2　出願人

名　称　株式会社東京製作所
TOKYO　SEISAKUSHO　CORPORATION
（代表取締役　特許　太郎（署名：＿＿＿＿＿＿））

あて名　〒100-0013　日本国東京都千代田区霞が関三丁目４番３号
4-3, Kasumigaseki 3-chome, Chiyoda-ku, Tokyo　100-0013　Japan

国　籍　日本国　JAPAN

住　所　日本国　JAPAN

3　代理人

氏　名　弁理士　国際　太郎　（署名：＿＿＿＿＿＿）
KOKUSAI, Taro

あて名　〒102-0081　日本国東京都千代田区四番町１２番地
12,Yonbancho, Chiyoda-ku, Tokyo　102-0081　Japan

4　添付書類の目録

（1）　優先権主張の基礎出願の写し（特願２０ＸＸ－９９９９９９）　１通
（（2）　翻訳文　１通）

（注１）優先権の主張の基礎となる出願の写しを提出する際に、基礎出願の言語が国際出願の言語と異なることにより、基礎出願の翻訳文も提出するときは、添付書類の目録の欄に「優先権主張の基礎出願の写し（特願２０ＸＸ－９９９９９９）　１通」の次に「翻訳文　１通」のように記載します。

（注２）先の出願の優先権書類は既に提出しているが（受理官庁に対する優先権書類の送付請求又は国際事務局に対する電子図書館から取得する旨の請求を含む）、出願の言語が国際出願の言語と異なる場合は、表題を「優先権主張の基礎出願の翻訳文提出書」とし、添付書類の目録の欄に「優先権主張の基礎出願の翻訳文　１通」のように記載します。

（注３）翻訳文は、先の出願の明細書、請求の範囲及び図面の全文です。

（注４）署名をする場合は、署名者の氏名（法人の場合、署名者の肩書き及び氏名）をタイプ印字して、その横に署名してください。

（注５）代理人による手続のときは、出願人の署名は不要とし、出願人による手続のときは「３　代理人」の欄は不要です。

「法施様１１の４」『法施２９の４』

SUBMISSION OF COPY OF
THE EARLIER APPLICATION

To : Commissioner of the Patent Office

1 Identification of the International Application
ＰＣＴ／ＪＰ２０ＸＸ／０８７６５４

2 Applicant
Name: TOKYO SEISAKUSHO CORPORATION
(CEO TOKKYO, Taro Signature:_____)
Address: 4-3, Kasumigaseki 3-chome, Chiyoda-ku, Tokyo 100-0013 Japan
Country of nationality: JAPAN
Country of residence: JAPAN

3 Agent
Name: KOKUSAI, Taro (Signature:_____)
Address: 12, Yonbancho, Chiyoda-ku, Tokyo 102-0081 Japan

4 List of Attached Documents
Copy of the earlier application(s) (P20XX-999999) : 1 copy
(Translation of the earlier application(s) : 1 copy)

（注１）優先権の主張の基礎となる出願の写しを提出する際に、基礎出願の言語が国際出願の言語と異なることにより、基礎出願の翻訳文も提出するときは、添付書類の目録の欄に「**Copy of the earlier application(s) (P20XX-999999) : 1 copy**」の次に「**Translation of the earlier application(s) : 1 copy**」のように記載します。

（注２）先の出願の優先権書類は既に提出しているが（受理官庁に対する優先権書類の送付請求又は国際事務局に対する電子図書館から取得する旨の請求を含む）、出願の言語が国際出願の言語と異なる場合は、表題を「**SUBMISSION OF TRANSLATION OF THE EARLIER APPLICATION**」とし、「**List of Attached Documents**」の欄に「**Translation of the earlier application(s) : 1 copy**」のように記載します。

（注３）翻訳文は、先の出願の明細書、請求の範囲及び図面の全文です。

（注４）署名をする場合は、署名者の氏名（法人の場合、署名者の肩書き及び氏名）をタイプ印字して、その横に署名してください。

（注５）代理人による手続のときは、出願人の署名は不要とし、出願人による手続のときは「**3 Agent**」の欄は不要です。

「法施様１５の３」『法施２９の１０』

欠落部分の補充の取下書

特許庁長官　殿

１　国際出願の表示　ＰＣＴ／ＪＰ２０ＸＸ／０８７６５４

２　出願人

名　称　株式会社東京製作所
TOKYO　SEISAKUSHO　CORPORATION
（代表取締役　特許　太郎（署名：＿＿＿＿＿＿））

あて名　〒100-0013　日本国東京都千代田区霞が関三丁目４番３号
4-3,　Kasumigaseki 3-chome,　Chiyoda-ku,　Tokyo　100-0013　Japan

国　籍　日本国　JAPAN

住　所　日本国　JAPAN

３　代理人

氏　名　弁理士　国際　太郎　（署名：＿＿＿＿＿＿）
KOKUSAI, Taro

あて名　〒102-0081　日本国東京都千代田区四番町１２番地
12,Yonbancho,　Chiyoda-ku,　Tokyo　102-0081　Japan

４　取下げの内容　dd.mm.20XX

（注１）適当な明細書等の補充の取下げを行う場合には、表題を「適当な明細書等の補充の取下書」とします。

（注２）同時に２以上の欠落部分の補充又は適当な明細書等の取下書を提出するときは、表題に「欠落部分の補充の取下書（１）」又は「適当な明細書等の補充の取下書（１）」、若しくは「欠落部分の補充の取下書（２）」又は「適当な明細書等の補充の取下書（２）」のように番号を付して区別します。

（注３）「４　取下げの内容」の欄には、欠落部分の補充又は適当な明細書等の補充の取下げに係る手続補充書の提出日を記載します。同一の提出日に２以上の手続補充書があるときは、提出日に加え、「手続補充書（１）」のように手続補充書の番号、又は「補充の対象」を特定して記載します。

（注４）署名をする場合は、署名者の氏名（法人の場合、署名者の肩書き及び氏名）をタイプ印字して、その横に署名してください。

（注５）代理人による手続のときは、出願人の署名は不要とし、出願人による手続のときは「３　代理人」の欄は不要です。

「法施様１５の４」『法施２９の１０』

WITHDRAWAL OF FURNISHED PART

To: Commissioner of the Patent Office

1 Identification of the International Application
ＰＣＴ／ＪＰ２０ＸＸ／０８７６５４

2 Applicant
Name: TOKYO SEISAKUSHO CORPORATION
(CEO TOKKYO, Taro Signature:_____)
Address: 4-3, Kasumigaseki 3-chome, Chiyoda-ku, Tokyo 100-0013 Japan
Country of nationality: JAPAN
Country of residence: JAPAN

3 Agent
Name: KOKUSAI, Taro (Signature:_____)
Address: 12, Yonbancho, Chiyoda-ku, Tokyo 102-0081 Japan

4 Subject Matter of Withdrawal dd.mm.20XX

（注１）同時に２以上の「**WITHDRAWAL OF FURNISHED PART**」を提出するときは、表題に「**WITHDRAWAL OF FURNISHED PART (1)**」「**WITHDRAWAL OF FURNISHED PART (2)**」のように番号を付して区別します。

（注２）署名をする場合は、署名者の氏名（法人の場合、署名者の肩書き及び氏名）をタイプ印字して、その横に署名してください。

（注３）代理人による手続のときは、出願人の署名は不要とし、出願人による手続のときは「**3 Agent**」の欄は不要です。

（注４）「**4 Subject Matter of Withdrawal**」の欄には、「**CORRECTION**」の提出日を記載します。同一の提出日に２以上の「**CORRECTION**」があるときは、提出日に加え、「**CORRECTION (1)**」のように **CORRECTION** の番号、又は「**Item to be Corrected**」を特定して記載します。

「法施様１５」『法施２８、３１』

手　続　補　正　書

（法第６条の規定による命令に基づく補正）

特許庁長官　殿

1　国際出願の表示　ＰＣＴ／ＪＰ２０ＸＸ／０８７６５４

2　出願人
　名　称　　株式会社東京製作所
　　TOKYO　SEISAKUSHO　CORPORATION
　　（代表取締役　特許　太郎（署名：＿＿＿＿＿＿＿））
　あて名　　〒100-0013　日本国東京都千代田区霞が関三丁目４番３号
　　4-3,　Kasumigaseki 3-chome,　Chiyoda-ku,　Tokyo　100-0013　Japan
　国　籍　　日本国　　JAPAN
　住　所　　日本国　　JAPAN

3　代理人
　氏　名　　弁理士　　国際　太郎　　（署名：＿＿＿＿＿＿＿）
　　KOKUSAI,　Taro
　あて名　　〒102-0081　日本国東京都千代田区四番町１２番地
　　12,　Yonbancho,　Chiyoda-ku,　Tokyo　102-0081　Japan

4　補正命令の日付　　dd.mm.20XX

5　補正の対象　　図面

6　補正の内容　　別紙のとおり
　　図２（ａ）（ｂ）（ｃ）を補正した。

7　添付書類の目録　（１）図面　　２／３頁、２／１／３頁、２／２／３頁

※　この様式見本は法第６条の規定による命令に基づく図の補正の記載例です。

（注１）国際予備審査機関からの命令に基づく補正（令第１条第２項）の場合には、表題は「手続補正書（国際予備審査請求書に係る補正）」とし、「５　補正の対象」、「６　補正の内容」及び「７　添付書類の目録」の欄は補正内容に応じて記載します（例：「５　補正の対象　国際予備審査請求書第Ⅱ欄」「６　補正の内容　別紙のとおり　出願人全員を記載した」「７　添付書類の目録　（１）国際予備審査請求書第１頁の新たな用紙」）。
　なお、国際予備審査機関からの手数料に関する命令に基づく補正の場合には、様式［２－２］を使用します。

（注２）優先権主張の命令に基づく補正（法施第 28 条第１項）の場合には、表題は「手続補正書（第２８条第１項の規定による命令に基づく補正）」とし、「５　補正の対象」の欄は「願書第Ⅵ欄優先権主張の欄」、「６　補正の内容」の欄は「別紙のとおり　特願 20XX-999999 を特願 20YY-999999 に補正する。」、「７　添付書類の目録」の欄は「（１）願書第５頁の新たな用紙」のように記載します。

（注３）法第 6 条の規定による命令に基づき、願書の発明の名称を補正する場合は、「５　補正の対象」の欄は「願書」、「６　補正の内容」の欄は「発明の名称を明細書に合わせて「〇〇〇」に補正する」のように記載します。また、「７　添付書類の目録」の欄及び補正した差替え用紙の添付は不要です。

（注４）署名をする場合は、署名者の氏名（法人の場合、署名者の肩書き及び氏名）をタイプ印字して、その横に署名してください。

（注５）代理人による手続のときは、出願人の署名は不要とし、出願人による手続のときは「３　代理人」の欄は不要です。

【図面の補正の仕方の一例】

［図２］の補正により図面の頁が増える場合

＜補正前＞

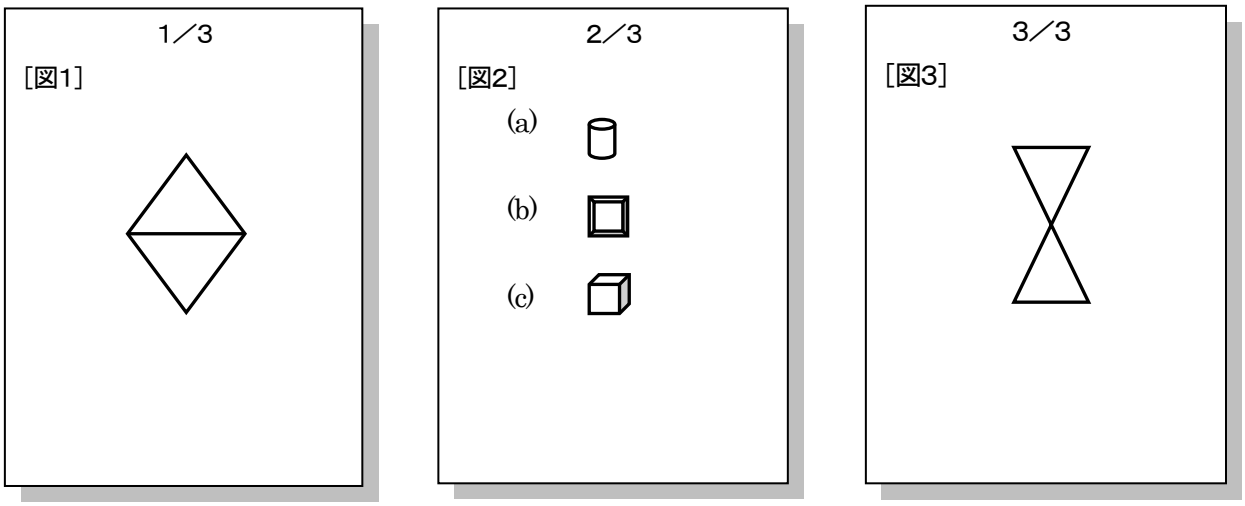

＜補正後＞

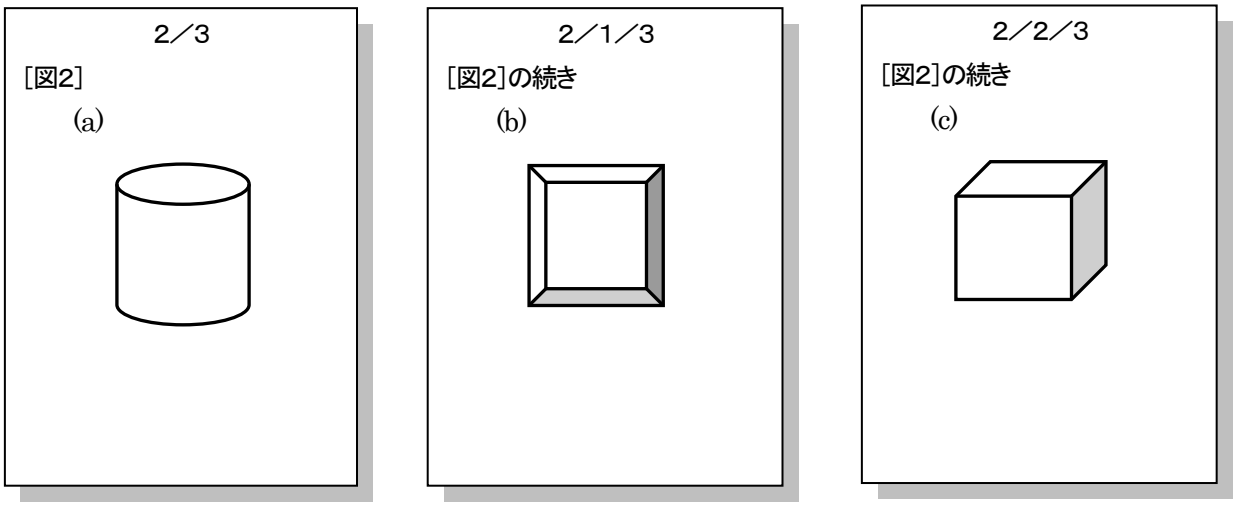

（注１）増えた分の頁番号として、「／」「／」に挟まれた部分に枝番を記載します。

（注２）頁番号は、出願時に記載した位置（上端又は下端の中央）と同じ場所に記載します。

（注３）明細書、請求の範囲及び図面の補正は頁単位で行い、補正を行った頁のみ、差替え用紙を別紙として添付します。

「法施様１５の２」『法施２８、３１』

CORRECTION

To: Commissioner of the Patent Office

1 Identification of the International Application
ＰＣＴ／ＪＰ２０ＸＸ／０８７６５４

2 Applicant
Name: TOKYO SEISAKUSHO CORPORATION
（CEO TOKKYO ,Taro Signature:_____）
Address: 4-3, Kasumigaseki 3-chome, Chiyoda-ku, Tokyo 100-0013 Japan
Country of nationality: JAPAN
Country of residence: JAPAN

3 Agent
Name: KOKUSAI, Taro （Signature:_____）
Address: 12, Yonbancho, Chiyoda-ku, Tokyo 102-0081 Japan

4 Date of Invitation dd.mm.20XX

5 Item to be Corrected Drawing(s)

6 Subject Matter of Correction
As per the attached sheet(s)
Fig.2(a), 2(b) and 2(c) are amended.

7 List of Attached Documents Drawing(s) 2/3, 2/1/3, 2/2/3

※ この様式見本は法第６条の規定による命令に基づく図の補正の記載例です。

（注１）国際予備審査機関からの命令に基づく補正（令第１条第２項）の場合には、「5 Item to be Corrected」の欄には「Box No.II APPLICANT of the Demand」のように補正する箇所を記載します。「6 Subject Matter of Correction」の欄には「As per the attached sheet(s)」と記載するとともに補正内容を示し、「7 List of Attached Documents」に添付する差替え用紙を記載します。なお、国際予備審査機関からの手数料に関する命令に基づく補正の場合には、様式［２－２］を使用します。

（注２）優先権主張の命令に基づく補正（法施第28条第１項）の場合には、「5 Item to be Corrected」の欄には「Box No.VI Priority claim of the Request」、「6 Subject Matter of Correction」の欄には「As per the attached sheets. Patent Application 20XX-999999 is corrected to Patent Application 20YY-999999」、「7 List of Attached Documents」の欄には「PCT Request 2/4」のように記載します。

（注３）法第６条の規定による命令に基づき、願書の発明の名称を補正する場合は、「5 Item to be Corrected」の欄は「Request」、「6 Subject Matter of Correction」の欄は「The Title of Invention is amended to “〇〇〇” in accordance with the Title of Invention in the Description」のように記載します。また、「7 List of Attached Documents」の欄及び補正した差替え用紙の添付は不要です。

（注４）署名をする場合は、署名者の氏名（法人の場合、署名者の肩書き及び氏名）をタイプ印字して、その横に署名してください。

（注５）代理人による手続のときは、出願人の署名は不要とし、出願人による手続のときは「3 Agent」の欄は不要です。

「法施様１５」『法施２７の３』

手　続　補　正　書

特許庁長官　殿

1　国際出願の表示　ＰＣＴ／ＪＰ２０ＸＸ／０８７６５４

2　出願人

名　称　株式会社東京製作所
TOKYO　SEISAKUSHO　CORPORATION
（代表取締役　特許　太郎（署名：＿＿＿＿＿＿＿））

あて名　〒100-0013　日本国東京都千代田区霞が関三丁目４番３号
4-3,　Kasumigaseki 3-chome,　Chiyoda-ku,　Tokyo　100-0013　Japan

国　籍　日本国　JAPAN

住　所　日本国　JAPAN

3　代理人

氏　名　弁理士　国際　太郎　（署名：＿＿＿＿＿＿＿）
KOKUSAI, Taro

あて名　〒102-0081　日本国東京都千代田区四番町１２番地
12,　Yonbancho,　Chiyoda-ku,　Tokyo　102-0081　Japan

4　補正の対象　願書

5　補正の内容　別紙のとおり

6　添付書類の目録　（1）代理人の選任を証明する書面　１通

（注１）国際予備審査請求の後に行う条約第３４条の規定に基づく補正（明細書、請求の範囲、図面の補正）の場合は、表題は「手続補正書（法第１１条の規定による補正）」とします。詳細は様式［５－４］を参照してください。

（注２）優先権主張に係る自発の補正の場合には、表題は「手続補正書（第２７条の３第１項の規定による補正）」とし、「４　補正の対象」の欄には「願書第VI欄優先権主張の欄」と記載します。「５　補正の内容」の欄には「別紙のとおり　特願 20XX-999999 を特願 20YY-999999 に補正する」、「６　添付書類の目録」の欄には「（1）願書第５頁の新たな用紙」のように記載し、優先権主張の欄を補正した願書の差替え用紙を添付します。

（注３）願書において選任した共通の代表者の選任証を提出する場合は、「６　添付書類の目録」の欄には添付する書類名を記載します。

（注４）委任状の記載例は次頁を参照してください。

（注５）署名をする場合は、署名者の氏名（法人の場合、署名者の肩書き及び氏名）をタイプ印字して、その横に署名してください。

（注６）代理人による手続のときは、出願人の署名は不要とし、出願人による手続のときは「３　代理人」の欄は不要です。

（委任状記載例）

委　　任　　状

年　　月　　日

私儀　弁理士国際太郎を代理人と定めて、下記の権限を委任します。

特許協力条約に基づく国際出願　ＰＣＴ／ＪＰ２０ＸＸ／０８７６５４　に関する一切の件

あて名　　東京都千代田区霞が関三丁目４番３号
名　称　　株式会社東京製作所
代表者　　代表取締役　特許　太郎　　（署名：＿＿＿＿＿＿＿）

あて名　　大阪府大阪市天王寺区伶人町７番地７号
名　称　　株式会社大阪製作所
代表者　　代表取締役　大阪　太郎　　（署名：＿＿＿＿＿＿＿）

（注１）案件の特定は国際出願番号の他、発明の名称、書類記号でも可能です。ただし、国際出願番号が分かる場合は、なるべく国際出願番号を記載してください。
（注２）委任状が２通以上になるときは、それぞれの用紙に委任事項を含む必要事項を記載します。
（注３）法人の場合は、代表者が署名します。
（注４）署名をする場合は、署名者の氏名（法人の場合、署名者の肩書き及び氏名）をタイプ印字して、その横に署名してください。

「法施様１５の２」『法施２７の３』

AMENDMENT

To: Commissioner of the Patent Office

1 Identification of the International Application
ＰＣＴ／ＪＰ２０ＸＸ／０８７６５４

2 Applicant
Name: TOKYO SEISAKUSHO CORPORATION
（CEO TOKKYO, Taro Signature:_____）
Address: 4-3, Kasumigaseki 3-chome, Chiyoda-ku, Tokyo 100-0013 Japan
Country of nationality: JAPAN
Country of residence: JAPAN

3 Agent
Name: KOKUSAI, Taro （Signature:_____）
Address: 12, Yonbancho, Chiyoda-ku, Tokyo 102-0081 Japan

4 Item to be Amended Box No.VI Priority claim of the Request

5 Subject Matter of Amendment
As per the attached sheet(s)
Patent Application 20XX-999999 is amended to Patent Application 20YY-999999

6 List of Attached Documents
PCT Request 2/4

※ この様式見本は法施第２７条の３第１項の規定による優先権に係る自発の補正の記載例です。優先権主張の欄を補正した願書の差替え用紙を別紙として添付します。

（注１）国際予備審査請求の後に行う条約第３４条の規定に基づく補正（明細書、請求の範囲、図面の補正）（法第１１条）の場合は様式［５－４］を参照してください。

（注２）委任状又は代表者選任証を提出する場合には表題を「**CORRECTION**」とし、**4** を「**Item to be Corrected**」とし、「**Request**」と記載します。また、**5** を「**Subject Matter of Correction**」とし、「**As per the attached sheets**」と記載し、「**6 List of Attached Documents**」の欄は「**Certificate of power of attorney ○ copy(ies)**」のように記載します。

（注３）委任状の記載例は次頁を参照してください。

（注４）署名をする場合は、署名者の氏名（法人の場合、署名者の肩書き及び氏名）をタイプ印字して、その横に署名してください。

（注５）代理人による手続のときは、出願人の署名は不要とし、出願人による手続のときは「**3 Agent**」の欄は不要です。

（委任状記載例）

Power of Attorney

I/We,

do hereby appoint KOKUSAI Taro

as my/our agent , to act for me/us in all proceedings concerning the following International Application.

Any matter concerning the international application “Hand Scanner” under the Patent Cooperation Treaty.

dd.mm.20XX

Address
Name
Signature_____
Title

Address
Name
Signature_____
Title

（注１）案件の特定は発明の名称の他、国際出願番号、書類記号でも可能です。ただし、国際出願番号が分かる場合は、なるべく国際出願番号を記載してください。
（注２）委任状が２通以上になるときは、それぞれの用紙に委任事項を含む必要事項を記載します。
（注３）法人の場合は、代表者が署名します。
（注４）出願が英語による場合であっても、日本語で作成した委任状に翻訳文（英語）を添付することで手続が可能です。
（注５）この記載例を共通の代表者の選任証として利用する場合は、「**as my/our agent,**」を「**as my/our common representative**」に変更してください。
（注６）署名をする場合は、署名者の氏名（法人の場合、署名者の肩書き及び氏名）をタイプ印字して、その横に署名してください。

「法施様１１の７」『法施２２の２、２８の４、２９の２、２９の６、３０の２、４７』

意　　見　　書

（第２２条の２第１項の規定による意見）

特許庁長官　殿
（特許庁審査官　殿）

１　国際出願の表示　ＰＣＴ／ＪＰ２０ＸＸ／０８７６５４

２　出願人
　名　称　　株式会社東京製作所
　　TOKYO　SEISAKUSHO　CORPORATION
　　（代表取締役　特許　太郎（署名：＿＿＿＿＿＿））
　あて名　　〒100-0013　日本国東京都千代田区霞が関三丁目４番３号
　　4-3,　Kasumigaseki 3-chome,　Chiyoda-ku,　Tokyo　100-0013　Japan
　国　籍　　日本国　　JAPAN
　住　所　　日本国　　JAPAN

３　代理人
　氏　名　　弁理士　国際　太郎　　（署名：＿＿＿＿＿＿）
　　KOKUSAI, Taro
　あて名　　〒102-0081　日本国東京都千代田区四番町１２番地
　　12,　Yonbancho,　Chiyoda-ku,　Tokyo　102-0081　Japan

４　補完命令の日付　　dd.mm.20XX

５　意見の内容

６　添付書類の目録

（注１）法第４条第２項に基づく手続補完の命令に対して意見書を提出する場合には表題を「意見書（第２２条の２第１項の規定による意見）」、優先権の回復請求を認めない決定に対する意見書を提出する場合には表題を「意見書（第２８条の４第２項の規定による意見）」、要素の欠落補充命令に対して意見書を提出する場合には表題を「意見書（第２９条の２第２項の規定による意見）」、欠落部分の補充命令又は適当な明細書等の補充命令に対して意見書を提出する場合には表題を「意見書（第２９条の６第２項の規定による意見）」、手続補正の命令に対して意見書を提出する場合には表題を「意見書（第３０条の２第１項の規定による意見）」、国際調査報告の送付の日から１月の間に、要約の修正又は意見を述べる場合には表題を「意見書（第４７条第３項の規定による意見）」とします。

（注２）「４　補完命令の日付」の欄は、手続補正の命令に対する意見書を提出する場合には「補正命令の日付」、補充命令による意見書を提出する場合には「補充命令の日付」、優先権の回復請求を認めない決定に対する意見書を提出する場合又は国際調査機関による要約書に対し意見書を提出する場合には「通知の日付」とします。

（注３）署名をする場合は、署名者の氏名（法人の場合、署名者の肩書き及び氏名）をタイプ印字して、その横に署名してください。

（注４）代理人による手続のときは、出願人の署名は不要とし、出願人による手続のときは「３　代理人」の欄は不要です。

「法施様１１の８」『法施２２の２、２８の４、２９の２、２９の６、３０の２、４７』

COMMENT

To: Commissioner of the Patent Office
(To: Examiner of the Patent Office)

1 Identification of the International Application
ＰＣＴ／ＪＰ２０ＸＸ／０８７６５４

2 Applicant
Name: TOKYO SEISAKUSHO CORPORATION
（CEO TOKKYO, Taro Signature:_____）
Address: 4-3, Kasumigaseki 3-chome, Chiyoda-ku, Tokyo 100-0013 Japan
Country of nationality: JAPAN
Country of residence: JAPAN

3 Agent
Name: KOKUSAI, Taro （Signature:_____）
Address: 12, Yonbancho, Chiyoda-ku, Tokyo 102-0081 Japan

4 Date of Invitation dd.mm.20XX

5 Subject Matter of Comment

6 List of Attached Documents

（注１）法施第２８条の４第２項の規定及び法施第４７条第３項による「**COMMENT**」を提出する場合は、「**4 Date of Invitation**」の欄を「**4 Date of Notification**」とします。
（注２）署名をする場合は、署名者の氏名（法人の場合、署名者の肩書き及び氏名）をタイプ印字して、その横に署名してください。
（注３）代理人による手続のときは、出願人の署名は不要とし、出願人による手続のときは「**3 Agent**」の欄は不要です。

「法施様１３の３」『法施２７の２』

優先権の主張の追加申請書

特許庁長官　殿

1　国際出願の表示　ＰＣＴ／ＪＰ２０ＸＸ／０８７６５４

2　出願人

名　称　株式会社東京製作所
TOKYO　SEISAKUSHO　CORPORATION
（代表取締役　特許　太郎（署名：＿＿＿＿＿＿））

あて名　〒100-0013　日本国東京都千代田区霞が関三丁目４番３号
4-3,　Kasumigaseki 3-chome,　Chiyoda-ku,　Tokyo　100-0013　Japan

国　籍　日本国　JAPAN

住　所　日本国　JAPAN

3　代理人

氏　名　弁理士　国際　太郎　（署名：＿＿＿＿＿＿）
KOKUSAI,　Taro

あて名　〒102-0081　日本国東京都千代田区四番町１２番地
12,　Yonbancho,　Chiyoda-ku,　Tokyo　102-0081　Japan

4　追加して行う優先権の主張の基礎となる出願の表示

	（先の出願日）	（先の出願番号）	（国名等）
（1）	dd.mm.20XX	特願２０ＸＸ－９９９９９９	日本国　JAPAN

（注１）優先権の主張の追加を行った場合、追加された先の出願の優先権書類の提出が必要です。

（注２）「４　追加して行う優先権の主張の基礎となる出願の表示」の欄には、追加する優先権の主張の基礎となる出願の出願日、出願番号及び当該出願がされた国名（国内出願の場合）、広域官庁名（広域出願の場合）又は受理官庁名（国際出願の場合）を記載します。

（注３）署名をする場合は、署名者の氏名（法人の場合、署名者の肩書き及び氏名）をタイプ印字して、その横に署名してください。

（注４）代理人による手続のときは、出願人の署名は不要とし、出願人による手続のときは「３　代理人」の欄は不要です。

「法施様１３の４」『法施２７の２』

ADDITION OF PRIORITY CLAIM

To: Commissioner of the Patent Office

1 Identification of the International Application
ＰＣＴ／ＪＰ２０ＸＸ／０８７６５４

2 Applicant
Name: TOKYO SEISAKUSHO CORPORATION
（CEO TOKKYO, Taro Signature:_____）
Address: 4-3, Kasumigaseki 3-chome, Chiyoda-ku, Tokyo 100-0013 Japan
Country of nationality: JAPAN
Country of residence: JAPAN

3 Agent
Name: KOKUSAI, Taro （Signature:_____）
Address: 12, Yonbancho, Chiyoda-ku, Tokyo 102-0081 Japan

4 Identification of the Added Priority Application

	(Filing date of earlier application)	(Number of earlier application)	(Country)
（１）	dd.mm.20XX	Patent Application 20XX-999999	JAPAN

（注１）優先権の主張の追加を行った場合、追加された先の出願の優先権書類の提出が必要です。
（注２）「**4 Identification of the Added Priority Application**」の欄には、追加する優先権の主張の基礎となる出願の出願日、出願番号及び当該出願がされた国名（国内出願の場合）、広域官庁名（広域出願の場合）又は受理官庁名（国際出願の場合）を記載します。
（注３）署名をする場合は、署名者の氏名（法人の場合、署名者の肩書き及び氏名）をタイプ印字して、その横に署名してください。
（注４）代理人による手続のときは、出願人の署名は不要とし、出願人による手続のときは「**3 Agent**」の欄は不要です。

上　　申　　書

特許庁長官　殿

1　国際出願の表示　ＰＣＴ／ＪＰ２０ＸＸ／０８７６５４

2　出願人

名　称　　株式会社東京製作所
TOKYO　SEISAKUSHO　CORPORATION
（代表取締役　特許　太郎（署名：＿＿＿＿＿＿＿））

あて名　　〒100-0013　日本国東京都千代田区霞が関三丁目４番３号
4-3,　Kasumigaseki 3-chome,　Chiyoda-ku,　Tokyo　100-0013　Japan

国　籍　　日本国　JAPAN

住　所　　日本国　JAPAN

3　代理人

氏　名　　弁理士　国際　太郎　　（署名：＿＿＿＿＿＿＿）
KOKUSAI,　Taro

あて名　　〒102-0081　日本国東京都千代田区四番町１２番地
12,　Yonbancho,　Chiyoda-ku,　Tokyo　102-0081　Japan

4　上申の内容

指定した国のうち、日本国（JAPAN）について行った日本国特許法第４１条第１項の規定による優先権の主張は取り下げる。

（注１）出願人による手続のときは、指定国日本における出願人全員が記名、署名し、「３　代理人」の欄は不要です。

（注２）代理人による手続のときは、指定国日本における出願人全員からの委任状（特許法第４１条第１項の規定による優先権の主張及びその取下げに関して明記されているもの）を添付し、「２　出願人」の欄に署名は不要です。

なお、先の出願の代理人と国際出願の代理人が同じ場合で、先の出願において特許法第４１条第１項の規定による優先権の主張及びその取下げに関する代理権が証明されている場合には、指定国日本における出願人からの委任状の添付は不要です。

（注３）複数の優先権主張をしている場合は、以下のように取下げに係る先の番号を特定します。

「４　上申の内容

指定した国のうち、日本国（JAPAN）について行った日本国特許法第４１条第１項の規定による下記の優先権の主張は取り下げる。

特願２０ＸＸ－９９９９９９」

（注４）署名をする場合は、署名者の氏名（法人の場合、署名者の肩書き及び氏名）をタイプ印字して、その横に署名してください。

WRITTEN STATEMENT

To: Commissioner of the Patent Office

1 Identification of the International Application
ＰＣＴ／ＪＰ２０ＸＸ／０８７６５４

2 Applicant
Name: TOKYO SEISAKUSHO CORPORATION
（CEO TOKKYO, Taro Signature:_____）
Address: 4-3, Kasumigaseki 3-chome, Chiyoda-ku, Tokyo 100-0013 Japan
Country of nationality: JAPAN
Country of residence: JAPAN

3 Agent
Name: KOKUSAI, Taro （Signature:_____）
Address: 12, Yonbancho, Chiyoda-ku, Tokyo 102-0081 JAPAN

4 Subject Matter of Statement
The applicant withdraws a priority claim made on Japan among the designated states under Article 41(1) of the Patent Act.

（注１）出願人による手続のときは、指定国日本における出願人全員が記名、署名し、「3 **Agent**」の欄は不要です。

（注２）代理人による手続のときは、指定国日本における出願人全員からの委任状（特許法第４１条第１項の規定による優先権の主張及びその取下げに関して明記されているもの）を添付し、「2 **Applicant**」の欄に署名は不要です。

なお、先の出願の代理人と国際出願の代理人が同じ場合で、先の出願において特許法第４１条第１項の規定による優先権の主張及びその取下げに関する代理権が証明されている場合には、指定国日本における出願人からの委任状の添付は不要です。

（注３）複数の優先権主張をしている場合は、以下のように取下げに係る先の番号を特定します。

「**4 Subject Matter of Statement**

The applicant withdraws a following priority claim made on Japan among the designated states under Article 41(1) of the Patent Act.

Patent Application 20XX-999999 」

（注４）署名をする場合は、署名者の氏名（法人の場合、署名者の肩書き及び氏名）をタイプ印字して、その横に署名してください。

「法施様１１の３」『法施２１』

優先権書類提出書

特許庁長官　殿

1　国際出願の表示　ＰＣＴ／ＪＰ２０ＸＸ／０８７６５４

2　出願人

名　称　株式会社東京製作所
TOKYO　SEISAKUSHO　CORPORATION
（代表取締役　特許　太郎（署名：＿＿＿＿＿＿））

あて名　〒100-0013　日本国東京都千代田区霞が関三丁目４番３号
4-3,　Kasumigaseki 3-chome,　Chiyoda-ku,　Tokyo　100-0013　Japan

国　籍　日本国　JAPAN

住　所　日本国　JAPAN

3　代理人

氏　名　弁理士　国際　太郎　（署名：＿＿＿＿＿＿）
KOKUSAI,　Taro

あて名　〒102-0081　日本国東京都千代田区四番町１２番地
12,　Yonbancho,　Chiyoda-ku,　Tokyo　102-0081　Japan

4　添付書類の目録

（1）特願２０ＸＸ－９９９９９９　優先権証明書　１通

（注１）署名をする場合は、署名者の氏名（法人の場合、署名者の肩書き及び氏名）をタイプ印字して、その横に署名してください。

（注２）代理人による手続のときは、出願人の署名は不要とし、出願人による手続のときは「３　代理人」の欄は不要です。

「法施様１１の４」『法施２１』

SUBMISSION OF PRIORITY DOCUMENT

To: Commissioner of the Patent Office

1 Identification of the International Application
ＰＣＴ／ＪＰ２０ＸＸ／０８７６５４

2 Applicant
Name: TOKYO SEISAKUSHO CORPORATION
（CEO TOKKYO, Taro Signature:_____）
Address: 4-3, Kasumigaseki 3-chome, Chiyoda-ku, Tokyo 100-0013 Japan
Country of nationality: JAPAN
Country of residence: JAPAN

3 Agent
Name: KOKUSAI, Taro （Signature:_____）
Address: 12, Yonbancho, Chiyoda-ku, Tokyo 102-0081 Japan

4 List of Attached Documents
Priority document(s): Patent Application 20XX-999999 1 copy

（注１）署名をする場合は、署名者の氏名（法人の場合、署名者の肩書き及び氏名）をタイプ印字して、その横に署名してください。
（注２）代理人による手続のときは、出願人の署名は不要とし、出願人による手続のときは「**3 Agent**」の欄は不要です。

「法施様１１の５」『法施２１』

優先権書類送付請求書

特許庁長官　殿

1　国際出願の表示　ＰＣＴ／ＪＰ２０ＸＸ／０８７６５４

2　優先権の主張の基礎となる出願の表示　ＰＣＴ／ＪＰ２０ＸＸ／９９９９９９

3　出願人

名　称　　株式会社東京製作所
TOKYO　SEISAKUSHO　CORPORATION
（代表取締役　特許　太郎（署名：＿＿＿＿＿＿＿））

あて名　　〒100-0013　日本国東京都千代田区霞が関三丁目４番３号
4-3,　Kasumigaseki 3-chome,　Chiyoda-ku,　Tokyo　100-0013　Japan

国　籍　　日本国　JAPAN

住　所　　日本国　JAPAN

4　代理人

氏　名　　弁理士　国際　太郎　　（署名：＿＿＿＿＿＿＿）
KOKUSAI,　Taro

あて名　　〒102-0081　日本国東京都千代田区四番町１２番地
12,　Yonbancho,　Chiyoda-ku,　Tokyo　102-0081　Japan

5　添付書類の目録

（1）ＰＣＴ／ＪＰ２０ＸＸ／９９９９９９の優先権証明願　　１通

（注１）署名をする場合は、署名者の氏名（法人の場合、署名者の肩書き及び氏名）をタイプ印字して、その横に署名してください。

（注２）代理人による手続のときは、出願人の署名は不要とし、出願人による手続のときは「４　代理人」の欄は不要です。

「法施様１１の６」『法施２１』

REQUEST FOR TRANSMITTAL OF
PRIORITY DOCUMENT

To: Commissioner of the Patent Office

1 Identification of the International Application
ＰＣＴ／ＪＰ２０ＸＸ／０８７６５４

2 Identification of the Priority Application
PCT/JP20XX/999999

3 Applicant
Name: TOKYO SEISAKUSHO CORPORATION
（CEO TOKKYO, Taro Signature:_____）
Address: 4-3, Kasumigaseki 3-chome, Chiyoda-ku, Tokyo 100-0013 Japan
Country of nationality: JAPAN
Country of residence: JAPAN

4 Agent
Name: KOKUSAI, Taro （Signature:_____）
Address: 12, Yonbancho, Chiyoda-ku, Tokyo 102-0081 Japan

5 List of Attached Documents
Request(s) for certification of priority:
PCT/JP20XX/999999 1 copy

（注１）署名をする場合は、署名者の氏名（法人の場合、署名者の肩書き及び氏名）をタイプ印字して、その横に署名してください。
（注２）代理人による手続のときは、出願人の署名は不要とし、出願人による手続のときは「**4 Agent**」の欄は不要です。

『法施２１（4)』

優先権証明願　（ＰＣＴ）

特許庁長官　殿

1　出願番号　ＰＣＴ／ＪＰ２０ＸＸ／９９９９９９
2　請求人
（識別番号）　123456789
住　所　〒102-0081　日本国東京都千代田区四番町１２番地
氏　名　国際　太郎　（署名：＿＿＿＿＿＿＿＿）
電話番号　03－1234－5678

特許印紙

（1，４００円）

（注１）この様式は、受理官庁に対して優先権書類を国際事務局に送付するよう請求する際に使用します。国際出願と同時に請求する際は、紙出願の場合は「願書」に本様式を添付して、電子出願の場合は出願後３日以内に「手続補足書」に本様式を添付して提出します。国際出願後に請求する際は、「優先権書類送付請求書」に本様式を添付して提出します。
（注２）先の出願１件につき１通を作成します。
（注３）「１　出願番号」の欄には、優先権書類の送付請求を行う先の出願の出願番号を記載します。
（注４）「２　請求人」の欄には、この様式を添付する「願書」、「手続補足書」又は「優先権書類送付請求書」の手続者を記載します。なお、請求人が法人の場合は、以下のように代表者の記載も必要です。

２　請求人
（識別番号）　123456789
住　所　〒102-0081　日本国東京都千代田区四番町１２番地
名　称　弁理士法人国際特許事務所
代 表 者　国際　太郎　（署名：＿＿＿＿＿＿＿＿）
電話番号　03－1234－5678

また、電話番号（内線を含む）もなるべく記載し、担当者がいる場合には、その氏名も記載します。
（注５）先の出願の代理をしていない代理人が請求人となる場合には、委任事項を「ＰＣＴ／ＪＰ２０ＸＸ／９９９９９９についての優先権証明請求に関する一切の件」のように記載した委任状の添付が必要となります（包括委任状の援用はできません)。ただし、先の出願が国内出願で、当該出願が出願公開又は設定登録されている場合は、委任状の添付は不要です。
（注６）先の出願が複数の国内出願である場合、委任状の委任事項に「特願２０ＸＸ－８８８８８８、特願２０ＸＸ－９９９９９９についての優先権証明請求に関する一切の件」のように記載した委任状を１の優先権証明願に添付し、他方の優先権証明願に「同時提出の特願２０ＸＸ－９９９９９９の優先権証明願に添付した委任状を援用する。」旨を記載の上、委任状の写しを添付して提出することもできます。
（注７）手数料は、１，４００円です。
（注８）支払方法別の記載方法について

① 予納により納付する場合

「２　請求人」の欄の次に「３　予納台帳番号」、「４　納付金額」の欄を設けて以下のように記載します。

＜記載例＞

３　予納台帳番号　999999

４　納付金額　1,400 円

② 電子現金納付により納付する場合

「２　請求人」の欄の次に「３　納付番号」、「４　納付金額」の欄を設けて以下のように記載します。

＜記載例＞

３　納付番号　1234-5678-9012-3456

４　納付金額　1,400 円

③ 口座振替により納付する場合（オンライン手続時のみ利用可）

「２　請求人」の欄の次に「３　振替番号」、「４　納付金額」の欄を設けて以下のように記載します。

＜記載例＞

３　振替番号　12345678

４　納付金額　1,400 円

④ クレジットカードにより納付する場合（オンライン手続時又は窓口における納付時のみ利用可）

「２　請求人」の欄に「識別番号」の欄を設けて識別番号を記載し、「２　請求人」の欄の次に「３　支払方法」、「４　納付金額」の欄を設けて以下のように記載します。ただし、識別番号の通知を受けていない者については、「識別番号」の欄は不要です。

＜記載例＞

３　支払方法　指定立替納付

４　納付金額　1,400 円

⑤ 特許印紙により納付する場合（書面手続時のみ利用可）

特許印紙を余白に貼付し、その横に括弧をしてその額を記載します。

（注９）委任状等を添付する場合は、「３　添付書類の目録」の欄を設けて、添付する書類名を記載します。

「法施様２６」『法施７７』

明らかな誤りの訂正請求書

特許庁長官　殿

1　国際出願の表示　ＰＣＴ／ＪＰ２０ＸＸ／０８７６５４

2　出願人

名　称　株式会社東京製作所
TOKYO　SEISAKUSHO　CORPORATION
（代表取締役　特許　太郎（署名：＿＿＿＿＿＿））

あて名　〒100-0013　日本国東京都千代田区霞が関三丁目４番３号
4-3,　Kasumigaseki 3-chome,　Chiyoda-ku,　Tokyo　100-0013　Japan

国　籍　日本国　JAPAN

住　所　日本国　JAPAN

3　代理人

氏　名　弁理士　国際　太郎　（署名：＿＿＿＿＿＿）
KOKUSAI,　Taro

あて名　〒102-0081　日本国東京都千代田区四番町１２番地
12,　Yonbancho,　Chiyoda-ku,　Tokyo　102-0081　Japan

4　訂正の対象　明細書

5　訂正の内容　別紙のとおり
明細書第７頁の［００５４］について、「[図５］図７は、ハンドスキャナの」とあるのを「[図７］図７は、ハンドスキャナの」と訂正する。

6　添付書類の目録

（1）　明細書第７頁の新たな用紙　１通

（注１）明細書と併せて願書の記載を訂正する場合は、それぞれ別に「明らかな誤りの訂正請求書」を作成し、提出してください。

（注２）「４　訂正の対象」の欄には、「明細書」のように訂正をする書類名を記載します。

（注３）「５　訂正の内容」の欄には、「別紙のとおり」と記載するとともに訂正事項を指摘し、訂正のための差替え用紙を別紙として添付します。また、法施第５０条の３第５項の規定により訂正後の配列表を記録した磁気ディスクを添付して提出する場合又は同条第１０項の規定により電子特殊申請で所定の配列表を提出する場合は、「別添のとおり」と記載するとともに訂正事項を指摘します。差替え用紙の添付は不要です。

（注４）署名をする場合は、署名者の氏名（法人の場合、署名者の肩書き及び氏名）をタイプ印字して、その横に署名してください。

（注５）代理人による手続のときは、出願人の署名は不要とし、出願人による手続のときは「３　代理人」の欄は不要です。

「法施様２６の２」『法施７７』

REQUEST FOR RECTIFICATION OF OBVIOUS MISTAKE

To: Commissioner of the Patent Office

1 Identification of the International Application
ＰＣＴ／ＪＰ２０ＸＸ／０８７６５４

2 Applicant (Common Representative)
Name: TOKYO SEISAKUSHO CORPORATION
（CEO TOKKYO, Taro Signature:_____）
Address: 4-3, Kasumigaseki 3-chome, Chiyoda-ku, Tokyo 100-0013 Japan
Country of nationality: JAPAN
Country of residence: JAPAN

3 Agent
Name: KOKUSAI, Taro （Signature:_____）
Address: 12, Yonbancho, Chiyoda-ku, Tokyo 102-0081 Japan

4 Item to be Rectified

5 Subject Matter of Rectification

6 List of Attached Documents
Page 7 of the description 1 copy

（注１）明細書と併せて願書の記載を訂正する場合は、それぞれ別に「**REQUEST FOR RECTIFICATION OF OBVIOUS MISTAKE**」を作成し、提出してください。
（注２）「**4 Item to be Rectified**」の欄には、「**description**」のように訂正をする書類名を記載します。
（注３）「**5 Subject Matter of Rectification**」の欄には、「**As per the attached sheet(s)**」と記載するとともに訂正事項を指摘し、訂正のための差替え用紙を別紙として添付します。また、法施第５０条の３第５項の規定により訂正後の配列表を記録した磁気ディスクを添付して提出する場合又は同条第１０項の規定により電子特殊申請で所定の配列表を提出する場合は、「**As per the attached**」と記載するとともに訂正事項を指摘します。差替え用紙の添付は不要です。
（注４）署名をする場合は、署名者の氏名（法人の場合、署名者の肩書き及び氏名）をタイプ印字して、その横に署名してください。
（注５）代理人による手続のときは、出願人の署名は不要とし、出願人による手続のときは「**3 Agent**」の欄は不要です。

「法施様３」『法施９』

【書類名】　氏名（名称）変更届
【あて先】　特許庁長官　殿
【国際出願の表示】
　【国際出願番号】　PCT/JP20XX/087654
【出願人】
（【識別番号】）　987654321
　【氏名又は名称（日本語）】　株式会社東京製作所
　【氏名又は名称（英語）】　TOKYO SEISAKUSHO CORPORATION
　　（代表取締役　特許　太郎（署名：＿＿＿＿＿＿＿））
　【あて名（日本語）】　東京都千代田区霞が関三丁目４番３号
　【あて名（英語）】　4-3,Kasumigaseki 3-chome,Chiyoda-ku, Tokyo
　【郵便番号】　1000013
　【国名】　日本国　Japan
　【国籍】　日本国　Japan
　【住所】　日本国　Japan
【氏名又は名称を変更した者】
　【事件との関係】　出願人
　【旧氏名又は名称（日本語）】　山田　三郎
　【旧氏名又は名称（英語）】　YAMADA,　Saburo
　【新氏名又は名称（日本語）】　高橋　三郎
　【新氏名又は名称（英語）】　TAKAHASHI,　Saburo
　【あて名（日本語）】　東京都千代田区霞が関三丁目４番３号
　【あて名（英語）】　4-3,Kasumigaseki 3-chome,Chiyoda-ku, Tokyo
　【郵便番号】　1000013
　【国名】　日本国　Japan
　【国籍】　日本国　Japan
　【住所】　日本国　Japan
【氏名又は名称を変更した者】
　【事件との関係】　発明者
　【旧氏名又は名称（日本語）】　小林　一郎
　【旧氏名又は名称（英語）】　KOBAYASHI,　Ichiro
　【新氏名又は名称（日本語）】　田島　一郎
　【新氏名又は名称（英語）】　TAJIMA,　Ichiro
　【あて名（日本語）】　東京都千代田区霞が関三丁目４番３号　株式会社東京製作所内
　【あて名（英語）】　c/o TOKYO SEISAKUSHO CORPORATION,　4-3,　Kasumigaseki 3-chome,
　Chiyoda-ku, Tokyo
　【郵便番号】　1000013
　【国名】　日本国　Japan
【代理人】
（【識別番号】）　123456789
　【弁理士】
　【氏名又は名称（日本語）】　国際　太郎　　（署名：＿＿＿＿＿＿＿）

【氏名又は名称（英語）】　　KOKUSAI, Taro
【あて名（日本語）】　東京都千代田区四番町１２番地
【あて名（英語）】　　12,Yonbancho,Chiyoda-ku,Tokyo
【郵便番号】　1020081
【国名】　日本国　Japan

（注１）氏名（名称）変更した者を「【出願人】」「【代理人】」の欄に記載する場合は、変更後の内容を記載します。
（注２）「【氏名又は名称を変更した者】」の欄に記載すべき者が２人以上あるときは、「【氏名又は名称を変更した者】」～「【住所】」の欄を繰り返し設けて記載します。ただし、氏名（名称）を変更した者が出願人以外の者である場合は、「【国籍】」及び「【住所】」の欄は不要です。
（注３）「【事件との関係】」の欄には、「出願人」、「代理人」、「発明者」のように、氏名（名称）を変更した者と国際出願との関係を記載します。氏名（名称）を変更した者が「出願人及び発明者」の場合は「出願人及び発明者」と、「出願人及び共通の代表者」の場合は「出願人及び共通の代表者」と記載します。
（注４）出願時にあて名を省略している場合は、「【あて名（日本語）】」、「【あて名（英語）】」、「【郵便番号】」及び「【国名】」の欄は不要です。
（注５）署名をする場合は、署名者の氏名（法人の場合、署名者の肩書き及び氏名）をタイプ印字して、その横に署名してください。
（注６）その他は、【様式編】「２．国際出願の中間手続」内の「c. オンライン手続可能な書類の作成時の共通注意事項（書面手続の場合を含む）」を参照してください。

「法施様３の２」『法施９』

NOTIFICATION OF CHANGE OF NAME

To: Commissioner of the Patent Office

1 Identification of the International Application
ＰＣＴ／ＪＰ２０ＸＸ／０８７６５４

2 Applicant
Name: TOKYO SEISAKUSHO CORPORATION
（CEO TOKKYO, Taro Signature:_____）
Address: 4-3, Kasumigaseki 3-chome, Chiyoda-ku, Tokyo 100-0013 Japan
Country of nationality: JAPAN
Country of residence: JAPAN

3 Person Changing Name
Relationship to the International Application: Applicant
Former name: YAMADA, Saburo
New name: TAKAHASHI, Saburo
Address: 2-5-3, Hino-cho 1-chome, Konan-ku, Yokohama-shi, Kanagawa 234-0051 Japan
Country of nationality: JAPAN
Country of residence: JAPAN

4 Agent
Name: KOKUSAI, Taro （Signature:_____）
Address: 12, Yonbancho, Chiyoda-ku, Tokyo 102-0081 Japan

（注１）氏名（名称）変更した者を「**2 Applicant**」「**4 Agent**」の欄に記載する場合は、「**2 Applicant**」「**4 Agent**」の欄には変更後の内容を記載します。
（注２）「**Relationship to the International Application**」の欄には、「**Applicant**」、「**Agent**」、「**Inventor**」のように、氏名（名称）を変更した者が「出願人及び発明者」の場合は「**Applicant and Inventor**」と、「出願人及び共通の代表者」の場合は「**Applicant and Common representative**」と記載します。
（注３）氏名（名称）を変更した者が出願人以外の者である場合は、「**Country of nationality**」「**Country of residence**」の欄は不要です。
（注４）手続した者又は代理人の氏名（名称）の変更を届け出るときは、「**2 Applicant**」の欄は不要です。
（注５）署名をする場合は、署名者の氏名（法人の場合、署名者の肩書き及び氏名）をタイプ印字して、その横に署名してください。
（注６）代理人による手続のときは、出願人の署名は不要とし、出願人による手続のときは「**4 Agent**」の欄は不要です。

「法施様４」『法施９』

【書類名】　あて名変更届
【あて先】　特許庁長官　殿
【国際出願の表示】
　【国際出願番号】　PCT/JP20XX/087654
【出願人】
（【識別番号】）987654321
　【氏名又は名称（日本語）】　株式会社東京製作所
　【氏名又は名称（英語）】　TOKYO SEISAKUSHO CORPORATION
　（代表取締役　特許　太郎（署名：＿＿＿＿＿＿＿＿））
　【あて名（日本語）】　東京都千代田区霞が関三丁目４番３号
　【あて名（英語）】　4-3, Kasumigaseki 3-chome, Chiyoda-ku, Tokyo
　【郵便番号】　1000013
　【国名】　日本国　Japan
　【国籍】　日本国　Japan
　【住所】　日本国　Japan
【あて名を変更した者】
　【事件との関係】　出願人
　【氏名又は名称（日本語）】　高橋　三郎
　【氏名又は名称（英語）】　TAKAHASHI, Saburo
　【旧あて名（日本語）】　神奈川県横浜市港南区日野町一丁目２番５－３号
　【旧あて名（英語）】　2-5-3,Hino-cho 1-chome,Konan-ku,Yokohama-shi, Kanagawa
　【旧郵便番号】　2340051
　【旧国名】　日本国　Japan
　【新あて名（日本語）】　東京都港区西新橋一丁目１番１号
　【新あて名（英語）】　1-1,Nishishimbashi 1-chome,Minato-ku,Tokyo
　【新郵便番号】　1050003
　【新国名】　日本国　Japan
　【国籍】　日本国　Japan
　【住所】　日本国　Japan
【あて名を変更した者】
　【事件との関係】　発明者
　【氏名又は名称（日本語）】　小林　一郎
　【氏名又は名称（英語）】　KOBAYASHI, Ichiro
　【旧あて名（日本語）】　神奈川県横浜市港南区日野町二丁目３番６－３号
　【旧あて名（英語）】　3-6-3,Hino-cho 2-chome,Konan-ku,Yokohama-shi, Kanagawa
　【旧郵便番号】　2340051
　【旧国名】　日本国　Japan
　【新あて名（日本語）】　東京都千代田区霞が関三丁目４番３号　株式会社東京製作所内
　【新あて名（英語）】　c/o TOKYO SEISAKUSHO CORPORATION, 4-3, Kasumigaseki 3-chome, Chiyoda-ku, Tokyo
　【新郵便番号】　1000013
　【新国名】　日本国　Japan

【代理人】
（【識別番号】）123456789
【弁理士】
【氏名又は名称（日本語）】　国際　太郎　　（署名：＿＿＿＿＿＿＿＿）
【氏名又は名称（英語）】　KOKUSAI, Taro
【あて名（日本語）】　東京都千代田区四番町１２番地
【あて名（英語）】　12, Yonbancho, Chiyoda-ku, Tokyo
【郵便番号】　1020008
【国名】　日本国　Japan

(注１）あて名変更した者を「【出願人】」、「【代理人】」の欄に記載する場合は、「【出願人】」、「【代理人】」の欄には変更後の内容を記載します。
(注２）「【あて名を変更した者】」の欄に記載すべき者が２人以上あるときは、「【あて名を変更した者】」～「【住所】」の欄を繰り返し設けて記載します。ただし、あて名を変更した者が出願人以外の場合は、【国籍】及び【住所】の欄は不要です。
(注３）「【事件との関係】」の欄には、「出願人」、「代理人」、「発明者」のように、あて名を変更した者と国際出願との関係を記載します。あて名を変更した者が、「出願人及び発明者」の場合は「出願人及び発明者」と、「出願人及び共通の代表者」の場合は「出願人及び共通の代表者」と、「通知のあて名」を変更する場合は「通知のあて名」と記載します。
(注４）出願時にあて名を省略している場合は、「【旧あて名（日本語）】」、「【旧あて名（英語）】」、「【旧郵便番号】」及び「【旧国名】」の欄には、「出願時に記載を省略」と記載します。
(注５）外国のあて名を変更する場合は、あて名に郵便番号を含めて以下のように記載します。
【あて名を変更した者】
【旧あて名（日本語）】　６１８２０　イリノイ州　シャンペーン，ワシントンストリート　１００
【旧あて名（英語）】　100 Washington Street,　Champaign,　IL 61820
【旧郵便番号】　出願時に記載を省略
【旧国名】　アメリカ合衆国　United States of America
【新あて名（日本語）】　６２７０３　イリノイ州　スプリングフィールド，リンカーンストリート　１
【新あて名（英語）】　1 Lincoln Street,　Springfield,　IL 62703
【新郵便番号】　記載を省略
【新国名】　アメリカ合衆国　United States of America
(注６）電子メールアドレス、電話番号又はファクシミリ番号を変更した場合は、「【あて名を変更した者】」の欄の「【旧国名】」の欄の後に、「【旧電子メールアドレス】」、「【旧電話番号】」、「【旧ファクシミリ番号】」の欄を、「【新国名】」の欄の後に、「【新電子メールアドレス】」、「【新電話番号】」、【新ファクシミリ番号】」の欄を設け、それぞれの欄に旧及び新の電子メールアドレス、電話番号、ファクシミリ番号を記載します。
なお、「【新 ～】」の欄を設けて変更後の情報を記載する場合は、対応する「【旧 ～】」の項目の記載が必要です。（変更の無い事項については、欄は不要です。）
(注７）電子メールアドレスを追加した場合、国際事務局が当該電子メールアドレスを利用して、本出願に関する全ての通知を電子形式のみで送付することを承認したことになります。
(注８）署名をする場合は、署名者の氏名（法人の場合、署名者の肩書き及び氏名）をタイプ印字して、その横に署名してください。
(注９）その他は、【様式編】「２．国際出願の中間手続」内の「c. オンライン手続可能な書類の作成時の共通注意事項（書面手続の場合を含む）」を参照してください。

【氏名（名称）変更届とあて名変更届を同時に提出する場合】

出願人の「氏名又は名称」及び「あて名」が以下のように変更になった場合の申請例です。

項　目	旧	新
氏名又は名称		
（日本語）	株式会社江戸製作所	株式会社東京製作所
（英語）	EDO SEISAKUSHO CORPORATION	TOKYO SEISAKUSHO CORPORATION
あて名		
（日本語）	東京都港区日野１丁目２番５号	東京都千代田区霞が関三丁目４番３号
（英語）	2-5, Hino 1-chome, Minato-ku, Tokyo	4-3,Kasumigaseki 3-chome,Chiyoda-ku, Tokyo
郵便番号	1000051	1000013
国名	日本国 Japan	日本国 Japan

（注）複数の変更届を同時に提出する場合は、以下のように他方の届が受理されたものとして、各項目の内容を記載します（「【旧～】」の項目以外は全て新しい情報を記載します）。

＜氏名（名称）変更届＞

【書類名】氏名(名称)変更届
【あて先】特許庁長官 殿
【国際出願の表示】
　【国際出願番号】PCT/JP20XX/087654
【出願人】
　【識別番号】987654321
　【氏名又は名称(日本語)】株式会社東京製作所
　【氏名又は名称(英語)】TOKYO SEISAKUSHO CORPORATION
　【あて名(日本語)】東京都千代田区霞が関三丁目4番3号
　【あて名(英語)】4-3,Kasumigaseki 3-chome,Chiyoda-ku, Tokyo
　【郵便番号】1000013
　【国名】 日本国 Japan
　【国籍】 日本国 Japan
　【住所】 日本国 Japan
【氏名又は名称を変更した者】
　【事件との関係】出願人
　【旧氏名又は名称(日本語)】株式会社江戸製作所
　【旧氏名又は名称(英語)】EDO SEISAKUSHO CORPORATION
　【新氏名又は名称(日本語)】株式会社東京製作所
　【新氏名又は名称(英語)】TOKYO SEISAKUSHO CORPORATION
　【あて名(日本語)】東京都千代田区霞が関三丁目4番3号
　【あて名(英語)】4-3,Kasumigaseki 3-chome,Chiyoda-ku, Tokyo
　【郵便番号】 1000013
　【国名】 日本国 Japan
　【国籍】 日本国 Japan
　【住所】 日本国 Japan
【代理人】
　⋮

【あて名】は
新あて名を記載

【あて名】は
新あて名を記載

＜あて名変更届＞

【書類名】あて名変更届
【あて先】特許庁長官 殿
【国際出願の表示】
　【国際出願番号】PCT/JP20XX/087654
【出願人】
　【識別番号】987654321
　【氏名又は名称(日本語)】株式会社東京製作所
　【氏名又は名称(英語)】TOKYO SEISAKUSHO CORPORATION
　【あて名(日本語)】東京都千代田区霞が関三丁目4番3号
　【あて名(英語)】4-3,Kasumigaseki 3-chome,Chiyoda-ku, Tokyo
　【郵便番号】 1000013
　【国名】 日本国 Japan
　【国籍】 日本国 Japan
　【住所】 日本国 Japan
【あて名を変更した者】
　【事件との関係】出願人
　【氏名又は名称(日本語)】株式会社東京製作所
　【氏名又は名称(英語)】TOKYO SEISAKUSHO CORPORATION
　【旧あて名(日本語)】東京都港区日野1丁目2番5号
　【旧あて名(英語)】2-5, Hino 1-chome, Minato-ku, Tokyo
　【旧郵便番号】 1000051
　【旧国名】 日本国 Japan
　【新あて名(日本語)】東京都千代田区霞が関三丁目4番3号
　【新あて名(英語)】4-3,Kasumigaseki 3-chome,Chiyoda-ku, Tokyo
　【新郵便番号】 1000013
　【新国名】 日本国 Japan
　【国籍】 日本国 Japan
　【住所】 日本国 Japan
【代理人】
　⋮

【氏名又は名称】は
新氏名(名称)を記載

【氏名又は名称】は
新氏名(名称)を記載

「法施様４の２」『法施９』

NOTIFICATION OF CHANGE OF ADDRESS

To: Commissioner of the Patent Office

1 Identification of the International Application
ＰＣＴ／ＪＰ２０ＸＸ／０８７６５４

2 Applicant
Name: TOKYO SEISAKUSHO CORPORATION
（CEO TOKKYO, Taro Signature:_____）
Address: 4-3, Kasumigaseki 3-chome, Chiyoda-ku, Tokyo 100-0013 Japan
Country of nationality: JAPAN
Country of residence: JAPAN

3 Person Changing Address
Relationship to the International Application: Applicant
Name: TAKAHASHI, Saburo
Former address: 2-5-3, Hino-cho 1-chome, Konan-ku, Yokohama-shi, Kanagawa 234-0051 Japan
New address : 1-1, Nishishimbashi 1-chome, Minato-ku, Tokyo 105-0003 Japan
Country of nationality: JAPAN
Country of residence: JAPAN

4 Agent
Name: KOKUSAI, Taro （Signature:_____）
Address: 12, Yonbancho, Chiyoda-ku, Tokyo 102-0081 Japan

（注１）あて名を変更した者を「**2 Applicant**」「**4 Agent**」の欄に記載する場合は、「**2 Applicant**」「**4 Agent**」の欄には変更後の内容を記載します。

（注２）「**Relationship to the International Application**」の欄には、「**Applicant**」、「**Agent**」、「**Inventor**」のように、あて名を変更した者と国際出願との関係を記載します。あて名を変更した者が、「出願人及び発明者」の場合は「**Applicant and Inventor**」と、「出願人及び共通の代表者」の場合は「**Applicant and Common representative**」と、通知のあて名を変更する場合は「**Address for correspondence**」と記載します。

（注３）あて名を変更した者が出願人以外の者である場合は、「**Country of nationality**」「**Country of residence**」の欄は不要です。

（注４）手続した者又は代理人のあて名の変更を届け出るときは、「**2 Applicant**」の欄は不要です。

（注５）あて名を変更した者の電話番号、又はファクシミリ番号を変更した場合は、「**3 Person Changing Address**」の欄の「**Former address**」の欄に変更前の番号を、「**New address**」の欄に変更後の番号を記載します。

（注６）署名をする場合は、署名者の氏名（法人の場合、署名者の肩書き及び氏名）をタイプ印字して、その横に署名してください。

（注７）代理人による手続のときは、出願人の署名は不要とし、出願人による手続のときは「**4 Agent**」の欄は不要です。

書類記号変更届

特許庁長官　殿

1　国際出願の表示　ＰＣＴ／ＪＰ２０ＸＸ／０８７６５４

2　出願人

名　称　　株式会社東京製作所
TOKYO　SEISAKUSHO　CORPORATION
（代表取締役　特許　太郎（署名：＿＿＿＿＿＿＿））

あて名　　〒100-0013　日本国東京都千代田区霞が関三丁目４番３号
4-3,　Kasumigaseki 3-chome,　Chiyoda-ku,　Tokyo　100-0013　Japan

国　籍　　日本国　JAPAN

住　所　　日本国　JAPAN

3　出願人又は代理人の書類記号

旧書類記号　ABCDE-123456

新書類記号　GHIJK-654321

4　代理人

氏　名　　弁理士　国際　太郎　　（署名：＿＿＿＿＿＿＿）
KOKUSAI, Taro

あて名　　〒102-0081　日本国東京都千代田区四番町１２番地
12,　Yonbancho,　Chiyoda-ku,　Tokyo　102-0081　Japan

（注１）「３　出願人又は代理人の書類記号」に記載する書類記号は、25 文字を超えないものとし、ローマ字若しくはアラビア数字、又はその両方で構成します。また、ハイフン（“–”）は、英数字間の区切り文字として使用できます。

※　ただし、日本国特許庁では、12 文字を超える書類記号に対応しておりません。このため、12 文字を超える書類記号を記載した場合、日本国特許庁から出願人等に対して送付される通知書等に記載される書類記号は、先頭から 12 文字のみです。

（注２）署名をする場合は、署名者の氏名（法人の場合、署名者の肩書き及び氏名）をタイプ印字して、その横に署名してください。

（注３）代理人による手続のときは、出願人の署名は不要とし、出願人による手続のときは「４　代理人」の欄は不要です。

NOTIFICATION OF CHANGE OF
APPLICANT'S OR AGENT'S FILE REFERENCE

To: Commissioner of the Patent Office

1 Identification of the International Application
ＰＣＴ／ＪＰ２０ＸＸ／０８７６５４

2 Applicant
Name: TOKYO SEISAKUSHO CORPORATION
（CEO TOKKYO, Taro Signature:_____）
Address: 4-3, Kasumigaseki 3-chome, Chiyoda-ku, Tokyo 100-0013 Japan
Country of nationality: JAPAN
Country of residence: JAPAN

3 Applicant's or agent's file reference
Former: ABCDE-123456
New: GHIJK-654321

4 Agent
Name: KOKUSAI, Taro （Signature:_____）
Address: 12, Yonbancho, Chiyoda-ku, Tokyo 102-0081 Japan

（注１）「**3 Applicant's or agent's file reference**」に記載する書類記号は、**25** 文字を超えないものとし、ローマ字若しくはアラビア数字、又はその両方で構成します。また、ハイフン（"–"）は、英数字間の区切り文字として使用できます。

※ ただし、日本国特許庁では、**12** 文字を超える書類記号に対応しておりません。このため、**12** 文字を超える書類記号を記載した場合、日本国特許庁から出願人等に対して送付される通知書等に記載される書類記号は、先頭から **12** 文字のみです。

（注２）署名をする場合は、署名者の氏名（法人の場合、署名者の肩書き及び氏名）をタイプ印字して、その横に署名してください。

（注３）代理人による手続のときは、出願人の署名は不要とし、出願人による手続のときは「**4 Agent**」の欄は不要です。

「法施様５の３、５の５」『法施９』

【書類名】　国籍変更届
【あて先】　特許庁長官　殿
【国際出願の表示】
　【国際出願番号】　PCT/JP20XX/087654
【出願人】
（【識別番号】）　987654321
　【氏名又は名称（日本語）】　株式会社東京製作所
　【氏名又は名称（英語）】　TOKYO SEISAKUSHO CORPORATION
　　（代表取締役　特許　太郎（署名：＿＿＿＿＿＿＿））
　【あて名（日本語）】　東京都千代田区霞が関三丁目４番３号
　【あて名（英語）】　4-3, Kasumigaseki 3-chome, Chiyoda-ku, Tokyo
　【郵便番号】　1000013
　【国名】　日本国　Japan
　【国籍】　日本国　Japan
　【住所】　日本国　Japan
【国籍を変更した者】
　【事件との関係】　出願人及び発明者
　【氏名又は名称（日本語）】　高橋　三郎
　【氏名又は名称（英語）】　TAKAHASHI, Saburo
　【あて名（日本語）】　神奈川県横浜市港南区日野町一丁目２番５－３号
　【あて名（英語）】　2-5-3, Hino-cho 1-chome, Konan-ku, Yokohama-shi, Kanagawa
　【郵便番号】　2340051
　【国名】　日本国　Japan
　【旧国籍】　アメリカ合衆国　United States of America
　【新国籍】　日本国　Japan
　【住所】　日本国　Japan
【代理人】
（【識別番号】）　123456789
　【弁理士】
　【氏名又は名称（日本語）】　国際　太郎　（署名：＿＿＿＿＿＿＿）
　【氏名又は名称（英語）】　KOKUSAI, Taro
　【あて名（日本語）】　東京都千代田区四番町１２番地
　【あて名（英語）】　12, Yonbancho, Chiyoda-ku, Tokyo
　【郵便番号】　1020081
　【国名】　日本国　Japan

（注１）住所を変更する場合は【書類名】を「住所変更届」とし、【国籍を変更した者】の欄を以下のように変更し、必要事項を記載します。

【住所を変更した者】

【事件との関係】

【氏名又は名称（日本語）】

【氏名又は名称（英語）】

【あて名（日本語）】

【あて名（英語）】

【郵便番号】

【国名】

【国籍】

【旧住所】

【新住所】

（注２）「【国籍を変更した者】」の欄に記載すべき者が２人以上あるときは、「【国籍を変更した者】」～「【住所】」の欄を繰り返し設けて記載します。

（注３）「【事件との関係】」の欄には、国籍を変更した者が「出願人及び発明者」の場合は「出願人及び発明者」と、「出願人及び共通の代表者」の場合は「出願人及び共通の代表者」と記載します。

（注４）署名をする場合は、署名者の氏名（法人の場合、署名者の肩書き及び氏名）をタイプ印字して、その横に署名してください。

（注５）その他は、【様式編】「２．国際出願の中間手続」内の「c. オンライン手続可能な書類の作成時の共通注意事項（書面手続の場合を含む）」を参照してください。

「法施様５の４、５の６」『法施９』

NOTIFICATION OF CHANGE OF
COUNTRY OF NATIONALITY

To: Commissioner of the Patent Office

1 Identification of the International Application
ＰＣＴ／ＪＰ２０ＸＸ／０８７６５４

2 Person Changing Country of Nationality
Relationship to the International Application: Applicant
Name: TAKAHASHI, Saburo (Signature:_____)
Address: 2-5-3, Hino-cho 1-chome, Konan-ku, Yokohama-shi, Kanagawa
234-0051 Japan
Former country of nationality: UNITED STATES OF AMERICA
New country of nationality: JAPAN
Country of residence: JAPAN

3 Agent
Name: KOKUSAI, Taro (Signature:_____)
Address: 12, Yonbancho, Chiyoda-ku, Tokyo 102-0081 Japan

（注１）住所を変更する場合は、表題を「**NOTIFICATION OF CHANGE OF COUNTRY OF RESIDENCE**」とし、「**2 Person Changing Country of Nationality**」の欄を以下のように変更し、必要事項を記載します。

2 Person Changing Country of Residence
Relationship to the International Application:
Name:
Address:
Country of nationality:
Former country of residence:
New country of residence:

（注２）「**Relationship to the International Application**」の欄には、国籍（住所）を変更した者が「出願人及び発明者」の場合は「**Applicant and Inventor**」と、「出願人及び共通の代表者」の場合は「**Applicant and Common representative**」と記載します。

（注３）署名をする場合は、署名者の氏名（法人の場合、署名者の肩書き及び氏名）をタイプ印字して、その横に署名してください。

（注４）代理人による手続のときは、出願人の署名は不要とし、出願人による手続のときは「**3 Agent**」の欄は不要です。

「法施様６」『法施１０』（出願人手続用：代理人が選任されていない場合）

【書類名】　名義変更届
【あて先】　特許庁長官　殿
【国際出願の表示】
　【国際出願番号】　PCT/JP20XX/087654
【出願人】
（【識別番号】）　987654321
　【氏名又は名称（日本語）】　株式会社東京製作所
　【氏名又は名称（英語）】　TOKYO SEISAKUSHO CORPORATION
　　代表取締役　特許　太郎（署名：＿＿＿＿＿＿＿＿）
　【あて名（日本語）】　東京都千代田区霞が関三丁目４番３号
　【あて名（英語）】　4-3, Kasumigaseki 3-chome, Chiyoda-ku, Tokyo
　【郵便番号】　1000013
　【国名】　日本国　Japan
　【国籍】　日本国　Japan
　【住所】　日本国　Japan
【新名義人】
　【事件との関係】　すべての指定国における出願人
　【氏名又は名称（日本語）】　株式会社東京製作所
　【氏名又は名称（英語）】　TOKYO SEISAKUSHO CORPORATION
　【あて名（日本語）】　東京都千代田区霞が関三丁目４番３号
　【あて名（英語）】　4-3, Kasumigaseki 3-chome, Chiyoda-ku, Tokyo
　【郵便番号】　1000013
　【国名】　日本国　Japan
　【国籍】　日本国　Japan
　【住所】　日本国　Japan
【新名義人】
　【事件との関係】　すべての指定国における発明者
　【氏名又は名称（日本語）】　小林　一郎
　【氏名又は名称（英語）】　KOBAYASHI, Ichiro
　【あて名（日本語）】　東京都千代田区霞が関三丁目４番３号　株式会社東京製作所内
　【あて名（英語）】　c/o TOKYO SEISAKUSHO CORPORATION, 4-3, Kasumigaseki 3-chome, Chiyoda-ku, Tokyo
　【郵便番号】　1000013
　【国名】　日本国　Japan
【提出物件の目録】
　【物件名】　譲渡証書　1

※　この様式見本は新名義人による名義変更届の記載例です。
（注１）名義変更を証明する書面（譲渡証書等）の要否については、【手続編】「第５章　第１１節　３．出願人又は発明者の名義の変更」を参照してください。
（注２）公的な証明書（戸籍謄本、登記事項証明書等）の添付書類がある場合は、オンライン手続はできませんので書面手続にて提出してください。
（注３）「【事件との関係】」を変更する場合や、発明者を変更する場合も名義変更届で行います。

（注４）出願人／発明者の順番のみを変更する場合も、名義変更届で行います。すべての出願人／発明者について「【新名義人】」～「【住所】」の欄を繰り返し設け、変更後の順番で記載します。ただし、発明者を記載する場合は、「【国籍】」及び「【住所】」の欄は不要です。また、【その他】の欄を設けて「この名義変更届は、出願人／発明者の順番を変更する目的で提出します。」のように記載します。

（注５）「【出願人】」の欄には、手続を行う者（新名義人、記録されている出願人全員又は共通の代表者）を記載の上、署名します。署名をする場合は、署名者の氏名（法人の場合、署名者の肩書き及び氏名）をタイプ印字して、その横に署名してください。

（注６）「【新名義人】」の欄には、以下の例のように記載します。なお、既存の出願人／発明者は、「【新名義人】」の欄に記載した新たな出願人／発明者に上書きされます。そのため、新たな出願人／発明者を追加する場合は、変更されない既存の出願人／発明者を含め、名義変更後のすべての出願人／発明者を記載します。

＜例１：出願人を変更する場合＞

（想定事例）出願人＝A、発明者＝X　→　出願人＝B、発明者＝X

（記載方法）出願人としてＢのみを記載します。発明者の記載は不要です。

＜例２：出願人を追加する場合＞

（想定事例）出願人＝A、発明者＝X　→　出願人＝A及びB、発明者＝X

（記載方法）出願人としてＡ及びＢを記載します。発明者の記載は不要です。

＜例３：発明者を変更する場合＞

（想定事例）出願人＝A、発明者＝X　→　出願人＝A、発明者＝Y

（記載方法）発明者としてＹのみを記載します。出願人の記載は不要です。

＜例４：発明者を追加する場合＞

（想定事例）出願人＝A、発明者＝X　→　出願人＝A、発明者＝X及びY

（記載方法）発明者としてＸ及びＹを記載します。出願人の記載は不要です。

＜例５：出願人及び発明者の「事件との関係」を発明者に変更する場合＞

（想定事例）出願人＝A、出願人及び発明者＝B、発明者＝X　→　出願人＝A、発明者＝B及びX

（記載方法）出願人としてＡを、発明者としてＢ及びＸを記載します。

（注７）「【新名義人】」の欄の「【事件との関係】」には、「すべての指定国における出願人」、「すべての指定国における発明者」、「すべての指定国における出願人及び発明者」のように、新名義人と国際出願との関係を記載します。

また、新名義人が特定の指定国又は特定の指定国を除く出願人／発明者の場合は、以下のように記載します。

＜例１＞「指定国日本国、アメリカ合衆国における出願人」

＜例２＞「指定国アメリカ合衆国における出願人及びすべての指定国における発明者」

＜例３＞「アメリカ合衆国を除くすべての指定国における出願人」

（注８）「【新名義人】」の欄に記載すべき者が２人以上あるときは、「【新名義人】」～「【住所】」の欄を繰り返し設けて記載します。ただし、発明者を記載する場合は、「【国籍】」及び「【住所】」の欄は不要です。

（注９）複数の物件を添付する場合は、以下のように「【物件名】」の欄を繰り返し設けて、記載します。

【提出物件の目録】

【物件名】譲渡証書　　１

【物件名】○○○○○○　１

（注１０）譲渡証書等を添付しない場合は、【提出物件の目録】及び【物件名】の欄は不要です。

（注１１）その他は、【様式編】「２．国際出願の中間手続」内の「c. オンライン手続可能な書類の作成時の共通注意事項（書面手続の場合を含む）」を参照してください。

「法施様６の２」『法施１０』(出願人手続用：代理人が選任されていない場合)

NOTIFICATION OF CHANGE OF PERSON

To: Commissioner of the Patent Office

1 Identification of the International Application
ＰＣＴ／ＪＰ２０ＸＸ／０８７６５４

2 Applicant
Name: TOKYO SEISAKUSHO CORPORATION
CEO TOKKYO, Taro Signature:_____
Address: 4-3, Kasumigaseki 3-chome, Chiyoda-ku, Tokyo 100-0013 Japan
Country of nationality: JAPAN
Country of residence: JAPAN

3 New Person
Relationship to the International Application: Applicant for all designated states
Name: TOKYO SEISAKUSHO CORPORATION
Address: 4-3, Kasumigaseki 3-chome, Chiyoda-ku, Tokyo 100-0013 Japan
Country of nationality: JAPAN
Country of residence: JAPAN

Relationship to the International Application: Inventor for all designated states
Name: KOBAYASHI, Ichiro
Address: c/o TOKYO SEISAKUSHO CORPORATION,
4-3, Kasumigaseki 3-chome, Chiyoda-ku, Tokyo 100-0013 Japan

4 List of Attached Document
(1) Certificate of transfer: 1 copy

（注１）名義変更を証明する書面（譲渡証書等）の要否については、【手続編】「第５章　第１１節　３．出願人又は発明者の名義の変更」を参照してください。
（注２）「**Relationship to the International Application**」を変更する場合や、発明者を変更する場合も名義変更届で行います。
（注３）「**2 Applicant**」の欄には、手続を行う者（新名義人、記録されている出願人全員又は共通の代表者）を記載の上、署名をします。署名をする場合は、署名者の氏名（法人の場合、署名者の肩書き及び氏名）をタイプ印字して、その横に署名してください。
（注４）「**3 New Person**」の欄には、名義変更後のすべての出願人／発明者を記載します。

【書類名】　名義変更届
【あて先】　特許庁長官　殿
【国際出願の表示】
　【国際出願番号】　PCT/JP20XX/087654
【出願人】
（【識別番号】）　987654321
　【氏名又は名称（日本語）】　株式会社東京製作所
　【氏名又は名称（英語）】　TOKYO SEISAKUSHO CORPORATION
　【あて名（日本語）】　東京都千代田区霞が関三丁目４番３号
　【あて名（英語）】　4-3, Kasumigaseki 3-chome, Chiyoda-ku, Tokyo
　【郵便番号】　1000013
　【国名】　日本国　Japan
　【国籍】　日本国　Japan
　【住所】　日本国　Japan
【新名義人】
　【事件との関係】　すべての指定国における出願人
　【氏名又は名称（日本語）】　株式会社東京製作所
　【氏名又は名称（英語）】　TOKYO SEISAKUSHO CORPORATION
　【あて名（日本語）】　東京都千代田区霞が関三丁目４番３号
　【あて名（英語）】　4-3, Kasumigaseki 3-chome, Chiyoda-ku, Tokyo
　【郵便番号】　1000013
　【国名】　日本国　Japan
　【国籍】　日本国　Japan
　【住所】　日本国　Japan
【新名義人】
　【事件との関係】　すべての指定国における発明者
　【氏名又は名称（日本語）】　小林　一郎
　【氏名又は名称（英語）】　KOBAYASHI, Ichiro
　【あて名（日本語）】　東京都千代田区霞が関三丁目４番３号　株式会社東京製作所内
　【あて名（英語）】　c/o TOKYO SEISAKUSHO CORPORATION, 4-3, Kasumigaseki 3-chome, Chiyoda-ku, Tokyo
　【郵便番号】　1000013
　【国名】　日本国　Japan
【代理人】
（【識別番号】）　123456789
　【弁理士】
　【氏名又は名称（日本語）】　国際　太郎　　（署名：＿＿＿＿＿＿＿）
　【氏名又は名称（英語）】　KOKUSAI, Taro
　【あて名（日本語）】　東京都千代田区四番町１２番地
　【あて名（英語）】　12, Yonbancho, Chiyoda-ku, Tokyo
　【郵便番号】　1020081
　【国名】　日本国　Japan
（【提出物件の目録】）
　（【物件名】譲渡証書　１）

（注１）名義変更を証明する書面（譲渡証書等）の要否については、【手続編】「第５章　第１１節　３．出願人又は発明者の名義の変更」を参照してください。
（注２）公的な証明書（戸籍謄本、登記事項証明書等）の添付書類がある場合は、オンライン手続はできませんので、書面手続にて提出してください。
（注３）「【事件との関係】」を変更する場合や、発明者を変更する場合も名義変更届で行います。
（注４）出願人／発明者の順番のみを変更する場合も、名義変更届で行います。すべての出願人／発明者について「【新名義人】」～「【住所】」の欄を繰り返し設け、変更後の順番で記載します。ただし、発明者を記載する場合は「【国籍】」及び「【住所】」の欄は不要です。また、【その他】の欄を設けて「この名義変更届は、出願人／発明者の順番を変更する目的で提出します。」のように記載します。
（注５）「【出願人】」の欄には、新名義人の筆頭の者を記載します。
（注６）「【新名義人】」の欄には、以下の例のように記載します。なお、既存の出願人／発明者は、「【新名義人】」の欄に記載した新たな出願人／発明者に上書きされます。そのため、新たな出願人／発明者を追加する場合は、変更されない既存の出願人／発明者を含め、名義変更後のすべての出願人／発明者を記載します。
＜例１：出願人を変更する場合＞
（想定事例）出願人＝A、発明者＝X　→　出願人＝B、発明者＝X
（記載方法）出願人としてＢのみを記載します。発明者の記載は不要です。
＜例２：出願人を追加する場合＞
（想定事例）出願人＝A、発明者＝X　→　出願人＝A及びB、発明者＝X
（記載方法）出願人としてＡ及びＢを記載します。発明者の記載は不要です。
＜例３：発明者を変更する場合＞
（想定事例）出願人＝A、発明者＝X　→　出願人＝A、発明者＝Y
（記載方法）発明者としてＹのみを記載します。出願人の記載は不要です。
＜例４：発明者を追加する場合＞
（想定事例）出願人＝A、発明者＝X　→　出願人＝A、発明者＝X及びY
（記載方法）発明者としてＸ及びＹを記載します。出願人の記載は不要です。
＜例５：出願人及び発明者の「事件との関係」を発明者に変更する場合＞
（想定事例）出願人＝A、出願人及び発明者＝B、発明者＝X　→　出願人＝A、発明者＝B及びX
（記載方法）出願人としてＡを、発明者としてＢ及びＸを記載します。
（注７）「【新名義人】」の欄の「【事件との関係】」には、「すべての指定国における出願人」、「すべての指定国における発明者」、「すべての指定国における出願人及び発明者」のように、新名義人と国際出願との関係を記載します。
また、新名義人が特定の指定国又は特定の指定国を除く出願人／発明者の場合は、以下のように記載します。
＜例１＞「指定国日本国、アメリカ合衆国における出願人」
＜例２＞「指定国アメリカ合衆国における出願人及びすべての指定国における発明者」
＜例３＞「アメリカ合衆国を除くすべての指定国における出願人」
（注８）「【新名義人】」の欄に記載すべき者が２人以上あるときは、「【新名義人】」～「【住所】」の欄を繰り返し設けて記載します。ただし、発明者を記載する場合は「【国籍】」及び「【住所】」の欄は不要です。
（注９）出願時にあて名を省略しており、名義変更後も引き続きあて名を省略する者を「【新名義人】」の欄に記載する必要がある場合は、当該者についての「【あて名（日本語）】」、「【あて名（英語）】」、「【郵便番号】」及び「【国名】」の欄には、「出願時に記載を省略」と記載してください。（オンライン手続可）
なお、「【新名義人】」の欄に新たに記載する者については、あて名を省略することはできません。
（注１０）発明者が亡くなったことにより、名義変更届を提出する場合は、当該者についての「【新名義人】」の欄の「【事件との関係】」には、「すべての指定国における発明者（死亡）」と記載し、「【あて名（日本語）】」、「【あて名（英語）】」、「【郵便番号】」及び「【国名】」の欄には、「出願時に記載を省略」と記載してください。（オンライン手続可）
（注１１）オンライン手続で既存の複数の代理人全員が引き続き新名義人の代理人となる場合は、「【代理人】

」の欄にオンライン手続実行者を記載し、それ以外の代理人については【その他】の欄を設けて「本願の代理人として既に選任されている代理人〇〇は、新たな出願人△△の代理人です。」と記載します。ただし、出願人の追加がない場合（出願人の指定国を変更する場合、出願人が減少する場合等）は、前述の【その他】の欄は不要です。

（注１２）書面手続の場合、「【代理人】」の欄には、新名義人の代理人として手続するすべての代理人を記載の上、署名をします。ただし、出願人の追加がない場合（出願人の指定国を変更する場合、出願人が減少する場合等）は、少なくとも１人の代理人を記載の上、署名をします。署名をする場合は、署名者の氏名（法人の場合、署名者の肩書き及び氏名）をタイプ印字して、その横に署名してください。

（注１３）既存の複数の代理人のうち、引き続き新名義人の代理人とならない者がいる場合は、当該者にかかる「代理人解任（辞任）届」を提出、もしくは、引き続き新名義人の代理人になる者の「代理人選任届」及び委任状等の代理人の選任を証明する書面を提出してください。

（注１４）複数の物件を添付する場合は、以下のように「【物件名】」の欄を繰り返し設けて記載します。

【提出物件の目録】

【物件名】譲渡証書　　１

【物件名】〇〇〇〇〇〇　１

（注１５）譲渡証書等を添付しない場合は、【提出物件の目録】及び【物件名】の欄は不要です。

（注１６）その他は、【様式編】「２．国際出願の中間手続」内の「c. オンライン手続可能な書類の作成時の共通注意事項（書面手続の場合を含む）」を参照してください。

「法施様６の２」『法施１０』(代理人手続用)

NOTIFICATION OF CHANGE OF PERSON

To: Commissioner of the Patent Office

1 Identification of the International Application
ＰＣＴ／ＪＰ２０ＸＸ／０８７６５４

2 Applicant
Name: TOKYO SEISAKUSHO CORPORATION
Address: 4-3, Kasumigaseki 3-chome, Chiyoda-ku, Tokyo 100-0013 Japan
Country of nationality: JAPAN
Country of residence: JAPAN

3 New Person
Relationship to the International Application: Applicant for all designated states
Name : TOKYO SEISAKUSHO CORPORATION
Address: 4-3, Kasumigaseki 3-chome, Chiyoda-ku, Tokyo 100-0013 Japan
Country of nationality: JAPAN
Country of residence: JAPAN

Relationship to the International Application: Applicant for all designated states
Name: OSAKA SEISAKUSHO CORPORATION
Address: 2-7, Reinin-cho, Ten-nouji-ku, Osaka-shi, Osaka 543-0061 Japan
Country of nationality: JAPAN
Country of residence: JAPAN

4 Agent
Name: KOKUSAI, Taro Signature:_____
Address: 12, Yonbancho, Chiyoda-ku, Tokyo 102-0081 Japan

(5 List of Attached Document)
((1) Certificate of transfer: 1 copy)

(注１）名義変更を証明する書面（譲渡証書等）の要否については、【手続編】「第５章　第１１節　３．出願人又は発明者の名義の変更」を参照してください。
(注２）「**Relationship to the International Application**」を変更する場合や、発明者を変更する場合も名義変更届で行います。
(注３）「**2 Applicant**」の欄には、新名義人の筆頭の者を記載します。
(注４）「**3 New person**」の欄には、名義変更後のすべての出願人／発明者を記載します。
(注５）「**4 Agent**」の欄には、新名義人の代理人として手続するすべての代理人を記載の上、署名をします。ただし、出願人の追加がない場合（出願人の指定国を変更する場合、出願人が減少する場合等）は、少なくとも１人の代理人を記載の上、署名をします。署名をする場合は、署名者の氏名（法人の場合、署名者の肩書き及び氏名）をタイプ印字して、その横に署名してください。

「法施様２０の３」『法９、法１５』『法施４９の２』

特許印紙

（1,400 円）

文献の写しの請求書

特許庁長官　殿

1　国際出願の表示　ＰＣＴ／ＪＰ２０ＸＸ／０８７６５４

2　出願人

（識別番号）　987654321

名　称　株式会社東京製作所

TOKYO　SEISAKUSHO　CORPORATION

（代表取締役　特許　太郎（署名：＿＿＿＿＿＿））

あて名　〒100-0013　日本国東京都千代田区霞が関三丁目４番３号

4-3,　Kasumigaseki 3-chome,　Chiyoda-ku,　Tokyo　100-0013　Japan

国　籍　日本国　JAPAN

住　所　日本国　JAPAN

3　代理人

（識別番号）　123456789

氏　名　弁理士　国際　太郎　（署名：＿＿＿＿＿＿）

KOKUSAI,　Taro

あて名　〒102-0081　日本国東京都千代田区四番町１２番地

12,　Yonbancho,　Chiyoda-ku,　Tokyo　102-0081　Japan

4　請求に係る文献名

（1）

（2）

（3）

5　請求の理由

6　添付書類の目録

（1）国際調査報告書の写し　1　通

（注１）手数料は、文献の写しの請求書１件につき 1,400 円です。

（注２）支払方法別の記載方法について

①　予納により納付する場合

「５　請求の理由」の欄の次に「６　予納台帳番号」、「７　納付金額」の欄を設けて以下のように記載します。

＜記載例＞

６　予納台帳番号　999999

７　納付金額　1,400 円

② 電子現金納付により納付する場合

「５　請求の理由」の欄の次に「６　納付番号」、「７　納付金額」の欄を設けて以下のように記載します。

＜記載例＞

６　納付番号　1234-5678-9012-3456

７　納付金額　1,400 円

③ 口座振替により納付する場合（オンライン手続時のみ利用可）

「５　請求の理由」の欄の次に「６　振替番号」、「７　納付金額」の欄を設けて以下のように記載します。

＜記載例＞

６　振替番号　12345678

７　納付金額　1,400 円

④ クレジットカードにより納付する場合（オンライン手続時又は窓口における納付時のみ利用可）

「２　出願人」の欄（代理人が手続を行う場合は「３　代理人」の欄）に「(識別番号)」の欄を設けて識別番号を記載し、「５　請求の理由」の欄の次に「６　支払方法」、「７　納付金額」の欄を設けて以下のように記載します。ただし、識別番号の通知を受けていない者については、「(識別番号)」の欄は不要です。

＜記載例＞

６　支払方法　指定立替納付

７　納付金額　1,400 円

⑤ 特許印紙により納付する場合（書面手続時のみ利用可）

左上に特許印紙を貼付し、その下に括弧をしてその額を記載します。

（注３）署名をする場合は、署名者の氏名（法人の場合、署名者の肩書き及び氏名）をタイプ印字して、その横に署名してください。

（注４）代理人による手続のときは、出願人の署名は不要とし、出願人による手続のときは「３　代理人」の欄は不要です。

「法施様２０の４」『法９、法１５』『法施４９の２』

Patent Revenue Stamps

（1,400 yen）

REQUEST FOR COPIES OF DOCUMENTS CITED
IN INTERNATIONAL SEARCH REPORT

To: Commissioner of the Patent Office

1 Identification of the International Application
ＰＣＴ／ＪＰ２０ＸＸ／０８７６５４

2 Applicant
(Identification Number): 987654321
Name: TOKYO SEISAKUSHO CORPORATION
（CEO TOKKYO, Taro Signature:_____）
Address: 4-3, Kasumigaseki 3-chome, Chiyoda-ku, Tokyo 100-0013 Japan
Country of nationality: JAPAN
Country of residence: JAPAN

3 Agent
(Identification Number): 123456789
Name: KOKUSAI, Taro （Signature:_____）
Address: 12, Yonbancho, Chiyoda-ku, Tokyo 102-0081 Japan

4 Name of the Documents
(1)
(2)
(3)

5 Reason of the Request

6 List of Attached Documents
(1) Copy of the International Search Report 1 copy

（注１）国際予備審査報告に記載された文献の写しを請求するときは、表題を「**REQUEST FOR COPIES OF DOCUMENTS CITED IN INTERNATIONAL PRELIMINARY EXAMINATION REPORT**」とします。
（注２）手数料は、文献の写しの請求書１件につき 1,400 円です。
（注３）支払方法別の記載方法について
① 予納により納付する場合

「5 Reason of the Request」の欄の次に「6 Mode of Payment」の欄を設けて以下のように「Current Account」と予納台帳番号を記載します。また、「6 Mode of Payment」の欄の次に「7 Amount of the Fee」の欄を設けて納付する手数料の金額を記載します。

＜記載例＞

6 Mode of Payment　Current Account 999999

7 Amount of the Fee　1,400 yen

② 電子現金納付により納付する場合

「5 Reason of the Request」の欄の次に「6 Mode of Payment」の欄を設けて以下のように「Denshi-Genkin-Noufu」と納付番号を記載します。また、「6 Mode of Payment」の欄の次に「7 Amount of the Fee」の欄を設けて納付する手数料の金額を記載します。

＜記載例＞

6 Mode of Payment　Denshi-Genkin-Noufu　1234-5678-9012-3456

7 Amount of the Fee　1,400 yen

③ 口座振替により納付する場合（オンライン手続時のみ利用可）

「5 Reason of the Request」の欄の次に「6 Mode of Payment」の欄を設けて以下のように「Kouza-Furikae」と振替番号を記載します。また、「6 Mode of Payment」の欄の次に「7 Amount of the Fee」の欄を設けて納付する手数料の金額を記載します。

＜記載例＞

6 Mode of Payment　Kouza-Furikae　12345678

7 Amount of the Fee　1,400 yen

④ クレジットカードにより納付する場合（オンライン手続時又は窓口における納付時のみ利用可）

「2 Applicant」の欄（代理人が手続を行う場合は「3 Agent」の欄）に「(Identification Number)」の欄を設けて識別番号を記載します。ただし、識別番号の通知を受けていない者については、「(Identification Number)」の欄は不要です。

「5 Reason of the Request」の欄の次に「6 Mode of Payment」の欄を設けて以下のように「Credit Card Payment」を記載します。また、「6 Mode of Payment」の欄の次に「7 Amount of the Fee」の欄を設けて納付する手数料の金額を記載します。

＜記載例＞

6 Mode of Payment　Credit Card Payment

7 Amount of the Fee　1,400 yen

⑤ 特許印紙により納付する場合（書面手続時のみ利用可）

左上に特許印紙を貼付し、その下に括弧をしてその額を記載します。この場合、「6 Mode of Payment」、「7 Amount of the Fee」の欄は不要です。

（注４）署名をする場合は、署名者の氏名（法人の場合、署名者の肩書き及び氏名）をタイプ印字して、その横に署名してください。

（注５）代理人による手続のときは、出願人の署名は不要とし、出願人による手続のときは「3 Agent」の欄は不要です。

『法施３７』

特許印紙

（1,400 円）

国際出願の書類の謄本の請求書

特許庁長官　殿

1　国際出願の表示　ＰＣＴ／ＪＰ２０ＸＸ／０８７６５４

2　出願人

（識別番号）　987654321

名　称　株式会社東京製作所

TOKYO　SEISAKUSHO　CORPORATION

（代表取締役　特許　太郎（署名：＿＿＿＿＿＿＿））

あて名　〒100-0013　日本国東京都千代田区霞が関三丁目４番３号

4-3,　Kasumigaseki 3-chome,　Chiyoda-ku,　Tokyo　100-0013　Japan

国　籍　日本国　JAPAN

住　所　日本国　JAPAN

3　代　理　人

（識別番号）　123456789

氏　名　弁理士　国際　太郎　（署名：＿＿＿＿＿＿＿）

KOKUSAI,　Taro

あて名　〒102-0081　日本国東京都千代田区四番町１２番地

12,　Yonbancho,　Chiyoda-ku,　Tokyo　102-0081　Japan

4　請求の理由

○○○○国に早期の国内移行をするため。

下記の国際出願の書類の謄本を請求する。

ＰＣＴ／ＪＰ２０ＸＸ／０８７６５４

（注１）手数料は、請求する謄本１件につき 1,400 円です。

（注２）支払方法別の記載方法について

①　予納により納付する場合

「４　請求の理由」の欄の次に「５　予納台帳番号」、「６　納付金額」の欄を設けて以下のように記載します。

＜記載例＞

５　予納台帳番号　999999

６　納付金額　1,400 円

②　電子現金納付により納付する場合

「４　請求の理由」の欄の次に「５　納付番号」、「６　納付金額」の欄を設けて以下のように記載します。

＜記載例＞

５　納付番号　　1234-5678-9012-3456

６　納付金額　　1,400 円

③　口座振替により納付する場合（オンライン手続時のみ利用可）

「４　請求の理由」の欄の次に「５　振替番号」、「６　納付金額」の欄を設けて以下のように記載します。

＜記載例＞

５　振替番号　　12345678

６　納付金額　　1,400 円

④　クレジットカードにより納付する場合（オンライン手続時又は窓口における納付時のみ利用可）

「２　出願人」の欄（代理人が手続を行う場合は「３　代理人」の欄）に「(識別番号)」の欄を設けて識別番号を記載し、「４　請求の理由」の欄の次に「５　支払方法」、「６　納付金額」の欄を設けて以下のように記載します。ただし、識別番号の通知を受けていない者については、「(識別番号)」の欄は不要です。

＜記載例＞

５　支払方法　　指定立替納付

６　納付金額　　1,400 円

⑤　特許印紙により納付する場合（書面手続時のみ利用可）

左上に特許印紙を貼付し、その下に括弧をしてその額を記載します。

(注３）署名をする場合は、署名者の氏名（法人の場合、署名者の肩書き及び氏名）をタイプ印字して、その横に署名してください。

(注４）代理人による手続のときは、出願人の署名は不要とし、出願人による手続のときは「３　代理人」の欄は不要です。

(注５）請求の対象となる出願を代理していない代理人が手続する場合は、委任事項を「ＰＣＴ／ＪＰ２０ＸＸ／０８７６５４についての書類の謄本の請求に関する一切の件」のように記載した委任状の添付が必要となります。その場合、「５　添付書類の目録」の欄を設けて、添付する書類名を記載します。なお、包括委任状の援用はできません。

(注６）複数謄本が必要な場合は、「４　請求の理由」の欄には、以下のように記載し、

1,400 円 × 必要な謄本数分の手数料を納付します。

４　　請求の理由

〇〇〇〇国、△△△△国に早期の国内移行をするため。

下記の国際出願の書類の謄本を請求する。

ＰＣＴ／ＪＰ２０ＸＸ／０８７６５４

(注７）2004 年 4 月 27 日以前の出願については、添付書類として国際出願の写し等、証明を要する書類の写しを１通添付します。

『法施３７』

Patent Revenue Stamps

（1,400 yen）

REQUEST FOR CERTIFIED COPY OF
THE INTERNATIONAL APPLICATION

To: Commissioner of the Patent Office

1 Identification of the International Application
ＰＣＴ／ＪＰ２０ＸＸ／０８７６５４

2 Applicant
(Identification Number): 987654321
Name: TOKYO SEISAKUSHO CORPORATION
（CEO TOKKYO, Taro Signature:_____）
Address: 4-3, Kasumigaseki 3-chome, Chiyoda-ku, Tokyo 100-0013 Japan
Country of nationality: JAPAN
Country of residence: JAPAN

3 Agent
(Identification Number): 123456789
Name: KOKUSAI, Taro （Signature:_____）
Address: 12, Yonbancho, Chiyoda-ku, Tokyo 102-0081 Japan

4 Reason for Request
I hereby request a certified copy of the following International Application in order to ○○○○（理由）.
ＰＣＴ／ＪＰ２０ＸＸ／０８７６５４

（注１）手数料は、請求する謄本１件につき 1,400 円です。
（注２）支払方法別の記載方法について
① 予納により納付する場合
「**4 Reason of the Request**」の欄の次に「**5 Mode of Payment**」の欄を設けて以下のように「**Current Account**」と予納台帳番号を記載します。また、「**5 Mode of Payment**」の欄の次に「**6 Amount of the Fee**」の欄を設けて納付する手数料の金額を記載します。
＜記載例＞
5 Mode of Payment Current Account 999999
6 Amount of the Fee 1,400 yen
② 電子現金納付により納付する場合
「**4 Reason of the Request**」の欄の次に「**5 Mode of Payment**」の欄を設けて以下のように「**Denshi-Genkin-Noufu**」と納付番号を記載します。また、「**5 Mode of Payment**」の欄の次に「**6 Amount of**

the Fee」の欄を設けて納付する手数料の金額を記載します。

＜記載例＞

5　Mode of Payment　Denshi-Genkin-Noufu　1234-5678-9012-3456

6　Amount of the Fee　1,400 yen

③　口座振替により納付する場合（オンライン手続時のみ利用可）

「**4 Reason of the Request**」の欄の次に「**5 Mode of Payment**」の欄を設けて以下のように「**Kouza-Furikae**」と振替番号を記載します。また、「**5 Mode of Payment**」の欄の次に「**6 Amount of the Fee**」の欄を設けて納付する手数料の金額を記載します。

＜記載例＞

5　Mode of Payment　Kouza-Furikae　12345678

6　Amount of the Fee　1,400 yen

④　クレジットカードにより納付する場合（オンライン手続時又は窓口における納付時のみ利用可）

「**2 Applicant**」の欄（代理人が手続を行う場合は「**3 Agent**」の欄）に「**(Identification Number)**」の欄を設けて識別番号を記載します。ただし、識別番号の通知を受けていない者については、「**(Identification Number)**」の欄は不要です。

「**4 Reason of the Request**」の欄の次に「**5 Mode of Payment**」の欄を設けて以下のように「**Credit Card Payment**」を記載します。また、「**5 Mode of Payment**」の欄の次に「**6 Amount of the Fee**」の欄を設けて納付する手数料の金額を記載します。

＜記載例＞

5　Mode of Payment　Credit Card Payment

6　Amount of the Fee　1,400 yen

⑤　特許印紙により納付する場合（書面手続時のみ利用可）

左上に特許印紙を貼付し、その下に括弧をしてその額を記載します。この場合、「**5 Mode of Payment**」、「**6 Amount of the Fee**」の欄は不要です。

（注３）署名をする場合は、署名者の氏名（法人の場合、署名者の肩書き及び氏名）をタイプ印字して、その横に署名してください。

（注４）代理人による手続のときは、出願人の署名は不要とし、出願人による手続のときは「**3 Agent**」の欄は不要です。

（注５）請求の対象となる出願を代理していない代理人が手続する場合は、委任事項を「**Request for a certified copy of international application in regard to PCT/JP20XX/087654**」のように記載した委任状の添付が必要となります。その場合、「**5　List of Attached Documents**」の欄を設けて、添付する書類名を記載します。なお、包括委任状の援用はできません。

（注６）2004 年 4 月 27 日以前の出願については、添付書類として国際出願の写し等、証明を要する書類の写しを１通添付します。

『法施１１の４』

特許印紙

（1,400 円）

国際出願の書類の謄本の請求書

特許庁長官　殿

1　国際出願の表示　ＰＣＴ／ＪＰ２０ＸＸ／０８７６５４

2　出願人

（識別番号）　987654321

名　称　株式会社東京製作所

TOKYO　SEISAKUSHO　CORPORATION

（代表取締役　特許　太郎（署名：＿＿＿＿＿＿＿））

あて名　〒100-0013　日本国東京都千代田区霞が関三丁目４番３号

4-3,　Kasumigaseki 3-chome,　Chiyoda-ku,　Tokyo　100-0013　Japan

国　籍　日本国　JAPAN

住　所　日本国　JAPAN

3　代理人

（識別番号）　123456789

氏　名　弁理士　国際　太郎　（署名：＿＿＿＿＿＿＿）

KOKUSAI,　Taro

あて名　〒102-0081　日本国東京都千代田区四番町１２番地

12,　Yonbancho,　Chiyoda-ku,　Tokyo　102-0081　Japan

4　請求の理由

○○○○のため。下記の国際出願の受理官庁に関する書類の写しを請求する。

ＰＣＴ／ＪＰ２０ＸＸ／０８７６５４に係る手続補正命令書及び○○年○○月○○日提出の手続補正書（法６条の規定による命令に基づく補正）

（注１）手数料は、請求書１件につき 1,400 円です。

（注２）支払方法別の記載方法について

①　予納により納付する場合

「４　請求の理由」の欄の次に「５　予納台帳番号」、「６　納付金額」の欄を設けて以下のように記載します。

＜記載例＞

５　予納台帳番号　999999

６　納付金額　1, 400 円

②　電子現金納付により納付する場合

「４　請求の理由」の欄の次に「５　納付番号」、「６　納付金額」の欄を設けて以下のように記載します。

＜記載例＞

５　納付番号　　1234-5678-9012-3456

６　納付金額　　1,400 円

③　口座振替により納付する場合（オンライン手続時のみ利用可）

「４　請求の理由」の欄の次に「５　振替番号」、「６　納付金額」の欄を設けて以下のように記載します。

＜記載例＞

５　振替番号　　12345678

６　納付金額　　1,400 円

④　クレジットカードにより納付する場合（オンライン手続時又は窓口における納付時のみ利用可）

「２　出願人」の欄（代理人が手続を行う場合は「３　代理人」の欄）に「(識別番号)」の欄を設けて識別番号を記載し、「４　請求の理由」の欄の次に「５　支払方法」、「６　納付金額」の欄を設けて以下のように記載します。ただし、識別番号の通知を受けていない者については、「(識別番号)」の欄は不要です。

＜記載例＞

５　支払方法　　指定立替納付

６　納付金額　　1,400 円

⑤　特許印紙により納付する場合（書面手続時のみ利用可）

左上に特許印紙を貼付し、その下に括弧をしてその額を記載します。

(注３）署名をする場合は、署名者の氏名（法人の場合、署名者の肩書き及び氏名）をタイプ印字して、その横に署名してください。

(注４）代理人による手続のときは、出願人の署名は不要とし、出願人による手続のときは「３　代理人」の欄は不要です。

(注５）請求の対象となる出願を代理していない代理人が手続する場合は、委任事項を「ＰＣＴ／ＪＰ２０ＸＸ／０８７６５４についての書類の謄本の請求に関する一切の件」のように記載した委任状の添付が必要となります。その場合、「５　添付書類の目録」の欄を設けて、添付する書類名を記載します。なお、包括委任状の援用はできません。

(注６)受理官庁が保管する一件書類の写しを請求する場合は、「４　請求の理由」の欄には、「○○○○のため。下記の国際出願の受理官庁に関する書類の写しを請求する。ＰＣＴ／ＪＰ２０ＸＸ／０８７６５４に係る手続補正命令書及び○○年○○月○○日提出の手続補正書（法第６条の規定による命令に基づく補正)」のように記載します。

(注７）国際調査機関が保管する一件書類の写しを請求する場合は、表題を「国際調査に関する書類の謄本の請求書」とし、「４　請求の理由」の欄には、「○○○○のため。下記の国際出願の国際調査に関する書類の写しを請求する。ＰＣＴ／ＪＰ２０ＸＸ／０８７６５４に係る国際調査報告及び国際調査機関の見解書」のように記載します。

(注８）国際予備審査機関が保管する一件書類の写しを請求する場合は、表題を「国際予備審査に関する書類の謄本の請求書」とし、「４　請求の理由」の欄には、「○○○○のため。下記の国際出願の国際予備審査に関する書類の写しを請求する。ＰＣＴ／ＪＰ２０ＸＸ／０８７６５４に係る○○年○○月○○日提出の手続補正書（法第11条の規定による補正)」のように記載します。

『法施１１の４』

Patent Revenue Stamps

（1,400 yen）

REQUEST FOR CERTIFIED COPY OF
THE INTERNATIONAL APPLICATION

To: Commissioner of the Patent Office

1 Identification of the International Application
ＰＣＴ／ＪＰ２０ＸＸ／０８７６５４

2 Applicant
(Identification Number): 987654321
Name: TOKYO SEISAKUSHO CORPORATION
（CEO TOKKYO, Taro Signature:_____）
Address: 4-3, Kasumigaseki 3-chome, Chiyoda-ku, Tokyo 100-0013 Japan
Country of nationality: JAPAN
Country of residence: JAPAN

3 Agent
(Identification Number): 123456789
Name: KOKUSAI, Taro （Signature:_____）
Address: 12, Yonbancho, Chiyoda-ku, Tokyo 102-0081 Japan

4 Reason for Request
○○○○（理由）. I hereby request certified copies of the following documents :
The RO106 and The CORRECTION dated dd. Mm. 20XX of PCT/JP20XX/087654

（注１）手数料は、請求書１件につき 1,400 円です。
（注２）支払方法別の記載方法について
① 予納により納付する場合
「**4 Reason of the Request**」の欄の次に「**5 Mode of Payment**」の欄を設けて以下のように「**Current Account**」と予納台帳番号を記載します。また、「**5 Mode of Payment**」の欄の次に「**6 Amount of the Fee**」の欄を設けて納付する手数料の金額を記載します。
＜記載例＞
5 Mode of Payment Current Account 999999
6 Amount of the Fee 1,400 yen
② 電子現金納付により納付する場合
「**4 Reason of the Request**」の欄の次に「**5 Mode of Payment**」の欄を設けて以下のように「**Denshi-Genkin-Noufu**」と納付番号を記載します。また、「**5 Mode of Payment**」の欄の次に「**6 Amount of the Fee**」の欄を設けて納付する手数料の金額を記載します。
＜記載例＞
5 Mode of Payment Denshi-Genkin-Noufu 1234-5678-9012-3456

6　Amount of the Fee　1,400 yen

③　口座振替により納付する場合（オンライン手続時のみ利用可）

「**4 Reason of the Request**」の欄の次に「**5 Mode of Payment**」の欄を設けて以下のように「**Kouza-Furikae**」と振替番号を記載します。また、「**5 Mode of Payment**」の欄の次に「**6 Amount of the Fee**」の欄を設けて納付する手数料の金額を記載します。

＜記載例＞

5　Mode of Payment　Kouza-Furikae　12345678

6　Amount of the Fee　1,400 yen

④　クレジットカードにより納付する場合（オンライン手続時又は窓口における納付時のみ利用可）

「**2 Applicant**」の欄（代理人が手続を行う場合は「**3 Agent**」の欄）に「**(Identification Number)**」の欄を設けて識別番号を記載します。ただし、識別番号の通知を受けていない者については、「**(Identification Number)**」の欄は不要です。

「**4 Reason of the Request**」の欄の次に「**5 Mode of Payment**」の欄を設けて以下のように「**Credit Card Payment**」を記載します。また、「**5 Mode of Payment**」の欄の次に「**6 Amount of the Fee**」の欄を設けて納付する手数料の金額を記載します。

＜記載例＞

5　Mode of Payment　Credit Card Payment

6　Amount of the Fee　1,400 yen

⑤　特許印紙により納付する場合（書面手続時のみ利用可）

左上に特許印紙を貼付し、その下に括弧をしてその額を記載します。この場合、「**5 Mode of Payment**」、「**6 Amount of the Fee**」の欄は不要です。

（注３）署名をする場合は、署名者の氏名（法人の場合、署名者の肩書き及び氏名）をタイプ印字して、その横に署名してください。

（注４）代理人による手続のときは、出願人の署名は不要とし、出願人による手続のときは「**3 Agent**」の欄は不要です。

（注５）請求の対象となる出願を代理していない代理人が手続する場合は、委任事項を「**Request for certified copies of international application in regard to PCT/JP20XX/087654**」のように記載した委任状の添付が必要となります。その場合、「**5　List of Attached Documents**」の欄を設けて、添付する書類名を記載します。なお、包括委任状の援用はできません。

（注６）受理官庁が保管する一件書類の写しを請求する場合は、「**4 Reason for Request**」の欄には、「〇〇〇〇（理由）　**I hereby request certified copies of the following documents :The RO106 and The CORRECTION dated dd.mm.20XX of PCT/JP20XX/087654**」のように記載します。

（注７）国際調査機関が保管する一件書類の写し請求をする場合は、表題を「**REQUEST FOR CERTIFIED COPY OF DOCUMENTS HELD BY INTERNATIONAL SEARCHING AUTHORITY**」とし、「**4 Reason for Request**」の欄には、「〇〇〇〇（理由）　**I hereby request certified copies of the following documents :The ISR and The Written Opinion of PCT/JP20XX/087654**」のように記載します。

（注８）国際予備審査機関が保管する一件書類の写しを請求する場合は、表題を「**REQUEST FOR CERTIFIED COPY OF DOCUMENTS HELD BY INTERNATIONAL PRELIMINARY EXAMINING AUTHORITY**」とし、「**4 Reason for Request**」の欄には、「〇〇〇〇（理由）　**I hereby request certified copies of the following documents : The AMENDMENT under PCT Article 34 dated dd.mm.20XX of PCT/JP20XX/087654** 」のように記載します。

『法施３８』

特許印紙

(1,400 円)

国際出願の書類の証明の請求書

特許庁長官　殿

1　国際出願の表示　ＰＣＴ／ＪＰ２０ＸＸ／０８７６５４

2　出願人

（識別番号）　987654321

名　称　株式会社東京製作所

TOKYO　SEISAKUSHO　CORPORATION

（代表取締役　特許　太郎（署名：＿＿＿＿＿＿＿））

あて名　〒100-0013　日本国東京都千代田区霞が関三丁目４番３号

4-3,　Kasumigaseki 3-chome,　Chiyoda-ku,　Tokyo　100-0013　Japan

国　籍　日本国　JAPAN

住　所　日本国　JAPAN

3　代理人

（識別番号）　123456789

氏　名　弁理士　国際　太郎　（署名：＿＿＿＿＿＿＿）

KOKUSAI,　Taro

あて名　〒102-0081　日本国東京都千代田区四番町１２番地

12,　Yonbancho,　Chiyoda-ku,　Tokyo　102-0081　Japan

4　請求の理由

○○○○国に出願をするため。

下記の国際出願の書類の証明を請求する。

ＰＣＴ／ＪＰ２０ＸＸ／０８７６５４

（注１）パリ条約や世界貿易機関の加盟国で優先権を主張するための国際出願に関する書類について証明書の交付を請求する手続です。

（注２）手数料は、請求する証明書１件につき 1,400 円です。

（注３）支払方法別の記載方法について

①　予納により納付する場合

「４　請求の理由」の欄の次に「５　予納台帳番号」、「６　納付金額」の欄を設けて以下のように記載します。

＜記載例＞

５　予納台帳番号　999999

６　納付金額　1,400 円

②　電子現金納付により納付する場合

「４　請求の理由」の欄の次に「５　納付番号」、「６　納付金額」の欄を設けて以下のように記載します。

＜記載例＞

５　納付番号　　1234-5678-9012-3456
６　納付金額　　1,400 円

③　口座振替により納付する場合（オンライン手続時のみ利用可）

「４　請求の理由」の欄の次に「５　振替番号」、「６　納付金額」の欄を設けて以下のように記載します。

＜記載例＞

５　振替番号　　12345678
６　納付金額　　1,400 円

④クレジットカードにより納付する場合（オンライン手続時又は窓口における納付時のみ利用可）

「２　出願人」の欄（代理人が手続を行う場合は「３　代理人」の欄）に「(識別番号)」の欄を設けて識別番号を記載し、「４　請求の理由」の欄の次に「５　支払方法」、「６　納付金額」の欄を設けて以下のように記載します。ただし、識別番号の通知を受けていない者については、「(識別番号)」の欄は不要です。

＜記載例＞

５　支払方法　　指定立替納付
６　納付金額　　1,400 円

⑤　特許印紙により納付する場合（書面手続時のみ利用可）

左上に特許印紙を貼付し、その下に括弧をしてその額を記載します。

(注４）署名をする場合は、署名者の氏名（法人の場合、署名者の肩書き及び氏名）をタイプ印字して、その横に署名してください。

(注５）代理人による手続のときは、出願人の署名は不要とし、出願人による手続のときは「３　代理人」の欄は不要です。

(注６）請求の対象となる出願を代理していない代理人が手続する場合は、委任事項を「ＰＣＴ／ＪＰ２０ＸＸ／０８７６５４についての書類の証明の請求に関する一切の件」のように記載した委任状の添付が必要となります。その場合、「５　添付書類の目録」の欄を設けて、添付する書類名を記載します。なお、包括委任状の援用はできません。

(注７）複数証明書が必要な場合は、「４　請求の理由」の欄には、以下のように記載し、
1,400 円 × 必要な証明書数分の手数料を納付します。

４　請求の理由
〇〇〇〇国、△△△△国に出願をするため。
下記の国際出願の書類の証明を請求する。
ＰＣＴ／ＪＰ２０ＸＸ／０８７６５４

(注８）2004 年 4 月 27 日以前の出願については、添付書類として国際出願の写し等、証明を要する書類の写しを１通添付します。

『法施３８』

Patent Revenue Stamps

（1,400 yen）

REQUEST FOR CERTIFICATE OF
THE INTERNATIONAL APPLICATION

To: Commissioner of the Patent Office

1 Identification of the International Application
ＰＣＴ／ＪＰ２０ＸＸ／０８７６５４

2 Applicant
(Identification Number): 987654321
Name: TOKYO SEISAKUSHO CORPORATION
（CEO TOKKYO, Taro Signature:_____）
Address: 4-3, Kasumigaseki 3-chome, Chiyoda-ku, Tokyo 100-0013 Japan
Country of nationality: JAPAN
Country of residence: JAPAN

3 Agent
(Identification Number): 123456789
Name: KOKUSAI, Taro （Signature:_____）
Address: 12, Yonbancho, Chiyoda-ku, Tokyo 102-0081 Japan

4 Reason for Request
I hereby request certification of the following International Application in order to file a patent application in ○○○○.
ＰＣＴ／ＪＰ２０ＸＸ／０８７６５４

（注１）パリ条約や世界貿易機関の加盟国で優先権を主張するための国際出願に関する書類について証明書の交付を請求する手続です。
（注２）手数料は、請求する証明書１件につき 1,400 円です。
（注３）支払方法別の記載方法について
① 予納により納付する場合
「**4 Reason of the Request**」の欄の次に「**5 Mode of Payment**」の欄を設けて以下のように「**Current Account**」と予納台帳番号を記載します。また、「**5 Mode of Payment**」の欄の次に「**6 Amount of the Fee**」の欄を設けて納付する手数料の金額を記載します。
＜記載例＞
5 Mode of Payment Current Account 999999
6 Amount of the Fee 1,400 yen
② 電子現金納付により納付する場合

「4 Reason of the Request」の欄の次に「5 Mode of Payment」の欄を設けて以下のように「Denshi-Genkin-Noufu」と納付番号を記載します。また、「5 Mode of Payment」の欄の次に「6 Amount of the Fee」の欄を設けて納付する手数料の金額を記載します。

＜記載例＞

5 Mode of Payment Denshi-Genkin-Noufu 1234-5678-9012-3456

6 Amount of the Fee 1,400 yen

③ 口座振替により納付する場合（オンライン手続時のみ利用可）

「4 Reason of the Request」の欄の次に「5 Mode of Payment」の欄を設けて以下のように「Kouza-Furikae」と振替番号を記載します。また、「5 Mode of Payment」の欄の次に「6 Amount of the Fee」の欄を設けて納付する手数料の金額を記載します。

＜記載例＞

5 Mode of Payment Kouza-Furikae 12345678

6 Amount of the Fee 1,400 yen

④ クレジットカードにより納付する場合（オンライン手続時又は窓口における納付時のみ利用可）

「2 Applicant」の欄（代理人が手続を行う場合は「3 Agent」の欄）に「(Identification Number)」の欄を設けて識別番号を記載します。ただし、識別番号の通知を受けていない者については、「(Identification Number)」の欄は不要です。

「4 Reason of the Request」の欄の次に「5 Mode of Payment」の欄を設けて以下のように「Credit Card Payment」を記載します。また、「5 Mode of Payment」の欄の次に「6 Amount of the Fee」の欄を設けて納付する手数料の金額を記載します。

＜記載例＞

5 Mode of Payment Credit Card Payment

6 Amount of the Fee 1,400 yen

⑤ 特許印紙により納付する場合（書面手続時のみ利用可）

左上に特許印紙を貼付し、その下に括弧をしてその額を記載します。この場合、「5 Mode of Payment」、「6 Amount of the Fee」の欄は不要です。

（注４）署名をする場合は、署名者の氏名（法人の場合、署名者の肩書き及び氏名）をタイプ印字して、その横に署名してください。

（注５）代理人による手続のときは、出願人の署名は不要とし、出願人による手続のときは「3 Agent」の欄は不要です。

（注６）請求の対象となる出願を代理していない代理人が手続する場合は、委任事項を「Request for a certificate of international application in regard to PCT/JP20XX/087654」のように記載した委任状の添付が必要となります。その場合、「5 List of Attached Documents」の欄を設けて、添付する書類名を記載します。なお、包括委任状の援用はできません。

（注７）2004 年 4 月 27 日以前の出願については、添付書類として国際出願の写し等、証明を要する書類の写しを１通添付します。

「法施様１」『法施６』

代理人選任届

特許庁長官　殿

1　国際出願の表示　ＰＣＴ／ＪＰ２０ＸＸ／０８７６５４

2　出願人

名　称　株式会社東京製作所
TOKYO　SEISAKUSHO　CORPORATION
（代表取締役　特許　太郎（署名：＿＿＿＿＿＿＿＿））

あて名　〒100-0013　日本国東京都千代田区霞が関三丁目４番３号
4-3,　Kasumigaseki 3-chome,　Chiyoda-ku,　Tokyo　100-0013　Japan

国　籍　日本国　JAPAN

住　所　日本国　JAPAN

名　称　株式会社大阪製作所
OSAKA　SEISAKUSHO　CORPORATION
（代表取締役　国際　太郎（署名：＿＿＿＿＿＿＿＿））

あて名　〒543-0061　日本国大阪府大阪市天王寺区伶人町７番地７号
7-7,　Reinin-cho,　Ten-nouji-ku,　Osaka-shi,　Osaka　5430061　Japan

国　籍　日本国　JAPAN

住　所　日本国　JAPAN

3　届出の内容
選任した代理人

氏　名　弁理士　特許　次郎
TOKKYO,　Jiro

あて名　〒100-0013　日本国東京都千代田区霞が関三丁目４番３号
4-3,　Kasumigaseki 3-chome,　Chiyoda-ku,　Tokyo　100-0013　Japan
電話番号　03−1234−5678　　ファクシミリ番号　03−1234−5678
電子メールアドレス　abc123@tokkyocho.co.jp

4　代理人

氏　名　弁理士　特許　次郎　（署名：＿＿＿＿＿＿＿＿）
TOKKYO,　Jiro

あて名　〒100-0013　日本国東京都千代田区霞が関三丁目４番３号
4-3,　Kasumigaseki 3-chome,　Chiyoda-ku,　Tokyo　100-0013　Japan

5　添付書類の目録
（1）　代理人の選任を証明する書面　　２通

（注１）「２　出願人」の欄には、代理人を選任した全ての出願人を記載します。

（注２）署名をする場合は、署名者の氏名（法人の場合、署名者の肩書き及び氏名）をタイプ印字して、その横に署名してください。

（注３）代理人による手続のときは、出願人の署名は不要とし、出願人による手続のときは「４　代理人」の欄は不要です。

（注４）追加の代理人を選任したい場合は、「３　届出の内容」の欄には、「選任した代理人」として追加された

代理人のみを記載し、追加された代理人の委任状を添付します。この場合、必ず添付の委任状に「代理人〇〇〇〇は、解任せずに引き続き代理人として選任されています。」のように記載します。

(注５)「選任した代理人」の電子メールアドレスの記載がない場合、国際事務局からの通知が届かなくなります。

(注６) 代理人の選任を証明する書面に包括委任状の写しを添付するときは、「５　添付書類の目録」欄には、「包括委任状の写し　１通」のように記載します。

(注７) 国際調査機関又は国際予備審査機関のみに対する代理人の選任を届け出るときは、「３　届出の内容」の欄の次に「４　代理権の範囲」の欄を設けて、その旨を記載します。

(注８) 共通の代表者を選任する場合は、表題を「代表者選任届」とするとともに、「２　出願人」の欄を「２　代表者」として選任された共通の代表者を記載し、「選任した代理人」を「選任した代表者」とし、「代理人の選任を証明する書面」を「代表者の選任を証明する書面」とします。

「法施様１」『法施６』

（代理人選任証記載例）

代 理 人 選 任 証

年　　月　　日

代理人
　弁理士　特許　次郎　　殿

あて名　　東京都千代田区霞が関三丁目４番３号
名　称　　株式会社東京製作所
代表者　　代表取締役　特許　太郎
　　（署名：＿＿＿＿＿＿＿）

下記の国際出願に関する手続については、貴殿を代理人に選任したことに相違ありません。

記

国際出願の表示　　ＰＣＴ／ＪＰ２０ＸＸ／０８７６５４

（注１）法人の場合は、代表者が署名します。
（注２）署名をする場合は、署名者の氏名（法人の場合、署名者の肩書き及び氏名）をタイプ印字して、その横に署名してください。
（注３）共通の代表者を選任する場合は、表題を「代表者選任証」とするとともに、「代理人」を「代表者」とします。

「法施様１の２」『法施６』

NOTIFICATION OF POWER OF ATTORNEY

To: Commissioner of the Patent Office

1 Identification of the International Application
ＰＣＴ／ＪＰ２０ＸＸ／０８７６５４

2 Applicant
Name: TOKYO SEISAKUSHO CORPORATION
（CEO TOKKYO, Taro Signature:_____）
Address: 4-3, Kasumigaseki 3-chome, Chiyoda-ku, Tokyo 100-0013 Japan
Country of nationality: JAPAN
Country of residence: JAPAN

Name: OSAKA SEISAKUSHO CORPORATION
（CEO KOKUSAI, Taro Signature:_____）
Address: 7-7, Reinin-cho, Ten-nouji-ku, Osaka-shi, Osaka 543-0061 Japan
Country of nationality: JAPAN
Country of residence: JAPAN

3 Agent Appointed
Name: TOKKYO, Jiro
Address: 4-3, Kasumigaseki 3-chome, Chiyoda-ku, Tokyo 100-0013 Japan
Telephone No. 03-1234-5678 Facsimile No. 03-1234-5678
E-mail address abc123@tokkyocho.co.jp

4 Agent
Name: TOKKYO, Jiro （Signature:_____）
Address: 4-3, Kasumigaseki 3-chome, Chiyoda-ku, Tokyo 100-0013 Japan

5 List of Attached Documents
(1) Certificate of power of attorney: 2 copies

（注１）「**2 Applicant**」の欄には、代理人を選任した全ての出願人を記載します。
（注２）署名をする場合は、署名者の氏名（法人の場合、署名者の肩書き及び氏名）をタイプ印字して、その横に署名してください。
（注３）代理人による手続のときは、出願人の署名は不要とし、出願人による手続のときは「**4 Agent**」の欄は不要です。
（注４）追加の代理人を選任したい場合は、「**3 Agent Appointed**」の欄には、追加された代理人のみを記載し、追加された代理人の委任状を添付します。この場合、必ず添付の委任状に「〇〇〇〇 **remains in effect as my/our agent.**」のように記載します。
（注５）「**3 Agent Appointed**」の電子メールアドレスの記載がない場合、国際事務局からの通知が届かなくなります。
（注６）代理人の選任を証明する書面に包括委任状の写しを添付するときは、「**5 List of Attached Documents**」

欄には、「General Power of Attorney: 2 copies」のように記載します。

（注７）国際調査機関又は国際予備審査機関のみに対する代理人の選任を届け出るときは、「**3 Agent　Appointed**」の欄の次に「**4 Scope of power of Attorney**」の欄を設けて、その旨を記載します。

（注８）　共通の代表者を選任する場合は、「**2 Applicant**」を「**2 Applicant (Common Representative)**」として選任された共通の代表者を記載し、「**3 Agent　Appointed**」を「**3 Common Representative Appointed**」とします。

「法施様１の２」『法施６』

（代理人選任証記載例）

POWER OF ATTORNEY

I/We,

do hereby appoint

as my/our agent , to act for me/us in all proceedings concerning the following International Application.

Identification of the International Application,

ＰＣＴ／ＪＰ２０ＸＸ／０８７６５４

dd.mm.20XX
Address
Name
Signature_____
Title

（注１）法人の場合は、代表者が署名します。
（注２）署名をする場合は、署名者の氏名（法人の場合、署名者の肩書き及び氏名）をタイプ印字して、その横に署名してください。
（注３）出願が英語による場合であっても、日本語で作成した委任状に翻訳文（英語）を添付することで手続が可能です。
（注４）この記載例を共通の代表者の選任証として利用する場合は、「**as my/our agent,**」を「**as my/our common representative**」に変更して使用してください。

「法施様２」『法施６』

代理人解任届

特許庁長官　殿

1　国際出願の表示　ＰＣＴ／ＪＰ２０ＸＸ／０８７６５４

2　出願人

名　称　株式会社東京製作所
TOKYO　SEISAKUSHO　CORPORATION
（代表取締役　特許　太郎（署名：＿＿＿＿＿＿＿＿））
あて名　〒100-0013　日本国東京都千代田区霞が関三丁目４番３号
4-3,　Kasumigaseki 3-chome,　Chiyoda-ku,　Tokyo　100-0013　Japan
国　籍　日本国　JAPAN
住　所　日本国　JAPAN

名　称　株式会社大阪製作所
OSAKA　SEISAKUSHO　CORPORATION
（代表取締役　特許　太郎（署名：＿＿＿＿＿＿＿＿））
あて名　〒543-0061　日本国大阪府大阪市天王寺区伶人町７番地７号
7-7,　Reinin-cho,　Ten-nouji-ku,　Osaka-shi,　Osaka　543-0061　Japan
国　籍　日本国　JAPAN
住　所　日本国　JAPAN

3　届出の内容

解任した代理人
氏　名　弁理士　特許　次郎
TOKKYO,　Jiro
あて名　〒100-0013　日本国東京都千代田区霞が関三丁目４番３号
4-3,　Kasumigaseki 3-chome,　Chiyoda-ku,　Tokyo　100-0013　Japan

（注１）「２　出願人」の欄には、代理人を解任した全ての出願人を記載の上、署名をします。
（注２）署名をする場合は、署名者の氏名（法人の場合、署名者の肩書き及び氏名）をタイプ印字して、その横に署名してください。
（注３）代理人又は共通の代表者が辞任する場合は、表題を「代理人辞任届」又は「代表者辞任届」とするとともに、「２　出願人」の欄には筆頭の出願人を記載し、「解任した代理人」を「辞任した代理人」又は「辞任した代表者」とします。「辞任した代理人」又は「辞任した代表者」の欄には、辞任した全ての代理人又は代表者を記載の上、署名します（「２　出願人」の欄には署名不要です）。
（注４）国際調査機関又は国際予備審査機関のみに対する代理人の解任又は辞任を届け出るときは、「３　届出の内容」の次に「代理権の範囲」の欄を設けて、その旨を記載します。
（注５）共通の代表者を解任する場合は、表題を「代表者解任届」とし、「解任した代理人」を「解任した代表者」とします。

「法施様２の２」『法施６』

NOTIFICATION OF REVOCATION OF POWER OF ATTORNEY

To: Commissioner of the Patent Office

1 Identification of the International Application
ＰＣＴ／ＪＰ２０ＸＸ／０８７６５４

2 Applicant
Name: TOKYO SEISAKUSHO CORPORATION
（CEO TOKKYO, Taro Signature:_____）
Address: 4-3, Kasumigaseki 3-chome, Chiyoda-ku, Tokyo 100-0013 Japan
Country of nationality: JAPAN
Country of residence: JAPAN

Name: OSAKA SEISAKUSHO CORPORATION
（CEO TOKKYO, Taro Signature:_____）
Address: 7-7, Reinin-cho, Ten-nouji-ku, Osaka-shi, Osaka 543-0061 Japan
Country of nationality: JAPAN
Country of residence: JAPAN

3 Agent Withdrawn
Name: TOKKYO, Jiro
Address: 4-3, Kasumigaseki 3-chome, Chiyoda-ku, Tokyo 100-0013 Japan

（注１）「**2 Applicant**」の欄には、代理人を解任した全ての出願人を記載の上、署名をします。
（注２）署名をする場合は、署名者の氏名（法人の場合、署名者の肩書き及び氏名）をタイプ印字して、その横に署名してください。
（注３）代理人又は共通の代表者が辞任する場合は、表題を「**NOTIFICATION OF RENUNCIATION OF POWER OF ATTORNEY**」とするとともに、「**2 Applicant**」の欄には筆頭の出願人を記載し、「**3 Agent Withdrawn**」の欄を「**Agent Resigned**」又は「**Common Representative Resigned**」とします。「**Agent Resigned**」又は「**Common Representative Resigned**」の欄には、辞任した全ての代理人又は代表者を記載の上、署名をします（「**2 Applicant**」の欄には署名は不要です）。
（注４）国際調査機関又は国際予備審査機関のみに対する代理人の解任又は辞任を届け出るときは、「**3 Agent Withdrawn**」の次に「**Scope of power of Attorney**」の欄を設けて、その旨を記載します。
（注５）共通の代表者を解任する場合は、「**3 Agent Withdrawn**」を「**3 Common Representative Withdrawn**」とします。

「法施様２の３」『法施６の２』

復代理人選任届

特許庁長官　殿

1　国際出願の表示　ＰＣＴ／ＪＰ２０ＸＸ／０８７６５４

2　出願人

名　称　　株式会社東京製作所
TOKYO　SEISAKUSHO　CORPORATION

あて名　　〒100-0013　日本国東京都千代田区霞が関三丁目４番３号
4-3,　Kasumigaseki 3-chome,　Chiyoda-ku,　Tokyo　100-0013　Japan

国　籍　　日本国　JAPAN

住　所　　日本国　JAPAN

3　届出の内容

選任した復代理人

氏　名　　弁理士　特許　次郎
TOKKYO,　Jiro

あて名　　〒100-0013　日本国東京都千代田区霞が関三丁目４番３号
4-3,　Kasumigaseki 3-chome,　Chiyoda-ku,　Tokyo　100-0013　Japan
電話番号　03-1234-5678　　ファクシミリ番号　03-1234-5678

4　代理人

氏　名　　弁理士　国際　太郎　　（署名：＿＿＿＿＿＿＿）
KOKUSAI,　Taro

あて名　　〒102-0081　日本国東京都千代田区四番町１２番地
12,　Yonbancho,　Chiyoda-ku,　Tokyo　102-0081　Japan

5　復代理人

氏　名　　弁理士　特許　次郎　　（署名：＿＿＿＿＿＿＿）
TOKKYO,　Jiro

あて名　　〒100-0013　日本国東京都千代田区霞が関三丁目４番３号
4-3,　Kasumigaseki 3-chome,　Chiyoda-ku,　Tokyo　100-0013　Japan

6　添付書類の目録

（1）　復代理人の選任を証明する書面　　１通

（注１）法定代理人が選任した復代理人の届け出は、この様式によります。
（注２）「４　代理人」の欄には、復代理人を選任した全ての代理人を記載します。
（注３）署名をする場合は、署名者の氏名（法人の場合、署名者の肩書き及び氏名）をタイプ印字して、その横に署名してください。
（注４）復代理人による手続のときは、代理人の署名は不要とし、代理人による手続のときは「５　復代理人」の欄は不要です。
（注５）国際調査機関又は国際予備審査機関のみに対する復代理人の選任を届け出る場合は、「３　届出の内容」の次に「復代理人の代理権の範囲」の欄を設けて、その旨を記載します。
（注６）今後、すべての通知を復代理人に送付することを希望する場合は、「７　その他」の欄を設けて「今後すべての通信を上記復代理人へ送付することを請求します。」のように記載します。
また、添付する委任状にも同様の記載をすることが必要です。

「法施様２の４」『法施６の２』

NOTIFICATION OF POWER OF ATTORNEY (SUB－AGENT)

To: Commissioner of the Patent Office

1 Identification of the International Application
ＰＣＴ／ＪＰ２０ＸＸ／０８７６５４

2 Applicant
Name: TOKYO SEISAKUSHO CORPORATION
Address: 4-3, Kasumigaseki 3-chome, Chiyoda-ku, Tokyo 100-0013 Japan
Country of nationality: JAPAN
Country of residence: JAPAN

3 Sub-Agent Appointed
Name: TOKKYO, Jiro
Address: 4-3, Kasumigaseki 3-chome, Chiyoda-ku, Tokyo 100-0013 Japan
Telephone No. 03-1234-5678 Facsimile No. 03-1234-5678

4 Agent
Name: KOKUSAI, Taro (Signature:_____)
Address: 12, Yonbancho, Chiyoda-ku, Tokyo 102-0081 Japan

5 Sub-Agent
Name: Patent attorney TOKKYO, Jiro (Signature:_____)
Address: 4-3, Kasumigaseki 3-chome, Chiyoda-ku, Tokyo 100-0013 Japan

6 List of Attached Documents
(1) Certificate of power of attorney: 1 copy

（注１）法定代理人が選任した復代理人の届け出は、この様式によります。
（注２）「**4 Agent**」の欄には、復代理人を選任した全ての代理人を記載します。
（注３）署名をする場合は、署名者の氏名（法人の場合、署名者の肩書き及び氏名）をタイプ印字して、その横に署名してください。
（注４）復代理人による手続のときは、代理人の署名は不要とし、代理人による手続のときは「**5 Sub-Agent**」の欄は不要です。
（注５）国際調査機関又は国際予備審査機関のみに対する復代理人の選任を届け出るときは、「**3 Sub-Agent Appointed**」の次に「**Scope of Power of Attorney**」の欄を設けて、その旨を記載します。
（注６）今後、すべての通知を復代理人に送付することを希望する場合は、「**7 Other**」の欄を設けて「**I / We request that all correspondence should be addressed to the above mentioned Sub-Agent.**」のように記載します。
また、添付する委任状にも同様の記載をすることが必要です。

「法施様２の５」『法施６の２』

復代理人解任届

特許庁長官　殿

１　国際出願の表示　ＰＣＴ／ＪＰ２０ＸＸ／０８７６５４

２　出願人

名　称　　株式会社東京製作所
TOKYO　SEISAKUSHO　CORPORATION
（代表取締役　特許　太郎（署名：＿＿＿＿＿＿＿））

あて名　　〒100-0013　日本国東京都千代田区霞が関三丁目４番３号
4-3,　Kasumigaseki 3-chome,　Chiyoda-ku,　Tokyo　100-0013　Japan

国　籍　　日本国　JAPAN

住　所　　日本国　JAPAN

３　届出の内容

解任した復代理人

氏　名　　弁理士　特許　次郎
TOKKYO,　Jiro

あて名　　〒100-0013　日本国東京都千代田区霞が関三丁目４番３号
4-3,　Kasumigaseki 3-chome,　Chiyoda-ku,　Tokyo　100-0013　Japan

４　代理人

氏　名　　弁理士　国際　太郎　　（署名：＿＿＿＿＿＿＿）
KOKUSAI,　Taro

あて名　　〒102-0081　日本国東京都千代田区四番町１２番地
12,　Yonbancho,　Chiyoda-ku,　Tokyo　102-0081　Japan

（注１）「４　代理人」の欄には、復代理人を解任した全ての代理人を記載します。

（注２）署名をする場合は、署名者の氏名（法人の場合、署名者の肩書き及び氏名）をタイプ印字して、その横に署名してください。

（注３）復代理人が辞任する場合は、表題を「復代理人辞任届」とするとともに、「２　出願人」の欄には筆頭の出願人を記載し、「解任した復代理人」を「辞任した復代理人」とします。「辞任した復代理人」の欄には、辞任した全ての復代理人を記載の上、署名をします（「２　出願人」の欄には署名不要です）。

（注４）国際調査機関又は国際予備審査機関のみに対する復代理人の解任又は辞任を届け出るときは、「３　届出の内容」の次に「復代理人の代理権の範囲」の欄を設けて、その旨を記載します。

「法施様２の６」『法施６の２』

NOTIFICATION OF REVOCATION OF POWER OF ATTORNEY (SUB－AGENT)

To: Commissioner of the Patent Office

1 Identification of the International Application
ＰＣＴ／ＪＰ２０ＸＸ／０８７６５４

2 Applicant
Name: TOKYO SEISAKUSHO CORPORATION
（CEO TOKKYO, Taro Signature:_____）
Address: 4-3, Kasumigaseki 3-chome, Chiyoda-ku, Tokyo 100-0013 Japan
Country of nationality: JAPAN
Country of residence: JAPAN

3 Sub-Agent Withdrawn
Name: TOKKYO, Jiro
Address: 4-3, Kasumigaseki 3-chome, Chiyoda-ku, Tokyo 100-0013 Japan

4 Agent
Name: KOKUSAI, Taro （Signature:_____）
Address: 12, Yonbancho, Chiyoda-ku, Tokyo 102-0081 Japan

（注１）「**4 Agent**」の欄には、復代理人を解任した全ての代理人を記載します。
（注２）署名をする場合は、署名者の氏名（法人の場合、署名者の肩書き及び氏名）をタイプ印字して、その横に署名してください。
（注３）復代理人が辞任する場合は、表題を「**NOTIFICATION OF RENUNCIATION OF POWER OF ATTORNEY(SUB-AGENT)**」とするとともに、「**2 Applicant**」の欄には筆頭の出願人を記載し、「**3 Sub-Agent Withdrawn**」を「**3 Sub-Agent Resigned**」とします。「**Sub-Agent Resigned**」の欄には、辞任した全ての代理人又は代表者を記載の上、署名をします（「**2 Applicant**」の欄には署名は不要です）。
（注４）国際調査機関又は国際予備審査機関のみに対する復代理人の解任又は辞任を届け出るときは、「**3 Sub-Agent Withdrawn**」の次に「**Scope of Power of Attorney**」の欄を設けて、その旨を記載します。

「法施様２の７」『法施６の３』

包括委任状提出書

特許庁長官　殿

1　委任をした者

名　称　　株式会社東京製作所
TOKYO　SEISAKUSHO　CORPORATION
（代表取締役　特許　太郎（署名：＿＿＿＿＿＿＿））

あて名　　〒100-0013　日本国東京都千代田区霞が関三丁目４番３号
4-3,　Kasumigaseki 3-chome,　Chiyoda-ku,　Tokyo　100-0013　Japan

国　籍　　日本国　JAPAN

住　所　　日本国　JAPAN

2　選任した代理人

氏　名　　弁理士　国際　太郎
KOKUSAI,　Taro

あて名　　〒102-0081　日本国東京都千代田区四番町１２番地
12,　Yonbancho,　Chiyoda-ku,　Tokyo　102-0081　Japan

3　代　理　人

氏　名　　弁理士　国際　太郎　　（署名：＿＿＿＿＿＿＿）
KOKUSAI,　Taro

あて名　　〒102-0081　日本国東京都千代田区四番町１２番地
12,　Yonbancho,　Chiyoda-ku,　Tokyo　102-0081　Japan

4　添付書類の目録

（1）　代理人の選任を証明する書面　　1　通

（注１）署名をする場合は、署名者の氏名（法人の場合、署名者の肩書き及び氏名）をタイプ印字して、その横に署名してください。

（注２）出願人が手続を行う場合は、出願人の氏名の後に出願人が署名し、代理人の欄は不要です。

（注３）国際調査機関又は国際予備審査機関のみに対する包括委任状を寄託するときは、「２　選任した代理人」の次に「寄託機関」の欄を設けて、その旨を記載します。

（注４）復代理人の選任に係る包括委任状を提出する場合は、「２　選任した代理人」の欄は「２　選任した復代理人」とし、復代理人の選任を証明する書面（復代理人選任証）を添付します。
また、選任された復代理人が手続を行う場合は、「３　代理人」の欄は「３　復代理人」とし、氏名及びあて名を記載して署名します。

「法施様２の７」『法施６の３』

（代理人選任証記載例）

代 理 人 選 任 証

年　　月　　日

弁理士　国際　太郎　　殿

あて名　　東京都千代田区霞が関三丁目４番３号

名　称　　株式会社東京製作所
代表者　　代表取締役　特許　太郎
（署名：＿＿＿＿＿＿＿＿）

すべての国際出願に関する手続について、貴殿を代理人に選任したことに相違ありません。

（注１）法人の場合は、代表者が署名します。
（注２）署名をする場合は、署名者の氏名（法人の場合、署名者の肩書き及び氏名）をタイプ印字して、その横に署名してください。

「法施様２の８」『法施６の３』

SUBMISSION OF GENERAL POWER OF ATTORNEY

To: Commissioner of the Patent Office

1 Person Appointing Agent
Name: TOKYO SEISAKUSHO CORPORATION
（CEO TOKKYO, Taro Signature:_____）
Address: 4-3, Kasumigaseki 3-chome, Chiyoda-ku, Tokyo 100-0013 Japan
Country of nationality: JAPAN
Country of residence: JAPAN

2 Agent Appointed
Name: KOKUSAI, Taro
Address: 12, Yonbancho, Chiyoda-ku, Tokyo 102-0081 Japan

3 Agent
Name: KOKUSAI, Taro （Signature:_____）
Address: 12, Yonbancho, Chiyoda-ku, Tokyo 102-0081 Japan

4 List of Attached Documents
(1) Certificate of power of attorney: 1 copy

（注１）署名をする場合は、署名者の氏名（法人の場合、署名者の肩書き及び氏名）をタイプ印字して、その横に署名してください。
（注２）出願人が手続を行う場合は、出願人の氏名の後に出願人が署名し、「**3 Agent**」の欄は不要です。
（注３）国際調査機関又は国際予備審査機関のみに対する包括委任状を寄託する場合は、「**2 Agent Appointed**」の次に「**Depositary Authority**」の欄を設けて、その旨を記載します。
（注４）復代理人の選任に係る包括委任状を提出する場合は、「**2 Agent Appointed**」の欄は「**2 Sub-Agent Appointed**」とし、復代理人の選任を証明する書面（**General Power of Attorney (Sub-Agent)**）を添付します。
また、選任された復代理人が手続を行う場合は、「**3 Agent**」の欄は「**3 Sub-Agent**」とし、氏名及びあて名を記載して署名します。

「法施様２の８」『法施６の３』

（代理人選任証記載例）

General Power of Attorney

I/We,

do hereby appoint

as my/our agent, to act for me/us in proceeding concerning all of my/our International Applications.

dd.mm.20XX

Address
Name
Signature_____
Title

（注１）法人の場合は、代表者が署名します。
（注２）署名をする場合は、署名者の氏名（法人の場合、署名者の肩書き及び氏名）をタイプ印字して、その横に署名してください。

「法施様２の９」『法施６の３』

包括代理人解任届

特許庁長官　殿

1　委任をした者（出願人）

名　称　　株式会社東京製作所
TOKYO　SEISAKUSHO　CORPORATION
（代表取締役　特許　太郎（署名：＿＿＿＿＿＿＿））

あて名　　〒100-0013　日本国東京都千代田区霞が関三丁目４番３号
4-3,　Kasumigaseki 3-chome,　Chiyoda-ku,　Tokyo　100-0013　Japan

国　籍　　日本国　JAPAN

住　所　　日本国　JAPAN

2　届出の内容

解任した代理人

氏　名　　弁理士　国際　太郎
KOKUSAI,　Taro

あて名　　〒102-0081　日本国東京都千代田区四番町１２番地
12,　Yonbancho,　Chiyoda-ku,　Tokyo　102-0081　Japan

3　添付書類の目録

（1）　包括委任状の写し　　１通

（注１）「１ 委任をした者（出願人）」の欄には、包括代理人を解任した全ての出願人を記載します。

（注２）署名をする場合は、署名者の氏名（法人の場合、署名者の肩書き及び氏名）をタイプ印字して、その横に署名してください。

（注３）包括代理人が辞任する場合は、表題を「包括代理人辞任届」とするとともに、「１ 委任をした者（出願人）」の欄には筆頭の出願人を記載し、「解任した代理人」を「辞任した代理人」とします。「辞任した代理人」の欄には、辞任した全ての代理人を記載の上、署名をします（「１ 委任をした者（出願人）」の欄には署名不要です）。

（注４）国際調査機関又は国際予備審査機関のみに対する包括代理人の解任又は辞任を届け出るときは、「２ 届出の内容」の次に「寄託機関」の欄を設けて、その旨を記載します。

（注５）本届出の対象となる包括委任状の写しをなるべく添付します。

「法施様２の１０」『法施６の３』

NOTIFICATION OF REVOCATION OF
GENERAL POWER OF ATTORNEY

To: Commissioner of the Patent Office

1 Person Appointing Agent
Name: TOKYO SEISAKUSHO CORPORATION
（CEO TOKKYO, Taro Signature:＿＿＿＿＿＿＿＿）
Address: 4-3, Kasumigaseki 3-chome, Chiyoda-ku, Tokyo 100-0013 Japan
Country of nationality: JAPAN
Country of residence: JAPAN

2 Agent Withdrawn
Name: KOKUSAI, Taro
Address: 12, Yonbancho, Chiyoda-ku, Tokyo 102-0081 Japan

3 List of Attached Documents
(1) General Power of Attorney: 1 copy

（注１）「**1 Person Appointing Agent**」の欄には、包括代理人を解任した全ての出願人を記載します。
（注２）署名をする場合は、署名者の氏名（法人の場合、署名者の肩書き及び氏名）をタイプ印字して、その横に署名してください。
（注３）包括代理人が辞任する場合は、表題を「**NOTIFICATION OF RENUNCIATION OF GENERAL POWER OF ATTORNEY**」とするとともに、「**1 Person Appointing Agent**」の欄には筆頭の出願人を記載し、「**2 Agent Withdrawn**」を「**2 Agent Resigned**」とします。「**2 Agent Resigned**」の欄には、辞任した全ての代理人を記載の上、署名をします（「**1 Person Appointing Agent** 」の欄には署名は不要です）。
（注４）国際調査機関又は国際予備審査機関のみに対する包括代理人の解任又は辞任を届け出るときは、「**2 Agent Withdrawn**」の次に「**Depositary Authority**」の欄を設けて、その旨を記載します。
（注５）本届出の対象となる包括委任状の写しをなるべく添付します。

「法施様１７」『法施３６』

国際出願取下書

特許庁長官　殿

1　国際出願の表示　ＰＣＴ／ＪＰ２０ＸＸ／０８７６５４

2　出願人

名　称　　株式会社東京製作所
TOKYO　SEISAKUSHO　CORPORATION
（代表取締役　特許　太郎（署名：＿＿＿＿＿＿＿））

あて名　　〒100-0013　日本国東京都千代田区霞が関三丁目４番３号
4-3,　Kasumigaseki 3-chome,　Chiyoda-ku,　Tokyo　100-0013　Japan

国　籍　　日本国　　JAPAN

住　所　　日本国　　JAPAN

3　代理人

氏　名　　弁理士　　国際　太郎　　（署名：＿＿＿＿＿＿＿）
KOKUSAI, Taro

あて名　　〒102-0081　日本国東京都千代田区四番町１２番地
12,　Yonbancho,　Chiyoda-ku,　Tokyo　102-0081　Japan

4　取下げの内容

国際出願を取り下げる。

5　添付書類の目録

（1）　代理権を証明する書面　　１通

※　この様式見本は国際出願を取り下げる場合の記載例です。

（注１）署名をする場合は、署名者の氏名（法人の場合、署名者の肩書き及び氏名）をタイプ印字して、その横に署名してください。

（注２）出願人が手続する場合には、「２　出願人」の欄には、取下げに係る出願人全員の記名及び署名が必要となります。この場合、「３　代理人」の欄は不要です。

代理人が手続する場合には、「２　出願人」の欄の記載は筆頭の出願人を記載し、取下げに係る手続についての出願人全員からの委任状を添付します（「２　出願人」の欄には署名不要です）。

（注３）指定国の指定を取り下げる場合は、表題を「指定国の指定取下書」とし、「４　取下げの内容」の欄には「〇〇国の指定を取り下げる。」のように記載します。広域特許を受けようとする指定国の指定を取り下げる場合は、「広域特許を受けようとする〇〇国の指定を取り下げる。」のように記載します。

（注４）優先権の主張を取り下げる場合は、表題を「優先権の主張取下書」とします。すべての優先権の主張を取り下げる場合には、取下げの内容の欄に「優先権の主張を取り下げる。」と記載、一部の優先権の主張を取り下げる場合には、取下げの内容の欄に「特願 20XX-999999 に基づく優先権の主張を取り下げる。」のように記載します。

（注５）委任状等を添付する場合は、「５ 添付書類の目録」の欄を設けて、添付する書類名を記載します。

「法施様１７の２」『法施３６』

WITHDRAWAL OF THE INTERNATIONAL APPLICATION

To: Commissioner of the Patent Office

1 Identification of the International Application
ＰＣＴ／ＪＰ２０ＸＸ／０８７６５４

2 Applicant
Name: TOKYO SEISAKUSHO CORPORATION
（CEO TOKKYO, Taro Signature:_____）
Address: 4-3, Kasumigaseki 3-chome, Chiyoda-ku, Tokyo 100-0013 Japan
Country of nationality: JAPAN
Country of residence: JAPAN

3 Agent
Name: KOKUSAI, Taro （Signature:_____）
Address: 12, Yonbancho, Chiyoda-ku, Tokyo 102-0081 Japan

4 Subject Matter of Withdrawal
The withdrawal of the International application

5 List of Attached Documents
(1) Certificate of power of attorney 1 copy

※ この様式見本は国際出願を取り下げる場合の記載例です。

（注１）署名をする場合は、署名者の氏名（法人の場合、署名者の肩書き及び氏名）をタイプ印字して、その横に署名してください。

（注２）出願人が手続する場合には、「**2 Applicant**」の欄には、取下げに係る出願人全員の記名及び署名が必要となります。この場合、「**3 Agent**」の欄は不要です。
代理人が手続する場合には、「**2 Applicant**」の欄の記載は筆頭の出願人を記載し、取下げに係る手続についての出願人全員からの委任状を添付します。（「２　出願人」の欄には署名不要です）。

（注３）指定国の指定を取り下げる場合は、表題を「**WITHDRAWAL OF DESIGNATION**」とし、「**4 Subject Matter of Withdrawal**」の欄には「**The withdrawal of the designation of JP for a national patent**」、「**The withdrawal of the designation of DE for a European patent**」のように記載します。

（注４）優先権の主張を取り下げる場合は、表題を「**WITHDRAWAL OF PRIORITY CLAIM**」とします。すべての優先権の主張を取り下げる場合には、「**4 Subject Matter of Withdrawal**」の欄に「**The withdrawal of the claim of the priority(ies)**」と記載、一部の優先権の主張を取り下げる場合には、「**4 Subject Matter of Withdrawal**」の欄に「**The withdrawal of the claim of the priority(ies) of 20XX-999999（JP）**」のように記載します。

（注５）委任状等を添付する場合は、「５ 添付書類の目録」の欄を設けて、添付する書類名を記載します。

既 納 手 数 料 返 還 請 求 書

特許庁長官　殿

1　国際出願の表示　　ＰＣＴ／ＪＰ２０ＸＸ／０８７６５４

2　返還請求者

氏　名　　国際　太郎
KOKUSAI, Taro

あて名　　〒102-0081　日本国東京都千代田区四番町１２番地
12,　Yonbancho,　Chiyoda-ku,　Tokyo　102-0081　Japan

3　既納対象書類

書類名　　国際出願願書
出願日　　dd.mm.20XX

4　返還請求金額

納付手数料額	調査手数料、国際出願手数料	３１１，６００円
正当手数料額		０円
返還請求額		３１１，６００円

5　返還金の振込先

金融機関名　　〇〇〇銀行　△△△支店
口座番号　　（普通）４５６７８９０
フリガナ　　コクサイ　タロウ
口座名義人　　国際　太郎

（注１）クレジットカードを利用して手数料を納付した場合は［２－２７（２)］を用います。
（注２）「２　返還請求者」の欄には、返還に係る手数料を納付した者を記載します。例えば、納付した者が代理人である場合は、代理人を記載します。ただし、以下の場合は、手数料を納付した者以外を記載します。
・出願人が手数料を納付し、その後に名義変更があった場合　新名義人
・代理人が手数料を納付し、その後に代理権が消滅した場合　新たに選任した代理人又は出願人
（注３）国際調査の追加手数料の返還請求をする場合は、「３　既納対象書類」の欄の「書類名」を以下のように記載します。

３　既納対象書類

書類名　　手数料追加納付書
提出日　　dd.mm.20XX
異議決定書の発送日　dd.mm.20XX

（注４）手数料納付時に誤って多く支払ってしまった場合の過誤納返還請求をする場合は、例えば以下のように記載します。

４　返還請求金額

納付手数料額	送付手数料、調査手数料、国際出願手数料	３２８，６００円
正当手数料額		１６４，３００円
返還請求額		１６４，３００円

（注５）「４　返還請求金額」の欄の納付手数料額には、返還の対象となる手数料の種別及び金額を記載します。
（注６）「５　返還金の振込先」の欄の口座名義人のフリガナは振込みの際に照合しますので、通帳どおり正確に記載します。
（注７）「５　返還金の振込先」の欄で、ゆうちょ銀行を指定する場合は、口座番号に代えて「記号（５桁）－番号（８桁)」を記載します。
（注８）手数料を予納口座から納付した場合、当該予納口座を返還先とすることも可能です。その場合は、「５　返還金の振込先」を「５　返納先予納口座」とし、以下のように記載します。

５　　返納先予納口座

識別番号　　100000000

氏名（名称）　国際　太郎

予納台帳番号　１２３４５６

（注９）本様式には返還請求者の「署名」は不要です。

クレジットカードを利用して手数料を納付した場合における既納手数料返還請求書は、以下の記載見本を参考に作成してください。

既納手数料返還請求書（指定立替納付）

特許庁長官　殿

1　国際出願の表示　　ＰＣＴ／ＪＰ２０ＸＸ／０８７６５４

2　返還請求者

氏　名　　国際　太郎
KOKUSAI, Taro

あて名　　〒102-0081　日本国東京都千代田区四番町１２番地
12, Yonbancho, Chiyoda-ku, Tokyo 102-0081 Japan

3　既納対象書類

書類名　　国際出願願書
出願日　　dd.mm.20XX

4　返還請求金額

納付手数料額	調査手数料、国際出願手数料	３１１，６００円
正当手数料額		０円
返還請求額		３１１，６００円

（注１）「２　返還請求者」の欄には、返還に係る手数料を納付した者を記載します。例えば、納付した者が代理人である場合は、代理人を記載します。ただし、以下の場合は、手数料を納付した者以外を記載します。
・出願人が手数料を納付し、その後に名義変更があった場合　新名義人
・代理人が手数料を納付し、その後に代理権が消滅した場合　新たに選任した代理人又は出願人

（注２）国際調査の追加手数料の返還請求をする場合は、「３　既納対象書類」の欄を以下のように記載します。

３　既納対象書類
書類名　　手数料追加納付書
提出日　　dd.mm.20XX
異議決定書の発送日　dd.mm.20XX

（注３）手数料納付時に誤って多く支払ってしまった場合の過誤納返還請求をする場合は、例えば以下のように記載します。

４　返還請求金額

納付手数料額	送付手数料、調査手数料、国際出願手数料	３２８，６００円
正当手数料額		１６４，３００円
返還請求額		１６４，３００円

（注４）「４　返還請求金額」の欄の納付手数料額には、返還の対象となる手数料の種別及び金額を記載します。

（注５）「２　返還請求者」の欄に手数料を納付した者以外を記載する場合は、「５　返還金の振込先」の欄を設け、以下のように記載します。

５　返還金の振込先
金融機関名　　〇〇〇銀行　△△△支店
口座番号　　（普通）４５６７８９０
フリガナ　　コクサイ　タロウ
口座名義人　　国際　太郎

※　口座名義人のフリガナは振込みの際に照合しますので、通帳どおり正確に記載します。
※　ゆうちょ銀行を指定する場合は、口座番号に代えて「記号（５桁）－番号（８桁）」を記載します。

（注６）本様式には返還請求者の「署名」は不要です。

「特例施様３２の２」『特例施１９』（日本語出願手続用）

手　続　補　足　書

特許庁長官　殿

1　国際出願の表示　ＰＣＴ／ＪＰ２０ＸＸ／０８７６５４

2　出願人
（識別番号）　987654321
名　称　株式会社東京製作所
TOKYO　SEISAKUSHO　CORPORATION
あて名　〒100-0013　日本国東京都千代田区霞が関三丁目４番３号
4-3,　Kasumigaseki 3-chome,　Chiyoda-ku,　Tokyo　100-0013　Japan
国　籍　日本国　JAPAN
住　所　日本国　JAPAN

3　代理人
（識別番号）　123456789
氏　名　弁理士　国際　太郎
KOKUSAI, Taro
あて名　〒102-0081　日本国東京都千代田区四番町 12 番地
12,　Yonbancho,　Chiyoda-ku,　Tokyo　102-0081　Japan

4　補足対象書類名　願　書

5　補足の内容　優先権証明願

6　提出物件の目録
（1）　ＰＣＴ／ＪＰ２０ＸＸ／９９９９９９の優先権証明願　１通

（注１）オンライン出願の際に、優先権書類の送付請求の欄（願書第VI欄）において、受理官庁に対して、優先権書類を作成し、国際事務局に送付することを請求した場合は、国際出願の日から３日以内に、手続補足書に優先権証明願を添付して提出しなければなりません。
（注２）オンライン出願の際に、優先権の回復請求の欄（願書第VI欄）において、優先権の回復請求を行った場合は、国際出願の日から３日以内に手続補足書に優先権の回復理由書を添付して提出しなければなりません。その場合、「５　補足の内容」の欄には「優先権の回復理由書」、「６　提出物件の目録」の欄には「ＰＣＴ／ＪＰ２０ＸＸ／０８７６５４　優先権の回復理由書　１通」と記載します。
（注３）オンライン手続に際して、特例法施行規則第１９条にて提出すべきものとされる法定代理人であることを証明する書面又は現金納付による納付済証(特許庁提出用)等を提出する場合にもこの様式を使用します。
（注４）本様式には出願人及び代理人の「署名」は不要です。

「特例施様３２の２」『特例施１９』（英語出願手続用）

手　続　補　足　書

特許庁長官　殿

1　国際出願の表示　ＰＣＴ／ＪＰ２０ＸＸ／０８７６５４

2　出願人
（識別番号）　987654321
名　称　TOKYO　SEISAKUSHO　CORPORATION
あて名　4-3, Kasumigaseki　3-chome, Chiyoda-ku, Tokyo　100-0013　Japan
国　籍　JAPAN
住　所　JAPAN

3　代理人
（識別番号）　123456789
氏　名　KOKUSAI, Taro
あて名　12, Yonbancho, Chiyoda-ku, Tokyo　102-0081　Japan

4　補足対象書類名　PCT　Request

5　補足の内容　Request(s)　for　Certification　of　Priority

6　提出物件の目録
(1)　PCT/JP20XX/999999　Request(s) for Certification of Priority:　1 copy

（注１）オンライン出願の際に、優先権書類の送付請求の欄（願書第VI欄）において、受理官庁に対して、優先権書類を作成し、国際事務局に送付することを請求した場合は、国際出願の日から３日以内に、手続補足書に優先権証明願を添付して提出しなければなりません。
（注２）オンライン出願の際に、優先権の回復請求の欄（願書第VI欄）において、優先権の回復請求を行った場合は、国際出願の日から３日以内に手続補足書に優先権の回復理由書を添付して提出しなければなりません。その場合、「５　補足の内容」の欄には「**Reason for Restoration of Right of Priority**」、「６　提出物件の目録」の欄には「**PCT/JP20XX/087654　Reason for Restoration of right of Priority:1 copy**」と記載します。
（注３）オンライン出願の際に、「願書」タブの「先の調査結果の利用」画面において、先の調査の結果の写しの送付の請求を行った場合は、国際出願の日から３日以内に、手続補足書に先の調査の結果の写しの送付請求願を添付して提出しなければなりません。その場合、「５　補足の内容」の欄には「**Request(s) for transmital of copy of results of earlier search**」、「６　提出物件の目録」の欄には「**(1) Patent Application 20XX-999999　Request(s) for transmital of copy of results of earlier search**」と記載します。
（注４）オンライン手続に際して、特例法施行規則第１９条にて提出すべきものとされる法定代理人であることを証明する書面又は現金納付による納付済証（特許庁提出用）等を提出する場合にもこの様式を使用します。
（注５）本様式には出願人及び代理人の「署名」は不要です。

「法施様１５の２の２」『法施２８の３』

優先権の回復請求書

特許庁長官　殿

1　国際出願の表示　ＰＣＴ／ＪＰ２０ＸＸ／０８７６５４

2　出願人

名　称　株式会社東京製作所
TOKYO　SEISAKUSHO　CORPORATION
（代表取締役　特許　太郎（署名：＿＿＿＿＿＿＿））

あて名　〒100-0013　日本国東京都千代田区霞が関三丁目４番３号
4-3,　Kasumigaseki 3-chome,　Chiyoda-ku,　Tokyo　100-0013　Japan

国　籍　日本国　JAPAN

住　所　日本国　JAPAN

3　代理人

氏　名　弁理士　国際　太郎　（署名：＿＿＿＿＿＿＿）
KOKUSAI, Taro

あて名　〒102-0081　日本国東京都千代田区四番町１２番地
12,　Yonbancho,　Chiyoda-ku,　Tokyo　102-0081　Japan

4　回復を求める優先権

（出願日）	（出願番号）	（国名等）
dd.mm.20XX	特願２０ＸＸ−９９９９９９	日本国　JAPAN

5　回復の理由

優先期間内に国際出願をしなかったことは、下記の理由により故意によるものではありません。

（理由）

6　添付書類の目録

（注１）「４　回復を求める優先権」の欄には、回復を求める優先権に係る出願の出願日、出願番号及び当該出願がされた国名（国内出願の場合）、広域官庁名（広域出願の場合）又は受理官庁名（国際出願の場合）を記載します。

（注２）「５　回復の理由」の欄には、優先期間内に国際出願をしなかったことが故意によるものではないことを表明するとともに、優先期間内に国際出願を提出することができなかった理由について具体的かつ簡明に数行程度で記載します(特許庁 HP 参照：https://www.jpo.go.jp/system/patent/pct/tetuzuki/yusenken_kaifuku.html)。

（注３）署名をする場合は、署名者の氏名（法人の場合、署名者の肩書き及び氏名）をタイプ印字して、その横に署名してください。

（注４）代理人による手続のときは、出願人の署名は不要とし、出願人による手続のときは「３　代理人」の欄は不要です。

「法施様１５の２の３」『法施２８の３』

REQUEST TO RESTORE RIGHT OF PRIORITY

To : Commissioner of the Patent Office

1 Identification of the International Application
ＰＣＴ／ＪＰ２０ＸＸ／０８７６５４

2 Applicant
Name: TOKYO SEISAKUSHO CORPORATION
（CEO TOKKYO, Taro Signature:_____）
Address: 4-3, Kasumigaseki 3-chome, Chiyoda-ku, Tokyo 100-0013 Japan
Country of nationality: JAPAN
Country of residence: JAPAN

3 Agent
Name: KOKUSAI, Taro （Signature:_____）
Address: 12, Yonbancho, Chiyoda-ku, Tokyo 102-0081 Japan

4 Right of priority to be restored

(Filing date)	(Number)	(Country)
dd.mm.20XX	Patent Application 20XX-999999	JAPAN

5 Reason for restoration
The failure to file the application within the priority period was unintentional due to the following. reason:

6 List of Attached Documents

（注１）「**4 Right of priority to be restored**」の欄には、回復を求める優先権に係る出願の出願日、出願番号及び当該出願がされた国名（国内出願の場合）、広域官庁名（広域出願の場合）又は受理官庁名（国際出願の場合）を記載します。

（注２）「**5 Reason for restoration**」の欄には、優先期間内に国際出願をしなかったことが故意によるものではないことを表明するとともに、優先期間内に国際出願を提出することができなかった理由について具体的かつ簡明に数行程度で記載します。
（特許庁 HP 参照：https://www.jpo.go.jp/system/patent/pct/tetuzuki/yusenken_kaifuku.html）

（注３）署名をする場合は、署名者の氏名（法人の場合、署名者の肩書き及び氏名）をタイプ印字して、その横に署名してください。

（注４）代理人による手続のときは、出願人の署名は不要とし、出願人による手続のときは「3 **Agent**」の欄は不要です。

「法施様１５の２の４」『法施２８の３』

優先権の回復理由書

特許庁長官　殿

1　国際出願の表示　ＰＣＴ／ＪＰ２０ＸＸ／０８７６５４

2　出願人

名　称　株式会社東京製作所
TOKYO　SEISAKUSHO　CORPORATION
（代表取締役　特許　太郎（署名：＿＿＿＿＿＿））

あて名　〒100-0013　日本国東京都千代田区霞が関三丁目４番３号
4-3,　Kasumigaseki 3-chome,　Chiyoda-ku,　Tokyo　100-0013　Japan

国　籍　日本国　JAPAN

住　所　日本国　JAPAN

3　代理人

氏　名　弁理士　国際　太郎　（署名：＿＿＿＿＿＿）
KOKUSAI, Taro

あて名　〒102-0081　日本国東京都千代田区四番町１２番地
12,　Yonbancho,　Chiyoda-ku,　Tokyo　102-0081　Japan

4　回復を求める優先権

（出願日）	（出願番号）	（国名等）
dd.mm.20XX	特願２０ＸＸ−９９９９９９	日本国　JAPAN

5　回復の理由

優先期間内に国際出願をしなかったことは、下記の理由により故意によるものではありません。

（理由）

6　添付書類の目録

（注１）「４　回復を求める優先権」の欄には、回復を求める優先権に係る出願の出願日、出願番号及び当該出願がされた国名（国内出願の場合）、広域官庁名（広域出願の場合）又は受理官庁名（国際出願の場合）を記載します。

（注２）「５　回復の理由」の欄には、優先期間内に国際出願をしなかったことが故意によるものではないことを表明するとともに、優先権期間内に国際出願を提出することができなかった理由について具体的かつ簡明に数行程度で記載します。
（特許庁HP参照：https://www.jpo.go.jp/system/patent/pct/tetuzuki/yusenken_kaifuku.html）

（注３）署名をする場合は、署名者の氏名（法人の場合、署名者の肩書き及び氏名）をタイプ印字して、その横に署名してください。

（注４）代理人による手続のときは、出願人の署名は不要とし、出願人による手続のときは「３　代理人」の欄は不要です。

「法施様１５の２の５」『法施２８の３』

REASON FOR RESTORATION OF RIGHT OF PRIORITY

To : Commissioner of the Patent Office

1 Identification of the International Application
ＰＣＴ／ＪＰ２０ＸＸ／０８７６５４

2 Applicant
Name: TOKYO SEISAKUSHO CORPORATION
（CEO TOKKYO, Taro Signature:_____）
Address: 4-3, Kasumigaseki 3-chome, Chiyoda-ku, Tokyo 100-0013 Japan
Country of nationality: JAPAN
Country of residence: JAPAN

3 Agent
Name: KOKUSAI, Taro （Signature:_____）
Address: 12, Yonbancho, Chiyoda-ku, Tokyo 102-0081 Japan

4 Right of priority to be restored

(Filing date)	(Number)	(Country)
dd.mm.20XX	Patent Application 20XX-999999	JAPAN

5 Reason for restoration
The failure to file the application within the priority period was unintentional due to the following. reason:

6 List of Attached Documents

（注１）「**4 Right of priority to be restored**」の欄には、回復を求める優先権に係る出願の出願日、出願番号及び当該出願がされた国名（国内出願の場合）、広域官庁名（広域出願の場合）又は受理官庁名（国際出願の場合）を記載します。

（注２）「**5 Reason for restoration**」の欄には、優先期間内に国際出願をしなかったことが故意によるものではないことを表明するとともに、優先期間内に国際出願を提出することができなかった理由について具体的かつ簡明に数行程度で記載します。
（特許庁 HP 参照：https://www.jpo.go.jp/system/patent/pct/tetuzuki/yusenken_kaifuku.html）

（注３）署名をする場合は、署名者の氏名（法人の場合、署名者の肩書き及び氏名）をタイプ印字して、その横に署名してください。

（注４）代理人による手続のときは、出願人の署名は不要とし、出願人による手続のときは「**3 Agent**」の欄は不要です。

『法施２１の２（４）』

先の調査の結果の写しの送付請求願

特許庁長官　殿

1　出願番号　　特願２０ＸＸ－９９９９９９

2　請求人

(識別番号)　123456789

住　　所　　〒102-0081　日本国東京都千代田区四番町１２番地

(ふりがな)　こくさい　たろう

氏　　名　　国際　太郎　　(署名：＿＿＿＿＿＿＿＿)

電話番号　　03 - 1234 - 5678

3　請求に係る書類

先の調査の結果の写し、拒絶理由通知、登録査定　　各１通

特許印紙

（１，７００円）

(注１）先の出願１件につき１通を作成します。

(注２)「２　請求人」の欄には電話番号（内線を含む）を必ず記載し、担当者がいる場合は、その氏名も記載します。

(注３)「３　請求に係る書類」の欄には、国際調査機関へ送付することを請求する書類名を明記してください。

(注４）手数料は、１，７００円です。

(注５）支払方法別の記載方法について

①　予納により納付する場合

「３　請求に係る書類」の欄の次に「４　予納台帳番号」、「５　納付金額」の欄を設けて以下のように記載します。

＜記載例＞

４　予納台帳番号　999999

５　納付金額　1,700 円

②　電子現金納付により納付する場合

「３　請求に係る書類」の欄の次に「４　納付番号」、「５　納付金額」の欄を設けて以下のように記載します。

＜記載例＞

４　納付番号　1234-5678-9012-3456

５　納付金額　1,700 円

③　口座振替により納付する場合（オンライン手続時のみ利用可）

「３　請求に係る書類」の欄の次に「４　振替番号」、「５　納付金額」の欄を設けて以下のように記載します。

＜記載例＞

４　振替番号　　12345678

５　納付金額　　1,700 円

④　クレジットカードにより納付する場合（オンライン手続時又は窓口における納付時のみ利用可）

「２請求人」の欄に「識別番号」の欄を設けて識別番号を記載し、「３　請求に係る書類」の欄の次に「４支払方法」、「５　納付金額」の欄を設けて以下のように記載します。ただし、識別番号の通知を受けていない者については、「識別番号」の欄は不要です。

＜記載例＞

４　支払方法　　指定立替納付

５　納付金額　　1,700 円

⑤　特許印紙により納付する場合（書面手続時のみ利用可）

特許印紙を余白に貼付し、その横に括弧をしてその額を記載します。

（注６）先の出願の代理をしていない代理人が「先の調査の結果の写しの送付請求願」を提出する場合は、委任事項を「特願２０ＸＸ－９９９９９９についての先の調査の結果の写しの送付請求に関する一切の件」のように記載した委任状の添付が必要となります。

※　先の出願が既に出願公開されている場合、又は設定の登録がされている場合は委任状の添付は不要です。

先の出願が複数ある場合は、委任状の委任事項に「特願２０ＸＸ－９９９９９９、特願２０ＸＸ－８８８８８８についての先の調査の結果の写しの送付請求に関する一切の件」のように記載した委任状を１の「先の調査の結果の写しの送付請求願」に添付し、他方の「先の調査の結果の写しの送付請求願」に「同時提出の特願２０ＸＸ－９９９９９９の先の調査の結果の写しの送付請求願に添付した委任状を援用する。」旨を記載の上、委任状の写しを添付して提出することもできます。

（注７）委任状等、「先の調査の結果の写しの送付請求願」に添付する書類がある場合は、「４　添付書類の目録」の欄を設けて、添付する書類名を記載します。なお、添付する書類がないときは、「４　添付書類の目録」の欄は不要です。

（注８）署名をする場合は、署名者の氏名（法人の場合、署名者の肩書き及び氏名）をタイプ印字して、その横に署名してください。

３．国際調査機関に対する手続

「法施様１８」『法施４３』

特許印紙

（210,000円）

【書類名】　手数料追加納付書（国際調査に係る追加納付）
【あて先】　特許庁長官　殿
【国際出願の表示】
　【国際出願番号】　PCT/JP20XX/087654
【出願人】
　（【識別番号】）　987654321
　【氏名又は名称（日本語）】　株式会社東京製作所
　【氏名又は名称（英語）】　TOKYO　SEISAKUSHO　CORPORATION
　　（代表取締役　特許　太郎（署名：＿＿＿＿＿＿＿＿））
　【あて名（日本語）】　東京都千代田区霞が関三丁目４番３号
　【あて名（英語）】　4-3,　Kasumigaseki　3-chome,　Chiyoda-ku,　Tokyo
　【郵便番号】　1000013
　【国名】　日本国　Japan
　【国籍】　日本国　Japan
　【住所】　日本国　Japan
【代理人】
　（【識別番号】）　123456789
　【弁理士】
　【氏名又は名称（日本語）】　国際　太郎　　（署名：＿＿＿＿＿＿＿＿）
　【氏名又は名称（英語）】　KOKUSAI,　Taro
　【あて名（日本語）】　東京都千代田区四番町１２番地
　【あて名（英語）】　12,　Yonbancho,　Chiyoda-ku,　Tokyo
　【郵便番号】　1020081
　【国名】　日本国　Japan
【命令の日付】　dd.mm.20XX
【追加納付の命令に係る発明の数】　2
【追加納付の命令に係る金額】　210,000 円
【手数料の表示】
　（【予納台帳番号】）　123456
　【手数料の種類】　調査手数料
　【納付金額】　210,000 円

（注１）「【追加納付の命令に係る発明の数】」の欄には、手数料の追加の納付を求められた追加発明の数を記載します。
（注２）「【追加納付の命令に係る金額】」の欄には、手数料の追加の納付を求められた金額を記載します。
（注３）「【手数料の表示】」の欄の記載方法については、「手数料納付書」（［２－１］）を参照してください。
（注４）「【納付金額】」の欄には、納付する手数料の金額を記載します。

（注５）必要な追加手数料が期間内に納付されない場合には、納付された手数料で充当できる数の発明につき、請求の範囲に記載した発明の順序に従って手数料が納付されたのものとみなし、納付されない発明に係る部分については、国際調査報告を作成しない旨が国際調査報告に記載されます。

（注６）陳述書を提出する場合は、「陳述書」（[３－２]）と同時に提出してください。

（注７）署名をする場合は、署名者の氏名（法人の場合、署名者の肩書き及び氏名）をタイプ印字して、その横に署名してください。

（注８）代理人による手続のときは、出願人の署名は不要とし、出願人による手続のときは「【代理人】」の欄は不要です。

（注９）その他は、【様式編】「２．国際出願の中間手続」内の「c．オンライン手続可能な書類の作成時の共通注意事項（書面手続の場合を含む）」を参照してください。

「法施様１８の２」『法施４３』

Patent Revenue Stamps

(336,000 yen)

PAYMENT OF ADDITIONAL FEE FOR INTERNATIONAL SEARCH

To: Commissioner of the Patent Office

1 Identification of the International Application
ＰＣＴ／ＪＰ２０ＸＸ／０８７６５４

2 Applicant
(Identification Number) 987654321
Name: TOKYO SEISAKUSHO CORPORATION
（CEO TOKKYO, Taro Signature:_____）
Address: 4-3, Kasumigaseki 3-chome, Chiyoda-ku, Tokyo 100-0013 Japan
Country of nationality: JAPAN
Country of residence: JAPAN

3 Agent
(Identification Number) 123456789
Name: KOKUSAI, Taro （Signature:_____）
Address: 12, Yonbancho, Chiyoda-ku, Tokyo 102-0081 Japan

4 Date of Invitation: dd.mm.20XX

5 Number of Additional Inventions: 2

6 Designated Amount of the Additional Fee 336,000 yen

7 Amount of the Additional Fee: 336,000 yen

8 List of Attached Documents: Statement: 1 copy

（注１）「**5 Number of Additional Inventions**」の欄には、手数料の追加の納付を求められた追加発明の数を記載します。
（注２）「**6 Designated Amount of the Additional Fee**」には、手数料の追加の納付を求められた金額を記載します。
（注３）「**7 Amount of the Additional Fee**」の欄には、納付する手数料の金額を記載します。
（注４）支払方法別の記載方法について
① 予納により納付する場合
「**7 Amount of the Additional Fee**」の欄の次に「**8 Mode of Payment**」の欄を設けて以下のように「**Current Account**」と予納台帳番号を記載します。

＜記載例＞

8　Mode of Payment　Current Account 999999

②　電子現金納付により納付する場合

「**7 Amount of the Additional Fee**」の欄の次に「**8 Mode of Payment**」の欄を設けて以下のように「**Denshi-Genkin-Noufu**」と納付番号を記載します。

＜記載例＞

8　Mode of Payment　Denshi-Genkin-Noufu　1234-5678-9012-3456

③　口座振替により納付する場合（オンライン手続時のみ利用可）

「**7 Amount of the Additional Fee**」の欄の次に「**8 Mode of Payment**」の欄を設けて以下のように「**Kouza-Furikae**」と振替番号を記載します。

＜記載例＞

8　Mode of Payment　Kouza-Furikae　12345678

④　クレジットカードにより納付する場合（オンライン手続時又は窓口における納付時のみ利用可）

「**2 Applicant**」の欄（代理人が手続を行う場合は「**3 Agent**」の欄）に「（**Identification Number**）」の欄を設けて識別番号を記載します。ただし、識別番号の通知を受けていない者については、「（**Identification Number**）」の欄は不要です。

「**7 Amount of the Additional Fee**」の欄の次に「**8 Mode of Payment**」の欄を設けて以下のように「**Credit Card Payment**」を記載します。

＜記載例＞

8　Mode of Payment　Credit Card Payment

⑤　特許印紙により納付する場合（書面手続時のみ利用可）

左上に特許印紙を貼付し、その下に括弧をしてその額を記載します。この場合、「**8 Mode of Payment**」の欄は不要です。

（注５）陳述書を提出する場合は、「**List of Attached Documents**」の欄を設け、**STATEMENT**（［３－２］）を添付します。

（注６）署名をする場合は、署名者の氏名（法人の場合、署名者の肩書き及び氏名）をタイプ印字して、その横に署名してください。

（注７）代理人による手続のときは、出願人の署名は不要とし、出願人による手続のときは「**3 Agent**」の欄は不要です。

「法施様１９」『法施４４』

【書類名】　陳述書
【あて先】　特許庁長官　殿
【国際出願の表示】
　【国際出願番号】　PCT/JP20XX/087654
【追加手数料異議申立人】
　（【識別番号】）　987654321
　【氏名又は名称（日本語）】　株式会社東京製作所
　【氏名又は名称（英語）】　　TOKYO　SEISAKUSHO　CORPORATION
　　（代表取締役　特許　太郎（署名：＿＿＿＿＿＿＿＿））
　【あて名（日本語）】　東京都千代田区霞が関三丁目４番３号
　【あて名（英語）】　4-3,　Kasumigaseki　3-chome,　Chiyoda-ku,　Tokyo
　【郵便番号】　1000013
　【国名】　　日本国　Japan
　【国籍】　　日本国　Japan
　【住所】　　日本国　Japan
【代理人】
　（【識別番号】）　123456789
　【弁理士】
　【氏名又は名称（日本語）】　国際　太郎　　（署名：＿＿＿＿＿＿＿＿）
　【氏名又は名称（英語）】　KOKUSAI,　Taro
　【あて名（日本語）】　東京都千代田区四番町１２番地
　【あて名（英語）】　12,　Yonbancho,　Chiyoda-ku,　Tokyo
　【郵便番号】　1020081
　【国名】　　日本国　Japan
【追加納付の命令に係る発明の数】　２
【追加納付の額】　２１０，０００円
【追加手数料異議の申立ての趣旨】　　追加納付に係る手数料２１０，０００円の返還を求める。
【追加手数料異議の申立ての理由】
　異議の申立て理由を記載する。

（注１）書面手続の場合は「手数料追加納付書（国際調査に係る追加納付）」（［３－１］）に添付して、オンライン手続の場合は「手数料追加納付書（国際調査に係る追加納付）」（［３－１］）と同時に提出してください。いずれの場合も、「陳述書」（［３－２］）の提出は命じられた追加納付の額を全額納付する場合に限られます。
（注２）「第５０条の３第６項の規定による命令に基づく配列表の提出書」に添付する陳述書は、本様式（［３－２］）ではなく、「陳述書」（［３－４］）を添付してください。
（注３）署名をする場合は、署名者の氏名（法人の場合、署名者の肩書き及び氏名）をタイプ印字して、その横に署名してください。
（注４）代理人による手続のときは、出願人の署名は不要とし、出願人による手続のときは「【代理人】」の欄は不要です。
（注５）その他は、【様式編】「２．国際出願の中間手続」内の「c．オンライン手続可能な書類の作成時の共通注意事項（書面手続の場合を含む）」を参照してください。ただし、「出願人」に関する記載は「追加手数料異議申立人」に読み替えてください。

「法施様１９の２」『法施４４』

STATEMENT

To:　Commissioner of the Patent Office

1　Identification of the International Application
　　ＰＣＴ／ＪＰ２０ＸＸ／０８７６５４

2　Applicant
　Name:　TOKYO SEISAKUSHO CORPORATION
　　（CEO　TOKKYO, Taro　Signature:_____）
　Address:　4-3, Kasumigaseki 3-chome, Chiyoda-ku, Tokyo 100-0013 Japan
　Country of nationality: JAPAN
　Country of residence: JAPAN

3　Agent
　Name:　KOKUSAI, Taro　（Signature:_____）
　Address:　12, Yonbancho, Chiyoda-ku, Tokyo 102-0081 Japan

4　Number of Additional Inventions:　2

5　Amount of Additional Fee:　336,000 yen

6　Purport of Protest
　I/We request that 336,000 yen paid for the additional fee be refunded.

7　Reason for Protest

（注１）「**PAYMENT OF ADDITIONAL FEE FOR INTERNATIONAL SEARCH**」（［３－１］）に添付して提出してください。ただし、命じられた追加納付の額を全額納付する場合に限られます。
（注２）署名をする場合は、署名者の氏名（法人の場合、署名者の肩書き及び氏名）をタイプ印字して、その横に署名してください。
（注３）代理人による手続のときは、出願人の署名は不要とし、出願人による手続のときは「**3 Agent**」の欄は不要です。

『法施５０』

調査手数料一部返還請求書

特許庁長官　殿

１　国際出願の表示　　ＰＣＴ／ＪＰ２０ＸＸ／０８７６５４

２　返還請求者

氏　名　　国際　太郎

KOKUSAI　Taro

あて名　　〒102-0081　日本国東京都千代田区四番町１２番地

12，Yonbancho，　Chiyoda-ku，Tokyo 102-0081　Japan

３　返還請求金額　　５７，０００円

４　返還金の振込先

金融機関名　　○○○銀行　　△△△支店

口座番号　　（普通）０４５６７８０

フリガナ　　コクサイ　タロウ

口座名義人　　国際　太郎

（注１）クレジットカード（指定立替納付）を利用して手数料を納付した場合における調査手数料一部返還請求書は［３－３（２）］を用います。

（注２）「２　返還請求者」の欄には、返還に係る手数料を納付した者を記載します。 例えば、納付した者が代理人である場合は、代理人を記載します。ただし、以下の場合は、手数料を納付した者以外を記載します。

・出願人が手数料を納付し、その後に名義変更があった場合　新名義人

・代理人が手数料を納付し、その後に代理権が消滅した場合　新たに選任した代理人又は出願人

（注３）調査手数料の軽減を受けた場合は、軽減申請の内容（手数料の負担割合及び持分の割合）に応じた額を「３　返還請求金額」の欄に記載します。

（注４）「４　返還金の振込先」の欄の口座名義人のフリガナは振込みの際に照合しますので、通帳どおり正確に記載します。

（注５）「４　返還金の振込先」の欄にて、ゆうちょ銀行を指定する場合は、口座番号に代えて「記号（５桁）－番号（８桁）」を記載します。

（注６）調査手数料を予納口座から納付した場合、当該予納口座を返還先とすることも可能です。その場合は、「４　返還金の振込先」を「４　返納先予納口座」とし、以下のように記載します。

４　　返納先予納口座

識別番号　　１０００００００００

氏名（名称）　国際　太郎

予納台帳番号　１２３４５６

（注７）本様式には出願人及び代理人の「署名」は不要です。

『法施５０』

調査手数料一部返還請求書（指定立替納付）

特許庁長官　殿

１　国際出願の表示　　ＰＣＴ／ＪＰ２０ＸＸ／０８７６５４

２　返還請求者

氏　名　　国際　太郎

KOKUSAI　Taro

あて名　　〒102-0081　日本国東京都千代田区四番町１２番地

12，Yonbancho，　Chiyoda-ku，Tokyo 102-0081　Japan

３　返還請求金額　　５７，０００円

（注１）「２　返還請求者」の欄には、返還に係る手数料を納付した者を記載します。 例えば、納付した者が代理人である場合は、代理人を記載します。ただし、以下の場合は、手数料を納付した者以外を記載します。

・出願人が手数料を納付し、その後に名義変更があった場合　新名義人

・代理人が手数料を納付し、その後に代理権が消滅した場合　新たに選任した代理人又は出願人

（注２）調査手数料の軽減を受けた場合は、軽減申請の内容（手数料の負担割合及び持分の割合）に応じた額を「３　返還請求金額」の欄に記載します。

（注３）「２　返還請求者」の欄に手数料を納付した者以外を記載する場合は、「４　返還金の振込先」の欄を設け、以下のように記載します。

４　返還金の振込先

金融機関名　　〇〇〇銀行　△△△支店

口座番号　　（普通）４５６７８９０

フリガナ　　コクサイ　タロウ

口座名義人　　国際　太郎

（注４）口座名義人のフリガナは振込みの際に照合しますので、通帳どおり正確に記載します。

（注５）ゆうちょ銀行を指定する場合は、口座番号に代えて「記号（５桁）－番号（８桁）」を記載します。

（注６）本様式には出願人及び代理人の「署名」は不要です。

「法施様１５」『法施５０の３』

第５０条の３第６項の規定による命令に基づく配列表の提出書

特許庁長官　殿

１　国際出願の表示　　ＰＣＴ／ＪＰ２０ＸＸ／０８７６５４

２　出　願　人

名　称　　株式会社東京製作所
TOKYO　SEISAKUSHO　CORPORATION
（代表取締役　特許　太郎（署名：＿＿＿＿＿＿＿＿））

あて名　　〒100-0013　日本国東京都千代田区霞が関三丁目４番３号
4-3, Kasumigaseki 3-chome, Chiyoda-ku, Tokyo 100-0013　Japan

国籍　　日本国　JAPAN

住所　　日本国　JAPAN

３　代　理　人

氏　名　　弁理士　国際　太郎　　（署名：＿＿＿＿＿＿＿＿）
KOKUSAI, Taro

あて名　　〒102-0081　日本国東京都千代田区四番町１２番地
12, Yonbancho, Chiyoda-ku, Tokyo 102-0081　Japan

４　補正命令の日付　dd. mm. 20XX

５　添付書類の目録

（１）所定の配列表　　1
（２）陳述書　　1　通

（注１）署名をする場合は、署名者の氏名（法人の場合、署名者の肩書き及び氏名）をタイプ印字して、その横に署名してください。
（注２）代理人による手続のときは、出願人の署名は不要とし、出願人による手続のときは「３　代理人」の欄は不要です。

「法施様１５の２」『法施５０の３』

SUBMISSION OF THE SEQUENCE LISTING

To: Commissioner of the Patent Office

1 Identification of the International Application
ＰＣＴ／ＪＰ２０ＸＸ／０８７６５４

2 Applicant
Name: TOKYO SEISAKUSHO CORPORATION
（CEO TOKKYO, Taro Signature:_____）
Address: 4-3, Kasumigaseki 3-chome, Chiyoda-ku, Tokyo 100-0013 Japan
Country of nationality: JAPAN
Country of residence: JAPAN

3 Agent
Name: KOKUSAI, Taro （Signature:_____）
Address: 12, Yonbancho, Chiyoda-ku, Tokyo 102-0081 Japan

4 Date of Invitation : dd.mm.20XX

5 List of Attached Documents
(1) Sequence Listing : 1

(2) Statement: 1

（注１）署名をする場合は、署名者の氏名（法人の場合、署名者の肩書き及び氏名）をタイプ印字して、その横に署名してください。
（注２）代理人による手続のときは、出願人の署名は不要とし、出願人による手続のときは「**3 Agent**」の欄は不要です。

陳　　述　　書

特許庁長官　殿

本書とともに提出する塩基配列又はアミノ酸配列は、国際出願の出願時における明細書、請求の範囲又は図面に記載した事項の範囲を超えていないことを陳述します。

年　月　日

国際出願の表示　　ＰＣＴ／ＪＰ２０ＸＸ／０８７６５４

発明の名称　　融合タンパク質

代理人　　弁理士　　国際　太郎　　（署名：＿＿＿＿＿＿＿＿）
KOKUSAI　Taro

（注１）陳述する者が出願人の場合は、「代理人」の欄を「出願人」として筆頭の出願人又は共通の代表者を記載し、署名します。
（注２）署名をする場合は、署名者の氏名（法人の場合、署名者の肩書き及び氏名）をタイプ印字して、その横に署名してください。

STATEMENT

To:　Commissioner of the Patent Office

It is hereby stated that the nucleotide and/or amino acid sequence(s) does not go beyond the disclosure in the international application as filed.

Date:　　dd.mm.20XX

Identification of International Application:
ＰＣＴ／ＪＰ２０ＸＸ／０８７６５４

Title of Invention:　FUSION PROTEIN

Agent
Name:　KOKUSAI Taro　（Signature:＿＿＿＿＿＿＿＿）

（注１）陳述する者が出願人の場合は、「**Agent**」の欄を「**Applicant**」として筆頭の出願人又は共通の代表者を記載し、署名します。
（注２）署名をする場合は、署名者の氏名（法人の場合、署名者の肩書き及び氏名）をタイプ印字して、その横に署名してください。

４．国際事務局に対する手続

（条約第１９条の規定に基づく補正の書簡文例）

Date :　　.　　.　　.

International Bureau of WIPO
34, Chemin des Colombettes,
1211, Geneva 20
Switzerland

Amendment of the claims under Article 19(1)(Rule 46)

International Application No.: PCT/JP　　/
International Filing Date:　　.　　.　　.
Applicant: *(Name and Address, Telephone number)*
Agent: *(Name and Address, Telephone number)*
Applicant's or Agent's File reference:

Dear Sir／Madam
The Applicant, who received the International Search Report relating to the above identified International Application transmitted on ....., hereby files amendment under Article 19(1) as in the attached sheets.

We hereby would like to amend the claims 1 and 4, and also cancel the claims 2, 3, 6, 7 and 8.
The word(s)/expression(s)/sentence(s) “×××” of the claim 1 is/are based on the paragraph [0001] of the description as filed.
The claim 4 is based on the paragraph [0010] of the description as filed.
The Applicant also files as attached herewith a brief statement explaining the amendment and indicating any impact the amendment might have on the description or the drawings.

Very truly yours,

Signature
Name
（Signatory Capacity）

Attachment:
(1) Amendment under Article 19(1)　　1　sheet
(2) Brief Statement　　1　sheet

（注１）出願人である法人が手続する場合、署名する者の氏名及び肩書をタイプ打ちしてください。署名できる者は、法人を代表して署名できる者になりますのでご注意ください。
（注２）代理人である弁理士法人が手続する場合、署名する者の氏名、肩書（弁理士、弁護士等）及び弁理士法人名もタイプ打ちしてください。署名できる者は、弁理士法人に所属する弁理士若しくは弁護士になりますのでご注意ください。

（条約第１９条の規定に基づく補正の書簡文例訳文）

日付：　　．　．　．

International Bureau of WIPO
34 Chemin des Colombettes
1211 Geneva 20
Switzerland

条約第１９条（規則４６）の規定に基づく請求の範囲の補正

国際出願番号： PCT/JP　　/

国際出願日：　　．　．　．
出願人：（氏名（名称）、あて名、電話番号）
代理人：（氏名、あて名、電話番号）
出願人又は代理人の書類記号：

拝　啓
上記国際出願に係る日．月．年発送の国際調査報告を受領した出願人は、条約第１９条（１）の規定に基づく補正を、別添のとおり提出する。

出願人は、請求項1、4を補正し、請求項2、3、6、7、8を削除する。
請求項1「×××」の記載は、出願時の明細書の段落[0001]に記載された事項に基づく。
請求項4の記載は、出願時の明細書の段落[0010]に記載された事項に基づく。

出願人は、また、補正並びに当該補正が明細書及び図面に与える影響の簡単な説明書を、別添のとおり提出する。

敬　具

署　　名
氏　　名
（肩　　書）

添付書類：
（１）条約第１９条（１）に基づく補正書　　１枚
（２）条約第１９条（１）に基づく説明書　　１枚

（注１）出願人である法人が手続する場合、署名する者の氏名及び肩書をタイプ打ちしてください。署名できる者は、法人を代表して署名できる者になりますのでご注意ください。
（注２）代理人である弁理士法人が手続する場合、署名する者の氏名、肩書（弁理士、弁護士等）及び弁理士法人名もタイプ打ちしてください。署名できる者は、弁理士法人に所属する弁理士若しくは弁護士になりますのでご注意ください。

15

請 求 の 範 囲

［請求項１］（補正後）人工関節において、高硬度補綴材で構成された凸面と低硬度補綴材で構成された凹面の摺動面又は高硬度補綴材と生体関節によって形成される摺動面の高硬度補綴材面に微小凹面からなる貯液部を形成し関節液の貯溜を可能にした低摩擦人工関節。

［請求項２］（削除）

［請求項３］（削除）

［請求項４］（補正後）貯液部は高硬度補補綴材の表面を加工して摺動面に形成したことを特徴とする請求の範囲第１項記載の低摩擦人工関節。

［請求項５］　貯液部が幅１μ～５００μ、深さ１μ～５００μの微小孔にて形成されたことを特徴とする請求の範囲第１項記載の低摩擦人工関節。

［請求項６］（削除）

［請求項７］（削除）

［請求項８］（削除）

(注１)請求の範囲の補正には、補正後の請求の範囲全文を記載した差替え用紙の提出が必要です。
(注２)補正を行った項には、項番と本文の間に「（補正後）」、「（削除）」、「（追加）」の表示をします。下線を引くことはできません。
(注３)請求項の「（削除）」は、「本文」を削除し、項番のみ残します。

条約第１９条（１）に基づく説明書

請求の範囲第１項は、・・・ことを明確にした。

引用例は、・・。

本発明は、・・・効果を得たものである。

請求の範囲第４項は、・・を明確にした。

（早期の国際公開請求の書簡文例）

Date :　.　.

International Bureau of WIPO
34, Chemin des Colombettes,
1211, Geneva 20
Switzerland

Request for early international publication

International Application No.: PCT/JP　　/
International Filing Date:　　.　　.　　.
Applicant: (Name and Address, Telephone Number)
Agent: (Name and Address, Telephone Number)
Applicant's or Agent's File Reference:

(After the receipt of International Search Report)

Dear Sir／Madam

The applicant of the above-identified international application requests the International Bureau for early international publication under Article 21(2)(b).

Very truly yours,
Signature
Name
（Signatory Capacity）

****

(Before the receipt of International Search Report)

Dear Sir／Madam

The applicant of the above-identified international application requests the International Bureau for early international publication under Article 21(2)(b).
For this request, the applicant has remitted the International Bureau 200 Swiss Francs for a special fee.

Very truly yours,
Signature
Name
（Signatory Capacity）

Attachment: A Copy of the Certificate for Payment of Fee

（注１）出願人である法人が手続する場合、署名する者の氏名及び肩書をタイプ打ちしてください。
署名できる者は、法人を代表して署名できる者になりますのでご注意ください。

（注２）代理人である弁理士法人が手続する場合、署名する者の氏名、肩書（弁理士、弁護士等）及び弁理士法人名もタイプ打ちしてください。署名できる者は、弁理士法人に所属する弁理士若しくは弁護士になりますのでご注意ください。

（早期の国際公開請求の書簡文例訳文）

日付：　　．　．　．

International Bureau of WIPO
34 Chemin des Colombettes
1211 Geneva 20
Switzerland

早期国際公開の請求について

国際出願番号　：　ＰＣＴ／ＪＰ　　／
国際出願日　：
出願人　：　（氏名又は名称、あて名、及び電話番号）
代理人　：　（氏名又は名称、あて名、及び電話番号）
出願人又は代理人の書類記号　：

（国際調査報告書が国際事務局に到達している場合）

上記国際出願の出願人は、国際事務局に対して、特許協力条約２１条（２）（ｂ）に基づき、早期国際公開を請求する。

敬　具
署　　名
氏　　名
（肩　　書）

****
（国際調査報告書が国際事務局に到達していない場合）

上記国際出願の出願人は、国際事務局に対して、特許協力条約２１条（２）（ｂ）に基づき、早期国際公開を請求する。
なお、当請求に対し、特許出願人は国際事務局に対し特別の手数料として２００スイスフランを振り込み済みである。

敬　具
署　　名
氏　　名
（肩　　書）

添付書類の目録　：　振込みを証明する書面の写し　１通

（注１）出願人である法人が手続する場合、署名する者の氏名及び肩書をタイプ打ちしてください。署名できる者は、法人を代表して署名できる者になりますのでご注意ください。
（注２）代理人である弁理士法人が手続する場合、署名する者の氏名、肩書（弁理士、弁護士等）及び弁理士法人名もタイプ打ちしてください。署名できる者は、弁理士法人に所属する弁理士若しくは弁護士になりますのでご注意ください。

（DASによる優先権書類取得請求の書簡文例）

Date :　　.　　.　　.

International Bureau of WIPO
34, Chemin des Colombettes,
1211, Geneva 20
Switzerland

Request for retrieving priority documents using the WIPO Digital Access Service

Dear Sir/Madam,

The International Bureau is requested to retrieve the following priority documents for the international application [PCT/JP20XX/087654] using the WIPO Digital Access Service.

(1) 20XX-888888 (access code:AB55)
(2) 20XX-999999 (access code:C123)
(3) 20XX-000000(access code:A0B4)

※ (Referring to the above item(3), the communication to add/correct the priority claim has been submitted to JPO on dd.mm.20XX.）

Very truly yours,
Signature
Name
（Signatory Capacity）

（注１）受理官庁に対し、優先権の主張の追加又は補正に関する手続をしている案件（上述例では(3)）が含まれる場合は、※のように記載してください。
（注２）出願人である法人が手続する場合、署名する者の氏名及び肩書をタイプ打ちしてください。署名できる者は、法人を代表して署名できる者になりますのでご注意ください。
（注３）代理人である弁理士法人が手続する場合、署名する者の氏名、肩書（弁理士、弁護士等）及び弁理士法人名もタイプ打ちしてください。署名できる者は、弁理士法人に所属する弁理士若しくは弁護士になりますのでご注意ください。

（DASによる優先権書類取得請求の書簡文例訳文）

日付：　　．　．　．

International Bureau of WIPO
34, Chemin des Colombettes,
1211, Geneva 20
Switzerland

DASによる優先権書類の取得請求について

拝　啓

国際出願[PCT/JP20XX/087654]に関する下記優先権書類を、WIPOデジタルアクセスサービスにより取得することを、IBに対し請求する。

(1) 20XX-888888（アクセスコード:AB55)
(2) 20XX-999999（アクセスコード:C123)
(3) 20XX-000000（アクセスコード:A0B4)

※（上記アイテム(3)については、20XX年mm月dd日に受理官庁に対して優先権主張の追加/補正に関する手続をしました。）

敬　具

署　　名
氏　　名
（肩　　書）

（注１）受理官庁に対し、優先権の主張の追加又は補正に関する手続をしている案件（上述例では(3)）が含まれる場合は、※のように記載してください。
（注２）出願人である法人が手続する場合、署名する者の氏名及び肩書をタイプ打ちしてください。署名できる者は、法人を代表して署名できる者になりますのでご注意ください。
（注３）代理人である弁理士法人が手続する場合、署名する者の氏名、肩書（弁理士、弁護士等）及び弁理士法人名もタイプ打ちしてください。署名できる者は、弁理士法人に所属する弁理士若しくは弁護士になりますのでご注意ください。

５．国際予備審査機関に対する手続

予備審査請求は管轄国際予備審査機関へ直接行わなければならない。２以上の管轄機関がある場合には、出願人の選択による。

IPEA／JP

第 Ⅱ 章

特許協力条約に基づく国際出願
国際予備審査請求書

出願人は、次の国際出願が特許協力条約に従つて国際予備審査の対象とされることを請求する。

国際予備審査機関記入欄

国際予備審査機関の確認	請求書の受理の日

第Ⅰ欄　国際出願の表示

出願人又は代理人の書類記号	国際出願番号
WO20XX000123	PCT/JP20XX/999999
国際出願日 *(日．月．年)*	優先日（最先のもの） *(日．月．年)*
dd.mm.20XX	dd.mm.20XX

発明の名称
ハンドスキャナ

第Ⅱ欄　出願人

氏名（名称）及びあて名：*(姓、名の順に記載；法人は公式の完全な名称を記載；あて名は郵便番号及び国名も記載)*

株式会社東京製作所
TOKYO SEISAKUSHO CORPORATION

1000013
日本国東京都千代田区霞が関三丁目４番３号
4-3, Kasumigaseki 3-chome, Chiyoda-ku, Tokyo 1000013 Japan

電子メールアドレス*：

電話番号：
03-3581-1101

ファクシミリ番号：
03-8765-4321

出願人登録番号：
987654321

*電子メールの使用の承認：以下にレ印を付さない限り、電子メールによる通知を行う国際事務局及び国際予備審査機関が、上記に記載されたアドレスに電子メールのみで通知を送付することを承認する。

☐ 郵便のみによる通知の送付を希望する。

国籍 *(国名)*：	住所 *(国名)*：
日本国　JAPAN	日本国　JAPAN

氏名（名称）及びあて名：*(姓、名の順に記載；法人は公式の完全な名称を記載；あて名は郵便番号及び国名も記載)*

株式会社大阪製作所
OSAKA SEISAKUSHO CORPORATION

5430061
日本国大阪府大阪市天王寺区伶人町7番地7号
7-7, Reinin-cho, Ten-nouji-ku, Osaka-shi, Osaka 5430061 Japan

国籍 *(国名)*：	住所 *(国名)*：
日本国　JAPAN	日本国　JAPAN

☐ その他の出願人が続葉に記載されている。

国際出願番号
PCT/JP20XX/999999

2 頁

第Ⅲ欄　代理人又は共通の代表者、通知のあて名

下記に記載された者は、☑ 代理人　又は ☐ 共通の代表者　として

☑ 既に選任された者であつて、国際予備審査についても出願人を代理する者である。

☐ 今回新たに選任された者である。先に選任されていた代理人又は共通の代表者は解任された。

☐ 既に選任された代理人又は共通の代表者に加えて、特に国際予備審査機関に対する手続のために、今回新たに選任された者である。

氏名（名称）及びあて名：*（姓、名の順に記載；法人は公式の完全な名称を記載；あて名は郵便番号及び国名も記載）*	電子メールアドレス*：
国際　太郎 KOKUSAI, Taro 1020081　日本国東京都千代田区四番町12番地 12, Yonbancho, Chiyoda-ku, Tokyo 1020081 Japan	kokusai-taro@jpo.go.jp
	電話番号： 03-1234-5678
	ファクシミリ番号： 03-1234-5678
	代理人登録番号： 123456789

*__電子メールの使用の承認__：以下にレ印を付さない限り、電子メールによる通知を行う国際事務局及び国際予備審査機関が、上記に記載されたアドレスに電子メールのみで通知を送付することを承認する。

☐ 郵便のみによる通知の送付を希望する。

☐ **通知のためのあて名：**
代理人又は共通の代表者が選任されておらず、上記枠内に特に通知が送付されるあて名を記載している場合は、レ印を付す。

第Ⅳ欄　国際予備審査に対する基本事項

補正に関する記述：*

1. 出願人は、次のものを基礎として国際予備審査を開始することを希望する。

明細書に関して
☐ 出願時のものを基礎とすること。又は
☑ 特許協力条約第３４条の規定に基づいてなされた補正を基礎とすること。

配列表に関して（該当する場合）
☐ 出願時のものを基礎とすること。又は
☐ 特許協力条約第３４条の規定に基づいてなされた補正を基礎とすること。

請求の範囲に関して
☐ 出願時のものを基礎とすること。又は
☐ 特許協力条約第１９条の規定に基づいてなされた補正を基礎とすること。及び/又は
☑ 特許協力条約第３４条の規定に基づいてなされた補正を基礎とすること。

図面に関して（該当する場合）
☑ 出願時のものを基礎とすること。又は
☐ 特許協力条約第３４条の規定に基づいてなされた補正を基礎とすること。

2. ☐ 出願人は、特許協力条約第１９条の規定に基づく請求の範囲について行つた補正を無視し、かつ、取り消されたものとみなして開始することを希望する。

3. ☐ 国際予備審査機関が規則６９．１（ｂ）に従つて国際調査と同時に国際予備審査を開始しようとする場合、出願人は規則６９．１（ｄ）に基づき適用される期間の満了まで国際予備審査の開始を**延期する**ことを国際予備審査機関に希望する。

4. ☐ 出願人は、規則５４の２．１（ａ）に基づき適用される期間の満了まで国際予備審査の開始を**延期する**ことを明示的に希望する。

＊ 記入がない場合は、1) 補正がないか又は国際予備審査機関が補正（原本又は写し）を受領していないときは、出願時の国際出願を基礎に予備審査が開始され、
2) 国際予備審査機関が、見解書又は予備審査報告書の作成開始前に補正（原本又は写し）を受領したときは、これらの補正を考慮して予備審査が開始又は続行される。

国際予備審査を行うための言語は 日本語 であり、

☑ 国際出願の提出時の言語である。

☐ 国際調査のために提出した翻訳文の言語である。

☐ 国際出願の公開の言語である。

☐ 国際予備審査の目的のために提出した翻訳文の言語である。

第Ⅴ欄　国の選択

この様式を用いてされた国際予備審査の請求は、指定され、かつ、ＰＣＴ第Ⅱ章に拘束されるすべての締約国を選択する国際予備審査の請求となる。

国際出願番号
PCT/JP20XX/999999

3 頁

第VI欄　照合欄

この国際予備審査請求書には、国際予備審査のために、第Ⅳ欄に記載する言語による下記の書類が添付されている。

			国際予備審査機関記入欄 受領	国際予備審査機関記入欄 未受領
1. 国際出願の翻訳文…… :		枚	☐	☐
2. 特許協力条約第３４条の規定に基づく補正書…… :	6	枚	☐	☐
3. 特許協力条約第３４条の規定に基づく補正による配列表…… :	☐		☐	☐
4. 特許協力条約第３４条の規定に基づく補正書に添付された書簡（規則66.8）…… :	1	枚	☐	☐
5. 特許協力条約第１９条の規定に基づく補正書の写し（又は、要求された場合は翻訳文）…… :		枚	☐	☐
6. 特許協力条約第１９条の規定に基づく補正書に添付された書簡の写し（規則46.5(b)及び53.9）…… :		枚	☐	☐
7. 特許協力条約第１９条の規定に基づく説明書の写し（又は、該当する場合は翻訳文）（規則62.1(ⅱ)）…… :		枚	☐	☐
8. その他（*書類名を具体的に記載*）: …… :		枚	☐	☐

この国際予備審査請求書には、さらに下記の書類が添付されている。

1. ✓ 手数料計算用紙
   ☐ 納付する手数料に相当する特許印紙を貼付した書面
2. ☐ 個別の委任状の原本
3. ☐ 包括委任状の原本
4. ☐ 包括委任状の写し（あれば包括委任状番号）:
5. ☐ 国際予備審査のための配列表（規則13の3）
6. ☐ 配列表が出願時の国際出願の開示の範囲を超えるものではない旨の陳述書
7. ☐ その他（*書類名を具体的に記載*）:

第VII欄　出願人、代理人又は共通の代表者の署名

署名者の氏名（及び法人を代表して署名する場合は法人名を含む肩書）を記載し、その次に署名する。

国際　太郎　太国郎際

国際予備審査機関記入欄

1. 国際予備審査請求書の実際の受理の日

2. 規則 60.1(b)の規定による国際予備審査請求書の受理の日の訂正後の日付

3. ☐ 優先日から１９月を経過後の国際予備審査請求書の受理。ただし、以下の 4, 5 の項目には当てはまらない。
   ☐ 出願人に通知した。
4. ☐ 規則80.5により延長が認められている優先日から１９月の期間内の国際予備審査請求書の受理
5. ☐ 優先日から１９月を経過後の国際予備審査請求書の受理であるが規則82又は規則82の4により認められる。
6. ☐ 規則 54 の 2.1(a)の期限の経過後の国際予備審査請求書の受理。ただし、以下の 7,8 の項目に当てはまらない。
7. ☐ 規則 80.5 により延長が認められている規則 54 の 2.1(a)の期限内の国際予備審査請求書の受理。
8. ☐ 規則 54 の 2.1(a)の期間の経過後の国際予備審査請求書の受理であるが規則 82 又は規則82の4により認められる。

国際事務局記入欄

国際予備審査請求書の国際予備審査機関からの受領の日:

第 Ⅱ 章

特許協力条約に基づく国際出願

手 数 料 計 算 用 紙

国際予備審査請求書の附属書

国際出願番号
PCT/JP20XX/999999

出願人又は代理人の書類記号
WO20XX000123

国際予備審査機関記入欄

国際予備審査機関の日付印

出願人
株式会社東京製作所

所定の手数料の計算

1．予備審査手数料	34,000 円	P
2．取扱手数料	32,700 円	H
3．所定の手数料の合計 ..... P及びHに記入した金額を加算し、合計額を合計に記入	66,700 円 合 計	

支払方法（国際予備審査機関によっては利用できない支払方法がある）

- ☐ クレジットカード（詳細は本用紙に記入しない）
- ☑ 予納台帳又は当座預金口座からの引き落としの承認
- ☐ 銀行振込
- ☐ 現金
- ☐ 郵便振替
- ☐ 小切手
- ☐ 特許印紙
- ☐ その他：

予納台帳又は当座預金からの引き落とし（又は振込）の承認（国際予備審査機関によっては利用できない場合がある）

- ☑ 上記の合計額の引き落としの承認
- ☐ （このチェックボックスは国際予備審査機関の予納台帳又は当座預金口座の条件が認める場合にのみ有効）上記の合計額の差額の引き落とし又は過誤納額の振込みの承認

国際予備審査機関：ＩＰＥＡ／JP
予納台帳又は当座預金口座番号：888888
日付：dd.mm.20XX
氏名：国際　太郎
署名：

様式ＰＣＴ／ＩＰＥＡ／４０１（附属書）（２０２２年７月）　　国際予備審査請求の備考参照

特許印紙の貼付例（予備審査請求と同時に納付する場合）

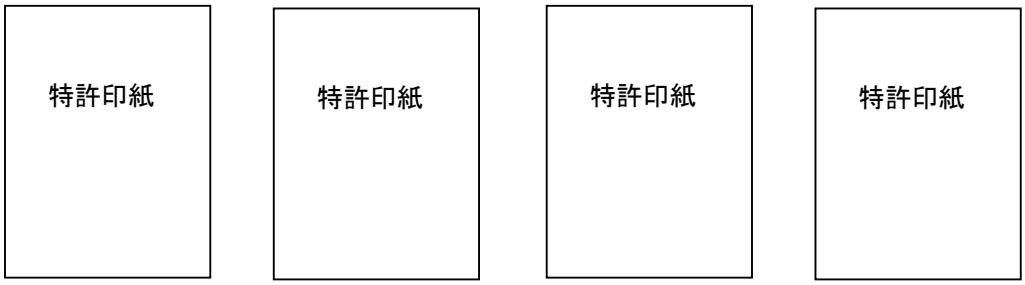

予備審査手数料	３４，０００円
取扱手数料	３２，７００円
合計	６６，７００円

予備審査請求は管轄国際予備審査機関へ直接行わなければならない。２以上の管轄機関がある場合には、出願人の選択による。
IPEA/JP

特許協力条約に基づく国際出願
国際予備審査請求書

第 Ⅱ 章

出願人は、次の国際出願が特許協力条約に従つて国際予備審査の対象とされることを請求する。

国際予備審査機関記入欄

国際予備審査機関の確認	請求書の受理の日

第Ⅰ欄　国際出願の表示

出願人又は代理人の書類記号	国際出願番号
WO20XX000123	PCT/JP20XX/999999
国際出願日（日.月.年）	優先日（最先のもの）（日.月.年）
dd.mm.20XX	dd.mm.20XX

発明の名称
ハンドスキャナ

第Ⅱ欄　出願人

氏名（名称）及びあて名:　（姓、名の順に記載；法人は公式の完全な名称を記載；あて名は郵便番号及び国名も記載）

株式会社東京製作所
TOKYO SEISAKUSHO CORPORATION

1000013
日本国
東京都千代田区霞が関三丁目４番３号

4-3,Kasumigaseki 3-chome, Chiyoda-ku, Tokyo
1000013
Japan

電話番号:
03-3581-1101

ファクシミリ番号:
03-8765-4321

出願人登録番号:
987654321

電子メールの使用の承認：国際事務局又は国際予備審査機関に対して、それらの機関が希望する場合にこの電子メールアドレスを利用してこの国際出願に関する通知を内容とする情報を送信することを承認するときは、以下のいずれかにレ印を付す。

☐ 事前の通知として受け取り、後に書面による通知の送付を希望する。　☐ 電子メールによる通知のみを希望する（書面による通知の送付は希望しない）。

電子メールアドレス:

国籍（国名）：	住所（国名）：
日本国 Japan	日本国 Japan

氏名（名称）及びあて名:（姓、名の順に記載；法人は公式の完全な名称を記載；あて名は郵便番号及び国名も記載）

株式会社大阪製作所
OSAKA SEISAKUSHO CORPORATION

5430061
日本国
大阪府大阪市天王寺区伶人町７番地７号

7-7, Reinin-cho, Ten-nouji-ku, Osaka-shi, Osaka
5430061
Japan

国籍（国名）：	住所（国名）：
日本国 Japan	日本国 Japan

☐ その他の出願人が続葉に記載されている。

2 頁

国際出願番号
PCT/JP20XX/999999

第Ⅲ欄　代理人又は共通の代表者、通知のあて名

下記に記載された者は、☑ 代理人 又は ☐ 共通の代表者 として

☑ 既に選任された者であつて、国際予備審査についても出願人を代理する者である。

☐ 今回新たに選任された者である。先に選任されていた代理人又は共通の代表者は解任された。

☐ 既に選任された代理人又は共通の代表者に加えて、特に国際予備審査機関に対する手続のために、今回新たに選任された者である。

氏名（名称）及びあて名：（姓、名の順に記載；法人は公式の完全な名称を記載；あて名は郵便番号及び国名も記載）

国際　太郎　KOKUSAI, Taro

1020081
日本国 東京都千代田区四番町１２番地

12, Yonbancho, Chiyoda-ku, Tokyo 1020081
Japan

電話番号：
03-1234-5678

ファクシミリ番号：
03-1234-5678

代理人登録番号：
123456789

電子メールの使用の承認：国際事務局又は国際予備審査機関に対して、それらの機関が希望する場合にこの電子メールアドレスを利用してこの国際出願に関する通知を内容とする情報を送信することを承認するときは、以下のいずれかにレ印を付す。

☐ 事前の通知として受け取り、後に書面による通知の送付を希望する。

☑ 電子メールによる通知のみを希望する（書面による通知の送付は希望しない）。

電子メールアドレス：kokusai-taro@jpo.go.jp

☐ 通知のためのあて名： 代理人又は共通の代表者が選任されておらず、上記枠内に特に通知が送付されるあて名を記載している場合は、レ印を付す。

第Ⅳ欄　国際予備審査に対する基本事項

補正に関する記述：*

1. 出願人は、次のものを基礎として国際予備審査を開始することを希望する。

明細書に関して
☐ 出願時のものを基礎とすること。又は
☑ 特許協力条約第３４条の規定に基づいてなされた補正を基礎とすること。

配列表に関して（該当する場合）
☐ 出願時のものを基礎とすること。又は
☐ 特許協力条約第３４条の規定に基づいてなされた補正を基礎とすること。

請求の範囲に関して
☐ 出願時のものを基礎とすること。又は
☐ 特許協力条約第１９条の規定に基づいてなされた補正を基礎とすること。及び/又は
☑ 特許協力条約第３４条の規定に基づいてなされた補正を基礎とすること。

図面に関して（該当する場合）
☑ 出願時のものを基礎とすること。又は
☐ 特許協力条約第３４条の規定に基づいてなされた補正を基礎とすること。

2. ☐ 出願人は、特許協力条約第１９条の規定に基づく請求の範囲について行つた補正を無視し、かつ、取り消されたものとみなして開始することを希望する。

3. ☐ 国際予備審査機関が規則６９．１（ｂ）に従つて国際調査と同時に国際予備審査を開始しようとする場合、出願人は規則６９．１（ｄ）に基づき適用される期間の満了まで国際予備審査の開始を延期することを国際予備審査機関に希望する。

4. ☐ 出願人は、規則５４の２．１（ａ）に基づき適用される期間の満了まで国際予備審査の開始を延期することを明示的に希望する。

*記入がない場合は、1）補正がないか又は国際予備審査機関が補正（原本又は写し）を受領していないときは、出願時の国際出願を基礎に予備審査が開始され、2）国際予備審査機関が、見解書又は予備審査報告書の作成開始前に補正（原本又は写し）を受領したときは、これらの補正を考慮して予備審査が開始又は続行される。

国際予備審査を行うための言語は　日本語　であり、

☑ 国際出願の提出時の言語である。

☐ 国際調査のために提出した翻訳文の言語である。

☐ 国際出願の公開の言語である。

☐ 国際予備審査の目的のために提出した翻訳文の言語である。

国際予備審査請求期間の満了する時まで
国際予備審査の開始の延期を希望する場合に
「４．☐」にチェックします

第Ⅴ欄　国の選択

この様式を用いてされた国際予備審査の請求は、指定され、かつ、ＰＣＴ第Ⅱ章に拘束されるすべての締約国を選択する国際予備審査の請求となる。

3　頁

国際出願番号
PCT/JP20XX/999999

第Ⅵ欄　照合欄

この国際予備審査請求書には、国際予備審査のために、第Ⅳ欄に記載する言語による
下記の書類が添付されている。

● 手数料計算用紙

第Ⅶ欄　出願人、代理人又は共通の代表者の署名
署名者の氏名（及び法人を代表して署名する場合は法人名を含む肩書）を記載し、その次に署名する。

(PKCS7 デジタル署名)
国際　太郎

国際予備審査機関記入欄

1. 国際予備審査請求書の実際の受理の日

2. 規則 60.1(b)の規定による国際予備審査請求書の受理の日の訂正後の日付

3. ☐ 優先日から１９月を経過後の国際予備審査請求書の受理。ただし、以下の4, 5の項目には当てはまらない。

☐ 出願人に通知した。

4. ☐ 規則80.5により延長が認められている優先日から１９月の期間内の国際予備審査請求書の受理

5. ☐ 優先日から１９月を経過後の国際予備審査請求書の受理であるが規則82又は規則82の4により認められる。

6. ☐ 規則54の2.1(a)の期限の経過後の国際予備審査請求書の受理。ただし、以下の7,8の項目に当てはまらない。

7. ☐ 規則80.5により延長が認められている規則54の2.1(a)の期限内の国際予備審査請求書の受理。

8. ☐ 規則54の2.1(a)の期間の経過後の国際予備審査請求書の受理であるが規則82又は規則82の4により認められる。

国際事務局記入欄

国際予備審査請求書の国際予備審査機関からの受領の日:

特許協力条約に基づく国際出願

第 Ⅱ 章

手数料計算用紙

国際予備審査請求書の附属書

国際出願番号	PCT/JP20XX/999999
出願人又は代理人の書類記号	WO20XX000123

国際予備審査機関記入欄

国際予備審査機関の日付印

出願人
株式会社東京製作所

所定の手数料の計算

1. 予備審査手数料

34000 円 P

2. 取扱手数料

32700 円 H

3. 所定の手数料の合計
Ｐ及びＨに記入した金額を加算し、合計額を合計に記入

66700 円
合計

納付種別	予納
予納台帳番号	888888

様式 PCT/IPEA/401（附属書）（２０２２年７月版）

The demand must be filed directly with the competent International Preliminary Examining Authority or, if two or more Authorities are competent, with the one chosen by the applicant. The full name or two-letter code of that Authority may be indicated by the applicant on the line below:

IPEA/ JP

PCT

CHAPTER II

DEMAND

under Article 31 of the Patent Cooperation Treaty:
The undersigned requests that the international application specified below be the subject of international preliminary examination according to the Patent Cooperation Treaty.

For International Preliminary Examining Authority use only

Identification of IPEA	Date of receipt of DEMAND

Box No. I IDENTIFICATION OF THE INTERNATIONAL APPLICATION

Applicant's or agent's file reference	International application No.
WO20XX000123	PCT/JP20XX/999999
International filing date *(day/month/year)*	(Earliest) Priority date *(day/month/year)*
dd.mm.20XX	dd.mm.20XX

Title of invention
HAND SCANNER

Box No. II APPLICANT(S)

Name and address: *(Family name followed by given name; for a legal entity, full official designation. The address must include postal code and name of country.)*

TOKYO SEISAKUSHO CORPORATION

4-3, Kasumigaseki 3-chome, Chiyoda-ku,
Tokyo 1000013 Japan

E-mail address*

Telephone No.
03-3581-1101

Facsimile No.
03-8765-4321

Applicant's registration No. with the Office
987654321

* **E-mail authorization**: Indicating an e-mail address above authorizes the International Bureau and the International Preliminary Examining Authority, if they provide such a service, to send notifications exclusively by e-mail to that address, unless the following box is marked:

☐ notifications are requested to be sent exclusively by postal mail.

State *(that is, country)* of nationality:	State *(that is, country)* of residence:
JAPAN	JAPAN

Name and address: *(Family name followed by given name; for a legal entity, full official designation. The address must include postal code and name of country.)*

OSAKA SEISAKUSHO CORPORATION

7-7, Reinin-cho, Ten-nouji-ku, Osaka-shi,
Osaka 5430061 Japan

State *(that is, country)* of nationality:	State *(that is, country)* of residence:
JAPAN	JAPAN

☐ Further applicants are indicated on a continuation sheet.

Form PCT/IPEA/401 (first sheet) (July 2022) *See Notes to the demand form*

Sheet No. . 2

International application No.
PCT/JP20XX/999999

Box No. III AGENT OR COMMON REPRESENTATIVE; OR ADDRESS FOR CORRESPONDENCE

The following person is ☒ agent ☐ common representative

and ☒ has been appointed earlier and represents the applicant(s) also for international preliminary examination.

☐ is hereby appointed and any earlier appointment of (an) agent(s)/common representative is hereby revoked.

☐ is hereby appointed, specifically for the procedure before the International Preliminary Examining Authority, in addition to the agent(s)/common representative appointed earlier.

Name and address: *(Family name followed by given name; for a legal entity, full official designation. The address must include postal code and name of country.)*	E-mail address*
KOKUSAI, Taro	kokusai-taro@jpo.go.jp
12, Yonbancho, Chiyoda-ku, Tokyo 1020081 Japan	Telephone No. 03-1234-5678
	Facsimile No. 03-1234-5678
	Agent's registration No. with the Office 123456789

* **E-mail authorization**: Indicating an e-mail address above authorizes the International Bureau and the International Preliminary Examining Authority, if they provide such a service, to send notifications exclusively by e-mail to that address, unless the following box is marked:

☐ notifications are requested to be sent exclusively by postal mail.

☐ **Address for correspondence:** Mark this check-box where no agent or common representative is/has been appointed and the space above is used instead to indicate a special address to which correspondence should be sent.

Box No. IV BASIS FOR INTERNATIONAL PRELIMINARY EXAMINATION

Statement concerning amendments:*

1. The applicant wishes the international preliminary examination **to start on the basis of:**

the description	☐	as originally filed, or
	☒	as amended under Article 34
the sequence listing (if any)	☐	as originally filed, or
	☐	as amended under Article 34
the claims	☐	as originally filed, or
	☐	as amended under Article 19, and/or
	☒	as amended under Article 34
the drawings (if any)	☒	as originally filed, or
	☐	as amended under Article 34

2. ☐ The applicant wishes any amendment to the claims under Article 19 to be considered as reversed.
3. ☐ Where the IPEA wishes to start the international preliminary examination at the same time as the international search in accordance with Rule 69.1(b), the applicant requests the IPEA **to postpone** the start of the international preliminary examination until the expiration of the applicable time limit under Rule 69.1(d).
4. ☐ The applicant expressly requests **to postpone** the start of the international preliminary examination until the expiration of the applicable time limit under Rule 54*bis*.1(a).

* Where no check-box is marked, international preliminary examination will start on the basis of the international application as originally filed or, where a copy of amendments to the claims under Article 19 and/or amendments of the international application under Article 34 are received by the International Preliminary Examining Authority before it has begun to draw up a written opinion or the international preliminary examination report, as so amended.

Language for the purposes of international preliminary examination: English

☒ which is the language in which the international application was filed.

☐ which is the language of a translation furnished for the purposes of international search.

☐ which is the language of publication of the international application.

☐ which is the language of the translation (to be) furnished for the purposes of international preliminary examination.

Box No. V ELECTION OF STATES

The filing of this demand constitutes the election of all Contracting States which are designated and are bound by Chapter II of the PCT.

Sheet No. . . . 3

International application No.
PCT/JP20XX/999999

Box No. VI CHECK LIST

The demand is accompanied by the following elements, in the language referred to in Box No. IV, for the purposes of international preliminary examination:

			For International Preliminary Examining Authority use only: received	not received
1. translation of international application	:	sheets	☐	☐
2. amendments under Article 34	:	6 sheets	☐	☐
3. amended sequence listing under Article 34	:	☐	☐	☐
4. letter accompanying the amendments under Article 34 (Rule 66.8)	:	1 sheets	☐	☐
5. copy (or, where required, translation) of amendments under Article 19	:	sheets	☐	☐
6. copy of the letter accompanying the amendments under Article 19 (Rules 46.5(b) and 53.9)	:	sheets	☐	☐
7. copy (or, where applicable, translation) of any statement under Article 19 (Rule 62.1(ii))	:	sheets	☐	☐
8. other *(specify)*	:	sheets	☐	☐

The demand is also accompanied by the item(s) marked below:

1. ☒ fee calculation sheet
2. ☐ original separate power of attorney
3. ☐ original general power of attorney
4. ☐ copy of general power of attorney; reference number, if any:
5. ☐ sequence listing for the purposes of international preliminary examination (Rule 13*ter*)
6. ☐ a statement to the effect that the sequence listing does not go beyond the disclosure in the international application as filed
7. ☐ other *(specify)*: _____

Box No. VII SIGNATURE OF APPLICANT, AGENT OR COMMON REPRESENTATIVE

Next to each signature, indicate the name of the person signing and the capacity in which the person signs (if such capacity is not obvious from reading the demand).

KOKUSAI, Taro 太国 郎際

For International Preliminary Examining Authority use only

1. Date of actual receipt of DEMAND:

2. Adjusted date of receipt of demand due to CORRECTIONS under Rule 60.1(b):

3. ☐ The date of receipt of the demand is AFTER the expiration of 19 months from the priority date and item 4 or 5, below, does not apply.
   ☐ The applicant has been informed accordingly.
4. ☐ The date of receipt of the demand is WITHIN the time limit of 19 months from the priority date as extended by virtue of Rule 80.5.
5. ☐ Although the date of receipt of the demand is after the expiration of 19 months from the priority date, the delay in arrival is EXCUSED pursuant to Rules 82 or 82*quater*.
6. ☐ The date of receipt of the demand is AFTER the expiration of the time limit under Rule 54*bis*.1(a) and item 7 or 8, below, does not apply.
7. ☐ The date of receipt of the demand is WITHIN the time limit under Rule 54*bis*.1(a) as extended by virtue of Rule 80.5.
8. ☐ Although the date of receipt of the demand is after the expiration of the time limit under Rule 54*bis*.1(a), the delay in arrival is EXCUSED pursuant to Rules 82 or 82*quater*.

For International Bureau use only

Demand received from IPEA on:

CHAPTER II

PCT

FEE CALCULATION SHEET

Annex to the Demand

International application No.
PCT/JP20XX/999999

Applicant's or agent's file reference
WO20XX000123

For International Preliminary Examining Authority use only

Date stamp of the IPEA

Applicant
TOKYO SEISAKUSHO CORPORATION

CALCULATION OF PRESCRIBED FEES

(Applicants may be entitled to a reduction of the preliminary examination fee and the handling fee as indicated in the PCT Fee Tables (www.wipo.int/pct/en/fees.pdf))

1. PRELIMINARY EXAMINATION FEE . . . . . 69,000 yen P

2. HANDLING FEE . . . . . 32,700 yen H

3. TOTAL OF PRESCRIBED FEES
Add the amounts entered at P and H
and enter total in the TOTAL box . . . . . 101,700 yen
TOTAL

MODE OF PAYMENT
(Not all modes of payment may be available at all IPEAs)

- [ ] credit card *(details should not be included on this sheet)*
- [ ] authorization to charge deposit or current account with the IPEA (see below)
- [ ] bank transfer
- [ ] cash
- [ ] postal money order
- [ ] check
- [x] revenue stamps
- [ ] other *(specify)*: _____

AUTHORIZATION TO CHARGE (OR CREDIT) DEPOSIT OR CURRENT ACCOUNT
(This mode of payment may not be available at all IPEAs)

IPEA/_____

- [ ] Authorization to charge the total fees indicated above.
- [ ] *(This check-box may be marked only if the conditions for deposit or current accounts of the IPEA so permit)* Authorization to charge any deficiency or credit any overpayment in the total fees indicated above.

Deposit or Current Account No.: _____

Date: _____

Name: _____

Signature: _____

Form PCT/IPEA/401 (Annex) (July 2022)

See Notes to the fee calculation sheet

特許印紙の貼付例（予備審査請求と同時に納付する場合）

特許印紙	特許印紙	特許印紙	特許印紙

Preliminary examination fee	６９，０００	yen
Handling fee	３２，７００	yen
Total	１０１，７００	yen

「法施様２３」『法施６２』

【書類名】　答弁書
【あて先】　特許庁審査官　殿
【国際出願の表示】
　【国際出願番号】　PCT/JP20XX/999999
【出願人】
（【識別番号】）　987654321
　【氏名又は名称（日本語）】　株式会社東京製作所
　【氏名又は名称（英語）】　　TOKYO　SEISAKUSHO　CORPORATION
　　（代表取締役　特許　太郎（署名：＿＿＿＿＿＿＿＿））
　【あて名（日本語）】　東京都千代田区霞が関三丁目４番３号
　【あて名（英語）】　4-3,　Kasumigaseki　3-chome,　Chiyoda-ku,　Tokyo
　【郵便番号】　1000013
　【国名】　日本国　Japan
　【国籍】　日本国　Japan
　【住所】　日本国　Japan
【代理人】
　（【識別番号】）　123456789
　【弁理士】
　【氏名又は名称（日本語）】　国際　太郎　　（署名：＿＿＿＿＿＿＿＿）
　【氏名又は名称（英語）】　KOKUSAI,　Taro
　【あて名（日本語）】　東京都千代田区四番町１２番地
　【あて名（英語）】　12,　Yonbancho,　Chiyoda-ku,　Tokyo
　【郵便番号】　1020081
　【国名】　日本国　Japan
【通知の日付】　dd.mm.20XX
【答弁の内容】
　答弁の内容を自由に記載します。
（【提出物件の目録】）
　（【物件名】　参考資料　　１）

（注１）「【通知の日付】」は見解書の発送日を記載します。
（注２）書面で手続する場合において、参考資料を添付する場合は「【提出物件の目録】」の次に「【物件名】」の欄を設けて、「参考資料　１」のように記載します。２以上の物件を添付する場合は、「【物件名】」の欄を繰り返し設けて物件名を記載します。
＜記載例＞
【提出物件の目録】
　【物件名】　参考資料１　　１
　【物件名】　参考資料２　　１
（注３）参考資料を添付する場合は、【提出物件の目録】に記載した書類名との対応関係がわかるように、添付する書類の左上に［参考資料１］等と記載してください。

（注４）オンラインで手続する場合は、以下のように「【提出物件の目録】」及び「【物件名】」の次に「【添付物件】」、「【物件名】」及び「【内容】」の欄を設けてイメージを添付します。２以上の物件を添付する場合は、「【物件名】」に従属する全ての項目に係る欄を繰り返し設けて記載します。

なお、【提出物件の目録】の【物件名】と、【添付物件】の【物件名】に記載された物件名が異なる場合はエラーとなるため、同じ物件名を記載してください。

＜記載例＞

【提出物件の目録】

【物件名】　参考資料１　　１

【物件名】　参考資料２　　１

【添付物件】

【物件名】　参考資料１

【内容】

（イメージを貼り付ける）

【物件名】　参考資料２

【内容】

（イメージを貼り付ける）

（注５）国際予備審査請求の後に作成された見解書に対する応答の場合は、「【答弁の内容】」の後に「【その他】」欄を設け、次のように手続補正書（法第１１条の規定による補正）を同時に提出するか否かを記載します。

＜記載例＞

【その他】同時に手続補正書（法第１１条の規定による補正）の提出あり／なし

（注６）署名をする場合は、署名者の氏名（法人の場合、署名者の肩書き及び氏名）をタイプ印字して、その横に署名してください。

（注７）代理人による手続のときは、出願人の署名は不要とし、出願人による手続のときは「【代理人】」の欄は不要です。

（注８）その他は、【様式編】「２．国際出願の中間手続」内の「c．オンライン手続可能な書類の作成時の共通注意事項（書面手続の場合を含む）」を参照してください。

「法施様２３の２」『法施６２』

REPLY

To:　Examiner of the Patent Office

1　Identification of the International Application

ＰＣＴ／ＪＰ２０ＸＸ／９９９９９９

2　Applicant

Name:　TOKYO SEISAKUSHO CORPORATION

（CEO　TOKKYO, Taro　Signature:_____）

Address:　4-3, Kasumigaseki 3-chome, Chiyoda-ku, Tokyo 100-0013 Japan

Country of nationality:　JAPAN

Country of residence:　JAPAN

3　Agent

Name:　KOKUSAI, Taro　（Signature:_____）

Address:　12, Yonbancho, Chiyoda-ku, Tokyo 102-0081 Japan

4　Date of Notification　dd.mm.20XX

5　Subject Matter of Reply (Argument)

6　List of Attached Documents

（注１）表題は、法第13条又は法施第55条の2の答弁書にあっては「**REPLY**」、法施第61条の2の答弁書にあっては「**ARGUMENT**」とします。

（注２）「**4 Date of Notification**」は見解書の発送日を記載します。

（注３）署名をする場合は、署名者の氏名（法人の場合、署名者の肩書き及び氏名）をタイプ印字して、その横に署名してください。

（注４）代理人による手続のときは、出願人の署名は不要とし、出願人による手続のときは「**3 Agent**」の欄は不要です。

「法施様１５」『法施３１』

手　続　補　正　書
（法第１１条の規定による補正）

特許庁審査官　殿

１　国際出願の表示　　ＰＣＴ／ＪＰ２０ＸＸ／９９９９９９

２　出　願　人

名　称　　株式会社東京製作所
TOKYO SEISAKUSHO CORPORATION
（代表取締役　特許　太郎（署名：＿＿＿＿＿＿＿＿））

あて名　　〒100-0013　日本国東京都千代田区霞が関三丁目４番３号
4-3,　Kasumigaseki 3-chome,　Chiyoda-ku,　Tokyo　100-0013　Japan

国　籍　　日本国　　JAPAN
住　所　　日本国　　JAPAN

３　代　理　人

氏　名　　弁理士　　国際　太郎　　（署名：＿＿＿＿＿＿＿＿）
KOKUSAI,　Taro

あて名　　〒102-0081　日本国東京都千代田区四番町１２番地
12,　Yonbancho,　Chiyoda-ku,　Tokyo　102-0081　Japan

４　補正の対象

明細書及び請求の範囲

５　補正の内容

（１）　明細書第２頁段落［０００５］第３行の「油脂含有量を調整することが可能である。」を「油脂含有量を調整することが可能で、良好な食感が保持できる。」に補正する。
　段落［０００５］の「油脂含有量を調整することが可能で、良好な食感が保持できる。」の記載は出願時の明細書の段落［０００○］に記載された事項に基づくものである。

（２）　明細書第２頁段落［０００６］を別紙のとおり補正する。
「○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○」は、出願時の明細書段落［００△△］に記載された事項に基づくものである。

（３）　明細書第３頁段落［０００７］を削除する。

（４）　請求の範囲第２項を削除する。

（５）　請求の範囲第３項を別紙のとおり補正する。
請求の範囲第３項の「△△△」の記載は、出願時の明細書の段落［０００□］に記載された事項に基づくものである。

（６）　請求の範囲第５項及び第６項を追加する。
第５項および第６項は、出願時の明細書の段落［００□□］に基づくものである。

６　添付書類の目録

（１）明細書第２頁、第２／１頁及び第３頁
（２）請求の範囲第２０頁、第２１頁及び第２１／１頁

（注１）法施第５０条の３第５項の規定により補正後の配列表を記録した磁気ディスクを提出する場合又は同条第１０項の規定により電子特殊申請で所定の配列表を提出する場合は、表題を「第５０条の３第５項の規定による配列表の提出書」とします。

（注２）「補正の内容」の欄には、補正事項を指摘するとともに、補正の根拠を表示します。補正の根拠を表示するとは、国際出願の出願時等における明細書、請求の範囲、又は図面の記載のうち、補正の基礎となる記載箇所と、その箇所を特定できる程度の説明を記述することをいいます。

（注３）補正した頁の差替え用紙を、別紙として添付します。明細書又は図面を補正する場合は該当頁を、請求の範囲を補正する場合は、請求の範囲全文を差替え用紙として添付します。

（注４）明細書について、補正によって記載内容が増加し、次頁に及んだ場合には、当該頁を連続番号とはせずに、例えば第１頁を補正する場合は、「１、１／１、１／２・・・」と表示します。

（注５）請求の範囲について、補正によって記載内容が増加する場合、又は請求項の追加によって頁が増える場合は、最後の頁を増やします。例えば、最後の頁が第５頁の場合は、「５、５／１、５／２・・・」と表示します。

　補正によって記載内容が減少、又は請求項の削除によって頁全体が削除の対象となった場合は、その頁の添付は不要です。この場合、「補正の内容」の欄に補正により頁が削除された旨を記載します。

（注６）明細書、図面の補正において、頁全体が削除の対象となった場合、その頁の添付は不要です。この場合、「補正の内容」の欄に当該頁が補正により削除された旨を記載します。

（注７）法施第５０条の３第５項の規定により補正後の配列表を記録した磁気ディスクを添付して提出する場合又は同条第１０項の規定により電子特殊申請で所定の配列表を提出する場合は、「補正の内容」の欄に「別添のとおり」と記載するとともに補正事項を指摘し、差替え用紙の添付は不要です。

（注８）署名をする場合は、署名者の氏名（法人の場合、署名者の肩書き及び氏名）をタイプ印字して、その横に署名してください。

（注９）代理人による手続のときは、出願人の署名は不要とし、出願人による手続のときは「３　代理人」の欄は不要です。

【補正の仕方の一例】

明細書

＜補正前＞

2
××××××××××××
×××××××××××。
[0004]　×××××××××××
×××××××××××。
発明の概要
　×××××××××××
×××××××××××××
××。
[0005]　×××××××××××
×××××××××××××
×××××××油脂含有量
を調整することが可能であ
る。
[0006]　また、××××××××
×××××××××××××
×××××××××××××
×××××××××××××
×××××××××ことが

3
考えられるが、×××××
×××××××××。
[0007]　ただし、×××××××
×××××××××××××
×××。
[0008]　×××××××××××
×××××××××××。

＜補正後＞

2
××××××××××××
×××××××××××。
[0004]　×××××××××××
×××××××××××。
発明の概要
　×××××××××××
×××××××××××××
××。
[0005]　××××××××××
×××××××××××
×××××××××油脂
含有量を調整することが
可能で、良好な食感が保持
できる。
[0006]　また、××××××××
×××××××××××××
○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○××××
×××××××××××××

2／1
×××××××××××××
×××××××××ことが

3
考えられるが、×××××
×××××××××。
[0007]
[0008]　×××××××××××
×××××××××××。

（注１）明細書の補正は、頁単位で行い、補正を行った頁のみ、差替え用紙を別紙として添付します。
頁が増えた場合は、「／」の次に枝番を記載します。
※　上記例では補正により２頁に収まらなかった部分を２／１頁に記載。ただし、補正箇所が複数頁にまたがる場合（例：段落[0006]の補正箇所が２頁～３頁にまたがる場合）は、差替え用紙の頁は「２、２／１、３」とはせずに、「２、３」とします。

（注２）補正を行った部分に「（補正後）」「（削除）」「（追加）」等の文言を表示することや下線を引くことはできません。

【補正の仕方の一例】

請求の範囲（１回目の補正）

＜補正前＞

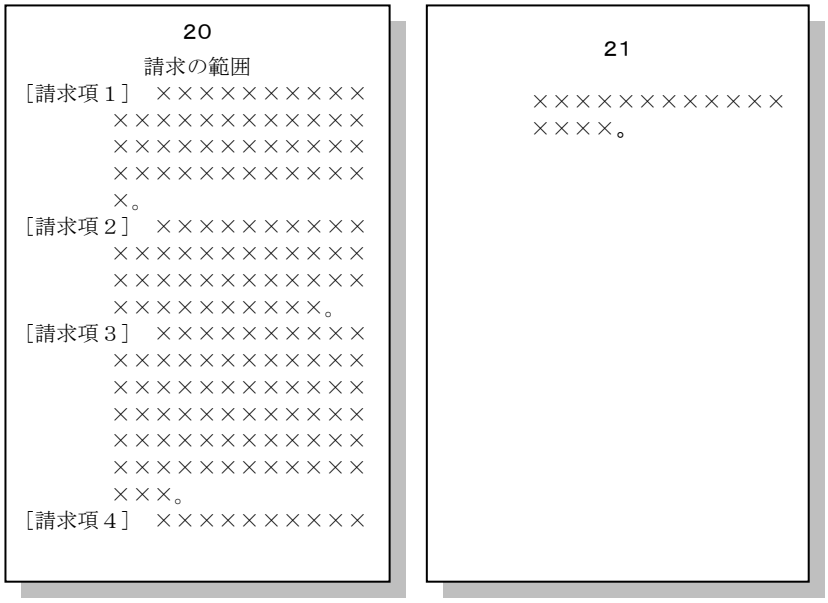

＜補正後＞

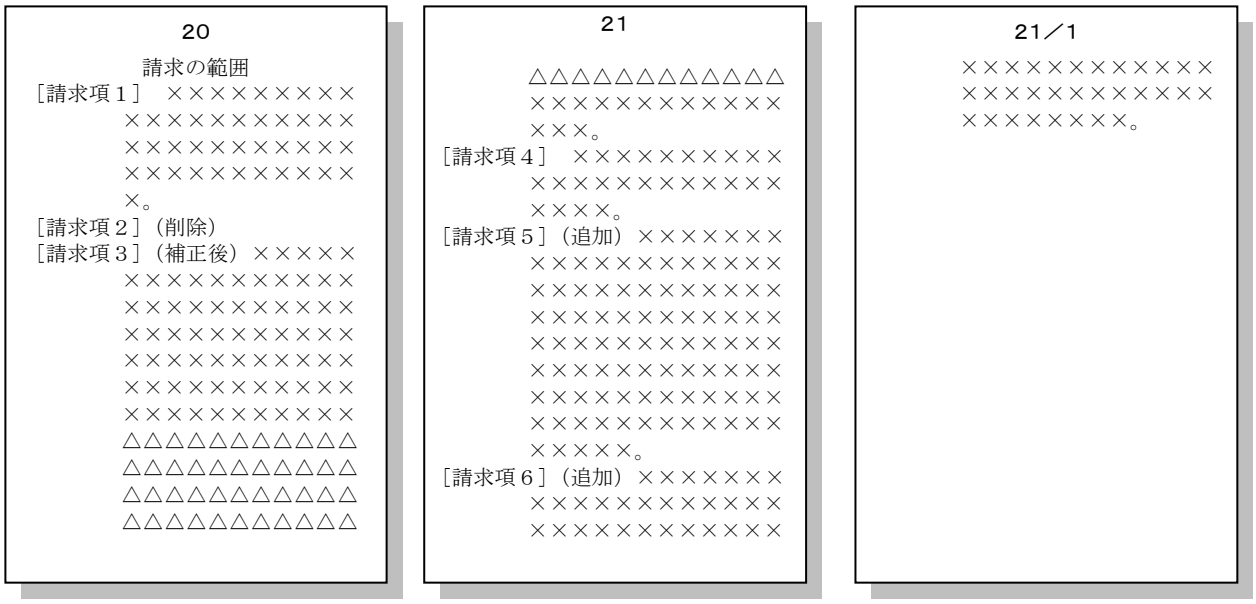

（注１）請求の範囲の補正は、請求の範囲全文で行います。（補正しない請求項も含めて提出します。）

（注２）補正を行った項には、項番と本文の間に「（補正後）」、「（削除）」、「（追加）」の表示をします。下線を引くことはできません。

（注３）請求項の「（追加）」は、既存の最後の請求項の次に続けて増やしていきます。既存の請求項の途中に追加の請求項を挿入することはできません。

（注４）請求項の「（削除）」は、「本文」を削除し、項番のみ残します。

（注５）頁が増えた場合は、「／」の次に枝番を記載します。

【補正の仕方の一例】

請求の範囲（２回目以降の補正）

＜前回の補正後＞

20

請求の範囲
［請求項１］　××××××××××
××××××××××××
××××××××××××
××××××××××××
×。
［請求項２］（削除）
［請求項３］（補正後）　×××××
××××××××××××
××××××××××××
××××××××××××
××××××××××××
××××××××××××
××××××××××××
△△△△△△△△△△△△
△△△△△△△△△△△△
△△△△△△△△△△△△
△△△△△△△△△△△△

21

△△△△△△△△△△△△
××××××××××××
×××。
［請求項４］　××××××××××
××××××××××××
××××。
［請求項５］（追加）　×××××××
××××××××××××
××××××××××××
××××××××××××
××××××××××××
××××××××××××
××××××××××××
×××××。
［請求項６］（追加）　×××××××
××××××××××××
××××××××××××

21／1

××××××××××××
××××××××××××
××××××××。

＜今回の補正後＞

20

請求の範囲
［請求項１］　××××××××××
××××××××××××
××××××××××××
××××××××××××
×。
［請求項２］
［請求項３］（補正後）　×××××
××××××××××××
××××××××××××
××××××××××××
××××××××××××
××××××××××××
××××××××××××
△△△△△△△△△△△△
△△△△△△△△△△△△
△△△△△△△△△△△△
△△△△△△△△△△△△

21

□□□□□□□□□□□□
□□□□□□□□□□□□
□□□。
［請求項４］（削除）
［請求項５］　××××××××××
××××××××××××
××××××××××××
××××××××××××
××××××××××××
××××××××××××
××××××××××××
××。
［請求項６］（補正後）　××××××
××××××××××××
××××××××××××
□□□□□□□□□□□□
□□□□□□□□□□□□

21／1

□□□□□□□□□□□□
□□□。
［請求項７］（追加）　×××××××
××××××××××××
××××××××××××
×××。

※以下の点以外は、１回目の補正における注意点と同様

（注１）今回補正を行う項の項番と本文の間に「（補正後）」、「（削除）」、「（追加）」の表示をします。前回の補正後の内容を維持する項には、「（補正後）」、「（削除）」、「（追加）」の表示はしません。

（注２）一度削除した請求項には、後の補正において再度本文を記載することはできません。

※　上記例では、前回の補正で削除している請求項２は、今回の補正で本文を記載することはできません。（削除）の表示もしません。

「法施様１５の２」『法施３１』

AMENDMENT

To: Examiner of the Patent Office

1 Identification of the International Application
ＰＣＴ／ＪＰ２０ＸＸ／９９９９９９

2 Applicant
Name: TOKYO SEISAKUSHO CORPORATION
（CEO TOKKYO, Taro Signature:_____）
Address: 4-3, Kasumigaseki 3-chome, Chiyoda-ku, Tokyo 100-0013 Japan
Country of nationality: JAPAN
Country of residence: JAPAN

3 Agent
Name: KOKUSAI, Taro （Signature:_____）
Address: 12, Yonbancho, Chiyoda-ku, Tokyo 102-0081 Japan

4 Item to be Amended Description and Claims

5 Subject Matter of Amendment

(1) The word(s)/expression(s)/sentence(s) “+++++” in the line 3 of the paragraph [0001] on the page 1 of the description is/are amended as “*****.”
Above amendment(s) is/are based on the paragraph [0003] of the description as filed.
The word(s)/expression(s)/sentence(s) “+++++” in the line 3 of the paragraph [0007] on the page 2 is/are cancelled.

(2) The paragraph [0010] on the page 3 of the description is amended as per the attached sheet(s).
Above amendment(s) is/are based on the paragraph [0020] of the description as filed.

(3) The word(s)/expression(s)/sentence(s) “+++++” of the claim 1 is/are amended as per the attached sheet(s). Above amendment(s) is/are based on the paragraph [0025] of the description as filed.

(4) The claim 2 is cancelled.

(5) The claim 3 is added. The claim 3 is based on the paragraph [0026] of the description as filed.

6 List of Attached Documents

(1) Replacement sheets: page 1, 1/1, 2 and 3 of the description
(2) Replacement sheets: page 20 of the claims

（注１）法施第５０条の３第５項の規定により補正後の配列表を記録した磁気ディスクを添付して提出する場合又は同条第１０項の規定により電子特殊申請で所定の配列表を提出する場合は、表題を「**SUBMISSION OF THE SEQUENCE LISTING**」とします。また、「**Subject Matter of Amendment**」の欄に「**As per the attached**」と記載するとともに補正事項を指摘し、差替え用紙の添付は不要です。

（注２）署名をする場合は、署名者の氏名（法人の場合、署名者の肩書き及び氏名）をタイプ印字して、その横に署名してください。

（注３）代理人による手続のときは、出願人の署名は不要とし、出願人による手続のときは「**3 Agent**」の欄は不要です。

＜差替え用紙（別紙）の作成例：請求の範囲を補正する場合＞

20

CLAIMS

Claim 1. (Amended) A cross section of elastic belt-like material that shapes a conical spring .....

.....

..... ＊＊＊＊＊ basically located parallel to the axis of the cone, .

.....

..... a conical spring that is characterized by the curved cross section in this belt-like material.

Claim 2. (Cancelled)

Claim 3. (New) At least one end of a conical spring (1a or 1c) is .....

.....

.....

（注１）請求の範囲の補正は、請求の範囲全文で行います。（補正しない請求項も含めて提出します。）
（注２）補正を行った項には、項番と本文の間に「(**Amended**)」、「(**Cancelled**)」、「(**New**)」の表示をします。下線を引くことはできません。
（注３）請求項の「（**New**）」は、既存の最後の請求項の次に続けて増やしていきます。既存の請求項の途中に追加（**New**）の請求項を挿入することはできません。
（注４）請求項の削除（**Cancelled**）は、「本文」を削除し、項番のみ残します。

「法施様２１の３」『法施５３の２』

国際予備審査開始延期請求書

特許庁長官　殿

１　国際出願の表示　　ＰＣＴ／ＪＰ２０ＸＸ／９９９９９９

２　出　願　人

名　称　　株式会社東京製作所
TOKYO　SEISAKUSHO　CORPORATION
（代表取締役　特許　太郎（署名：＿＿＿＿＿＿＿＿））

あて名　　〒100-0013　日本国東京都千代田区霞が関三丁目４番３号
4-3,　Kasumigaseki 3-chome,　Chiyoda-ku,　Tokyo　100-0013　Japan

国　籍　　日本国　　JAPAN

住　所　　日本国　　JAPAN

３　代　理　人

氏　名　　弁理士　　国際　太郎　　（署名：＿＿＿＿＿＿＿＿）
KOKUSAI,　Taro

あて名　　〒102-0081　日本国東京都千代田区四番町１２番地
12,　Yonbancho,　Chiyoda-ku,　Tokyo　102-0081　Japan

４　国際予備審査開始延期請求の趣旨

第５１条の２第１項に規定する期間が満了した時に国際予備審査を開始することを希望します。

（注１）署名をする場合は、署名者の氏名（法人の場合、署名者の肩書き及び氏名）をタイプ印字して、その横に署名してください。

（注２）代理人による手続のときは、出願人の署名は不要とし、出願人による手続のときは「３　代理人」の欄は不要です。

「法施様２１の４」『法施５３の２』

REQUEST TO POSTPONE START OF INTERNATIONAL PRELIMINARY EXAMINATION UNTIL EXPIRATION OF THE APPLICABLE TIME LIMIT UNDER RULE 54bis.1(a)

To: Commissioner of the Patent Office

1 Identification of the International Application

ＰＣＴ／ＪＰ２０ＸＸ／９９９９９９

2 Applicant

Name: TOKYO SEISAKUSHO CORPORATION

（CEO TOKKYO, Taro Signature:_____）

Address: 4-3, Kasumigaseki 3-chome, Chiyoda-ku, Tokyo 100-0013 Japan

Country of nationality: JAPAN

Country of residence: JAPAN

3 Agent

Name: KOKUSAI, Taro （Signature:_____）

Address: 12, Yonbancho, Chiyoda-ku, Tokyo 102-0081 Japan

4 Request to Postpone Start of International Preliminary Examination

The applicant expressly wishes the International Preliminary Examination to start at the expiration of the applicable time limit under Article 51-2(1).

（注１）署名をする場合は、署名者の氏名（法人の場合、署名者の肩書き及び氏名）をタイプ印字して、その横に署名してください。

（注２）代理人による手続のときは、出願人の署名は不要とし、出願人による手続のときは「**3 Agent**」の欄は不要です。

国際予備審査開始請求書

特許庁長官　殿

１　国際出願の表示　　ＰＣＴ／ＪＰ２０ＸＸ／９９９９９９

２　出　願　人

名　称　　株式会社東京製作所
TOKYO　SEISAKUSHO　CORPORATION
（代表取締役　特許　太郎（署名：＿＿＿＿＿＿＿＿））

あて名　　〒100-0013　日本国東京都千代田区霞が関三丁目４番３号
4-3,　Kasumigaseki 3-chome,　Chiyoda-ku,　Tokyo　100-0013　Japan

国　籍　　日本国　　JAPAN

住　所　　日本国　　JAPAN

３　代　理　人

氏　名　　弁理士　　国際　太郎　　（署名：＿＿＿＿＿＿＿＿）
KOKUSAI,　Taro

あて名　　〒102-0081　日本国東京都千代田区四番町１２番地
12,　Yonbancho,　Chiyoda-ku,　Tokyo　102-0081　Japan

４　国際予備審査開始請求の趣旨

第５１条の２第１項に規定する期間の満了前に国際予備審査を開始することを希望します。

（注１）この書式は、国際予備審査請求期間の満了する時まで国際予備審査の開始の延期を請求した出願について、国際予備審査請求期間の満了前に国際予備審査の開始を請求する場合に使用します。

（注２）署名をする場合は、署名者の氏名（法人の場合、署名者の肩書き及び氏名）をタイプ印字して、その横に署名してください。

（注３）代理人による手続のときは、出願人の署名は不要とし、出願人による手続のときは「３　代理人」の欄は不要です。

REQUEST FOR START OF INTERNATIONAL PRELIMINARY EXAMINATION
BEFORE THE APPLICABLE TIME LIMIT UNDER RULE 54bis.1 (a)

To: Commissioner of the Patent Office

1 Identification of the International Application
ＰＣＴ／ＪＰ２０ＸＸ／９９９９９９

2 Applicant
Name: TOKYO SEISAKUSHO CORPORATION
（CEO TOKKYO, Taro Signature:_____）
Address: 4-3, Kasumigaseki 3-chome, Chiyoda-ku, Tokyo 100-0013 Japan
Country of nationality: JAPAN
Country of residence: JAPAN

3 Agent
Name: KOKUSAI, Taro （Signature:_____）
Address: 12, Yonbancho, Chiyoda-ku, Tokyo 102-0081 Japan

4 Request for Earlier Start of International Preliminary Examination
The applicant expressly wishes the International Preliminary Examination to start earlier than at the expiration of the applicable time limit under Article 51-2(1).

（注１）この書式は、国際予備審査請求期間の満了する時まで国際予備審査の開始の延期を請求した出願について、国際予備審査請求期間の満了前に国際予備審査の開始を請求する場合に使用します。
（注２）署名をする場合は、署名者の氏名（法人の場合、署名者の肩書き及び氏名）をタイプ印字して、その横に署名してください。
（注３）代理人による手続のときは、出願人の署名は不要とし、出願人による手続のときは「**3 Agent**」の欄は不要です。

期間延長請求書

特許庁長官　殿

１　国際出願の表示　　ＰＣＴ／ＪＰ２０ＸＸ／９９９９９９

２　出　願　人

名　称　　株式会社東京製作所
TOKYO　SEISAKUSHO　CORPORATION
（代表取締役　特許　太郎（署名：＿＿＿＿＿＿＿＿））

あて名　　〒100-0013　日本国東京都千代田区霞が関三丁目４番３号
4-3,　Kasumigaseki 3-chome,　Chiyoda-ku,　Tokyo　100-0013　Japan

国　籍　　日本国　　JAPAN

住　所　　日本国　　JAPAN

３　代　理　人

氏　名　　弁理士　　国際　太郎　　（署名：＿＿＿＿＿＿＿＿）
KOKUSAI,　Taro

あて名　　〒102-0081　日本国東京都千代田区四番町１２番地
12,　Yonbancho,　Chiyoda-ku,　Tokyo　102-0081　Japan

４　請求の内容

国際予備審査機関により発せられた見解書に対する応答期間を１ヶ月延長願います。

（注１）国際予備審査機関の見解書への応答期間の延長は、審査官が国際予備審査のスケジュールを勘案し、２月を限度として延長の認否を行います。詳細は「PCT国際調査及び予備審査ハンドブック」の第５章「５．１０　見解書に対する応答期間の延長（IPEA/427）」をご確認ください。

（注２）署名をする場合は、署名者の氏名（法人の場合、署名者の肩書き及び氏名）をタイプ印字して、その横に署名してください。

（注３）代理人による手続のときは、出願人の署名は不要とし、出願人による手続のときは「３　代理人」の欄は不要です。

REQUEST FOR EXTENSION OF PERIOD

To:　Commissioner of the Patent Office

1　Identification of the International Application

ＰＣＴ／ＪＰ２０ＸＸ／９９９９９９

2　Applicant

Name:　TOKYO SEISAKUSHO CORPORATION

（CEO　TOKKYO, Taro　Signature:_____）

Address:　4-3, Kasumigaseki 3-chome, Chiyoda-ku, Tokyo 100-0013 Japan

Country of nationality:　JAPAN

Country of residence:　JAPAN

3　Agent

Name:　KOKUSAI, Taro　（Signature:_____）

Address:　12, Yonbancho, Chiyoda-ku, Tokyo 102-0081 Japan

4　Subject Matter of Request

The applicant hereby requests that the time limit for responding to the written opinion issued by the IPEA/JP should be extended by one month.

（注１）国際予備審査機関の見解書への応答期間の延長は、審査官が国際予備審査のスケジュールを勘案し、２月を限度として延長の認否を行います。詳細は「PCT国際調査及び予備審査ハンドブック」の第５章「５．１０　見解書に対する応答期間の延長（IPEA/427）」をご確認ください。

（注２）署名をする場合は、署名者の氏名（法人の場合、署名者の肩書き及び氏名）をタイプ印字して、その横に署名してください。

（注３）代理人による手続のときは、出願人の署名は不要とし、出願人による手続のときは「**3 Agent**」の欄は不要です。

「法施様２２」『法施５９』

特許印紙

（56,000円）

【書類名】　手数料追加納付書（国際予備審査に係る追加納付）
【あて先】　特許庁長官　殿
【国際出願の表示】
　【国際出願番号】　PCT/JP20XX/999999
【出願人】
　（【識別番号】）　987654321
　【氏名又は名称（日本語）】　株式会社東京製作所
　【氏名又は名称（英語）】　TOKYO　SEISAKUSHO　CORPORATION
　（代表取締役　特許　太郎（署名：＿＿＿＿＿＿＿＿））
　【あて名（日本語）】　東京都千代田区霞が関三丁目４番３号
　【あて名（英語）】　4-3,　Kasumigaseki　3-chome,　Chiyoda-ku,　Tokyo
　【郵便番号】　1000013
　【国名】　日本国　Japan
　【国籍】　日本国　Japan
　【住所】　日本国　Japan
【代理人】
　（【識別番号】）　123456789
　【弁理士】
　【氏名又は名称（日本語）】　国際　太郎　（署名：＿＿＿＿＿＿＿＿）
　【氏名又は名称（英語）】　KOKUSAI,　Taro
　【あて名（日本語）】　東京都千代田区四番町１２番地
　【あて名（英語）】　12,　Yonbancho,　Chiyoda-ku,　Tokyo
　【郵便番号】　1020081
　【国名】　日本国　Japan
【命令の日付】dd.mm.20XX
【追加納付の命令に係る発明の数】　2
【追加納付の命令に係る金額】　56,000 円
【手数料の表示】
　【予納台帳番号】　123456
　【手数料の種類】　予備審査手数料
　【納付金額】　56,000 円

※　この様式見本は手数料を追加納付する場合の記載例です。
（注１）国際予備審査を受けようとする請求の範囲を減縮するときは、「【書類名】」を「請求の範囲の減縮書」とし、国際予備審査を受けようとする請求の範囲を減縮し、かつ、手数料を追加して

納付するときは、「【書類名】」を「請求の範囲の減縮及び手数料追加納付書」とします。

（注２）「請求の範囲の減縮書」又は「請求の範囲の減縮及び手数料追加納付書」を提出するときは、「【追加納付の命令に係る発明の数】」の欄の次に「【減縮する請求の範囲】」の欄を設け、国際予備審査を受けようとする請求の範囲のうち、減縮する請求の範囲を「請求の範囲　第〇項」のように特定して記載します。

（注３）「【追加納付の命令に係る発明の数】」の欄には、手数料の追加の納付を求められた追加発明の数を記載します。

（注４）「【追加納付の命令に係る金額】」の欄には、手数料の追加の納付を求められた金額を記載します。

（注５）「【手数料の表示】」の欄の記載方法については、「手数料納付書」（[２－１]）を参照してください。

（注６）「【納付金額】」の欄には、納付する手数料の金額を記載します。

（注７）陳述書を提出する場合は、「陳述書」（[３－２]）と同時に提出してください。

（注８）署名をする場合は、署名者の氏名（法人の場合、署名者の肩書き及び氏名）をタイプ印字して、その横に署名してください。

（注９）代理人による手続のときは、出願人の署名は不要とし、出願人による手続のときは「【代理人】」の欄は不要です。

（注１０）その他は、【様式編】「２．国際出願の中間手続」内の「c．オンライン手続可能な書類の作成時の共通注意事項（書面手続の場合を含む）」を参照してください。

「法施様２２の２」『法施５９』

Patent Revenue Stamps

（90,000Yen）

PAYMENT OF ADDITIONAL FEE FOR
INTERNATIONALPRELIMINARY EXAMINATION

To: Commissioner of the Patent Office

1 Identification of the International Application
ＰＣＴ／ＪＰ２０ＸＸ／９９９９９９

2 Applicant
(Identification Number): 987654321
Name: TOKYO SEISAKUSHO CORPORATION
（CEO TOKKYO, Taro Signature:_____）
Address: 4-3, Kasumigaseki 3-chome, Chiyoda-ku, Tokyo 100-0013 Japan
Country of nationality: JAPAN
Country of residence: JAPAN

3 Agent
(Identification Number): 123456789
Name: KOKUSAI, Taro （Signature:_____）
Address: 12, Yonbancho, Chiyoda-ku, Tokyo 102-0081 Japan

4 Date of Invitation dd.mm.20XX

5 Number of Additional Inventions 2

6 Designated Amount of the Additional Fee 90,000 yen

7 Amount of the Additional Fee 90,000 yen

(8 List of Attached Documents) (1) Statement: 1 copy

※ この様式見本は手数料を追加納付する場合の記載例です。
（注１）国際予備審査を受けようとする請求の範囲を減縮するときは、表題を「**RESTRICTION OF CLAIM**」とし、国際予備審査を受けようとする請求の範囲を減縮し、かつ、手数料を追加して納付するときは、表題を「**RESTRICTION OF CLAIM AND PAYMENT OF ADDITIONAL FEE**」とします。
（注２）「**RESTRICTION OF CLAIM**」又は「**RESTRICTION OF CLAIM AND PAYMENT OF**

ADDITIONAL FEE」を提出するときは、「**5　Number of Additional Inventions**」の次に「**6　Claim to be Restricted**」の欄を設け、国際予備審査を受けようとする請求の範囲のうち、減縮する請求の範囲を「**Claim(s) Number**〇」のように特定して記載します。

（注３）「**5　Number of Additional Inventions**」の欄には、手数料の追加の納付を求められた追加発明の数を記載します。

（注４）「**6　Designated Amount of the Additional Fee**」の欄には、手数料の追加の納付を求められた金額を記載します。

（注５）「**7　Amount of the Additional Fee**」の欄には、納付する手数料の金額を記載します。

（注６）支払方法別の記載方法について

①　予納により納付する場合

「**7　Amount of the Additional Fee**」の欄の次に「**8　Mode of Payment**」の欄を設けて以下のように「**Current Account**」と予納台帳番号を記載します。

＜記載例＞

8　Mode of Payment　Current Account 999999

②　電子現金納付により納付する場合

「**7　Amount of the Additional Fee**」の欄の次に「**8　Mode of Payment**」の欄を設けて以下のように「**Denshi-Genkin-Noufu**」と納付番号を記載します。

＜記載例＞

8　Mode of Payment　Denshi-Genkin-Noufu　1234-5678-9012-3456

③　口座振替により納付する場合（オンライン手続時のみ利用可）

「**7　Amount of the Additional Fee**」の欄の次に「**8　Mode of Payment**」の欄を設けて以下のように「**Kouza-Furikae**」と振替番号を記載します。

＜記載例＞

8　Mode of Payment　Kouza-Furikae　12345678

④　クレジットカードにより納付する場合（オンライン手続時又は窓口における納付時のみ利用可）

「**2　Applicant**」の欄（代理人が手続を行う場合は「**3　Agent**」の欄）に「(**Identification Number**)」の欄を設けて識別番号を記載します。ただし、識別番号の通知を受けていない者については、「(**Identification Number**)」の欄は不要です。

「**7　Amount of the Additional Fee**」の欄の次に「**8　Mode of Payment**」の欄を設けて以下のように「**Credit Card Payment**」を記載します。

＜記載例＞

8　Mode of Payment　Credit Card Payment

⑤　特許印紙により納付する場合（書面手続時のみ利用可）

左上に特許印紙を貼付し、その下に括弧をしてその額を記載します。この場合、「**8　Mode of Payment**」の欄は不要です。

（注７）陳述書を提出する場合は、「**8　List of Attached Documents**」の欄を設け、**STATEMENT**（[３－２]）を添付します。

（注８）署名をする場合は、署名者の氏名（法人の場合、署名者の肩書き及び氏名）をタイプ印字して、その横に署名してください。

（注９）代理人による手続のときは、出願人の署名は不要とし、出願人による手続のときは「**3　Agent**」の欄は不要です。

６．中小企業、スタートアップ企業及び大学等を対象とした軽減・支援措置

「法施様３０」「法施様３１」『法施８４』

軽減・支援措置の申請を行う際は、該当する様式を以下の特許庁ウェブサイトよりダウンロードし、必要項目を記載の上、提出してください。
https://www.jpo.go.jp/system/patent/pct/tesuryo/pct_keigen_shinsei_202401.html#2-2

【書類名】　手数料軽減申請書（調査手数料等）
【あて先】　特許庁長官　殿
【国際出願の表示】
　【国際出願日】ｄｄ．ｍｍ．２０ＸＸ
　【書類記号】123456789
【軽減を申請する者】
　【氏名又は名称（日本語）】　株式会社東京製作所
　【氏名又は名称（英語）】　TOKYO　SEISAKUSHO　CORPORATION
　【あて名（日本語）　】東京都千代田区霞が関三丁目４番３号
　【あて名（英語）】 4-3,　Kasumigaseki　3-chome,　Chiyoda-ku,　Tokyo
　【手数料軽減に関する内容】特許法施行令第10条第○号○に掲げる者に該当する者である。
　【持分の割合】1/3
【軽減を申請する者】
　【氏名又は名称（日本語）】　株式会社大阪製作所
　【氏名又は名称（英語）】　OSAKA　SEISAKUSHO　CORPORATION
　【あて名（日本語）　】大阪府大阪市天王寺区伶人町７番地７号
　【あて名（英語）】 7-7,　Reinin-cho,　Ten-nouji-ku,　Osaka-shi,　Osaka
　【手数料軽減に関する内容】特許法施行令第10条第○号○に掲げる者に該当する者である。
　【持分の割合】1/3
【代理人】
　【弁理士】
　【氏名又は名称（日本語）】　国際　太郎
　【氏名又は名称（英語）】　KOKUSAI,　Taro
　【あて名（日本語）】　東京都千代田区四番町１２番地
　【あて名（英語）】 12,　Yonbancho,　Chiyoda-ku,　Tokyo
【持分の割合に関する特記事項】
　PCT ホールディングス株式会社　1/3

※　以下は注意事項ですので、申請書を提出する際は記載しません。

（注１）予備審査手数料の軽減・支援措置の申請をする場合は、「【書類名】」を「手数料軽減申請書（予備審査手数料）」と記載します。

（注２）「【国際出願の表示】」の欄の「【国際出願日】」には、その国際出願の提出日を日月年の順に「○○．○○．○○○○」のように記載し、「【書類記号】」には願書に記載された書類記号を記載します。ただし、願書に書類記号が記載されていない場合は、「【書類記号】」を「【発明の名称】」とし、その願書に記載されている発明の名称を記載します。また、予備審査手数料の軽減・支援措置の申請をする場合は、「【国際出願日】」を「【国際出願番号】」として国際出願番号を記載し、「【書類記号】」は不要です。

（注３）「【軽減を申請する者】」の欄に記載すべき者が２人以上あるときは、「【軽減を申請する者】」～「【持分の割合】」の欄を繰り返し設けて記載します。「【持分の割合】」の欄には、「○／○」のようにその者の持分の割合を記載します。

（注４）「【手数料軽減に関する内容】」の欄には、「特許法施行令第 10 条第○号○に掲げる者に該当する者である。」のように軽減・支援措置を受ける旨を記載します。なお、「第○号○」に記載すべき内容については、次頁の「（参考）申請要件一覧」を参照してください。

（注５）軽減・支援措置を申請する者が手続を行う場合は、「【代理人】」の欄は不要です。また、「【代理人】」の欄に記載すべき者が２人以上あるときは、「【代理人】」～「【あて名（英語）】」の欄を繰り返し設けて記載します。

（注６）「【持分の割合に関する特記事項】」の欄には、共同出願人（申請要件を満たしていない者）の持分の割合を「○／○」のように記載します。ただし、当該出願人が含まれない場合は、「【持分の割合に関する特記事項】」の欄は不要です。

（注７）本様式には、軽減・支援措置を申請する者及び代理人の「署名」は不要です。

（参考）申請要件一覧 ※申請要件の詳細は、以下の特許庁ウェブサイトを必ずご確認ください。
https://www.jpo.go.jp/system/patent/pct/tesuryo/pct_keigen_shinsei_202401.html#1

対象者一覧		【手数料軽減に関する内容】に記載する条・号・号の細分	手数料の負担割合
中小企業（会社）（個人事業主）	（製造業等）	特許法施行令第10条第1号イ	1/2
	（卸売業）	特許法施行令第10条第1号ロ	
	（サービス業）	特許法施行令第10条第1号ハ	
	（小売業）	特許法施行令第10条第1号ニ	
	（ゴム製品製造業）	特許法施行令第10条第1号ホ	
	（ソフトウエア業又は情報処理サービス業）	特許法施行令第10条第1号ヘ	
	（旅館業）	特許法施行令第10条第1号ト	
中小企業（組合・NPO法人）	（企業組合）	特許法施行令第10条第1号チ	
	（協業組合）	特許法施行令第10条第1号リ	
	（事業協同組合等）	特許法施行令第10条第1号ヌ	
	（農業協同組合等）	特許法施行令第10条第1号ル	
	（漁業協同組合等）	特許法施行令第10条第1号ヲ	
	（森林組合等）	特許法施行令第10条第1号ワ	
	（商工組合等）	特許法施行令第10条第1号カ	
	（商店街振興組合等）	特許法施行令第10条第1号ヨ	
	（消費生活協同組合等）	特許法施行令第10条第1号タ	
	（酒造組合等）	特許法施行令第10条第1号レ	
	（NPO法人）	特許法施行令第10条第1号ソ	
研究開発型中小企業（会社・個人事業主・組合・NPO法人）	（試験研究費等比率が3%超の個人事業主）	特許法施行令第10条第2号イ	1/2
	（試験研究費等比率が3%超の会社・組合・NPO法人）	特許法施行令第10条第2号ロ	
	（科技イノベ活性化法の指定補助金等を交付された会社・個人事業主・組合・NPO法人）	特許法施行令第10条第2号ハ	
	（経営強化法の経営革新事業を行う会社・個人事業主・組合・NPO法人）	特許法施行令第10条第2号ニ	
	（経営強化法の異分野連携事業を行う会社・個人事業主・組合・NPO法人）	特許法施行令第10条第2号ホ	
	（ものづくり法の計画を行う会社・個人事業主・組合・NPO法人）	特許法施行令第10条第2号ヘ	
アカデミック・ディスカウント	（大学等の研究者）	特許法施行令第10条第3号イ	1/2
	（大学等）	特許法施行令第10条第3号ロ	
承認TLO		特許法施行令第10条第3号ハ	
独立行政法人等		特許法施行令第10条第3号ニ	
試験独法関連TLO		特許法施行令第10条第3号ホ	
公設試験研究機関を設置する者		特許法施行令第10条第3号ヘ	
地方独立行政法人		特許法施行令第10条第3号ト	
小規模企業（法人・個人事業主）	（従業員20人以下の個人事業主）	特許法施行令第10条第4号イ	1/3
	（従業員20人以下の法人）	特許法施行令第10条第4号ロ	
中小スタートアップ企業（法人・個人事業主）	（事業開始後10年未満の個人事業主）	特許法施行令第10条第5号イ	1/3
	（設立後10年未満の法人）	特許法施行令第10条第5号ロ	
福島関連中小企業（会社・個人事業主・組合・NPO法人）		特許法施行令第10条第6号	1/4

※最新の手数料表は、特許庁ウェブサイト（https://www.jpo.go.jp/system/patent/pct/tesuryo/kokuryo.html）を確認してください。

国際出願関係手数料表

2024年7月1日時点

手数料の種類	要件			金額
国際出願手数料	国際出願の用紙の枚数が30枚まで（A）		国際出願日が 2023年12月31日以前	214,200円
			国際出願日が 2024年1月1日以降	217,700円
	30枚を超える用紙1枚につき（B）		国際出願日が 2023年12月31日以前	2,400円
			国際出願日が 2024年1月1日以降	2,500円
	オンライン出願した場合の減額 （上記AとBの合計額から減額）		国際出願日が 2023年12月31日以前	48,300円
			国際出願日が 2024年1月1日以降	49,100円
送付手数料	国際出願 1件につき		国際出願日が 2022年4月1日以降	17,000円
調査手数料	国際調査機関： 日本国特許庁 （ISA/JP）	国際出願（日本語）1件につき	国際出願日が 2022年4月1日以降	143,000円
		国際出願（英語）1件につき	国際出願日が 2022年4月1日以降	169,000円
	国際調査機関： 欧州特許庁 （ISA/EP）		国際出願日が 2024年3月31日以前	280,000円
			国際出願日が 2024年4月1日以降	297,100円
	国際調査機関： シンガポール 知的財産庁 （ISA/SG）		国際出願日が 2023年12月31日以前	242,200円
			国際出願日が 2024年1月1日以降	244,300円
	国際調査機関： インド特許庁 （ISA/IN）		国際出願日が 2023年12月31日以前	17,200円（法人の場合） 4,300円（個人の場合*2）
			国際出願日が 2024年1月1日以降	18,000円（法人の場合） 4,500円（個人の場合*2）
国際調査の 追加手数料	国際調査機関： 日本国特許庁 （ISA/JP）	国際出願（日本語）1件につき	国際出願日が 2022年4月1日以降	105,000円×（請求の範囲の発明の数−1）
		国際出願（英語）1件につき	国際出願日が 2022年4月1日以降	168,000円×（請求の範囲の発明の数−1）
予備審査手数料	国際予備審査機関： 日本国特許庁 （IPEA/JP）	国際出願（日本語）1件につき	納付日が 2022年4月1日以降	34,000円
		国際出願（英語）1件につき	納付日が 2022年4月1日以降	69,000円
取扱手数料	国際予備審査請求 1件につき		納付日が 2023年12月31日以前	32,200円
			納付日が 2024年1月1日以降	32,700円
予備審査の 追加手数料	国際予備審査機関： 日本国特許庁 （IPEA/JP）	国際出願（日本語）1件につき	納付日が 2022年4月1日以降	28,000円×（請求の範囲の発明の数−1）
		国際出願（英語）1件につき	納付日が 2022年4月1日以降	45,000円×（請求の範囲の発明の数−1）
文献の写しの請求に係る手数料 1件につき				1,400円
書類の謄本又はファイル記録事項を記載した書面の交付に係る手数料 1件につき				1,400円
優先権の書類の送付の請求に係る手数料 1件につき				1,400円
国際出願に関する書類についての証明書の交付の請求に係る手数料 1件につき				1,400円
先の調査の結果の送付請求に係る手数料 1件につき				1,700円

*1　出願にあたっては、送付手数料、調査手数料、国際出願手数料の3つの手数料が必要です。
　　調査手数料は、選択する国際調査機関により額が異なりますので、注意してください。

*2　出願人が複数人のときは、出願人全員が個人の場合です。

*3　各種手数料の納付方法については「第4章　第3節　国際出願関係手続の手数料の納付方法」の表を参照してください。

ＰＣＴ国際出願関係書類の提出先、各種お問合せ先

【PCT 国際出願関係書類の提出先（特許庁受理官庁）】

〒１００－８９１５
東京都千代田区霞が関三丁目４番３号
特許庁　国際出願室　受理官庁

【PCT 国際出願の国際段階の手続に関するお問合せ先】

特許庁　国際出願室　受理官庁
受付時間：開庁日の 9:00～17:30
電話：　03-3581-1101 内線 2643
FAX：　03-3501-0659
Email：PA1A31@jpo.go.jp

【インターネット出願ソフトの操作方法、仕様、障害などの技術的なお問合せ先】

電子出願ソフトサポートセンター
受付時間：開庁日の 9:00～18:15
電話：　03-5744-8534（東京）
　　06-6946-5070（大阪）
FAX：　03-3582-0510
電子出願ソフトサポートサイト：　http://www.pcinfo.jpo.go.jp/site/

【電子出願データの着信状況の確認に関するお問合せ先】

特許庁ホットライン(24 時間 365 日)
電話：03-3580-5002

＜本テキストの内容に関するお問い合わせ先＞
特許庁　国際出願室　受理官庁
電話：03-3581-1101　　内線2643

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。